令和３年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和３年６月１日　火曜日

１．議事日程第１号

令和３年６月１日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　常任委員の選任

日程第４　議会運営委員の選任

日程第５　議第45号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））

日程第６　議第46号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））

日程第７　議第47号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第８　議第48号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第９　議第49号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第10　議第50号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第11　議第51号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第52号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13　報第３号　令和２年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第14　報第４号　令和２年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第15　報第５号　令和２年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第16　報第６号　令和２年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第17　報第７号　令和２年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第18　報第８号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第19　報第９号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第20　報第10号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第59期決算報告書及び第

60期事業計画書）

日程第21　報第11号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松村　太	君
２番	徳川禎郁	君
３番	池田芳隆	君
４番	牛塚孝浩	君
５番	西　洋子	君
６番	宮原将志	君
７番	塩見寿子	君
８番	高瀬堅一	君
９番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	迫田浩二	君
監査委員	井上祐太	君
教育長	末次美代	君
総務部長	小澤洋之	君

企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和３年６月第３回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように議長会等の報告は書類報告に代えさせていただき、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようよろしくお願いいたします。

表彰状の伝達

○議長（西　信八郎君）　ここで、さきの全国市議会議長会第97回定期総会において、犬童利夫議員、平田清吉議員、大塚則男議員、宮﨑保議員、高瀬堅一議員が議員10年表彰を受けられましたので、この場をお借りしまして、ただいまから表彰状の伝達をいたします。

ただいまの５名の議員は前のほうへお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議長（西　信八郎君）　ただいま表彰を受けられました議員におかれましては、今後もさらなる御活躍を心からお祈り申し上げます。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで、４月１日付で人事異動がありました部課長等から、それぞれ挨拶の申出があっておりますので、これを許可いたします。

○経済部長（溝口尚也君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。経済部長を拝命いたしました溝口尚也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部次長（永田勝巳君）（登壇）　おはようございます。総務部次長兼財政課長を拝命いたしました永田勝巳でございます。よろしくお願いいたします。

○市民部次長（松尾和弘君）（登壇）　議員の皆様、おはようございます。市民部次長兼税務課長を拝命いたしました松尾和弘でございます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長（渕上麻美君）（登壇）　おはようございます。健康福祉部次長兼福祉事務所長を拝命いたしました渕上麻美でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済部次長（前村洋宣君）（登壇）　おはようございます。経済部次長兼務で農業振興課長と地産他商推進室長を拝命いたしました前村洋宣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議会事務局長（北島清宏君）（登壇）　皆様、おはようございます。議会事務局長を拝命い

たしました北島清宏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長（山本繁美君）（登壇）　皆さん、おはようございます。教育部次長、兼ねて教育総務課長を拝命いたしました山本繁美でございます。昨年度まで、事務局では皆様に大変お世話になりました。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

○学校教育課長（松本幸保君）（登壇）　おはようございます。教育委員会指導主事、兼ねて教育部教育審議員と学校教育課長を拝命いたしました松本幸保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○行財政改革課長（井上敬明君）（登壇）　おはようございます。行財政改革課長兼カルチャーパレス館長を拝命いたしました井上敬明と申します。よろしくお願いいたします。

○防災安全課長（鳥越輝喜君）（登壇）　おはようございます。防災安全課長を拝命しました鳥越輝喜です。どうぞよろしくお願いいたします。

○市庁舎建設推進室長（戸高浩文君）（登壇）　おはようございます。市庁舎建設推進室長を拝命いたしました戸高浩文でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○地域コミュニティ課長（隅田節子君）（登壇）　おはようございます。地域コミュニティ課長兼男女共同参画推進室長兼肥薩線世界遺産推進室長兼人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868館長兼選挙管理委員会事務局長を拝命いたしました隅田節子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長（上原　直君）（登壇）　おはようございます。環境課長兼災害廃棄物対策室長を命ぜられました上原直でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○納税課長（羽田野将央君）（登壇）　おはようございます。納税課長を拝命いたしました羽田野将央です。よろしくお願いいたします。

○福祉課長（古賀真司君）（登壇）　健康福祉部福祉課長を拝命いたしました古賀真司です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援課長（松尾美紀君）（登壇）　おはようございます。高齢者支援課長を拝命いたしました松尾美紀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健センター所長（迫田洋子君）（登壇）　おはようございます。保健センター所長を命ぜられました迫田洋子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○商工振興課長（竹内常泰君）（登壇）　おはようございます。商工振興課長兼まち・ひと・しごと総合交流館長を拝命いたしました竹内常泰と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林整備課長（山本修一君）（登壇）　農林整備課長を命ぜられました山本修一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○管理課長（今田恵之君）（登壇）　おはようございます。建設部管理課長を命ぜられました今田恵之でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○下水道課長（赤池雄二君）（登壇）　おはようございます。水道局下水道課長を命ぜられました赤池雄二でございます。よろしくお願いします。

○監査委員事務局長（日下部伸樹君）（登壇）　おはようございます。監査委員事務局長、兼ねて監査係長を命ぜられました日下部伸樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（立場康宏君）（登壇）　社会教育課長を命ぜられました立場康宏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○図書館長（立山健介君）（登壇）　図書館長、立山健介でございます。今回、図書館係長兼務を命ぜられました。よろしくお願いいたします。

日程第１　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、去る５月24日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　おはようございます。

令和３年６月第３回人吉市議会定例会に当たりまして、去る５月24日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日６月１日開会、明日２日午前、新市庁舎建設に関する特別委員会、午後、治水・防災に関する特別委員会、３日から９日まで休会、10日、11日一般質問、12日、13日休会、14日一般質問及び委員会付託、15日予算委員会、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日午前、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後、予算委員会、23日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は６月４日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は30分以内としております。

また、執行部の答弁は自席から行うこととしております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に１番、松村太議員、２番、徳川禎郁議員を指名いたします。

日程第３　常任委員の選任及び日程第４　議会運営委員の選任

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、常任委員の選任及び日程第４、議会運営委員の選任の２件を一括議題とし、委員の選任を行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第６条第１項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。

ここで、本会議を休憩いたしまして、全員協議会を開き、内定した上で議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　御異議なしと認めます。

よって、そのようにいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時20分　休憩

午前10時38分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、常任委員及び議会運営委員を報告いたします。

まず、予算委員に松村太議員、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、西洋子議員、宮原将志議員、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、宮﨑保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、福屋法晴議員、本村令斗議員、田中哲議員、大塚則男議員、そして私、西信八郎でございます。

総務文教委員に松村太議員、宮原将志議員、塩見寿子議員、宮﨑保議員、犬童利夫議員、そして私、西信八郎でございます。

厚生委員に、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、高瀬堅一議員、平田清吉議員、井上光浩議員、本村令斗議員。

経済建設委員に、牛塚孝浩議員、西洋子議員、豊永貞夫議員、福屋法晴議員、田中哲議員、大塚則男議員でございます。

議会運営委員に、松村太議員、池田芳隆議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、福屋法晴議員、本村令斗議員でございます。

以上、それぞれ指名することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に指名することに決しました。

ただいま選任されました委員は直ちに御会合の上、委員長及び副委員長の互選をいただき、議長に報告をお願いいたします。

なお、委員会開催の順番につきましては、まず最初に予算委員会を、次に総務文教、厚生、経済建設の三つの委員会を同時に開催し、最後に議会運営委員会という順番でお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分　休憩

午前11時43分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会において、正副委員長の互選の結果は次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

予算委員長に徳川禎郁議員、同副委員長に池田芳隆議員。総務文教委員長に宮原将志議員、同副委員長に宮﨑保議員。厚生委員長に高瀬堅一議員、同副委員長に本村令斗議員。経済建設委員長に田中哲議員、同副委員長に牛塚孝浩議員。議会運営委員長に福屋法晴議員、同副委員長に松村太議員。

以上でございます。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時44分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第５　議第45号から日程第21　報第11号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第45号から日程第21、報第11号までの17件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、こんにちは。

令和３年６月第３回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

今回、全国市議会議長会において表彰されました大塚則男副議長、犬童利夫議員、平田清吉議員、宮﨑保議員、高瀬堅一議員におかれましては、誠におめでたく心からお祝いを申し上げます。今後もなお一層、市政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げる次第でございます。

４月17日の私の思慮に欠けた行動を発端とし、市民を守る側の私、市長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と確認されたことで、多くの皆様に御不安や御心配、御迷惑をおかけしたものと、申し訳ない思いと自責の念でいっぱいであり、議員をはじめ市民の皆様、関係の皆様に心からおわび申し上げます。

実質、４月20日から５月１日までは健康観察ということで自宅待機にあり、その間、多くのお叱りの言葉や嘆き、落胆の声などをいただき、一方では、励ましの声や心温まるメッセージなども寄せられ、公人としてのありようや、職責に律するという生き方について、自身を省みて、猛省の日々でした。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するという社会的課題に向けて、対策を講じ、市政の先頭に立って実行しなければならない使命と、さらに、災害からの復旧・復興に一致団結して邁進しなければならない地域課題の中で、弁解の余地もございませんが、私としましては、今回の一連による信頼回復のためにも、今後の言動をもって御理解を得るしかなく、全身全霊、市政発展に取り組んでまいりたいと存じます。

令和２年７月豪雨災害から１年が近づいておりますが、今年は東日本大震災から10年、熊本地震から５年という節目の年に当たり、東日本の各所や、県内各地で慰霊や震災を風化させないための行事等が開催されております。熊本県をはじめ、熊本市、益城町、西原村には、豪雨災害の発災直後から、熊本地震での経験や蓄積された知識、資源を御教示いただくなど、被災経験地ならではの御支援を賜りました。さきの４月13日には、県の球磨川流域復興局に御同行いただき、益城町の区画整理事業や災害公営住宅など復興状況について視察をさせていただいております。現地では、西村町長様をはじめ町幹部の皆様、県の水谷理事をはじめ県職員の皆様と意見交換等も行い、示唆に富んだ様々な御助言等もいただき、信頼に基づく関係の構築や個々の事案に寄り添う体制の重要性について理解を深めることができました。本市の豪雨災害からの復旧・復興に全精力を注ぎながら、一方では、歴史学者の磯田道史氏が指摘されている「災間」という歴史的な概念をも念頭に置きながら、豪雨、台風、地震といった予測の難しい自然災害への備えや対策を講じていくことも大きな課題となっております。

ゴールデンウイーク最終日に当たる５月５日、沖縄県から運ばれた東京2020オリンピック競技大会の聖火が、熊本県のスタートに当たる本市に届けられ、午前10時にふるさと歴史の広場特設会場から出発した聖火は、12人の聖火ランナーのトーチリレーによりつながれ、ゴール地点の青井阿蘇神社まで約２キロの道のりを走り抜けました。あいにくの荒天ではありましたが、沿道では多くの人々に温かく迎えられ、ランナーと沿道の住民とが復興への希

望を重ねたと報道されたとおりのオリンピックイベントとして心に刻まれました。聖火リレーの開催に当たり、御協力を賜りました組織委員会、熊本県実行委員会、関係機関・団体、聖火ランナー、そして市民の皆様に、深く感謝を申し上げます。

今年２月には、被災したまちを明るく照らし、人吉を彩る事業として、民間組織による「ひかり」をテーマとした「あかりイベント」が実施されましたが、現在進めているスーパーシティ構想でも「灯り」を、日常的には観光の資源として、有事の際には防災アラートとしてサーチライト等の発光で視覚に訴える避難誘導の仕組みを提案しております。炎や灯り、光といったものには人の根源的な部分に作用する力があると言われますが、今回の聖火リレー、今後のライトアップ等による観光地としての魅力の向上や安全、安心なまちづくりの取組が、復興という希望の光を見いだせるような契機となるよう、さらに挑戦を続けてまいりたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症関係でございますが、感染力の強い変異株の出現等により第４波が全国各地に押し寄せる中、熊本県におかれては、５月16日から６月13日までを期間とした「熊本蔓延防止宣言」による県独自の対策を打ち出され、全ての県民を対象とした不要不急の外出自粛や飲食店への営業時間短縮要請など、人流の抑制、感染拡大防止のための取組を強化されています。市としましても、第４波を抑え込むため、「人の流れを抑える」「飲食時の感染リスクを抑える」ことを念頭に、いつ、だれが、感染してもおかしくないという危機感を持って感染防止対策を徹底していただきますよう、引き続き市民の皆様にお願いしてまいりたいと存じます。

このような状況下において、現在、全国の自治体で進められております新型コロナウイルスワクチン接種に大きな期待が寄せられています。本市におきましては、高齢者施設への入所者を対象に４月20日から接種を開始しており、５月からは順次、高齢者への接種を行っております。５月25日現在、延べ2,081人へ接種を行っており、今後、必要なワクチンの供給を受け、７月末には高齢者への接種が完了するよう関係者一丸となって体制を整えてまいります。

ワクチン接種に当たりましては、人吉市医師会をはじめ、医療機関など関係の皆様には、通常の診療等に加え、休日等にも接種に従事いただくなど、多大な御負担をおかけしております。市民の健康と生命を守るため、皆様の御理解と御協力を賜りますよう改めましてお願い申し上げます。

３月末に、「球磨川水系流域治水プロジェクト」が取りまとめられ、流域治水の全体像や工程が示されましたが、国、県により今年の出水期までに急ピッチで進められてきた堆積土砂の撤去等も、観測史上２番目に早い梅雨入りの影響を受けているものの、事業完了に向け全力で取り組んでいただいております。また、５月22日には、郡市７市町村のモデル地区で実施する田んぼダムの実証実験事業の開始に合わせた堰板設置式が、蒲島知事をお迎えし、

多くの関係者や地元人吉東小学校５年生の児童が見守る中で行われました。この豪雨災害発災から１年近くの経過の中で、本市も様々な角度から検証を行っておりますが、人吉下球磨消防組合における検証と手記による冊子の編さんをはじめ、国、県といった関係機関による検証もさらに深められているものと認識をしております。特に球磨川流域を襲った今次水害は、ＮＨＫのサイエンス番組においても「豪雨激甚化時代の新たな脅威」として取り上げられ、あの日の洪水を我々が身をもって感じたように、「津波洪水」という恐ろしい言葉で表現されておりました。

このような状況下、本格的な出水期を前に毎年開催しております人吉市防災会議及び人吉市水防協議会ですが、これまでとは比較にならないほどの検証点や、今次水害における課題等も山積する中で、５月26日、市役所仮本庁舎にて開催いたしました。会議においては、今後の気象予報や危険箇所の確認、有事における課題とその対応策等について、消防や警察など関係機関との情報共有を図ったところですが、一人の犠牲者も出さないという命題の下、改善点や強化すべき事項等について再確認を行いました。さらには、今後、市内各地区において、町内会長をはじめ民生委員・児童委員など地域の皆様や関係機関を対象に災害対策支部会議の開催を予定しておりますが、今次水害の反省点や復旧に至らなかった部分の対策などをはじめ、それぞれの地区が抱える課題等につきましても、地元の皆様と、これまでにも増して十分に共有・整理を図ってまいりたいと存じます。

また、災害時における避難所運営につきましても、昨年の豪雨災害の経験、そして新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、防災関係機関や防災サポーターの皆様、地元町内会などの御協力を賜るとともに、避難者の健康面及び安全・安心の観点等十分に配慮しながら、適切な運営を心がけてまいります。

今次水害においては、我々の想像を超える豪雨による河川の増水に加え、その避難過程においても、タイムラインや情報伝達手段、避難経路の確保など、様々な問題、課題が発現したところです。このことを踏まえ、去る５月30日、「自分自身・家族・地域の避難行動を確認する日」として、自主避難訓練を実施いたしました。訓練は、前日からの大雨により球磨川の水位が上昇したと仮定し、まずは高齢者等避難を発令、これに続き、山間部では土砂災害警戒情報が発表され、市内全域に避難指示を発令したという想定の下、全ての市民を対象に行いました。なお、昨年の豪雨災害の教訓を踏まえ、今回は警報サイレンの吹鳴を行うなど、的確な情報伝達手段の確立に向けたテストを実施したところです。この警報サイレンについては、今後、警戒レベル４の避難指示や、命が危険な状況であるレベル５の緊急安全確保を発令する場合に、対象となる区域に吹鳴してまいりますので、市民の皆様におかれましては、サイレンを御確認の際は、迅速な避難行動をお取りいただきますようお願いいたします。

今年３月に策定しました本市復興計画に描く復興ビジョンの実現に向けて、現在、市民

の皆様と協働、連携しながら、地域ごとに取り組むべき事業や、まちづくりの方向性をまとめた復興まちづくり計画の策定を進めております。計画策定に向けた議論の場として、昨年度、校区単位で２回、町内会長を中心とした座談会を開催し、発災以降、各町内が抱える課題や、市への要望、提案、意見聴取などに加え、甚大な被害や治水対策による影響が大きいなど、校区や町内といった枠組みに限らず、一定の区域でまとまって問題解決に取り組む必要性の高い８つの地区を「重点地区」として、地区別懇談会において具体的に議論していく体制を構築させていただきました。

その後、４月中旬から５月の連休明けにかけ、市民の皆様に御参加いただき、これまでおおむね２回の地区別懇談会を開催しております。この懇談会では、いまだ生活や住まいの再建、なりわい再建の見通しが立てられないといった現状や地域コミュニティー維持に関する問題、今年度の出水期に向けた避難の在り方、さらには、市民生活の大本となる土地利用を含めた都市基盤の在り方など、様々な議論を重ねているところです。地区別懇談会は今後も継続して開催してまいりますが、このような議論の場、意見の集約を踏まえ、今年の秋頃を目標に、「復興まちづくり計画」として取りまとめを行ってまいります。

昨年、未曽有の被害をもたらした豪雨災害は、本市にとりましても経験のない大災害でございましたが、復興ビジョンに掲げる「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創るみんなが安心して住み続けられるまち」の実現を図り、発災前よりも豊かで住みよい人吉市を創るための取組を、市民の皆様と共に進めてまいりたいと存じます。

その手法の一つとして、大規模な災害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興のため、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ることを目的とし、現在、被災市街地復興特別措置法に基づく地域指定に関する都市計画の検討を進めております。これは、特別措置法に掲げる要件を満たす地域を、被災市街地復興推進地域として都市計画決定により指定し、最長で発災の日から２年間、一定の開発や建築を制限し、道路拡幅や新設による避難路の整備や、防災公園といった新たな避難場所の整備並びに土地区画整理事業等による不良街区の改善など、復興後の災害に強く、さらに住みやすく賑わいのある魅力的なまちづくりを検討するものです。

現在、これまでの地区別懇談会においてお伺いした各地区における課題の整理を進めているほか、去る５月14日から16日及び25日の４日間、市内４か所において開催しました被災市街地復興推進地域の制度に関する住民説明会でいただきました御意見等を踏まえ、現在、指定地域の範囲案を取りまとめております。今後は、今月４日から６日にかけ、都市計画法に基づく被災市街地復興推進地域案に関する公聴会や、公告縦覧など法的な手続を経まして、早期の都市計画決定に向けた準備を進めてまいります。

国が進める新たな取組であるスーパーシティ構想につきましては、地域住民、連携事業者、市内の各種団体等の皆様の御協力のもと、去る４月16日、内閣府に対し、本市と熊本県

の連名にて、同構想の地域指定に向けた提案書を提出いたしました。提出に当たり様々にお力添えを賜りました全ての皆様に、改めて感謝を申し上げます。

今回、本市が提案した主な内容でございますが、生命・財産を守り安全・安心を確保するための「防」の理念と、球磨川流域の豊かな恵みを享受するための「攻」の理念の二つの基本理念を掲げ、復興の将来像の実現へ向けた取組を推進することとしております。具体的には、「防災」「観光」「エネルギー」「支払い」「行政サービス」の５分野を先端的サービスの分野と定め、「防災」と「観光」の２分野については、その取組を特化して施策を展開したいと考えております。特に注力する防災分野については、「逃げ遅れゼロの仕組みづくり」と「被害状況の早期把握」、「避難時の支援」の三つを相互作用的に取り組む「新防災サービス」の構築を目指し、気象庁等の各種データやＳＮＳ情報等について、データ連携基盤を活用し、住民に対して、個人個人が必要な情報を提供するほか、被災後明かりの消えた街なかへ灯りをともして、幻想的情景の創出による観光客誘致に資する効果と、その灯りを活用した有事における避難誘導の仕組みづくりなど、防災分野とその他の分野を表裏一体に実施することで、防災の取組を住民の日常生活に溶け込ませ、その実効性を高めることとしております。

今後、同構想をはじめとする様々な取組を通じ、球磨川をはじめとする人吉球磨の大自然への愛情、そのような背景の中で、川と共に生き、川を活かすことのできるまちづくりと、先端技術を活用した未来型復興を融合した新たな形での施策展開について、今後も官民一体となって強力に推進してまいります。

今次水害に係る被災者の生活再建支援関係でございますが、生活再建のための各種相談業務につきましては、カルチャーパレスホール棟に相談窓口を設置し、支援金等の申請受付などを継続して実施しております。

一方、住まいの再建関係でございますが、今年１月から２月にかけ、今次水害で被災された世帯で再建の方法等が確認できていない半壊以上の世帯、1,992世帯を対象に、今後の住まいの予定等に関する調査を行っております。５月28日現在、1,333世帯から回答をいただいており、回答率は66.9%となっております。この調査は、住まいの再建状況を把握するための大事な調査でございますので、回答いただきました事項につきましては、関連部署等で入念に精査・分析し、災害公営住宅建設計画など本市の復興関連の政策等に反映してまいりたいと存じます。

地域支え合いセンター関係でございますが、現在、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、被災世帯の訪問支援等を継続して行っております。特に、建設型応急住宅などに入居されている被災者の多くは、生活環境の変化により、日々の生活や将来に不安を抱えておられます。これまで住み慣れた地域とは異なる、新たなコミュニティーでの生活に関しましては、住民同士の交流を促進することでお互いの理解や親交を深めていただくことが重

要となってまいります。そのため、建設型応急住宅における自治会組織の構築や、サロン等の自主運営に向けた働きかけを行うとともに、ボランティアの皆様と協働し、趣味の講座的なサロンの開催など、入居者の関心や希望に沿った活動を行うことで地域コミュニティーの構築を図ってまいります。このように、訪問を通じて被災者の生活状況や健康状態を把握し、個々の世帯の実情に応じた対策を講じることは極めて重要であることから、今後も個別支援計画に沿った生活再建支援を実施してまいります。

災害公営住宅関係でございますが、人吉球磨能力開発センター及び人吉市シルバー人材センターが使用している人吉市相良町の土地を建設候補地として、両団体と同公営住宅の建設に向けた準備を進めております。現在、供給方針や整備戸数、整備方法などの検討を始めておりますが、住宅の仕様や戸数精査のための住まい再建の意向調査につきましても、年内を目途に複数回実施してまいります。今後につきましても、引き続き、被災者の現状等の適切な把握や、災害公営住宅建設事業そのものに関しまして、地域の皆様への十分な説明に努めるとともに、熊本県の御協力を賜りながら、住宅の仕様や整備手法、事業費などの検討を進め、令和４年度中の建設着工を目指してまいりたいと存じます。

災害廃棄物対策関係でございますが、公費解体につきましては、今年３月末で申請受付を終了し、合計で943件の申請をいただいております。現在、工事の発注を進めており、５月31日現在、539件、57.2％が発注済みでございます。今後におきましても、事業完了に向け鋭意手続を進めてまいります。

今次水害においては、宅地や事務所などに大量の土砂などが流入し、関係機関、ボランティア等の御協力を賜りながらその撤去を進めてきたところですが、被災後間もなく、様々な事情により自宅やなりわいの再建を急がれた方の中には、個人等で関連業者等と契約し土砂等の撤去を行われた方もおられました。このように、宅地や事務所などに流入した土砂及び瓦礫混じり土砂について自費で撤去された方を対象に、遡及して費用の償還を行うことといたしました。対象者は、発災直後の令和２年７月４日から同年７月31日までの間に工事業者等と契約し自費で撤去された方とし、本日から６月30日まで、環境課及び道路河川課にて受付を行ってまいります。

災害土砂関係でございますが、発災後、瓦礫混じり土砂の仮置場として使用していた第一市民運動広場につきましては、今年２月に仮置場としての使用を終了し、機能回復のための復旧作業を進めてまいりました。その後、４月までに復旧作業が完了し、５月１日から、スポーツ施設として再開いたしました。仮置場として使用していた期間中、利用者の皆様、そして周辺地域にお住まいの皆様の御理解と御協力を賜りましたことに深く感謝を申し上げます。

農地及び農業用施設の災害復旧関係でございますが、去る４月12日から14日までの３日間、今次水害で被災した農地所有者を対象とした災害復旧事業説明会を開催し、農地・農業

用施設の復旧及び分担金の内容などについて御説明いたしました。現在、中神地区及び大柿・小柿地区が先行する形で、今次水害で用排水路に流れ込んだ土砂の撤去工事を行っており、同地区内の農地に流れ込んだ土砂の撤去につきましても、速やかに撤去作業を実施できるよう準備を進めております。

一方で、国の補助事業の対象とならない小規模の復旧事業につきましても、農家自らが行う復旧作業に要する経費の一部について、国、県などの事業活用も検討しながら支援を継続してまいります。

農業関係でございますが、今次水害で農業用機械や倉庫などが被災した農業者について、将来にわたって営農を継続する方々を支援する「強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）」事業に関しましては、昨年12月末で一旦申請受付を終了したところですが、今年度についても追加での申請が可能となりました。また、被災した農地において、次期作物の作付け準備開始までに復旧工事等が終了しない場合、その代替えとして新たな農地を確保した上で、発災後１年以内に作付けすることを条件に、その耕作に要した機械借上げ、運搬経費等の追加費用分に対し10アール当たり２万2,000円を上限として交付する、球磨川流域復興基金のメニューである農地等被災農業者生活支援事業を活用し、被災農業者の支援に鋭意取り組んでまいります。なお、両事業においては、共に６月が申請期限となっておりますことから、市広報や農業関係の機関誌、市ホームページなどを通じ、関係の皆様へ周知を図ってまいります。

次に、今次水害による被災事業者の状況でございますが、被災証明書を申請された946件の事業者に対し、２月下旬から３月中旬にかけ、再建状況に関するアンケートを実施いたしました。そのうち、356件、約37％の事業者から回答をいただきました。その概要ですが、再建の進捗状況として、53％の事業者が被災前と同じ場所で事業を再開されたのに対し、「一部事業再開・仮設店舗での再開」が11％、「施工中」が７％、「施工未着手・施工事業所が見つからないなど」が７％、「再建方法を検討中」が６％、「再建するか未定・再建を諦めた」が９％、「再建しない」が４％となっております。また、なりわい再建支援補助金の申請を希望される事業者のうち、今年２月までに申請された事業者は52％となっており、アンケートを実施した段階では、残り半数程度の事業者は、今年３月以降に申請を行われるものと判断をしたところです。

今回のアンケート結果から、発災から１年近くが経過した現在も、いまだ多くの事業者が再建に向けての様々な問題・課題を抱えておられる現状が見えてまいりました。市といたしましても、熊本県、人吉商工会議所など関係機関と連携し、本市商工業の復活に向け、事業再建支援をさらに推進してまいります。

人材育成や関係人口の創出を目的とし、学びたい大人の社会塾として全国各地で事業を展開しておられる熱中小学校事業関係でございますが、本市におきましては、去る４月24日

と５月22日の両日、くまりばにて「ひとよしくま熱中小学校オープンスクール」を開催いたしましたところ、現地参加とオンライン参加を合わせ、延べ260名の皆様に御参加いただきました。アメリカのシリコンバレーで起業され、エバーノートジャパンの会長などを歴任された外村仁氏をはじめ多様な講師の授業を体感いただいたことで、受講された皆様におかれましては新たな気づきや刺激を得られたのではないかと拝察いたします。

今後におきましては、今年10月のひとよしくま熱中小学校の開校に向け、７月と９月の２回、引き続きオープンスクールを開催する予定でございます。同校での体験が起業家精神の醸成やビジネススキルの向上につながり、ひいては個々人の事業創造の場となるよう、また、多くの皆様に本市に来ていただける場となるよう期待をいたしております。

企業誘致関係でございますが、東京から進出いただいている株式会社ｉＴＡＮ（イタン）におかれましては、６月中の人吉オフィスの立ち上げに向け、準備を進めておられます。また、同じく東京から進出いただいている株式会社エフ・アール・エスのデータセンター及びコールセンターにつきましては、事業所の環境整備がおおむね完了し、同じく６月中の立ち上げに向け、現在、従業員の研修に取り組んでおられます。市としましても、両社の事業推進を積極的に後押しするなど、熊本県と共に地域雇用の創出に向け、誘致活動や企業支援を推進してまいります。

観光振興関係でございますが、昨年来から長引くコロナ禍や今次水害の災禍により、本市においても観光関連産業に大きな影響が出ておりますが、発災から１年近くが過ぎ、被災したホテル・旅館等につきましては、一部営業を再開されるなど、明るい兆しも見え始めております。

このような中、国において進められているＧｏＴｏトラベル事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業を停止されており、現時点では明確な再開時期等は示されておりません。しかしながら、本地域の観光産業の実態はひっ迫しておりますことから、市としましても、国の新型コロナウイルス感染症対策予算を有効に活用し、まずは本地域内の消費喚起策を展開していくとともに、コロナ禍収束等のタイミングを損なうことなく本地域外へ反転攻勢をかけられるよう、ウイズコロナあるいはアフターコロナの観光戦略についても関係機関等と連携し鋭意進めてまいります。

イベント関係におきましては、豪雨災害の影響により昨年度はやむなく中止といたしました人吉花火大会について、今次水害からの復興イベントと位置付け、例年どおり８月15日に開催する予定としております。開催要項等詳細については現在検討中ですが、新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しながら、皆様に満足いただけるような大会となるよう関係機関の皆様と協議してまいりたいと存じます。

また、人吉温泉まつりにつきましては、コロナ禍の影響もあり、昨年度においては秋以降の開催を模索しておりましたが、今次水害の発災もあり、人吉温泉まつり実行委員会にお

いて、最終的に中止との判断を下されたところです。今年度におきましても、コロナ禍の収束が見通せないこと、また今次水害からの復旧・復興を優先すべきとの声もございますことから、同実行委員会において既に中止することが決定されております。

このような状況下ではございますが、11月13日のスカイランタン及びよさこいなど、民間の皆様を中心に様々な復興イベントが計画されております。市としましても、民間、行政といった垣根を超え、関係の皆様が一体となって、本地域の観光復活への取組をさらに推進してまいります。

球磨川くだり関係でございますが、リノベーション工事を進めておりました人吉発船場につきましては、６月中に竣工、今次水害の発災から１年となる７月４日に、新たな観光複合施設「ＨＡＳＳＥＮＢＡ　ＨＩＴＯＹＯＳＨＩ　ＫＵＭＡＧＡＷＡ」として開業する予定でございます。川下りやラフティング、サイクリングツアーなど様々なアクティビティを体感でき、また、カフェやショップを設置することにより来訪者に憩いと癒しの場を提供可能なこの施設は、魅力を増した観光拠点として、また、観光人吉復興のシンボルとして大いに期待するものでございます。さらには、メインの事業である川下りにつきましても、区間を縮小する形とはなりますが、できる限り早い時期に再開できるよう鋭意準備を進めております。球磨川くだりは、本市観光を牽引してきた主要な観光資源でございますので、市としましても様々な観光施策との連携を含め支援を継続してまいります。

全線運休中のくま川鉄道でございますが、国の特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業費補助金による支援が決定し、球磨川第四橋梁の撤去を終えた施設等の復旧工事をさらに本格化させ、11月を目標に、被災が比較的少なかった湯前－肥後西村間の運行再開に向け事業を進めております。広域的復旧・復興の指標として、様々な課題にも取り組みながら、一日も早い全線復旧を目指してまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、昨年度は、コロナ禍による長期の臨時休業を余儀なくされ、また、７月には豪雨災害が発生するなど、これまで誰もが経験したことがない状況に、子供たちをはじめ先生方や保護者の皆様におかれましては、不安と焦燥が続いた日々であり、それぞれが新たな環境下での生活に苦労された１年ではなかったかと存じます。

今年に入りましても新型コロナウイルスは依然として猛威を振るい、様々な学校行事においても多大な影響が出ております。４月９日に執り行いました市内全小中学校の入学式におきましても、昨年同様、規模を縮小して開催せざるを得ず、子供たちや保護者の皆様には申し訳なく、残念な気持ちでいっぱいでございます。しかしながら、今年度入学した児童・生徒、合わせて546名の子供たちの希望に満ちた笑顔を思い描くとき、この子たちの明るい未来のため、私自身、もっと頑張っていかねばとの気持ちを強くした次第です。そのような子供たちを、我々大人がしっかりと見守り、そして健全な学校生活を送ることができるよう、学校や家庭における継続した心のケアをはじめ、充実した教育環境の整備に努めてまいりた

いと存じます。

教育は、国の根幹を成すものであり、また、個々人の人生を豊かにするための最大の要素であると存じます。本市の将来を担う子供たちを、地域社会全体で温かく見守り育んでいくための施策につきまして、教育委員会をはじめ関係の皆様と協働し、誠心誠意取り組んでまいります。

今次水害では、西瀬コミセン、東西コミセン、球磨川トレーニングセンター、市民プール、人吉城歴史館など多くの社会教育施設や社会体育施設が被災し、この１年、市民の皆様を中心に、御不便、御迷惑をおかけしております。その復旧状況でございますが、去る３月17日、本市が激甚災害に伴う特定地方公共団体に指定されましたことから、当該施設につきまして、公立社会教育施設災害復旧事業の補助対象施設となりました。本事業は、現在地での原形復旧が原則となっておりますが、浸水等現地の状況もあり、今後の在り方等も含めて幅広な御支援等をいただけないか、現在、国や県にお願いし、協議を進めております。また、そのためには個々の施設の機能保持、拡充・縮小、複合化等について、将来にわたる方針、方向性を遅滞なく確定する必要があり、市民プールなど被災した各施設の利活用等について、教育部を中心に検討を進めております。

また、発災後、指定避難所として多くの避難者を受け入れてまいりました人吉スポーツパレスにつきましては、約半年という長期にわたり継続して使用してきましたことから、大アリーナの床面及び空調設備に多大な損傷を受けております。この補修等に関しましては、財源確保について、同じく国、県と協議を行っております。現在、利用制限等、市民の皆様に御迷惑をおかけしている状況でございますので、早期復旧を目指し、関係機関との協議を進めてまいります。

成人式関係でございますが、令和４年４月施行の民法の一部を改正する法律により、成年年齢が「20歳」から「18歳」に引き下げられることから、成人式への参加対象年齢について意識調査等を行うため、令和４年度に18歳、19歳となる現高校生とその保護者にアンケート調査を実施し、また、関連する業界団体等にも御意見を聴取いたしました。その結果、成人式の対象年齢については、参加しやすい年齢や世代環境を重視されるなど、約８割が20歳での実施を希望されており、本市におきましても、成人式の参加対象年齢につきましては、これまでどおり「20歳」で執り行いたいと存じます。式典の名称や内容につきましては、当該年度の成人式実行委員会で検討してまいりますが、成人式の開催趣旨や、故郷への想いや愛情を再認識できる温かい式典で、人生の節目を祝福できるよう努めてまいりたいと存じます。

新市庁舎建設関係でございますが、今年１月に実施した免震装置の設置に続き、４月には、揺れを吸収し建物を元に戻す働きを持つ減衰コマ６基の設置が完了しました。現在は、３階部分の柱や梁、４階床の鉄筋、型枠工事などに入っており、予定どおり工事を進めてお

ります。近年、豪雨災害をはじめとする大規模災害が頻発する傾向にありますので、市としましても、災害対策機能を併せ持つ市の防災拠点として、令和４年度の供用開始に向け建設を進めてまいります。今後は、建物周辺の外構工事などに着手してまいりますが、工事範囲の広がりに伴い、周辺地域にお住まいの皆様や周辺道路を御利用の皆様、西間別館への来庁者に御不便をおかけする場合もございますが、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

ふるさと納税関係でございますが、令和２年度は、７月豪雨災害に対する御見舞いも含め、10億9,665万2,549円の寄附をいただき、前年度比で約345％の増となりました。これに加え、静岡県牧之原市をはじめとする全国の10自治体で行っていただいた代理寄附分や、昨年度から開始した企業版ふるさと納税による寄附を合わせますと、12億円を超える寄附を頂戴いたしました。全国の皆様の温かい御支援に、改めて感謝を申し上げます。なお、個人版ふるさと納税事業における返礼品のさらなる充実を図り、また企業版ふるさと納税事業をこれまで以上に強力に推進していくため、今年４月より、ふるさと納税に関する業務を企画課から商工振興課へ移管しております。今次水害における本市の復旧・復興は今後益々本格化してまいりますので、皆様から頂戴した寄附金につきましては、復興関連事業をはじめ様々な事業に有効に活用させていただきます。

３月議会において今年度を「復興元年」という表現をいたしましたが、被災後１年近くが経過し、「球磨川水系流域治水プロジェクト」として公表された治水方針を踏まえ、新たなまちづくりについて、住民の想いや意見の集約を形にするための方法論や課題等がさらに明らかになってまいりました。新たな流水型のダムをはじめ流域治水を受け入れることで、時間的な課題は残るものの、青井阿蘇神社の門前町に始まり、相良城下の町割りを色濃く残す歴史ある今の場所に留まり、これからも生きていくことを我々自身が選択したことになります。そして、この場所でよりよく暮らしていくためには、新たなまちづくりが必要であり、都市計画の手法や線引きといった技術的な部分から、歴史、文化、伝統を受け継ぐための矜持、球磨川と共に生きる意義、コミュニティーの再生といった根源的なテーマに沿ったまちづくりを進める節目としてこの６月定例会を捉えており、市の将来に対する不退転の覚悟をもって臨んでおります。さらに申せば、本市の目指す復旧・復興は、被災市街地だけで完結するものではなく、全市域を対象に、市民、資源の総力をもって成し遂げるものだという信念の下に、市の体制においても平時とは異なる布陣で臨む覚悟が求められています。また、長引くコロナ禍と一日も早い復興という難局を乗り越えるためには、行財政改革をさらに加速し、事業の改廃や優先順位の設定など、選択と集中を徹底するとともに、私自らが先頭に立って未来型復興への挑戦とその責務を果たしてまいる所存ですので、議会をはじめ市民の皆様のさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

引き続き、令和３年３月及び４月に行いました専決処分及び提案しております予算案、条例案、人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第45号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号）は、３月29日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。

主に、国・県支出金をはじめ、特別交付税などの交付決定によるもののほか、事業費の確定等に伴う変更などです。

歳入歳出からそれぞれ８億4,245万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ385億4,682万8,000円とするものです。

議第46号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号）は、３月29日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。

後期高齢者健康診査委託料などの不足に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ32万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億1,432万5,000円とするものです。

議第47号及び議第48号の２件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月31日に公布、４月１日に施行されたことに伴い、３月31日に専決処分をいたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるものです。

改正の主な内容といたしましては、議第47号人吉市税条例等の一部を改正する条例は、固定資産税の負担調整措置の継続、軽自動車税の環境性能割について新たな2030年度燃費基準のもとでの税率区分の見直し、環境性能割の臨時的軽減の延長、種別割のグリーン化特例の見直し、個人住民税からの住宅ローン控除の特例の延長などです。

議第48号人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例は、ただいま御説明いたしました人吉市税条例等の一部を改正する条例に準じた改正です。

議第49号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号）は、４月16日に専決処分いたしました補正予算につきまして、議会の承認を求めるものです。

主に新型コロナウイルス感染症対策に係るものでございまして、同ワクチン接種事業のほか、子育て世帯生活支援特別給付金事業などの増額です。

歳入歳出にそれぞれ１億185万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ286億9,759万6,000円とするものです。

議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）は、歳入では国・県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し、新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害関連事業などの追加補正を行うものです。

歳入歳出にそれぞれ３億9,860万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ290億9,619万8,000円とするものです。

議第51号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第52号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、加賀・保氏の任期が令和３年６月30日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

以上、専決処分及び提案しております予算案、条例案、人事案件につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時46分　休憩

午後２時01分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第45号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の専第４号予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により、第２条の繰越明許費の補正につきましては、第２表繰越明許費補正により、第３条の地方債の補正につきましては、第３表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

５ページをお願いいたします。第２表繰越明許費補正の追加でございますが、４款衛生費、２項清掃費、土砂混じりがれき自費撤去補助金2,500万円と、１つ飛びまして、11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、宅地内堆積土砂排除事業補助金2,500万円は、いずれも昨年の豪雨災害発生直後、宅地内に流入した土砂、瓦礫について自費撤去された方に対する補助事業でございまして、事業実施に当たり、国・県との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

７款、１項商工費、夜間営業飲食店等支援給付金579万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、１月から２月にかけて熊本県独自の緊急事態宣言に伴い営業時間の短縮に協力した店舗に対し、県の協力金に上乗せして支援する事業でございまして、事業実施に当たり、熊本県との連携が不可欠なことから、年度内での事業完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、変更でございますが、２款総務費、１項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費から、７ページの上段でございます、11款災害復旧費、５項その他公共施設公用施設災害復旧費、その他公用備品災害復旧事業までの24件につきましては、昨年の豪雨災害に係る復旧事業や、新型コロナウイルス感染症対策事業、国の補助事業等でございまして、いずれも令和２年度事業費及び前金払い等の確定、最終見込みによる変更でございます。

次に、廃止でございますが、８款土木費、２項道路橋梁費、道路新設改良事業、立石合ノ原線から、11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、現年発生直轄、道路橋梁災害

復旧事業までの４件は、年度内に事業が完了いたしましたことから廃止するものでございます。

８ページをお願いいたします。第３表の地方債補正の変更でございます。現年発生単独災害復旧事業債から歳入欠かん債までの５件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明を申し上げます。

11ページをお開きください。一番上からでございます。１款市税、１項市民税、１目個人4,107万8,000円の増額補正から、下段の６項、１目都市計画税538万8,000円の増額補正は、豪雨災害に伴う市民税及び固定資産税の減免申請に基づく最終見込みによるものでございます。

12ページをお願いいたします。２款地方譲与税、１項、１目地方揮発油譲与税49万1,000円の減額補正から、少し飛びまして15ページの上までになりますけれども、12款、１項、１目交通安全対策特別交付金40万7,000円の増額補正までは、いずれも３月交付額などの確定によるものでございます。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金１億3,525万3,000円の増額補正は、激甚災害指定における補助率かさ上げに伴う現年債、公共土木施設災害復旧費負担金の増でございます。

16ページをお願いいたします。２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金５億892万1,000円の減額補正は、災害等廃棄物処理事業費の最終見込みによる同補助金の減でございます。６目災害復旧費国庫補助金５億722万3,000円の増額補正は、２節都市災害復旧費補助金で、補助率かさ上げに伴う堆積土砂排除事業費補助金の増などでございます。８目農林水産業費国庫補助金３億591万7,000円の減額補正は、17ページの16款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金の３億600万4,000円の増額補正と関連いたしますけれども、被災されました農家の施設や機械などの修繕・再取得の費用に対する、強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきまして、国の補助を伴う県補助金として交付されますことから組替えを行うものでございます。８目災害復旧費県補助金13億1,505万1,000円の減額補正は、２節農林水産施設災害復旧費補助金で、現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金の減などでございます。18款、１項寄附金、４目教育費寄附金110万円の増額補正は、奨学金事業に対する寄附金でございます。

18ページをお願いいたします。22款市債につきましては、第３表地方債補正での説明と重複しますが、事業費の確定や最終見込みにより補正を行っているものでございます。

次に、歳出でございます。19ページをお願いいたします。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費26万2,000円の増額補正は、ふるさと納税に係る事務費及び中長期派遣職員給与等負担金の確定によるものでございます。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費854万4,000円の減額補正は、19節負

担金、補助及び交付金で、放課後児童健全育成事業補助金の最終見込みによる減でございます。

20ページをお願いいたします。下のほうになります。４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費10億1,784万1,000円の減額補正は、13節委託料で、災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料や被災家屋等公費解体業務委託料、19節負担金、補助及び交付金で、被災家屋等自費解体補助金の最終見込みによる増減のほか、昨年の豪雨災害発生直後、宅地内に流入した土砂、瓦礫について自費撤去された方に対する土砂混じりがれき自費撤去補助金としまして2,500万円を増額いたしております。

21ページをお願いいたします。こちらも下のほうになります。７款、１項商工費、２目商工業振興費1,337万3,000円の減額補正は、14節使用料及び賃借料で、人吉駅前及びくまりば内に設置しました仮設店舗・仮設事務所のプレハブ等借上料の最終見込みによるもののほか、19節負担金、補助及び交付金で、被災小規模事業者再建事業補助金、それから22ページでございますけれども、小規模事業者店舗等新しい生活様式導入支援補助金、新型コロナウイルス感染症対策夜間営業飲食店等支援給付金の増減に伴う補正でございます。

23ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費13億3,456万1,000円の減額補正は、農業施設及び農地等の災害復旧工事につきまして補助対象事業費の確定に伴うものでございます。３項公共土木施設災害復旧費、６目都市災害復旧費4,569万4,000円の減額補正は、堆積土砂排除事業につきまして補助対象事業費の確定に伴うものでございます。

24ページをお願いいたします。中ほどになります。13款諸支出金、２項基金費、４目人吉市奨学基金費110万円の増額補正は、奨学金事業に対する寄附金を奨学基金費に積み立てるものでございます。６目人吉市減債基金費15億円の増額補正は、減債基金に任意積立を行うものでございます。

最後に、14款予備費を8,660万1,000円増額いたしております。

以上で、議第45号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号）の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第49号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号）につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の専第８号一般会計補正予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

６ページをお開きください。歳入でございます。15款国庫支出金、１項国庫負担金、３目衛生費国庫負担金5,633万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金でございます。２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金4,133万円の増額補正は、ひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業費交付金などでございます。７目

商工費国庫補助金419万円の増額補正は、令和２年度に実施されましたマイナポイント事業につきまして、令和３年度も引き続き実施されますことから、同補助金を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。７ページをお願いいたします。３款民生費、２項児童福祉費、３目母子父子福祉費4,133万円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、ひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のほか、12節委託料のシステム改修委託料などの事務的経費でございます。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費5,633万8,000円の増額補正は、12節委託料で、65歳以上の方々に対する新型コロナウイルスワクチン接種費用でございます。

８ページをお願いいたします。７款、１項商工費、２目商工業振興費419万円の増額補正は、昨年に引き続き実施されますマイナポイント事業に係る経費でございまして、12節委託料のマイナポイント利用環境整備委託料などでございます。８款土木費、４項都市計画費、１目都市計画総務費37万5,000円の増額補正は、13節使用料及び賃借料で、被災市街地復興推進地域に関する住民説明会開催に伴います会場使用料でございます。10款教育費、５項保健体育費、１目保健体育総務費160万円の増額補正は、５月５日に開催をされました東京2020聖火リレーに従事しました職員の時間外等勤務手当でございます。

９ページをお願いいたします。最後に、14款予備費を197万5,000円減額いたしております。

以上で、議第49号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号）に係る補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）についての補足説明でございます。

お手元の予算書１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第２条の地方債の補正につきましては、第２表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

５ページをお願いいたします。第２表地方債補正につきましては、追加が１件、変更が３件でございます。

まず、追加でございます。特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債は、くま川鉄道の災害復旧事業支援に対する起債でございまして、充当率100％の3,060万円を計上いたしております。

次に、変更でございます。社会資本整備総合交付金事業債から過年発生単独災害復旧事業債までの３件は、社会資本整備総合交付金事業の工事費等の追加など、それぞれ事業費の追加に伴い限度額を変更するものでございます。

少し飛びまして、８ページをお願いいたします。歳入でございます。15款国庫支出金、

１項国庫負担金、３目衛生費国庫負担金4,689万9,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増でございます。２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金8,086万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増でございます。２目民生費国庫補助金6,050万円の増額補正は、ひとり親世帯以外の世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金などの増でございます。４目土木費国庫補助金6,972万3,000円の増額補正は、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金の内示によるものでございます。

９ページをお願いいたします。下のほうになります。19款繰入金、２項基金繰入金、４目応援団基金繰入金250万円の増額補正は、人吉応援団基金からの繰入金でございます。

10ページをお願いいたします。20款繰越金に、前年度繰越金7,000万円を増額補正いたしております。22款市債につきましては、第２表地方債補正にて御説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費4,388万円の増額補正は、17節備品購入費で、各町内会に新型コロナウイルス感染症防止対策備品を提供し、安心してコミュニティー活動ができるよう支援する事業費ですとか、18節負担金、補助及び交付金で、くま川鉄道における災害復旧事業を人吉球磨10市町村で支援する補助金などを計上いたしております。

12ページをお願いいたします。下のほうになります。３款民生費、２項児童福祉費、２目児童支援費6,050万円の増額補正は、予算書の13ページになりまして、18節負担金、補助及び交付金の給付金で、ひとり親世帯以外の世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のほか、12節委託料のシステム改修委託料などの事務的経費でございます。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費4,689万9,000円の増額補正は、12節委託料で、16歳から65歳未満の方々に係る新型コロナウイルスワクチン接種費用でございます。

14ページをお願いいたします。中ほどでございます。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費761万2,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、球磨酪農組合における商品製造施設整備に対する補助金などでございます。

15ページをお願いいたします。７款、１項商工費、２目商工業振興費4,375万2,000円の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金で、５月15日の熊本県の蔓延防止宣言により県が実施します営業時間短縮要請協力金に対する市町村負担金のほか、中心市街地におきまして、これからの復興とウイズコロナ、アフターコロナを見据え、エリア価値向上に向けた取組を支援する補助金などでございます。３目観光費919万円の増額補正は、12節委託料の花火大会動画作成・配信委託料のほか、16ページの18節負担金、補助及び交付金の補助金で、日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金や球磨川くだり支援事業補助金、それからビジターセンター設置に伴います人吉温泉観光協会への補助金などでございます。

17ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費3,104万8,000円の増額補正と、５目橋梁新設改良費875万1,000円の増額補正は、主に社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業の内示に伴う増でございます。３項住宅費、１目住宅管理費1,057万8,000円の増額補正は、災害公営住宅建設に向けた被災された方々の意向調査の分析や、住宅の仕様、性能など基本計画策定に係る事業費でございます。

18ページをお願いいたします。ちょうど中ほどにございますけれども、４項都市計画費、１目都市計画総務費6,130万6,000円の増額補正は、昨年の豪雨災害で被害を受けました市街地の復興を推進するため、避難路や避難場所の確保など、防災機能の強化を図るとともに、賑わいのあるまちづくりを推進するための調査・検討に係る事業費でございます。

20ページをお願いいたします。下のほうになります。10款教育費、５項保健体育費、２目体育施設費398万6,000円の増額補正は、12節委託料のスポーツパレスの空調、床の改修に係る設計費用などでございます。

21ページをお願いいたします。11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費360万円の増額補正は、17節備品購入費で、被災しました交通指導車の更新費用でございます。12款、１項公債費、１目元金242万2,000円の増額補正は、昨年の豪雨災害により災害援護資金貸付金制度を利用したことによります元金償還の増でございます。

最後に、14款、１項、１目予備費を374万7,000円増額補正いたしております。

以上で、議第60号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第２号）につきまして補足説明を終わります。

引き続き、報告案件でございます。報第３号令和２年度人吉市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき御報告いたします。

議案書の26ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、市庁舎建設事業は、翌年度逓次繰越額が13億2,376万5,000円でございます。その財源内訳でございますが、さらに表の右側を御覧いただきまして、繰越金、いわゆる一般財源でございますが226万5,000円、特定財源といたしまして、地方債が一般単独災害復旧事業債の13億2,150万円となっております。

次に、報第４号令和２年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書は28ページから31ページにかけてでございます。まず、28ページでございますが、２款総務費、１項総務管理費が、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費から市庁舎等ネットワーク設計業務委託料までの４件。３款民生費、１項社会福祉費が、リモート審査会導入事業と介護療養型医療施設転換整備事業補助金の２件、４項災害救助費が、被災住宅応急修理委託料の１件。４款衛生費、１項保健衛生費が、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（人件費関連）など４件。２項清掃費が、被災家屋解体事業と土砂混じりがれき自

費撤去補助金の２件。６款農林水産業費、１項農業費が、強い農業・担い手づくり総合支援事業など３件。２項林業費が、県営治山事業の１件。７款、１項商工費が、人吉中核工業用地災害復旧事業から、議案書は29ページになりまして、中ほどの下になりますけれども、４目石野公園運営費の新型コロナウイルス感染症対策備品購入費までの17件。８款土木費、１項土木管理費が、土砂災害危険住宅移転促進事業と民間住宅耐震改修促進事業の２件。２項道路橋梁費が、社会資本整備総合交付金事業下林南願成寺線（鍛冶屋町工区）から、議案書は30ページになりまして、中ほどの５目橋梁新設改良費の道路メンテナンス事業七地跨道橋までの12件。３項住宅費が、民間資金等活用事業調査委託料と市営住宅防鳥ネット設置工事の２件。４項都市計画費が、宅地耐震化推進事業など５件。９款、１項消防費が、防災行政無線整備事業から新型コロナウイルス感染症対策備品等購入事業までの３件。10款教育費、２項小学校費が、小学校屋上防水修繕事業の１件。３項中学校費が、中学校高圧受電設備改修事業の１件。

議案書は31ページになりまして、４項社会教育費が、校区公民館水栓取替工事の１件。５項保健体育費が、社会体育施設水栓取替工事の１件。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費が、現年発生補助農業用施設災害復旧事業と現年発生補助農地災害復旧事業の２件。３項公共土木施設災害復旧費が、道路橋梁単独災害復旧事業から宅地内堆積土砂排除事業補助金までの８件。４項文教施設災害復旧費が、現年発生補助社会教育施設災害復旧事業の１件。５項その他公共施設公用施設災害復旧費が、その他公用備品災害復旧事業など３件となっておりまして、合計76件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額でございますけれども、議案書31ページの表の一番下の欄、計のところの左から２番目になりますけれども、82億7,817万1,000円でございます。

次に、その財源内訳でございますが、翌年度繰越額の右隣から既収入特定財源、未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債、その他、最後に一般財源となっておりまして、議案書31ページの一番下の欄の計のところが合計額となっております。

続きまして、報第５号令和２年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第２項及び第150条第３項の規定に基づきまして御報告をいたします。

議案書の33ページをお開きください。これは、令和元年度から令和２年度に繰り越しました事業の中で、豪雨災害の影響によりまして令和２年度内に完了しなかった事業につきまして事故繰越しになったものでございます。７款、１項商工費まち・ひと・しごと総合交流館施設改修整備事業でございまして、中ほどの欄になりますけれども、翌年度繰越額が9,500万円でございます。その財源内訳につきましては、右側の欄になりますが、国庫支出金と地方債でございます。昨年７月の豪雨災害によりまして同交流館施設も被災をいたしまして、その復旧等に期間を要し、改修整備事業が完了せず御迷惑をおかけしておりますけれども、令和３年度におきまして速やかに事業に着手してまいる予定でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからは、報第６号令和２年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

議案書の34ページをお願いいたします。１款総務費、３項、１目介護認定審査会費、リモート審査会システム導入事業の１件でございまして、翌年度繰越額は1,754万3,000円でございます。財源につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（久本禎二君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、上下水道事業に関する２件につきまして、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき御報告をいたします。

議案書の35ページをお願いいたします。報第７号令和２年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。繰越しは２件でございまして、いずれも配水管が埋設されている道路事業が繰り越されたことによるものでございます。七地町配水管災害復旧工事の繰越金額は、91万3,000円。下林願成寺線道路改良工事に伴う配水管移設工事（その２）の繰越金額は、576万4,000円でございます。

１款資本的支出、１項建設改良費としまして、繰越合計額667万7,000円の財源内訳につきましては、国庫支出金22万円、工事負担金402万7,376円、当年度分損益勘定留保資金242万9,624円を充てております。

次に、議案書の36ページをお願いいたします。報第８号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書でございます。繰越しは５件でございます。

37ページの表、１行目をお願いいたします。汚水圧送管実施設計業務委託料の翌年度繰越額は1,554万1,000円でございます。７月豪雨災害のため、現地調査に時間を要したことや、調査の段階で汚水圧送管が配管されている出町橋の耐震設計業務及びその業務に伴う地質調査が新たに必要になったことから繰り越すものでございます。

２行目の、宝来町雨水ポンプ場改築耐震実施設計業務委託料の繰越額は1,608万円。３行目の、人吉浄水苑改築耐震実施設計業務委託料の繰越額は1,800万円でございます。これは、いずれも令和２年７月豪雨により施設が被害を受けたことから、実施設計の範囲見直しが必要となりまして、請負業者及び日本下水道事業団との多岐にわたる協議に時間を要したことから、年度内完了が困難になり繰り越すものでございます。

４行目の、人吉市公共下水道施設災害復旧実施設計委託料の繰越額は１億8,822万9,000円でございます。これは、土木建築設備の耐水化に向け、請負業者及び日本下水道事業団との設計協議に時間を要したことから、年度内完了が困難になり繰り越すものでございます。

最後、５行目の、公共下水道施設災害復旧工事委託料の繰越額は52億1,148万3,000円でございます。これは、多種多様な機器の工場製作期間が長期にわたることや、下水道施設における耐水化方針の策定に当たり、日本下水道事業団との専門的な協議に時間を要したことから、年度内完了が困難になり繰り越すものでございます。

１款資本的支出、１項建設改良費としまして、合計額54億4,933万3,000円の財源内訳につきましては、国庫支出金45億7,562万9,000円、企業債８億4,570万円、当年度分損益勘定留保資金2,800万4,000円を充てております。

以上、御報告を申し上げます。

○経済部長（溝口尚也君）（登壇）　次に、報第９号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告をいたします。

議案書の38ページをお願いいたします。２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費の人吉中核工業用地災害復旧事業の１件でございまして、翌年度繰越額は402万6,000円でございます。財源につきましては一般会計からの繰入金を充当しております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、報第10号球磨川くだり株式会社の経営状況について報告をさせていただきます。

球磨川くだり株式会社は、平成31年１月に、株式会社シークルーズと業務提携を締結し、同社社長の瀬﨑公介氏が代表取締役に就任いただき、新たな体制となりました。平成31年度第58期におきましては、事業再生計画に基づき課題解決に取り組み、諸経費の見直しや大型新造船の導入などの業務効率化、商品サービスの向上、また、マスコミ等を活用した話題づくりなどが功を奏し、業績向上の兆しが見えてきたところでございました。しかしながら、令和２年度第59期に入りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い客数が減少し、４月６日以降は土日のみの運行、また、熊本県の緊急事態宣言以降は完全運休を余儀なくされ、年度前半から大変厳しい経営状況となりました。宣言期間終了後、６月に一旦事業再開されましたが、７月４日の豪雨被災により、施設、設備、船舶、車両などが全て壊滅的な被害を受け、現時点まで営業休止状態となっております。

このような状況にありながらも、雇用調整助成金などの活用により雇用を維持しつつ、川下り事業の再生に加えて新分野への進出も視野に、復旧・復興に奔走されてきたところでございまして、本年７月には、国のなりわい再建補助金の活用によりＨＡＳＳＥＮＢＡのリニューアルオープンの予定となっております。また、合わせて川下り及びラフティング事業の早期再開に向けましても、現在様々に調査・検討をされているところでございます。

それでは、お手元の資料により球磨川くだり株式会社の経営状況について説明をさせていただきます。

まず、１ページをお願いいたします。第59期決算報告書でございます。事業期間は令和

２年３月１日から令和３年２月28日まででございます。

１ページめくっていただきまして、２ページをお願いいたします。第59期事業報告書でございますが、事業概況のうち、決算につきましては1,000円単位で説明をさせていただきます。

下のほうの表、売上高から営業利益の前期比較を御覧ください。勘定科目の売上高における事業内容は、川下りの遊覧船事業を中心に、ラフティング事業、売店及び美化業務のその他事業となっております。当期、令和３年２月決算の売上高の全事業合計は451万9,000円で、対前年比5.1％、マイナス8,419万3,000円と、大幅な減少となっております。主な要因につきましては、コロナ禍及び豪雨被災による営業休止でございまして、乗船客数が２万6,024人減少、川下り売上高が5,794万7,000円減少したことによるものでございます。それに伴いまして、その下、売上原価につきましても、前期比でマイナス5,091万8,000円と、大きく減少しております。売上高から、この売上原価を差し引きました売上純利益、いわゆる粗利はマイナス696万3,000円となり、前年から大きく減少しております。

次いで、販売費及び一般管理費、いわゆる販管費は人件費や固定経費等の支出でございますが、3,007万1,000円で、前期比で41万6,000円増の、ほぼ横ばいとなっております。売上純利益、いわゆる粗利マイナス696万3,000円から、さらにこの販管費3,007万1,000円を引きまして、いわゆる本業の利益である営業利益はマイナス3,703万4,000円で赤字となっておりまして、前年比では3,400万2,000円の減少となっております。

恐れ入りますが、２ページ、本文のほうをお願いいたします。下から４行目あたりでございますが、これにより営業利益に営業外利益を加えました経常利益もマイナスに、いわゆる経常損失となり、3,664万円の赤字となっております。

一方で、雇用調整助成金や持続化給付金などの公的補助、被災による保険金収入等の特別利益6,950万5,000円が大きな収入となっております。つきましては、被災による雑損失、固定資産除却損等の特別損失も1,867万2,000円発生しておりますが、これを差し引きましても最終的な当期純利益は1,394万1,000円の黒字となっておるところでございます。

３ページをお願いいたします。事業ごとの概況について説明をいたします。

まず、遊覧船事業、これは川下り事業でございますが、当期は新型コロナウイルスの感染拡大及び豪雨災害により壊滅的な被害を受け、年間を通して営業休止したに等しい状況で、乗船客数は僅か947人に留まっております。

ラフティング事業につきましては、遊覧船事業と同様に大幅に減少しており、利用者11人となっております。ちなみに、これはモニター利用であったため、売上げはゼロとなっております。

その他事業でございますが、売店物品販売につきましても、同様に大幅減で、売上高は31万3,000円となっております。また、美化請負事業につきましては、冬期における閑散期

の収入源でございましたが、豪雨災害により事業自体が実施されず、売上げはゼロでございました。

４ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。一番下、資産合計及び負債・純資産合計ともに１億6,619万3,782円となっております。右肩、貸し方、負債の部のうち、主なものは長期借入金１億6,672万5,648円でございまして、売上げが見込めない中、金融機関等からも返済猶予されておりますことから債務の圧縮が進んでおりません。その下、純資産合計を御覧ください。マイナス1,991万6,999円となっております。今期の黒字により、前年からマイナスが減少したものの、６期連続債務超過という大変厳しい経営状況が続いております。

５ページをお願いいたします。損益計算書でございます。先ほど２ページで説明させていただきましたが、営業利益マイナス3,703万3,730円、経常利益マイナス3,663万9,872円と、共に赤字のため、御覧のように営業損失、経常損失と記載しております。一方で、公的補助、保険金収入等を特別利益として6,950万4,630円計上しており、被災による特別損失、法人税等を差し引きましても、当期純利益は1,394万1,167円となり、最終決算は黒字となっているところでございます。しかしながら、黒字の大きな要因となりました保険金収入は、来期においてなりわい再建補助対象事業に充当相殺されてしまいまして、実質的な増収とはなりません。また、来期に支払いが発生するなりわい再建補助対象事業の消費税相当分及び補助対象外経費、並びに事業運営資金等の合計が自己資金として必要でございまして、現在、金融機関からの借入れについて協議中でございます。つきましては、来期以降も、資金繰りをはじめ大変厳しい財務状況が見込まれるところでございます。

６ページをお願いいたします。第60期事業計画書でございます。事業計画は、令和３年３月１日から令和４年２月28日まででございます。

７ページをお願いします。事業計画でございます。２番目の段落からお願いをいたします。被災直後の昨年８月から再建計画立案に着手されまして、今期は国のなりわい再建補助金を最大限に活用した再建を目指しているところでございます。その次の段落でございますが、再建が順調に推移しますれば、繰り返しになりますが、本年７月に、人吉発船場を、飲食部門や物販部門を併設強化した観光複合施設「ＨＡＳＳＥＮＢＡ」としてリニューアルオープンする予定であり、これまで本市になかった観光拠点施設としての役割を目指しております。

その次でございますが、加えまして、本年４月から、ガイドつきのサイクリングツアー「人吉はっけんサイクリングツアー」を新事業として取り組んでおります。復興に向けた新たな一歩を踏み出されており、川に頼らない新しいアクティビティとして注目を浴びているところでございます。なお、現在再建途上にございまして、現状では球磨川くだり、ラフティング及び、説明をいたしました新規事業の来期の数値目標を設定することは非常に厳しい

状況にあり、取締役会及び株主総会においても報告されておりません。また、同様の理由により、損益計画書につきましても、引き続き、社内にて精査・協議し、金融機関とも調整されているところでございます。今後、状況が整いましたら、議会においても御報告の機会をいただきたく存じますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、このように復旧・復興に向けて一歩一歩進んでいる同社でございますが、このコロナ禍の中、国内外の観光事業の回復、さらには市内の宿泊施設、観光施設が完全に復旧・復興するまでには、引き続き相当の時間を要するものと見込まれます。つきましては、従前から財務状況に大きな課題がある中、会社を取り巻く経営環境はさらに厳しく、引き続き存続の危機にあることに変わりはございません。

しかしながら、ＨＡＳＳＥＮＢＡの開業をはじめ、官民様々な支援を最大限活用しながら営業の再開、また新しい日常においてお客様に選んでいただける受入体制とサービスの提供に努めるなど、この厳しい状況下においても会社としてあらゆる努力をされ、役員並びに従業員一同、一丸となって、この絶体絶命のピンチを乗り越えてまいりたいとのことでございます。

一方で、コロナ禍で業界全体が大変厳しい状況の中、提携先であり、人吉市に次ぐ株主である株式会社シークルーズだけでは球磨川くだりを支えるのは非常に困難な状況となっております。本市は同社の筆頭株主であり、球磨川くだりは人吉市民共有の財産でもございます。執行部としましても球磨川くだりの存続に向けて、また、同社が人吉観光の復興の先駆けとなりますよう、でき得る限りの支援・協力を行ってまいりたいと存じます。

議会におかれましては、今後とも同社の再建及び事業再生に対する支援・協力につきまして御理解、御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。

以上で、球磨川くだり株式会社の経営状況について報告をいたします。よろしく御協賛を賜りますようお願いをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）（登壇）　それでは、報第11号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について、御報告をいたします。

お手元の議案書40ページをお願いいたします。件名は、損害の賠償についてでございます。賠償の理由でございますが、令和２年11月16日午前８時30分頃、被害者が市道鬼木地内第８号線を軽自動車で走行中、市道を横断している雨水排水用グレーチングを跳ね上げ、軽自動車の助手席下部の鉄板を損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は15万4,244円。賠償（和解）の相手方は、人吉市鬼木町542番地13、西村公男様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　これで、議第45号から報第11号までの提案理由等の説明は終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後３時00分　散会

令和３年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和３年６月10日　木曜日

１．議事日程第２号

令和３年６月10日　午前10時　開議

日程第１　議第45号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））

日程第２　議第46号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））

日程第３　議第47号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第４　議第48号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第49号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第６　議第50号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議第51号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第52号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第９　報第３号　令和２年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第10　報第４号　令和２年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第11　報第５号　令和２年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第12　報第６号　令和２年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13　報第７号　令和２年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第14　報第８号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第15　報第９号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第16　報第10号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第59期決算報告書及び第60期事業計画書）

日程第17　報第11号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第18　一般質問

１．福　屋　法　晴　君
２．徳　川　禎　郁　君
３．牛　塚　孝　浩　君
４．塩　見　寿　子　君
５．宮　原　将　志　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程　議第53号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

３．出席議員（18名）

１番	松　村　　太	君
２番	徳　川　禎　郁	君
３番	池　田　芳　隆	君
４番	牛　塚　孝　浩	君
５番	西　　洋　子	君
６番	宮　原　将　志	君
７番	塩　見　寿　子	君
８番	高　瀬　堅　一	君
９番	宮　﨑　　保	君
10番	平　田　清　吉	君
11番	犬　童　利　夫	君
12番	井　上　光　浩	君
13番	豊　永　貞　夫	君
14番	福　屋　法　晴	君
15番	本　村　令　斗	君
16番	田　中　　哲	君
17番	大　塚　則　男	君
18番	西　　信八郎	君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	迫　田　浩　二　君

監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

一般質問の前に議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認め、議第53号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第53号

○議長（西　信八郎君）　執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

ただいま、追加提案いたしました予算案につきまして、概要を御説明いたします。

議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）は、歳入では国、県支出金の追加を、歳出では新型コロナウイルス感染症対策関連事業及び豪雨災害に関する経費につきまして、追加補正を行うものです。歳入歳出にそれぞれ2,007万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ291億1,626万9,000円とするものです。

以上、追加提案をしました予算案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　皆様、おはようございます。

それでは、私のほうから議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

６ページをお開きください。歳入でございます。15款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金1,519万6,000円の増額補正は、生活困窮者の自立支援に関わります新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費補助金などでございます。16款県支出金、１

項県負担金、１目民生費県負担金487万5,000円の増額補正は、災害救助費負担金、災害弔慰金負担金の増でございます。

次に歳出でございます。７ページをお願いいたします。３款民生費、３項生活保護費、１目生活保護総務費1,519万6,000円の増額補正は、19節扶助費で新型コロナウイルス感染症の影響を受けております生活困窮者に対する自立支援金のほか事務的経費の増でございます。４項、１目災害救助費250万円の増額補正は、19節扶助費におきまして災害弔慰金等支給審査会の答申を受け、認定をいたしました災害弔慰金につきまして、予算計上するものでございます。２目応急住宅管理費300万円の増額補正は、14節工事請負費で仮設団地における外構改修工事費でございます。

８ページをお願いいたします。最後に14款予備費を62万5,000円減額いたしております。

以上で、議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算案（第３号）につきまして補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま説明がありました議第53号に対しての議案質疑は、来週14日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願いいたします。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。14番議員の福屋法晴です。

今回の通告は人吉市消防団から、人吉市消防団組織活動について。市道から、市道の維持管理について。市民の声から、子育て支援について通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問を行ってまいりますが、私は毎日人吉市街地を通っています。今日も仮本庁舎までに来る間、目にする景色が異様な景色に変わっていくのが目に飛び込んできます。これまでここには何があったのか、思い出すこともできない状況です。一刻も早い復旧復興が望まれています。何事においても市長の一早い決断と実行が大切であるとの思いを申し上げ質問をしてまいります。

初めに、人吉市消防団、人吉市消防団組織活動についてです。人吉市消防団へのポンプ積載車両の各部ごとの配備状況についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

消防団員の車両の配備状況でございますが、消防団組織として５方面隊、７分団、21部ございます。各部に１台ずつ車両を配備し、うち機能別消防団がある山間部の３つの部――鹿目、田野、矢岳地区でございますけれども――につきましては１台ずつ、計24台を配備して

おります。また、団本部で所有しております多機能型車両も小型ポンプ積載車となっておりまして、本市は全て小型動力ポンプ積載車となっております。さらに女性消防隊の広報用車両も女性消防隊の小型ポンプが積載可能となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　配備状況については、詳しく説明をいただきました。

それでは、小型動力ポンプ積載車と普通動力ポンプ積載車の配備の違いについて何か決め事があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

消防車両につきましては、平成３年度から小型動力ポンプ積載車の導入を始めたところでございます。普通ポンプ車両は、水槽付きであれば現場で即消火活動が行えますけれども、導入費用につきまして、非常に高額となりますので、各部への導入は現実的に難しいというものでございます。

一方、人吉市で導入しております小型動力ポンプ積載車は、全国的に多くの自治体でも導入されておりまして、持ち運び型の小型ポンプを積載いたしまして防火水槽ですとか、河川などの水利は必要ですけれども、大型車両が乗り入れできない現場であるとか、山間部においてポンプの連結配備などいろんな活動場所で活動ができまして、導入費用及び維持費用の削減など費用的な効果は大きいものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　人吉市の場合はいずれも水利が必要ということで、今後は変わっていくのかなということを考えておりますが、またこの件は変わったときに説明をいただきたいと思います。

次に消防団関係者から、現在人吉市において新規消防団員の確保がかなり難しくなっているとのことでしたが、人吉市消防団員を確保しなければならない適正人数と本年登録団員数は現在どのような状況なのか、また昨年の入団員数と退団員数についてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在の各部の定数でございますけれども、人吉市消防団の組織等に関する規則によりまして各部20名と定めておりまして、21部ございますので、420名となっております。また、団長以下幹部団員が23名、女性消防隊員が15名、機能別消防団員が101名の合計で559名となります。本年４月１日現在の団員数が定数を満たしている部は21部のうち１部でございまして、定数を満たしていない部が残り20部となります。実団員数でございますけれども、団長以下幹部団員が23名、各部団員が315名、女性消防隊が８名、機能別団員が94名の合計440名となります。また、昨年度中の入団者数でございますが20名となっておりまして、本年３月まで

の退団者数は30名となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、定数についてお尋ねをしたんですけれども、全てと言っていいほど団員不足というのが今の答弁で分かるんですけど、また30名退団されて20名新規というのはこれ減るだけですよね。今後ですね。ちょっと、もし分かればですけども、退団される方ですよね。こういう人の退団の最大の理由というのがもし分かれば、その辺を少し聞いておられるようでしたら、お尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

退団の理由でございますけれども、やはり理由としましては、様々な理由がそれぞれの団員であるかと思います。年齢によるもの、あとは任期が相当期間重なったことによりまして、例えば15年とか20年とか一定の区切りでもって退団をされる方。もしくは仕事の御都合や、転勤などによって退団される方、様々にあろうかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　昔からすると今は辞めやすくなっているのかなというのが、理由としては、昔は５年刻みで退団というのがあってたんですけど、今は１年刻みで退団ができますので、それから退職金ですか。この辺りも昔は５年刻みだったんですけど、今は各年になっているので、その辺りも影響しているのかなというのもありますし、後で質問していきたいと思いますが。次に災害活動において積載車両の運転が必要となりますが、近年の運転免許取得者はオートマ車限定の免許取得が多いと思いますが、消防団員の取得状況についてお尋ねをします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

入団資格といたしまして、運転免許証の所持などの要件はございませんけれども、積載車をはじめ、車両を運転する場面は多々あるかと考えております。現時点で運転免許証の取得状況、及びオートマチック車限定免許の保有状況というのは把握しておりません。

しかしながら、消防団総会などや新入団員研修などの機会を捉えまして、積載車を運転する際の注意点として、道路交通法の遵守はもちろん二人以上での運転を義務付けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　この件は私も警察のほうに確認をしてきたんですけど、二人以上ということで、これ以上にもし乗っていた場合には、交通指導法に係るので、災害の場所でも停めないといけないような話をちょっと聞いてきましたので、必ずその辺りはしっかりと通知

をしていただきたいと思います。

そこで、団員確保が難しくなっている中、現在積載車車両の機能について、また、災害時に活動するには安全に対応できる人数は最低何人の人員が必要であるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

小型動力ポンプ積載車の機能につきましては、消火活動や災害防御活動として小型動力ポンプのほか、ホース、発電機、投光器などの資機材を搭載しております。また、緊急車両といたしまして、赤色回転灯のほかサイレンや拡声器などが搭載をされているというところでございます。

続きまして災害時に安全に活動する際の必要な人員でございますけれども、平時の広報ですとか、車両点検などを含め必ず２名以上で行うよう義務付けております。総務省消防庁が定めます消防力の整備指針第27条に、小型動力ポンプを操作する消防隊隊員数は４人と定められております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今の答弁でも消防団員の確保が大切だということですね。そこで、積載車車両についてですが、今後搭載設備の充実が図られ災害に対応できる機能設備が図られていくと思いますが、免許制度の変更が行われました。普通免許で運転できる総重量がこれまでよりも少なくなっているようです。今後の設備の強化や人員によっては現在の普通運転免許で大丈夫なのか、また今後随時更新される車両についてはどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず車両性能につきましては、現在特殊車両として登録してございます。搭乗人員は普通車で８人から９人。軽自動車で４人となっております。車両総重量はいずれも3.5トン未満となっておりまして、現時点で普通運転免許証での運転は可能ということでございます。

次に車両の更新の御質問でございますが、消防関係備品管理方針に基づきまして消防車両は20年、小型動力ポンプは15年で更新する計画を定めております。消防車両は令和元年度までの更新で基本的に一巡をしております。更新の際にはオートマチック車かマニュアル車かを含めまして各部希望を取った上で更新を行っております。令和３年４月末現在で、24台中オートマチック車が13台、マニュアル車が11台となっております。過半数がオートマチックとなっている状況でございます。今後更新の際にも引き続き各部の意向を確認しながら整備を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　消防車両が20年で令和元年度までに更新が行われたということで、例えば５年前に現に更新された場合には、それが残り15年間は何て言いますかね、オートマ車ならいいけど、マニュアル車だったら変わらないんだなと。今後５年後の若い人たちが入ってきたときにはそのときの免許というのがどうなっているのかなというのをちょっと心配するんですけど、答弁分かりました。次に移りますが、一回目に山間部で四駆、これを使用しているということで山間部、市街地での機能について違いが出てくるので山間部での駆動力を生かした車両や雨天時の災害活動などを考えれば適正な消防車両が必要になってくるんではないかということで、山間部以外でもいろんなものが出てくるとは思うんですが、その辺りの考えについてお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市街地と山間部の違いということでございますけれども、鹿目町、田野町、矢岳町につきましては、機能別消防団といたしまして、いずれも四輪駆動の軽自動車を配備いたしております。先日も鹿目町付近で発生をいたしました大型重機の火災におきましても険しい山道に普通消防車両が乗り入れできない中、鹿目町に配備しております車両によりまして消火活動に当たることができております。このことから四輪駆動車両の走行性能も発揮できたのではないかと考えております。市街地におきましても１分団２部それから１分団３部には軽自動車を配備しておりまして、狭隘な市街地等でも対応できるものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　山間部ですね、鹿目、田野、矢岳この辺りに四駆を使っておられるということで一つは安心をしているんですけど、山間部になると中継というのが出てくると思うんですよね。ただ、やはりその近隣地域と言いますか、その辺りの消防団辺りもやはり四駆仕様の車両に今後は変えていくべきじゃないかなと思います。特に雨が降ったり、冬場だったりすると土壌が悪くなると滑りますので、ぜひその辺りは消防委員会とか消防団のほうと協議を今後ともしていっていただきたいと思います。

次に６月２日の読売新聞に、益城復興を担う若者流出の危機ということで掲載がされていました。中身ですが、熊本地震で若者が著しく減少して地震直前と比べ20歳、30歳代が減少し、地元経済などに幅広い影響が懸念されるとともに、地域防災に重要な役割を果たす消防団員の確保が難しくなっていると新聞に掲載をされておりました。今後団員数を維持していかなければならないとのコメントがあり、入団数よりも退団数が上回ったとのことです。人吉市も同じですね。益城町では今後災害に強いまちづくりを目指しており、団員の報酬改定や処遇改定・改善を図るなどの検討を考えているとのことでした。人吉市も昨年豪雨災害を経験し消防団員の方々には大変お世話になっております。今後も災害時にはいち早く活動をしていただくことが多くなると思いますが、益々団員不足になるのではないかと考えており

ます。私も昔、消防団員として活動していましたが、平成８年、部制になる前に退団をしておりますが、今後新たな消防団員組織、消防団組織編成、この時期がもう来ているのではないかと考えます。報酬改定や組織編成についてお尋ねをしておきます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

平成８年度から消防団の組織再編が行われておりまして、分団制から部制に移行しております。消防団員が減少することにより激甚化、頻発化する災害に対しまして、迅速な災害対応ができなくなるということが懸念されております。報酬額につきましては、４月に総務省消防庁から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」という文書が発出されておりまして、額の引上げが提言をされております。本市におきましては、今後消防委員会におきまして御議論をお願いするということになるものと考えておりまして、真摯に検討してまいりたいと考えております。組織の再編につきましては、地域の消防・防災力の低下を招かないためにも団員数の確保とともに、部等の再編のほか管轄地域の見直しなど総合的に検討する必要があると考えております。この件につきましては、既に消防委員会で協議をお願いしておりまして、今後各分団の意向ですとか、各町内会等の意見を聞きながら、より活動しやすく負担の少ない組織編成を図っていかなければならないと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ消防委員会のほうの会議においてもテーブルで協議をしていただきたいと思います。時間が30分ということですので、最後に市長にお尋ねをしますが、消防団の必要性というのは市長が自ら消防団員でもあったので分かっておられるとは思いますが、報酬については最低賃金ぐらい払う気持ちが必要と私は思います。

また、組織編成についても各部をなくすのではなく、式典などを簡素化し行うのであれば、方面隊ごとに過去に行っていた通常点検などを行っていったらどうでしょうか。あくまでも私の意見であります。災害が発生したとき、各地域には消防団員がいなければ災害場所等の特定も難しくなると思います。先ほど鹿目の事例を出されておりますように、地元に消防団員がいなければどの場所で火災があったのか、どの方向に道路を走ったらいいのかというのが分からないと思うんですよね。ぜひ地元の消防団員確保に市長自ら地域の方と一緒に、確保に御尽力いただきますよう市長にお願いをしておきますが、今後の人吉市消防団について市長のお考えをお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

消防団につきましては、地域防災の中核として必要不可欠な存在です。今年は５月に梅雨に入り既に３回高齢者等避難を発令し、消防団の皆様にも広報活動など昼夜を問わず活動いただいています。この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。

組織再編につきましては、現在、消防委員会の御意見を伺いながら検討を進めております

が各分団へのヒアリング等も予定しており、団全体の現状と将来の予測を踏まえますと、活動を維持するための組織の再編は必要不可欠であり、併せて消防団活動の負担軽減のためにも各種事業の簡素化、見直しも必要と考えております。団員一人一人の負担軽減のためにも団員確保には全市を挙げて取り組む覚悟です。先日新入団員研修があり、新入団員に対し団長から辞令が交付されました。それぞれが強い使命感を持ち活躍してくれるものと期待しています。議員各位におかれましても積極的な団員確保に引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市長自らもその方向、委員会の話を聞きながらぜひ考えていっていただきたいなということを申し添えておきますが、５月30日だったですかね。私ちょっと記憶があれなんですけど。人吉市の防災訓練というか避難訓練がありましたよね。あのときに、私非常に消防団に対して助かったという印象があったんですよね。一言、ここがけ崩れしてるのでどうにかならないのという話をしたら最初のほうは何て言いますか、個人宅だからブルーシートですか、あれを自分で用意してくれという話を聞いていたんですけど。実際は消防団員の御尽力によって、その現場に来て見ていただいて土のう袋50袋やってもらえば、自分たちでしますよという話をしてたんですけど、来て見てびっくりされて、そこで75袋ぐらいですかね、土のうを新入団員も含めて詰める訓練と積む訓練を現地でしていただいて、またそれで終わらなかったので、次の日曜日に今度はブルーシートを持ってきて安全対策をしていただいたということで、やはり地域防災の中ではこの消防団というのは非常に助かっておりますよね。我々のときも夜中でも行ってましたけども、ここをどう考えるかというのは大切なんだというのは市長の考えだと私は思います。そこでやはり先ほども言ったように最低賃金ぐらいのそういう報酬ぐらいは与えるべきだと思います。私も団員のときに山口のほうに研修に行きましたが、人吉が500円です。１日の出動が。そのときに4,500円払っておられました。これは市の職員と同じ状態を保たないと団員の確保はできないというようなそのときの研修の話でした。ぜひ人吉市は災害を受けて安心安全な町をつくりたいという考えがあるんだったら、それぐらいの手当は出しても私は間違いじゃないと思いますよ。これを上げることに反対するような人吉市民じゃないと思います。ぜひ、その辺りはしっかりと考えていただきたいと思います。

次に移らせてもらいます。２点目の市道から、市道の維持管理についてお尋ねをしていきます。昨年の豪雨災害から約１年がたとうとしておりますが、市道について災害調査は行われているのか。行われていると思いますが、どれくらいの路線が被害に遭ったのか、また被害箇所の総延長についてお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆さん、おはようございます。御質問にお答えいたします。

災害の調査はもちろん行っているところでございまして、被害の路線数が44路線、被害箇所数が57か所でございます。被害総延長は約2,133メートルとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　被害路線が44路線ですか、非常に多くの場所が被害を被っておるんじゃないかなと思いますが、そこで調査の結果を受け、今後復旧工事を行う路線について、また完了予定について、どれくらいかかるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

市道の災害復旧工事につきましては、昨年度令和２年度に詳細設計を行い、入札契約後、順次に工事の発注をしているところでございます。今後も順次発注してまいりまして、令和３年度完了を目指しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　令和３年度完了を目指しておられるということで、災害の後で非常に土木関係者も忙しいと思いますが、ぜひ人吉市の地元業者辺りに多くの改修工事、そういうのを出していただければということをお願いしておきます。

次に令和３年現在、梅雨の時期に直面しておりますが、人吉市において危険と承知されている危険箇所はどれくらいあるのか。あるとすれば今後の対策についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

市道の危険箇所でございますけれども、現在、市が管理しております市道は641路線、総延長にいたしまして約411キロメートルとなっております。その中で危険箇所ではなく私ども路線として把握しているところでございまして、崩土や落石等が頻繁に起きている18路線を重要パトロール路線と位置づけまして、道路河川課職員にて通常の道路パトロールに加え異常気象時の後も緊急的に道路パトロールを実施し、必要に応じて土のうの設置やブルーシートでの保護、看板等による注意喚起などの対応対策を行っているところでございます。

また、昨年度の７月豪雨により被害に遭った路線につきましても、同様に対応対策を取っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今、落石なんかが起こりそうな場所が18路線あって、パトロールをしていただいているとすれば安心なんですけど、もしよければその地元の消防団とかですよ、町内会長さんとかにこの辺は危険ですよという提示をしていただければ、町内にもいろいろそういう人たちがおりますので、いち早く被害を防げるかもしれませんので、その辺りは検

討していただきたいと思います。

次に例を挙げて質問していきたいと思いますが、市道294号田野高原線についてお尋ねします。これまでに危険箇所について改修工事をしていただき、現在完了しておりますが、その現地の前後に道路の亀裂が多く確認ができます。現状について、また今後の調査や、工事着手時ですね、必要と考えられる箇所について、今後の計画について、現在あります社会資本整備総合交付金事業などを使って行うのかお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

市道294号田野高原線は、国道267号の久七トンネル入口付近から田野町内を通り、鹿児島県との県境までの延長約4.95キロメートルとなっております。昨年改修いたしました箇所につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用しまして、平成30年度より調査及び測量設計を行い、令和２年度に工事が完了したところでございます。議員御指摘の箇所につきましても、市でも現地を確認しておりまして、現在、看板、そしてカラーコーン等で注意喚起をしているところでございます。また、今年度より同じく社会資本整備総合交付金事業を活用いたしまして、調査及び測量設計を行う予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　この路線については田野町内辺りの人は、この道路が決壊したら伊佐市のほうを回っての通勤、通学になりますので、非常に大切な道路だと思います。私が今見ている所の改良があったその手前は、万が一崩落したら片側通行もできない状態ですので、ぜひ国、県のほうからそういう辺りも提示していただきたいと思います。私というか、あの辺りの人の考えとすれば、あの通りは危ないので、久七トンネルを造ったんだ。だけんあそこは市に任せて、市に責任を持たせて国は放棄したんじゃないのというような、地元のほうでは話合いをするとき、冗談交じりでそういうのが出ますので、ぜひ今後も調査をしていただきたいと思います。

関連としてですが、道路の整備があれば必ずといっていいほど、側溝工事も行われると思いますが、道路維持管理については、道路河川課において維持管理がしっかりと管理を行っていただいていますが、側溝については管理があまりされていないように見受けられます。管理が悪ければ側溝として機能しませんので、これまでの管理やこれからの管理や方法についてお尋ねいたしますが、山間部だけでなく至るところで側溝に土砂が堆積し、民家に水が流れ込んでくるとの相談をよくいただきます。現実に側溝として機能していないところがあります。現地確認もしていますが、側溝の今後の維持管理についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

側溝の維持管理につきましては、道路の維持管理と同様に日常の道路パトロールで側溝の

破損や詰まっている箇所があれば、職員でその都度、看板やカラーコーン等での注意喚起、それからしゅんせつを行っております。

しかしながら議員の御指摘のとおり対応できていない箇所もあるというのも現実でございます。確認できていない箇所や頻繁に詰まる場所につきましては、市民の方からの通報により現地を確認し、対応しているところでございます。また、職員ではできない側溝の修繕や大規模なしゅんせつにつきましては、市道維持管理業務委託及び維持修繕工事において、限られた予算の範囲内ではございますが、その中で優先順位をつけて行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　維持修理関係について、現在予算の範囲内で優先順位をつけておられるということですが、危険箇所を予算の範囲で優先をつけてするんじゃなくて、危険なところは即ですね、その予算をどこからか確保してきてでもするというような考えを持っていただかないといつまでも進まないのかなと私は思うんですけどね。今後していただくと受け止めておきます。

次に側溝の蓋についてですが、議会に対し事故の報告が多くあります。構造について見直しが必要な時期にきているのではないでしょうか。現在の対応対策についてお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年グレーチング蓋の反り返りによって事故が発生しております。グレーチング蓋の反り返りが発生している側溝につきましては、側溝と蓋が固定されていない横断部に多く、グレーチング蓋の経年劣化により反り返りが発生しているという状況でございます。そのような箇所につきましては、グレーチング蓋をボルトで固定する構造の側溝に順次改修しておりますけれども、限られた財源の中での対応となりますので、全ての箇所に対応できていないというのが現状でございます。そのような箇所におきましては、今後事故が発生しないように看板やカラーコーン等で注意喚起や簡易的な修繕を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今回もまた限られた財源という言葉が出てきましたので、対応しているということですけど、設置する前にどうしたらいいのかというのも一つのテーブルに上げていただいて、例えばU字溝なんかの外れ止めがある側溝蓋とかも今はありますよね。グレーチング辺りもその辺りを引っかけができるとか、スライド式とか、設計とか業者とかその辺りでしっかり話し合っていただければ、またいい結果が出るんじゃないかなと思いますの

で、ぜひ執行部におかれては知恵を絞っていただきたいと思います。それはお願いをしておきます。

最後になりますが、球磨川をはじめ、流れ込む支流について市街地の復興についての検討が執行部内において議論をされ、今後の方向性について各校区において説明会などが開催されていますが、中山間地においても意見を聞く場を設けていただきたいと思います。市街地中心に改修工事が行われるのは使用頻度が多いので、傷みも早いと思いますが、山間地の道路も地域住民が利用する市道でありますから、社会資本整備総合交付金事業をうまく活用して整備計画を立てていただきたいと思います。山間部においては高齢化も進んでいますので、危険な場所は根本から整備計画を立てていただきたいと思いますが、松岡市長の考えをお尋ねしておきます。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

道路の維持管理につきましては、道路河川課におきまして日頃より道路パトロール等を実施し、対応をしております。中山間地におきましても同様に道路パトロールを実施しており、地元町内の方からの苦情や要望について連絡をいただいた際などには職員が現地を確認し、対応いたしておりますが、議員御指摘のとおり維持管理について行き届いてない箇所もある状況で、大変心苦しく思っているところです。

昨年度、全校区対象に人吉市復興まちづくり校区別座談会を２回開催し、その中でも市民の皆様からの御意見や御要望をお聞きしたところでございます。また、一昨年まで開催しておりました各校区市政懇談会でございますが、昨年度は新型コロナウイルス及び７月豪雨災害の影響により開催を中止しておりましたが、今年度は各校区市政懇談会を再開する予定でありますので、その場でも御意見や御要望をお聞きしたいと存じます。今後も引き続き市民目線で市民の皆様に寄り添いながら対応していきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市民の声を聞くためにもぜひ１回、２回ではなく何度もそういう要望があったらそちらに出向いていただいて、市長が話を聞いていただければと思います。そのために副市長というのもおられるわけですから、もし市長が駄目だったら副市長に出ていっていただかないと、副市長の仕事がなくなるんじゃないかなと私思いますので、ぜひ地元に足を運んでいただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

では、次に移ります。市民の声から、子育て支援について。令和２年７月豪雨災害を受け仮設住宅生活や他の自治体に転居され、元の場所に帰られ再建されるのがどれくらいおられるのか、調査をされておられるのか。お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

まず本年、令和３年５月末現在における仮設住宅等への入居世帯数でございますが、建設型応急住宅――仮設住宅のことでございます――332世帯。賃貸型応急住宅――みなし仮設住宅のことでございます――425世帯。その他公営住宅124世帯となっております。また、現在把握できている親戚、知人宅等も含め市外に居住されている世帯は160世帯でございます。

次に令和３年２月に実施いたしました被災世帯の今後の住まいの意向に関する調査の結果を基に御説明いたします。

この調査は被災され住まい再建が未確認の半壊以上世帯を対象として2,008世帯に質問票を郵送し調査をしております。そのうち1,307世帯65.08％から回答を得ておりますが、市内に居住されている世帯が1,034世帯、69.1％、市外に居住されている世帯が273世帯、30.9％となっております。質問票の中で、今後の住まいを希望する場所は決まっていますかの質問に対し、決まっているが803世帯、61.4％、決まっていないが459世帯、35.1％となっております。決まっているの回答の中で再建場所として被災したときと同じ住所が556世帯、69.2％、被災したときと別の住所が176世帯、21.9％となっております。この調査は令和３年１月末現在での意向調査でございまして、調査以後に今後の住まいを検討され、再建のめどが立った世帯もございますし、様々な理由がありいまだ決まっていない世帯もございますので、今後も地域支え合いセンターなど関係機関と連携いたしまして、再建できない要因の解決に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　やはり災害に遭われても自分が生まれた場所そこに帰りたい、そこで生活をしたいという方が約70％おられるということで、人吉市から出て行かれる方もそんなにいないのかなということを考えておりますが、そこで再建が始まれば今後に期待することができると思いますが、今後、生産年齢の方々が元の場所での再建、もしくは賃貸住宅での生活を始めていただければ期待が持てるのですが、減少すればますます少子化に歯止めがかからなくなるのではないかと思います。今後の少子化対策について市長の考えをお聞きしておきます。今後、豪雨災害から立ち上がり、市長が目指しておられるスーパーシティ構想など命と財産を守り安全安心を確保するためとのようですが、人吉市が安心して子育てができる自治体を構築しなければ衰退していくと市民の方々は思っておられるようです。少子化に歯止めをかける施策を市長には考えていただきたいと思います。子供は宝という諺がありますように復興を前にそのことがよく分かります。市長は子育て中でもあると思いますから、その大切さが一番分かられておられることと思いますが、市長の考えをお聞きしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

被災された方々の中には人吉市を離れた方もいらっしゃいますので、議員がおっしゃいますように、このままでは本市の人口は減少し、子育て世代の流出によって少子化も進んでい

くことが懸念されます。少子化対策は本市の喫緊の課題の一つでございますが、被災された方々の支援及び生活再建、コロナ対策など優先して取り組む課題が山積しておりますので、それらの課題を一つ一つクリアし、まち全体の早期復興につなげ、市民の皆様が安心して住めるまちを整えていくことが行政に課せられた使命であると考えています。市民の方々が被災前の安定した生活を取り戻し、官民一体となり新たな人吉市として復興することが人口減少及び少子化に歯止めをかける第一歩だと思っております。その上で、少子化対策としましては、第６次人吉市総合計画を最上位計画として策定しております第２期人吉市子ども・子育て支援事業計画を推進し、若い世代の定住促進を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひお願いをしておきます。

そこで、これからの人吉市の宝である子育てについてですが、現在の人吉市における保育園、幼稚園、認定こども園の現状についてお尋ねをいたします

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

保育園が６園、幼稚園が１園、認定こども園が９園でございまして、保育園の定員が490名に対し449名が利用、幼稚園が75名の定員に対し60名が利用、認定こども園が定員805名に対し683名が利用をされておられます。

以上、お答えいたします（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　現状については分かりました。次に入園に関してですが、手続についてどのようになっているのかお尋ねをします。１号、２号、３号について答弁をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

認定こども園などに入所を希望する保護者は、まずどの入所要件に該当するか、ただいま議員が申されました１号、２号、３号の認定を受ける必要がございます。１号は希望する園に、２号と３号は市福祉課に書類を提出し認定を受けます。また認定を受けると同時に入所希望の手続を行います。そのため希望する園に入所の意思を伝え、希望の園が入所可能な場合に必要な書類を園へ提出することになります。入所希望のあった認定こども園等は、提出された書類を市の福祉課へ提出し福祉課が入所の決定を行い、希望の園を通して保護者へ決定通知を渡すことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　入所に関しては、入園と言いますか、市のホームページのほうから引き出させてもらったんですが、１号では幼稚園とか認定こども園に直接、２、３号は市町村

がということで非常に分かりにくいので、この辺りは一つの方向性を持って何か今後検討していただいたほうがいいのかなということを考えておりますので、またこの後勉強しまして質問させていただきたいと思います。次に子ども・子育て支援制度の利用について１号、２号、３号認定について、それぞれの違いについてはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

認定こども園などを利用する場合には、利用のために１号、２号、３号の認定を受ける必要があります。その違いにつきましては、まず大きく二つに分けられますが、一つは教育を希望される場合、旧制度による幼稚園に分類されるものでございますが、その場合が１号。もう一つが保育を希望される場合、旧制度によります保育園に分類されるものが２号と３号となります。１号の対象は児童が満３歳以上で、教育を希望される場合に利用できるもので午前から午後２時30分までのうち原則４時間の利用となります。２号の対象は児童が満３歳以上で保育を希望される場合、３号は児童が満３歳未満で保育を利用される場合に該当いたします。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　先ほど入所についてお尋ねしましたが、申込み方法とか入所選考、そこで入所もしできなかったときの対策について、入所後の指導について直接利用申込みをするのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

現在、本市におきましては、定員に対して入所ができるかどうかの判断は、認定こども園などにお願いをしておりますけれども、認定こども園などの入所者が全体の定員に達していないため入所ができないことはございません。

しかしながら希望する園が定員に達しているため入所ができない場合もございますので、どうしても希望のところへ入所されたい場合は、定員が空くまでお待ちいただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　入所に関しては、先ほど答弁いただきましたように人吉市は定員に達してないところがありますので、その辺は心配ないのかなと思います。

時間がないので、次にいきます。現在第３子までは保育料が無料と聞きましたが、お尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

保育料の一部負担が必要な満３歳未満の３号に該当する児童につきましては、世帯の市民

税所得割額が30万1,000円以上の所得世帯の児童以外は第３子から保育料は無料となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　３子から無料ということですが、保育料が無料であっても副食費もこれまでは含まれていたとのことですが、その後国の少子化対策において保育料が全て無料になったと聞いていますが、このことについてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず国の制度によるいわゆる保育料の無償化につきましては、対象児童が満３歳以上の児童でございまして、この保育料無償化については旧制度で保育料の一部として御負担いただいていた副食費以外の部分が無償化されたものでございますので、保護者の方々には副食費のみを御負担いただくようになったものでございます。また、保育料無償化対象外の満３歳未満の児童につきましては、保育料を支払っていただいておりますが、第３子に該当する児童については以前の制度から引き続き保育料が副食費も含めて無料となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それでは、保護者の方に聞いてきたんですが、国は保育料金については補助対象として無料となっていますが、年長、年中、年少に関係なく副食費が別になり支払うことに変わったとのことですが、これは事実なのかお尋ねをします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたけれども、国の保育料無償化は副食費以外の部分の無償化でございまして、副食費のみは支払っていただくことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　保育園によっては、これまで保育料の中に副食費も含まれていたとのことですが、国の少子化対策で保育料も副食費も第３子からは無料とのことですが、国の少子化対策前は全額無料であったとのことで、第３子が保育園の年少になったら副食費が引き落とされるということが分からなかったということです。現在、第３子で保育園では年少クラスであるが、今も副食費が口座から引き落とされているとのことですが、実際にこれまでよりも支払いが増えたとのことですが、これまでとの違いについて少し分かるように説明をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

保育料無償化対象の児童につきましては、副食費を除き支払いが増えることはございませんけれども、副食費については、免除制度がございまして、今年度、令和３年度からその対

象要件が変更になったことにより、今まで免除の対象となっていた方が要件から外れ副食費をお支払いいただくようになったため、支払いが増えた方がいらっしゃいます。

その要件は２号認定の児童で、家族構成が満18歳未満の児童のうち３人目以降のお子さまたちを副食費の免除対象としておりましたが、令和元年度から県の補助がなくなり令和２年度は経過措置といたしまして、全額市の負担による補助を実施しておりましたが、本年度、令和３年度からは補助を廃止したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　令和元年度から県の補助がなくなったていう答弁なんですけど、この何でなくなったというのは分かりますかね。もし分かればお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

県の補助の廃止につきましては、廃止しますという通知だけでございまして、理由については特段私ども把握していないところでございます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　令和元年度から県の補助がなくなって、令和２年度は経過措置として全額市の負担として実施をされているようですが、本年令和３年度から補助を廃止したということで、市長の裁量を疑わなければいけないのかなと思います。県がやめたからなくなったとか、そうじゃないと思うんですけどね、人吉市の少子化対策をしないということでしょうか。何か知恵を出すことは、そのとき考えられなかったのか、残念でなりません。県に対し何も要望されなかったのでしょうか。保護者は人吉市が言う少子化対策は上辺だけの施策だと言っておられます。本当にこれでいいとお思いでしょうか。真剣に対処しなければ本当に人吉市から子供の声を聞くことができなくなると思いますが、災害を受け今後ますます人口が減ってきたらどうなるのでしょうか。今後多くの子供さんを育てられる方々に対し少子化対策にもなるように副食費について、例えばふるさと納税からでも市長の認めるところということで弱者に対し市長が認めていただき補助を行うということができれば子育てが少しでもしやすくなると思うのですが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

副食費について、補助、免除を行うとなりますと、財源といたしまして、これまでありました国、県の補助がないため全て一般財源での持ち出しとなります。その財源にふるさと納税を使えないかという御質問ですが、昨年度災害があったことにより多額の寄附をいただいたふるさと納税につきましては、本年度以降、昨年度のような納税額は困難と思われることや、しばらくは税収の回復も厳しい状況から、本市の厳しい財政状況は続く見込みでございますので、ふるさと納税の使途につきましては、豪雨災害からの復興事業など、ほかの事業

との兼ね合いも含めて慎重に検討していかなければならないと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　復興事業との兼ね合いとかそういうのもあると思いますが、今後のことを考えたら、ぜひ市長の決断次第だと私は思うんですよね。前回ですかね、議会のほうで一般質問のほうで障害者に対し補助金の復活を要望していましたが、障害者の方々はそれをもらうことで、働く意欲や人吉市は優しく住みやすい都市であると広く他の自治体の方にもアピールをしていただけるのではないかなと、あのとき市長に対して補助金をお願いをしました。車の改造が１件あたり10万円ですよ。100万円じゃないんですよ10万円。それもその前にそれがなかったので、何て言いますかね、削除しました。とんでもない話ですね。こういうのが人吉市はこういう自治体だというのが、日本全国に広まったら何て障害者に対して――何て言いますかね、助けをしない市なんだろうというのが、私がもし他の自治体におったらそういうのを考えると思います。やはり本当に市長が言われるように、安心で安全で暮らせる都市というのを目指すのであれば、そういう人吉市をつくっていただきたいなというのを今考えました。全国から７月豪雨においては温かい御支援をいただいています。復興をするには町並みが再生することは大切だと思いますよ。でも定住空間だけの再生でなく、本当に安全で安心して生活ができる場所を、他の自治体に対し復興の手本となるような人吉市をぜひ目指して欲しいものです。

最後に、市民誰もが人吉市は住むのに一番いい所だ。また子育てをするにも最高の都市であると若い世代が思える都市づくりを全国に発信していただき、そのためにも子育てをしやすい支援を行うことが重要だと私は考えます。副食費についても前回の障害者支援制度の復旧についても検討するのではなく、審議をしていただきたいと思います。検討というのは、それはただ話し合うだけであって、何の意味も持ちません。やはり必ずここは審議をするということが、それに向かって何をするかという言葉だと私は感じます。だから、検討とかという言葉はいりません。ぜひ審議を今後していくというような答弁をしていただきたいと思います。最後は市長の決断次第だと私は思いますが、信じております政治家松岡市長としての考えをお聞きしておきます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員が今おっしゃいましたように、私も少子化対策は喫緊の課題の一つと考えており、本市のみならず国家的な課題とも言えるものです。繰り返しとはなりますが、被災された方々の支援、及び生活再建、新型コロナウイルス対策など課題が山積している状況でございますので、それらの課題を一つ一つクリアし、まずは町全体の早期復興につなげ、市民の皆様が安心して住めるまちを整えていくことが行政に課せられた使命であると考えております。

その上で副食費の補助につきましては、本市の今後の財政状況を考慮しながら子育て支援

策の一つとして大変申し訳ございませんが、まずは検討してまいりたいと考えております。

また、議員がおっしゃいましたように、市民誰もが人吉市は住みやすく子育てには最高の環境であると思われるようにしていくことは私も同じ考えでございますので、よりよい市民サービスが提供できますよう今後様々に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　市長の力強いお言葉をいただいて、今後人吉市は変わるんだろうなということを、確信をしております。そこで、やはり課題が山積していて復興は大切というのは分かります。毎日私がここまで来る間、３キロメートルの間に家がなくなっております。これが復興することによって、人吉市がまた良くなるのかなということを考えているんですが、そのためにはまず子供がいなければ人吉市は衰退すると私は思います。やはり復興も大事ですが、それと同時に、どうしたら人吉市に子供が定住できるのか。若い世代がどうしたら人吉市で働いて、人吉市に住んでいただくかということを、これは両輪として考えなければ、復興だけをしても人がいなくなってしまったら人吉市は何もなくなると私は思いますので、ぜひその辺りは執行部でも協議をしていただいて、いい人吉市ができることを期待して今回の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分　休憩

午前11時25分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　皆様、こんにちは。２番議員の徳川禎郁です。

早速ですが、通告に従いまして一般質問を行います。

今回の質問は、３項目です。まず、１項目めは復興まちづくり計画について、２項目めは自主避難訓練及び人吉市地域防災計画書について。３項目めは市長の所信表明より、人吉スポーツパレス、人吉市市民プールの改修及び今後の利用計画についてです。

それでは、１項目めの復興まちづくり計画について、質問を行ってまいります。

前回の３月の一般質問でもお尋ねしている項目ではありますが、あえて再度質問させていただきます。市民の皆さんはこの人吉の自然と共にある歴史的、そして文化的なこの街並みをとても大切に思っておられます。私自身もこの街並みをなくしたくない、なくしてはいけないと強く思います。解体が進み更地が増えていく中で、具体的に歴史的建造物を残す計画はされたのか。また、今後計画の中に歴史的街並みを残す、または新たにそういった街並み

をつくる計画があるのか、今一度市長の本気度をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本市に残る歴史的建造物は本地域の歴史の重層性を示すものであり、伝統的建築文化の技術や意匠などの伝承に資するものであると理解しております。

しかし、被災家屋の公費解体によるものの、人吉の歴史を感じさせる街並みの重要な構成要件である歴史的建造物が取り壊されていく状況は誠に残念でもあり、歴史の香る豊かな街並みが消失してしまうことを危惧しております。

人吉市景観計画では、景観計画区域内において、景観形成上重要な価値があると認められる建造物で基準を満たしたものを景観重要建造物として、所有者の同意の上、市が指定することができることとしております。歴史的な景観を残すための取組としましては、歴史的建造物について有識者による現地確認を依頼するなどし、その歴史的価値や登録有形文化財の制度等を所有者に御説明しているところでございまして、そうした中で解体を取りやめ、保存を行い将来的には国登録有形文化財を目指すという歴史的建造物の所有者の方針転換を確認できた事案もございます。本市の歴史を感じさせる歴史的建造物を保存し、歴史的景観を残すことで歴史的建造物を単体として捉えるのではなく、その周辺環境を含めて面的に捉え歴史を感じさせる魅力ある町となるよう国や県、関係団体等と連携し継続して取り組んでまいりたいと存じます。

また、歴史的街並みの再生は復興まちづくりの重要なテーマでもあり本市の歴史、文化を次世代へ継承していくことが我々の責務であると認識しております。今後は現在実施している地区別懇談会等での御意見や有識者の御助言等を伺いながら、人吉らしさを追求するなどよりよい未来へつながる復興を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　市長より力強いお言葉をいただきました。方針転換を確認できた事案があるということで、とても喜ばしく思っております。今後もこの勢いで進めていただきたいと思います。

前回の３月の一般質問の際に、2019年の景観計画の中で、歴史まちづくり法は次のステップとしてふさわしい目標として盛り込んでいるという答弁をいただきました。その後、具体的に進展、活用の計画はあったのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

歴史まちづくり法の活用につきましては、本年３月議会において御質問いただいているところでございますが、その中におきまして景観計画の中に歴史まちづくり法に基づく事業展開については、次のステップとしてふさわしい目標であるということが記載されているという旨の答弁をさせていただいております。

今後のまちづくりにつきましては、地域住民の皆様との合意形成を図りながら進めていくということが基本となってまいりますので、今後、復興まちづくりにおける地区座談会などでも歴史まちづくり法につきまして周知するとともに、住民の皆様と合意形成を図りながら歴史まちづくり法に基づく事業展開が望ましい、またふさわしいとなった場合につきましては、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。まずは今年の秋を目標に、復興まちづくり計画の策定に向け鋭意進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　この景観計画の中に、次のステップとしてふさわしい目標である旨というのを記載されてあるんですが、今の御答弁の中に今後この事業展開が望ましい、ふさわしい場合は進めていくという御答弁をいただきました。少し何かその景観計画をどういうお気持ちで当初つくられたのかなという疑問が残ります。地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律というのが歴史まちづくり法の正式名称です。平成20年５月23日に施行されております。その歴史まちづくり法第１条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」という定義がされております。人吉はこの100年の間に106回も、そして昭和に入ってからでも40回もの水害があったと言われております。くしくも私が生まれた昭和40年から既にもう10回の水害が起こっております。それでも先人たちはこの球磨川のそばで暮らし、なりわいを続けてきたのです。このことはとても重要で、今を生きる私たちはこのことを守る使命があると考えます。平成27年にこの人吉球磨は日本遺産の認定を受けております。人吉球磨の中心市街地だったこの人吉市を今もう一度復活させなければならないときだと強く思います。どうか今一度、城下町として趣があり、誰でもが歩きたくなるような町になるよう計画を進めていただきたく強く要望いたします。

次の質問に移ります。次に、市民の意見聴取について質問いたします。

復興まちづくりに向けた地区懇談会を開催されておりますが、実施回数と参加者数また今後の開催はどれくらい計画がされていますか。コンサルタントに業務委託もされておりますが、コンサルタントの会社との連携はどのようにされておるのか。地区懇談会に参加させていただいておりますが、説明の部分は市が担当しており、そのほかの懇談会の部分は全てコンサルタントに任せてあるというように見えます。どのような役割分担をし、どのように計画に落とし込んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

まず地区別懇談会についての御質問でございますが、昨年７月豪雨の被害の状況、そして地区ごとの特性を踏まえまして大柿地区、中神地区、温泉下林地区、薩摩瀬地区、青井地区、

左岸地区、麓・老神地区、中心市街地、以上の八つの重点地区ごとに開催をさせていただいております。４月15日から18日にかけまして温泉下林地区、薩摩瀬地区、青井地区、左岸地区、麓・老神地区、中心市街地の６地区において第１回目を開催しております。続きまして５月10日から13日にかけまして、温泉下林地区、薩摩瀬地区、青井地区、左岸地区、麓・老神地区、中心市街地の６地区においては第２回目を。また大柿地区、中神地区の２地区におきましては第１回目を開催しております。なお、この大柿地区、中神地区の２地区につきましては、４月下旬からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県の緊急事態宣言発令によりまして、一度開催を延期しておりますことに伴いこの５月が１回目という形になっております。

次に参加者数でございますけれども、４月に６地区で開催しました地区別懇談会では合計115名の方に、５月に８地区で開催しました際には、合計170名の方に御参加いただいております。今後の開催予定でございますけれども、６月７日から順次第２回目、第３回目――今週からですけれども――を開催中でございまして、今後も月１回、あるいは２回といった頻度で復興まちづくりの検討テーマを整理しながら、回を重ね、秋頃を目途に各地区ごとの復興まちづくり計画として取りまとめを行いたいと考えております。

２点目としまして、コンサルタント会社との連携でございます。復興まちづくり計画の策定支援を目的としまして業務委託契約を締結しております。地区別懇談会の運営支援や地区別の課題やまちづくりの方向性を抽出していくに当たっての住民意向や地域に関するデータの収集、そして分析、また復興まちづくりに当たっての他地域事例や関係施策の調査分析、さらには復興まちづくりの取組を広く情報発信していくための支援など、計画策定の全般にわたる支援をお願いしております。なお、昨年度末３月に取りまとめをしました復興計画につきましては、施策の方向性を取りまとめたものでございまして、こちらについては業務支援等の委託は行っておりません。コンサルとは地区別懇談会のみならず、委託業務に関する定期的なミーティングを行っておりまして、本市が指示、協議をする内容に沿った資料の作成あるいは方向性の整理などの業務に当たっていただいております。

また、地区別懇談会の場におきましては、住民の方々と行政の間に立ち、第三者的な目線で地区ごとの課題に関するアプローチ、あるいは主となる方策について、コンサルから住民側そして市側の双方に対して客観的な事実やデータを幅広く用いて支援をしていただいているところでございます。このような業務支援という形のコンサルとの連携につきましては、本市が有していないノウハウや知見の提供といった観点から、本市としましてはこれを最大限に活用していくことで、復興まちづくり計画策定におきまして、どなたが見ても分かりやすく、そして可能な限り具体的な手法として計画に落とし込んでいくと、こういった形にしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　コンサルタントの方との力を合わせて進めていただきたいと強く私も思っております。先日いただきましたコンサルタントの会社との契約の際の人吉復興まちづくり計画策定支援業務仕様書というのをいただきましたが、住民座談会は50回程度開催する。地域コミュニティー再生の検討もその中に書かれておりました。これからの地区別懇談会や復興まちづくりの実現に向けてしっかりと連携を取っていただきたいと望みます。

それでは、次にアンケートの実施についてお尋ねいたします。住まいの再建等のアンケートをこれまで３回実施されておりますが、アンケートの未回収の部分の対応につきましては、前回の３月議会の一般質問で松村議員からも御質問されておりますので、それ以外の対応といたしまして、みなし仮設の方も対象になっているのかお尋ねいたします。先ほど福屋議員もお尋ねされましたが、敢えてもう一度お尋ねいたします。また、地域支え合いセンターの巡回訪問の中で、日中お仕事に出られていて、夜しか在宅されていない方々へのフォローはどうされているのでしょうか。またその方々の御意見はどうやって把握されるのでしょうか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず被災者へのアンケートの調査についてでございますが、被災者支援対策課で実施いたしました住まいのアンケート、「令和２年７月豪雨～今後の住まい等の御予定に関する調査」についてお答えいたします。

この調査は令和２年７月豪雨で被災された方で、住まい再建が確認できていない半壊以上の世帯に調査票をお送りいたしております。この対象者の中には、議員お尋ねの賃貸型仮設住宅、みなし仮設の方々も含まれております。この住まいのアンケートにつきましては、住まい再建までを支援する上で欠かせない調査でございまして、特に応急仮設住宅、建設型、賃貸型、市営住宅の居住世帯につきましては、回答率100％を目指しておりますので、人吉市地域支え合いセンターと連携して、現在も日常の戸別訪問活動において調査票提出勧奨の声掛けを継続的に行っております。

また、アンケートに自由記載を設けておりますが、そちらに記載があったものについても日常の戸別訪問活動において詳細内容の聞き取りやフォローも行っております。

次に、人吉市地域支え合いセンターの活動で、夜間しか在宅されていない方へのフォローはということでございますが、現在のセンターにおける活動は日中での戸別訪問活動を基本に行っております。しかしながら議員御指摘のとおり日中訪問しても不在で会えないケースが多いのも事実でございます。センターにおきましては、丁寧に粘り強く戸別訪問活動を実施いたしておりますが、何度訪問しても会えない世帯につきましては、訪問内容とセンターの連絡先を記載した不在票をポストに投函しております。それでも反応がない場合は、電話連絡をして世帯の現状確認と課題の把握に努めております。なお平日の日中が不在のケース

というのは仕事の関係で不在にされている場合が多いと想定されますので、土日の戸別訪問活動も合わせて実施しております。

以上、日中での戸別訪問を基本に活動しておりますが、応急仮設住宅の入居期限が２年となっており、やがて１年がたとうとしております。また本年12月頃には、入居期限の延長要件なども示される予定でございまして、被災者の方々の住まいの再建につきましては、世帯ごとに様々な課題があり個別にフォローが必要な世帯もございます。今後もケース会議等を通じまして熊本県とも連携、協力、確認を行い、訪問の形態、時間帯なども考慮しながら対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　土日まで訪問も戸別訪問していただいているということを伺いました。少し安心いたしましたが、一方でまだ一度も自分のところには何の連絡もない、何も尋ねてもらえないとおっしゃる御家庭もあるところも事実です。様々に連絡を取るような連携を取っていただいているとは思いますけれども、さらに細やかに対応していただきますようにお願いいたします。

また、地区別懇談会や説明会に参加されていない方の生活再建やまちづくりに対する御意見を今後どのように拾っていかれるのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、現在も開催を重ねております地区別懇談会でございますが、今からでも途中の回からでも御参加いただくことは当然可能でございますし、市民の皆さん方にお一人でも多く御参加いただきたいと思っております。引き続き参加しやすい曜日ですとか、時間帯の設定、そういった工夫には努めてまいりたいと思っております。

また、各回の地区別懇談会の資料、あるいは会議内容につきましては、開催後に市のホームページ等にも掲載しておりますし、また地区別懇談会だよりも作成しまして広報紙の配布と併せて重点地区の対象となっていらっしゃる町内や仮設住宅全戸にお配りをして検討の進捗状況等を参加できなかった方に対しましてもお知らせをするという手法を取っております。引き続き参加しやすい場づくりの工夫ですとか、情報発信を進めながら、それでもなお御都合が合わずに御参加いただけない方に対しましては、先ほどの地域支え合いセンターとの連携による戸別訪問、あるいはアンケートなどの定期的な意向調査の実施、並びに被災市街地復興推進地域といった具体的な復興まちづくりに向けた取組と合わせた戸別訪問、相談窓口の設置といった手法によりまして丁寧に御意見を頂戴したい、そういうふうに進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　様々に工夫をしていただいて細やかに説明会を開催していただいているとは思います。本当に感謝申し上げます。その中で西校区だけが昼間に２回あって、夜の部はない、何でないのかなとかそういうお声もありました。でも御相談しましたらすぐに対応していただきましたので、本当にありがたく思っております。

それでは、次の質問にまいります。被災市街地復興特別措置法の中で、今回人吉市中心市街地が被災市街地復興推進地域として計画がされております。まずは被災地に限らず全ての市民の皆様に丁寧な説明が必要ではないかと考えます。５月14日から16日まで昼、夜と開催された住民説明会への参加者が、これまでの地区別懇談会と比べるとかなり少なかったように感じております。原因は何があったのか、住民への周知は十分だったのでしょうか。また、その説明の資料の中に青井地区が入っておりますが、説明会の会場として中原・西瀬・東校区では開催されたものの、青井地区もしくは西校区での開催は検討もなかったのでしょうか。校区別の懇談会では東西コミセンで毎回説明会が行われておりますが、どうしてこの推進地域の措置法のお話だけが西校区がなかったのかとても疑問に思います。

お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

被災市街地復興推進地域の制度に関する説明会につきましては、参加者が非常に少なかったというところで、これは本当議員御指摘のとおりでございまして、私どもも本当に少なかったなと感じているところでございます。

周知の方法でございますけれども、５月の説明会につきましては、広報ひとよしの５月号に説明会開催の記事の掲載をしております。それと合わせまして、広報配布と併せて説明会開催についての御案内の文書を全戸配布させていただいたところでございます。

また、ホームページでも説明会の開催案内をしているところでございます。

それから、説明会の会場についてでございますけれども、中原、西瀬等はございましたけれども、当該地区の西校区での開催がなかったというところについてでございます。この被災市街地復興推進地域という制度は、都市計画において都市計画決定を行う地域でございまして、都市計画決定を行うに当たっては、当該地域のみを対象として説明会を開催するのではなく、広く市全体を対象として説明会を開催する必要があったというところでございます。そのため中原コミセン、それから西瀬小学校、人吉東小学校の３会場として開催をしたところでございます。会場の選定におきましては、東校区、西校区を主眼とした説明会の会場の候補地といたしまして、当初は東西コミュニティセンターの検討も行ったところではございますけれども、東西コミュニティセンターにつきましては、体育館が災害により使用ができなかったということもございます。また２階の会議室については新型コロナウイルス感染症対策としまして人数制限もございまして、今回は人吉東小学校の体育館を会場としたところ

でございます。

なお、今回使用いたしました会場につきましては、復興まちづくり地区別懇談会においても使用している会場とさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　様々に検討していただいているとは重々承知をしております。それでもやはり住民の皆さんとしては、今から市がどのような説明会をされるのかということが今一つ把握をされていません。広報を見られても、果たしてこれが自分に該当する説明会なのかというのは、夢にも思っていないとおっしゃる方もたくさんいらっしゃいました。そういう状況の中で、自分の校区で開催がなければ自分事として受け取れないのではないでしょうかというふうに私は思います。もう一つ、もう一歩踏み込んで想像力を働かせていただければ良かったなと思います。住民の皆さんの中では、防災無線などで今日はここで説明会ありますよみたいな放送があると、あ、そうやった、今日だったというふうに思えたのにというお声も聞いたところであります。そういうことも検討いただければと思います。

正に今第２回、第３回の校区別座談会が開催中でございます。今後も被災市街地復興推進地域についての意見交換会、説明会等々を開催されると思いますが、校区座談会では先ほど部長もおっしゃられたように校区座談会とは別であること。どの地区でもどなたでも参加できること、可能であることということをいま一度強く御周知いただきますようにお願いいたします。

では、実際に被災市街地復興推進地域の都市計画が決定され行われるとした場合、その後復興まちづくり計画に基づいた何らかの事業を行うとなると、その対象地区の地権者には個別に対応されるということをお聞きいたしましたが、かなりの労力、期間が必要かと思います。市はどれくらいの期間を想定しておられるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

議員の御質問のとおり今回市が検討しております範囲全体について、今後事業を展開していくとなりますとかなりの事務量が予想されているところでございます。当然、今回被災市街地復興推進地域の範囲につきましては、市として何らかの整備が必要と考えている範囲でございますので、都市計画決定に向け手続を進めているところでございますが、復興まちづくり事業については、市が単独で事業を決定するのではなく、その地域にお住まいの皆様方と共につくり上げていくものでございますので、現時点でその事務量については分からないというのが正直なところでございますが、相当な事務量になるのではないかと考えております。

期間についてでございますけれども、まず復興まちづくりの計画策定について、今年の秋頃を目指しております。その時期にはある程度範囲と事業のメニューが見えてくるのではな

いかと考えておりまして、被災市街地復興推進地域における建築の制限期間が、令和２年７月豪雨の発災から２年間となっておりまして、期限が令和４年７月３日と決まっております。そのため次の復興まちづくり計画に基づいた事業メニューと事業範囲につきましては、令和４年７月３日までの都市計画決定といったスケジュール感をもって進めております。地権者の皆様への個別の対応につきましては、復興まちづくり計画が策定された後にスタートし、短期間での対応が必要になってくるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　まだ案の状況でございますので、何ともこれから市民の方と深く話をしていただいて進めていただけることと思います。今示されている推進地域の案の中では罹災世帯が375世帯、733人、事業所は211件と伺っております。この短い期間の中で一件一件、お一人お一人と話合いを進めていかなければならないとなると、想像を絶するような事務量であることは一目瞭然でございます。

そこで被災市街地復興推進地域制度を活用となった場合、職員の人員配置の体制をどう考えておられるのか。またこれまでの災害対応、コロナ対応も含め職員の健康の状態が懸念されますが、どのようにフォローしていかれるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

被災市街地復興推進地域制度を活用する場合における当該事業への人員の配置でございますけれども、熊本県をはじめこれまで災害復興に取り組まれている自治体を参考に、具体的にどのような事業がいつどれくらいの規模で対応が必要となるのか。また、事業の進捗に応じてその組織体制規模も変わってくるだろうと見込まれている中で、組織としてどう対応することができるのか。現在関係部局で検討を重ねているところでございます。

現時点におきましては、制度の活用を検討しているという段階でございますので、今のところでお示しできる具体的な対応というのはございませんけれども、復旧復興事業を日々進めているところでございまして、必要となる人員を確保する上でも既存事業の見直しを含め、復興まちづくりの推進体制の確立に向けて検討を進めていくとともに、必要となる技術ですとか、専門性を持った職員につきましては、先立って配置するということも必要ではないかと考えているところでございます。

それから職員の健康を支える取組といたしましては、産業医や市保健師も含めて構成をされております市の安全衛生委員会にアドバイス等をいただきながら産業保健師、心理士といった専門家による支援など体制強化の検討を進めているところでございます。引き続き各所からアドバイス等いただきながら、職員が安心して公務につけるよう安全衛生環境の改善、維持に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　先日、復興推進地域制度を利用されております益城町のほうに見にいってきました。実際その町を歩き様々な方々の御意見やお話を伺ってまいりました。この事業を人吉でするとなると、相当な本当にどれだけのエネルギーが必要なんだろうかというのをさらに現実として捉えて帰ってまいりました。町の人たちのお声をいかにたくさん密に丁寧に伺う、聞くということが何よりもこの事業を進めるに当たり大切なことだということをさらに実感してまいりましたので、どうぞ細やかに進めていただきたいと思います。またその中で職員の皆さんの健康管理、同時期にこの同じ時期にコロナワクチンの接種も進めていかなければならないということでもあります。職員の配置体制の確立やまた体調管理には心を配っていただきますようさらにお願いいたします。市民の一番近い存在である職員への心配りが、ひいては質の高い市民サービスを継続するためにはとても大切なことだと考えています。どうぞ、その点も踏まえてよろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　それでは、次に５月30日に行われました自主避難訓練の周知及び成果についてお尋ねいたします。市民への周知の方法また訓練への参加数、そして今回の訓練を今後どのようにして市民への注意喚起や啓発などに生かしていくのかというお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

５月30日に実施をいたしました人吉市自主避難訓練の周知でございますけれども、まず各校区の町内会長の総会ですとか、まちづくりの座談会等に出向きましてチラシを配布し概要等の説明を行っております。次に広報ひとよしと一緒にチラシを全戸に配布するとともに、人吉市のホームページや防災行政無線などにおいても事前に周知をいたしまして、訓練当日におきましても防災行政無線、エリアメールにて訓練のお知らせを行ったところでございます。訓練の成果ということでございますけれども、このような自主避難訓練は初めて実施するものでございまして、今回560名――これは各避難所８か所設けましたけれども、避難所に合計231名、それから各町内会等においては自主避難所という形で開設をされまして、その自主避難所に329名避難をされたということで、合計560名の市民の皆様の御協力をいただいたところでございます。また各指定避難所と避難所へ来られない市民の方にはウェブ上でアンケートを実施いたしております。アンケートの内容等につきましては、精査をした上で

その内容や御意見等を改めて市民の皆様に周知をいたしまして、早期避難につなげるよう今後の出前講座ですとか、自主防災組織での話合い、避難訓練などに生かしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　560名もの御参加があったということでとても喜ばしく思いますが、一方で訓練前に、私も町内会や聴覚や視覚に障害をお持ちの方々などできる限りの説明と御案内をしてまいりました。その中で一体その日に何をするのか。避難所に行かなきゃいけないのか、よく分からないなどのお声が一番多くありました。なので、自分で自分の命を守る行動を考える日ですよ。どうやったら一番自分の命を守るのに近道でしょうかという話を一人一人にさせていただきました。アンケートの結果がまだ出ていないとのことですが、今回の自主避難という告知、チラシも拝見いたしましたが、もう少し次回されるとするならば、具体的に何をどれくらい用意するとか、命を守るにはこの方法とこの方法とこの方法があるからどれを選択しますかぐらいな、具体的な何かお示しがあるといいかなということを町内会長さんたちと話してまいりました。次回はそのような声を生かしていただいて、次の生きた訓練にしていただきますようにお願いいたします。

次に避難行動要支援者の避難についてお尋ねいたします。避難所によっては玄関にはスロープがついていますが、駐車場から避難所まで玄関までのアプローチに段差があったり、車で避難するのが前提で造られているものがあったり、歩行が困難な方や重度の障害をお持ちの方など移動が困難なケースのお話を聞いております。今後そこまで踏み込んだお考え、計画があるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在の指定避難所の大半は学校施設を活用いたしております。議員御指摘のように駐車場から避難所までのアプローチに段差などがありまして、歩行困難な方や重度の障害をお持ちの方などが苦労して避難されているという現状がございます。それぞれの施設をバリアフリー化にできればよいのですけれども、構造上どうしても対応できないところもございます。今後施設管理者としっかりと対応策を協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　学校施設などを避難所としている所が多いので、それは認識しておりますが、高齢の方や障害をお持ちの方が利用しやすい施設、場所というのは子供にとっても利用しやすい施設ということにつながると思います。もう一度再度御検討をお願いしたいと希望いたします。

次に、避難に不安を抱える方々の合理的配慮として、人混みで避難を躊躇される発達障害

をお持ちの方や、視覚や聴覚など様々に障害をお持ちの方々を受け入れる環境を整えた避難所の準備を、これまでも幾度となく要望してまいりました。広い避難所へは躊躇するが、自分たちが慣れた居場所なら避難するというお話も伺っております。今もそれぞれに自分たちで安心する居場所をグループでお持ちで、そこを避難所として活用されている事例もあります。そういう情報を今回地域防災官もお見えになられたことだし、市が平時から把握連携して欲しいと考えますが、本市としてお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在の指定避難所は学校、コミュニティセンター、それからスポーツパレスなどでございますけれども、まだまだバリアフリーになっていない部分が多いのが現状ということでございます。しかしながら、そういったことが原因で、障害のある方が避難すべきかどうか迷われる。あるいは避難を諦めるといった状況を招いてはならないと考えております。先ほど申し上げましたように、市としましては障害の有無にかかわらず、避難が必要な状況になったときには、全ての住民が速やかに避難できる場所、災害の恐れがなくなるまで安心して過ごせる場所の提供ができますように、指定避難所となる施設の整備に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、議員がおっしゃいましたように視覚障害をお持ちの方ですとか、聴覚障害など障害のある方が日頃から利用されている場所ですとか、集まっておられるような場所、そういった場所の把握に努めまして緊急時に必要な支援が届けられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

一方コロナ禍の中、災害時に多くの方が身を寄せる指定避難所には抵抗があるという方もおられるだろうと存じます。市民の皆様にお願いしたいのは、安全なエリアにお住まいの御家族や御親戚、友人、知人宅なども避難場所の一つと考えられますので、まずは御自身が避難が必要になった場合に備えて、事前にそういった避難場所について話し合っておいていただければと存じておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　そういうふうに平時から連携を取っていただけるというのはとてもありがたく思います。出前講座などを開催していただき、そういう連携をお願いいたします。施設の整備の検討も併せて強く要望いたします。

それでは次に、人吉市地域防災計画書についてお尋ねいたします。令和２年度地域防災計画書の災害応急対策の中に受援計画が新しく盛り込まれました。とても嬉しく思っております。その中に平時から民間ボランティア等と顔の見える関係を構築するとともに、応援受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう継続的な見直しを行うとあります。今後の受援計画についての本市のお考えをもう一度深くお尋ねいたし

ます。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市防災計画書におきます受援計画については、令和２年度地域防災計画書の災害応急対策編第25節という部分に織り込んだところでございます。議員がおっしゃいますように、このような連携を図るためには、平時から民間企業やボランティア団体との顔の見える関係を築き、災害時に対応する想定訓練等を行うことは重要なことだと考えております。

今回の自主避難訓練につきましては、出水期を前に避難情報の周知を図ることと、自らが避難行動を起こし、命を守る行動を意識すること。こういったことを目的とした初めて計画した訓練でございます。市民の皆様の初動対応訓練であったということを御理解いただければと存じます。今後、総合的な訓練の中に取り入れまして、民間企業ですとか、ボランティア団体等の協力を得ながら受援計画に基づき実施してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　昨年の７月豪雨災害時においては、民間のボランティアなくして在宅避難者への支援は難しかっただろうと思っています。実際に昨年７月から12月ぐらいまでだったでしょうか。市が窓口となる避難所や仮設住宅への支援物資の情報を民間ボランティアと共有し、市から届きにくい在宅避難の方々や、みなし仮設の方々の支援ができたというのは正に市と情報の共有ができたということはとても大きかったと思っています。本当にその件については感謝しています。今後支援物資だけでなく重機などの作業の支援や、炊き出しの情報など平時から市と民間ボランティアが共に、即動ける体制を整えておくことが大切だと昨年の豪雨災害のときに強く思いました。せっかくこの受援計画を盛り込んでいただきましたので、今後この受援計画に基づき進めていただきたいと、平時から連携を取っていただきたい。社協ともボランティアセンターとも連携を取っていただきたいと強く要望いたします。

最後に、市長の所信表明より質問いたします。発災後、約半年間指定避難所となっていたスポーツパレス大アリーナの床面の剥離、空調設備にも不調が生じ、国、県と協議しているとのこと。また人吉市市民プールもほかの社会体育施設と共に、今回公立社会教育施設災害復旧事業の補助金の対象施設となりましたとありました。両施設の改修計画、また今後の利用再開時のめどは立っているのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　皆さん、こんにちは。それでは、私からお答えいたします。

まず、人吉スポーツパレスでございますが、令和２年７月豪雨災害時に指定避難所として多くの避難者を受け入れ、大アリーナは約半年間、長期避難所として使用してきたことから床の表面の劣化や沈み込み、そして多数の継ぎ目の反り返りが発生するなどスポーツ競技としての使用が非常に困難な状態となっております。

また、空調設備におきましては、夏から冬にかけおおよそ毎日連続した運転を行ったことにより設備に不調が生じたところでございます。これらの改修につきましては、避難所運営に係る影響との判断から、国に対し災害救助法での措置がなされないか相談を行ってきたところでございますが、代替案も含め最終案を検討しているところでございます。現在のところ明確な改修計画をお示しすることはできませんが、利用者の御不便を早く解消できるよう協力してまいりたいと存じます。

なお、利用再開につきまして、スポーツ以外の利用に関しましては、改修工事に入るまでの間は利用可能と思われますので、指定管理者の人吉市体育協会と調整してまいりたいと存じます。

次に人吉市市民プールでございますが、今次水害で50メートルプールのＦＲＰの剥離と管理棟の人工芝損傷の被災があっております。この復旧につきましては、水害による直接被災ということで災害復旧事業補助の対象となっており、復旧に向けた検討を進めているところでございます。しかし、御存じのとおり市民プールは築50年を経過しており、施設全体で老朽化が進んでいる状況にございます。50メートルプールの復旧に関しましては、ＦＲＰの老朽化が進んでおり部分的な補修にとどまらず全面改修でないと機能回復を見込むことができない状況にございます。

また、軀体部分に劣化が進んでいることが予想されますことから、事業費算出に苦慮している状況もございますし、災害復旧補助の対象が部分的であった場合は、財政的負担が増大する可能性もございます。その他、行財政健全化計画における事業見直しの対象施設にも含まれておりまして、施設全体の見通しなど総合的に検討を進めているところでございます。今後過度の財政負担とならないよう国、県と協議を進めながら判断してまいりたいと存じます。

利用再開時期でございますが、現時点で50メートルプールの利用再開時期は定まっておりませんが、被災していない25メートルプール及び円形プールにつきましては、今期７月１日から安全面に配慮しながら利用を開始する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　人吉市市民プールにおいては、昨年11月に人吉市水泳協会様より陳情が提出され、12月議会において採決しています。その中に県南地区において大会が実施できる唯一の屋外50メートルプールであること。長い間、人吉市を含む県内の児童・生徒の健全育成と競技力向上の場としての役割を担っていることとあります。また、市営のプールであるということは市民の皆さんにとって、家族の触れ合いの場であったり、心身の健康保持、増進の場であるということも考えます。令和元年10月に出されたスポーツ庁の、「スポーツ施設の整備・運営に関する政策」の中で、スポーツ基本法前文に、全ての国民がスポーツに

親しみ楽しめる等の機会の確保とあります。また、スポーツ基本法12条には、身近にスポーツに親しめる施設の整備、運用の改善と書かれており、小中学校の老朽プールと市民プールの集約化も盛り込まれています。維持管理費のことを考えるならば、そういうことも視野に入れて進めていただきたいと提案いたします。スポーツパレス、市民プールは市民の健康維持のためになくてはならない施設です。何より人吉スポーツパレスは唯一の大きな避難所です。引き続き国や県へ要望をしていただき、１日も早い復旧を望みます。

復興まちづくりに向けた説明会として、被災市街地復興推進地域の制度の説明会が５月に８回、推進地域の指定に関する説明会が６月に５回、計13回行われてきましたが、私はその全てに出席させていただきました。制度が難しく、私は何回も聞かないと分からないというのもありましたが、市民の皆様からの様々な質問、不安の声を伺いたく参加しておりました。実際、この区域が決まってしまうことへの不安の声、もし都市計画事業が始まれば町が一時、止まってしまうことも事実なので、そこでなりわいをされている方の不安など様々なお声がありました。復興まちづくり計画にも書いてありますように、多様な文化と共に歩んできた相良700年の歴史ある人吉に最大限の敬意を払い、水害を乗り越え、美しい球磨川と共にある持続可能な地域づくりに取り組むと市長も何度も申されております。この計画の実現に向けて、市は全ての市民の皆様の生の声をしっかりと受け止めていただき、また声を上げづらい方々の御意見も必ず拾っていただき、真摯に向き合いどこまでも寄り添っていただきたいと強く求めます。

最後になりましたが、聴覚障害者の方への防災メールについてお礼を申し上げます。今まで防災メールの文章がとても難しく難解で理解が難しかったと、実は何年も悩んでおられました。そこで防災安全課に御相談をいたしましたところ、理解をいただき要約筆記者の指導のもと快く文章を作り変えていただき、聾者の皆様はとても喜んでおられました。そのことを感謝を込めて御報告をしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時21分　休憩

午後１時32分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。４番議員、牛塚孝浩でございます。

新型コロナウイルス感染症の第４波は今減少傾向にはありますが、本県はいまだ今日現在もまん延防止等重点措置のさなかでございます。勢いが衰えてきたとはいえ、気を許せません。また、今年は早い梅雨入り、そして何度かの豪雨を受けまして、昨年の悪夢をほうふつとさせられ、不安な数日間を過ごしました。幸い大きな被害も発生せず、安堵したところで

ございますが、常に危機感を持って、梅雨明けまでは気を引き締めて過ごしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は２点質問をいたします。１点目は新型コロナウイルスワクチン接種について。２点目は市民の声から、令和２年７月豪雨災害被災者支援についてであります。

まず初めにコロナワクチンの接種体制につきましては、今年に入ってから何度か説明をいただいておりますが、３月に説明いただいた本市の接種方法、これにつきましては医療機関での個別接種とし、受託医療機関、最初は29か所ということでありました。その後３月12日の西洋子議員の一般質問で、２機関増えたということで今は31か所になっていると認識をしております。後、５月16日の全員協議会では、各議員からの質問に対しワクチンの入庫状況や接種実績、並びに今後の入庫見込み数についてお答えをいただいております。

また、６月１日、定例会開会日の全員協議会では、本市の医療従事者への２回目接種が75.8％完了したと報告をいただき、さらに65歳以上の接種希望者、この接種率につきましても詳しく説明をいただきましたので、数字の回答は求めません。

しかし、この時点で9,972人に対する１回目の接種が2,680人、26.9％ということでありました。２回目におきましては、379人の3.8％という説明でしたので、今日を含めて10日になりますが、政府は７月末までに２回目の接種まで完了すると報道もされており、当日この接種率をお聞きして実際どうなのかなと間に合うんだろうかと不安になった次第でございます。今月３日の新聞には熊本など42の府県で、７月末接種完了見込みの自治体が100％になったと掲載をされておりました。本市においては、２回目の接種まで、これは本当に７月中に完了できるんでしょうか。先週には接種希望通知漏れが397人も発生しております。そこで期日内の接種完了が本当に間に合うのか。その見込みと、その後受託している医療機関の数に増減があるのか、併せてお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、現在個々の医療機関において接種計画に基づき、御協力いただいているところでございます。各医療機関では、診療時間の調整、休診日や時間外での接種対応など接種希望者の拡大のためそれぞれに御尽力をいただいておりまして、このまま順調に進みますと７月末の完了となります。

また、受託医療機関については、現在31か所の医療機関に御協力をいただいておりまして、接種当初からの医療機関数の増減はございません。なお、接種希望の通知漏れにつきましては、改めてこの場でおわびを申し上げたいと思います。また、ワクチン接種に御尽力いただいている人吉市医師会様並びに医療機関の皆様方にはこの場を借りまして、厚く御礼を申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　増減はないということで確認をいたしました。また、７月末までの接種も完了するということでありますので、ほっといたしました。御尽力いただいております医療機関の職員の皆様には、私のほうからも労いと感謝の気持ちを表します。郡部で採用されている集団接種においても混乱なく比較的スムーズに接種が進んでいると聞いております。御承知のとおり、県内や人吉球磨郡内でも感染者が拡大し、重ねて感染力の高い変異ウイルスが増えている状況を見ますと、やはりできるだけ早くワクチンを接種して安心したいと市民の皆様は思っておられると思います。行政側としましても、政府からの様々な要望や方針に対して大変御苦労もあると存じますが、そのような中、個別接種を受託されている医療機関従事者の方からは、希望者が多くて大変ですと。市は何で現場の現状を考慮して割り振りをしてくれなかったのかと、実はお叱りを受けた次第でございます。そういう不満の声が上がっていたんですね。しかしこればっかりは希望者、本人の選択によるものですから数に偏りが出ることは仕方がないことなのかなとは思います。思ってはおりますけれども、そこのところの工夫といいますか、もう一工夫できなかったのかと思うわけですね。実際のところ、この辺についてどのように検討、選択をされたのかお伺いをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

当初、接種方法につきましては、個別接種か、集団接種かを検討する際に、例年季節性インフルエンザの予防接種を個別接種で実施しておりまして、２か月で約7,000人への接種の実績がございまして、初めてとなるワクチンの接種をかかりつけ医や地元の医療機関で接種できる安心感や丁寧な接種対応も可能なことから、人吉市医師会様と協議の上、個別接種による実施としたところでございます。

また、当初は接種完了期限が令和４年２月末までとの想定でございましたので、インフルエンザ予防接種と同様の接種希望者の集中も問題はないとの認識でございました。

しかしながら、65歳以上の接種完了を７月末までにという国からの要請を受けまして接種希望者の偏り解消方法として、接種を希望される医療機関の変更は可能であるため接種希望者から保健センターへお申し出いただくよう、接種希望者の多い医療機関の窓口へポスターの掲示や市ホームページにも同様に掲載をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　確かに初めてであるということ、それと副作用も出るということでございますので、かかりつけで接種できるという安心感は確かにありますね。また、偏り解消のために対応もいただいているようですけれども、答弁いただいたように窓口のポスターですね、これを読んだり、保健センターへ電話したり、ましてやホームページを見たりということ、これは高齢者の方はあんまりされないんじゃないかなと私は思うわけであります。き

ちんと見られる方もいらっしゃるとは思うんですけど、せっかくの情報ですので、もう１歩踏み込んで周知していただきますようにお願いしておきたいと思います。

ある病院の情報では５月20日の時点で、既に1,100人の予約があっていたということであります。ここは先生が一人で看護師さんも五、六人ということでして、この人数で一般外来も対応しなければならないということで、それはそれはとても大変そうにしておられました。何か全部病院に丸投げされたようだということで、大変憤慨をされていたんですよね。現場の本音ではないでしょうか、これが。ほかにも予約が多い病院では、患者さんの駐車場を確保するために従業員用の駐車場を近隣に借りたり、打ち手になる看護師をかき集めたりされているそうなんですね。看護師さんたちも大変な思いをされているようです。そこで頑張っていただいている医療従事者の方たちが休日出勤した場合、国からの加算支援金のようなものはあるのか。それと併せまして、そのような医療機関に対して本市からの独自の支援は何か考えられていないのか。医療機関に対しまして、お願いするばかりではなく、支援も併せて実施するべきではないのかなと思いますので、その点についてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

国の財政支援措置といたしまして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金がございまして、個別接種促進のための追加支援策がございます。診療時間外や休日に実施する場合、１回当たりのワクチン接種費用に時間外では730円、休日では2,130円の加算がございます。また、医療機関における接種回数の底上げのため週100回以上の接種を７月末までに４週間以上行う場合、同様に2,000円の加算や週150回以上の接種を７月末までに４週間以上行う場合3,000円の加算がされます。また、診療所や病院において１日当たり50回以上のまとまった規模の接種を行った場合は、１日当たり定額で10万円の交付がございます。ただし、接種回数底上げのための加算分との重複はできないところでございます。いずれも医療機関への接種回数に対する支援金でございまして、御質問の医療従事者の休日出勤などに対する支援金は今のところはございません。また、市の独自の支援も今は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　医療機関に対しての支援金があるということは分かりました。また医療従事者への支援金はないということも確認いたしました。しかし、最前線で働く皆さんへも何らかの応援といいますか、支援があって然るべきではないかなと思うんですよね。そこら辺も含めまして、今後どのような支援があれば、さらに１日でも早く接種を終わらせることができるのか。あまり急いで接種ミスにつながらないように、そこは慎重にしていただきながら、医師会ともしっかりと話し合っていただきたいとお願いしておきます。

次に、１日の開会日に７月中に65歳以上の接種完了を目指し――今日は接種が完了すると

答弁いただきましたが、そういうのを目指しながら64歳以下の方たちへの案内も今月から開始されると御説明をいただいております。６月６日、全国47都道府県の県庁所在地の市では、６月から取りかかる自治体は28％と報道されておりましたので、本市は早いほうですよね。純粋にありがたいと思っております。ただ、今後接種希望者の調整、整理、また基礎疾患保有者の調整、それから接種券の送付など、行政側の事務的な作業は相当増大すると思うんですよね。また、同時にキャンセル発生時の対策についても、ワクチン廃棄防止指針に基づくリスト作成などもあるんですよね。その仕事の量は相当増えるんじゃないかなと余計な心配もしているところでございます。

そこで先日説明いただいたスケジュールでは、64歳以下の方への接種は８月から開始するとのことでございました。８月の何日ぐらいから接種の開始を想定されているのか、今日の新聞には、熊本市は今月18日から接種券の送付を開始すると、また細かい情報まで掲載されておりましたが、そのように載っておりました。それから接種希望調査を送付する対象人数と接種希望率に伴う接種券の送付、また接種率などを勘案した場合に、２回目までの接種はいつ頃完了すると予想をされているのか併せてお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

基礎疾患を有する方を含む64歳以下のワクチン接種につきましては、年齢を段階的に区切って６月中に接種券を接種希望医療機関調査用紙を同封し、送付予定としております。その後調査用紙を取りまとめ、希望医療機関の接種者名簿を作成し、一部の医療機関におきましては、当初の計画よりも早く、７月からワクチン接種を開始する予定としております。64歳以下の接種対象者の総数は、本年５月31日現在で１万6,700人でございまして、接種希望者を65歳以上を参考に全体の約80％と想定し、約１万4,000人と見込んでおります。今後国からの十分なワクチン供給が前提となりますが、市内31の受託医療機関には引き続き御協力いただき、高齢者と同程度の接種体制で進めた場合、約３か月程度の接種期間が必要となりますことから、64歳以下のワクチン接種の完了につきましては、本年９月末を目標としているところでございます。今後も１日も早い接種完了を目指しまして、人吉市医師会様や受託医療機関と連携をしながら慎重にワクチン接種を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　発送の仕方というのを変えられたということですね。しかも年齢を区切ってということですので、接種希望調査と接種券も同時に発送されるということで、確認いたしました。そうであれば要領も非常によくなったんじゃないかなと思ったところです。接種希望者につきましては、65歳以上が9,972人でしたので、64歳以下につきましては、約４割アップということで、認識してよろしいかと思います。もっと多いかと実は思っておりました。やはり高齢化がここでも顕著に出ているということでありますね。また、２回目ま

での接種完了も７月から前倒しして開始するということで、今年９月までを目標にすると確認させていただきました。大変ありがたいことだと思います。

大都市では接種会場や接種できる医師、看護師の不足が問題となり大変混乱をしているようであります。これは集団接種に限ることではないと思います。御存じのように、職場や大学での接種も21日から開始可能とする今月２日の新聞で発表されておりましたし、８日から受付も開始したと昨日の新聞にも書かれておりました。この場合、接種券なしでも打てるということですね、このことは本市にとって直接関係はないとは思うんですけれども、参考までにどうなんでしょうか。本市や球磨郡内でも職場接種、この可能性というのはあるんでしょうか。お伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ワクチン接種を加速するための職場や団体での接種につきましては、有効な手段であると認識はしておるところでございますが、現在のところ、本市でこれらの取組についての想定はしていないところでございます。また球磨圏域での実施の情報についても入ってはおりません。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　情報はないということでございました。もしそのようなことがあれば圏域での接種が加速するのかなと思ってお聞きした次第です。全国規模でワクチン接種を加速させるためには、仕方がないといいますか、当然なのかもしれません。多くの場所でより多くの接種を実施していくしかないわけであります。そこで、今後さらに接種期間の短縮を目指して、打ち手の増員であるとか、集団接種も選択するとか、接種スピードをアップするための策というものは検討されているのかお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市におきましては、安全で確実な接種を進めていくことが重要であると認識しているところではございますが、ワクチン接種従事者の増員や集団接種の実施につきましては、医療従事者等の確保などが必要となりますことから、人吉市医師会との協議、検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　分かりました。今のところ予定では来月から2020東京オリンピック・パラリンピックが開催されますよね。当然人の動き、流れというものが速くなってまいります。それに伴い感染の確率も当然上がってきますので、協議のほうはよろしくお願いをしておきたいと思います。

ここで、この個別接種について一つ確認しておきたいことがあります。本市同様に個別接

種を実施している圏域の自治体、そちらの接種希望者、これも本市を含むほかのかかりつけの病院で接種されていると聞いております。ワクチンの提供につきましては、自治体ごとに決められていると御説明をいただいておりますが、ワクチンに過不足は出ないんでしょうか。特に64歳以下の接種が始まった場合、現場で混乱はないのか。この辺の調整についてはどのようにされているのか伺っておきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ワクチンの配分につきましては、人口規模、接種体制に基づき熊本県にワクチン配分の希望量を申請し、国から熊本県に配分されたワクチン量の中から県が配分を行っております。御質問の人吉市以外の自治体からの接種希望者のワクチン配分につきましては、近隣自治体も含め県への申請を行っております。65歳以上の高齢者向けのワクチンにつきましては、希望者の２回接種に十分な量が確保できておりますので、今のところ過不足の発生はないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　申請前に調整をされているということで理解しました。このことにつきましては、人吉市以外から来られている事実を見聞きしまして、接種が遅れたりしないか不安に思われている方がいらっしゃいましたので、確認をいたしました。過不足が出ないということで安心しました。

次の質問ですが、人流に制限をかけたり、飲食店、施設への営業自粛または時短要請ですね。こういったものも必要だとは思います。思いますが、感染拡大を抑えるためにはやはりワクチン接種をできるだけ早く、できたら全ての方に実施するしかないと思うんですよね。そして、できるだけ早く経済活動を正常化させるためにも、やはり圏域全体でのワクチン接種を加速するしかないと思っております。郡市民の皆さんが一番に望んでいることでもあると思います。先ほどの質問、打ち手をいかに増やすかの質問と少し視点が違いますけれども、福岡県糟屋郡宇美町では、御存じの方もいらっしゃると思いますが、全国に先だって並んでいる方を医師団が順に接種していくという形で、接種スピードが８倍になったという報道もあっておりました。考案された医師の方は、決して打ち手不足ではないと発言をされておりましたが、ここ数日でこのようなやり方を採用する自治体も増えてきております――まあ８倍にはなっていないようですけれどもですね。そのような提案も、今後の状況次第では必要になってくるのではないかと思うわけです。状況を鑑みながら、ぜひ検討いただきたいと思います。

さて、本題ですが、自分は果たしていつ接種できるのかという皆様の不安を解消する対策として一つ御提案がございます。それはワクチン接種の各受託医療機関に何名の予約が入っているのか、また１日に何名が接種できたのか。そういう情報をネット上で、速報として毎

日発信いただきたいと要望します。これは新型コロナウイルス感染者の速報が、毎日県のホームページで閲覧できるものと同じです。そうすることで希望した医療機関の状態が確認をでき、接種希望者自身が少ないところ、早く接種できるところに変更もできると思うんですよね。結果、偏りも緩和され、医療機関や従事者の方の負担減にもつながると思います。これから先、多くの皆様に接種が始まればこれまで以上の混乱が見込まれますので、対応について考えを伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

いまだ接種希望の連絡が医療機関からなく、連絡を待っておられる市民の皆様方には大変申し訳なく存じております。御提案いただきました全医療機関の予約人数と１日当たりの接種実績数を市ホームページで閲覧できる仕組みづくりにつきましては、今後医療機関別のワクチン接種可能日時や、１日当たりの接種可能人数等の情報を、毎日ではございませんけれども、毎週更新の形で市ホームページに掲載する予定とすることで、ただいま人吉市医師会様と協議をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　協議いただいているということでございました。機関ごとの事情があるのかもしれませんけれども、できましたら週１ではなくて、随時更新いただけるような仕組みでよろしくお願いしたいと思います。また、経費があまりかからないように取り計らっていただきながら、ＬＩＮＥなどのＳＮＳでも簡単に閲覧できるところまでやっていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いしときます。

それから、先ほどと少し重複しますが、政府は１日100万回接種という数字を重視して、高齢者優先から大学や職域でのワクチン接種を認めました。今月21日から広島大学と大阪市立大で学生や教職員を対象に開始すると報道もされておりましたし、今日の熊日新聞さんには熊本大学と東海大学熊本キャンパスでも実施すると、昨日９日に表明されたと載っておりました。そのような理由から、全国民が安心安全な暮らしを取り戻すためには、ワクチン接種の早期完了、これ以外にはないんだとそういう思いで一連の質問をしてまいりました。そこで他の自治体との連携や情報共有のもとですね、圏域である郡市民全ての方が、ワクチン接種を完了するために広域での計画のようなものは何かあるんでしょうか。なぜならば何度も言いますが、圏域でありますから、そのような協力体制も必要ではないかと思いますので、最後に伺います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

各自治体ごとの接種計画はございますけれども、各自治体で接種体制が異なりますことから広域的な計画はございません。しかしながら、下球磨圏域におきましては、人吉市が中心となって情報交換、連絡調整等を担っております。今後圏域全体の接種推進に向け近隣町村

をはじめ人吉市医師会様や関係機関等と今後の接種体制につきましては、集団接種も含めた検討を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　災害時の協力体制についてもなんですけれども、観光とか広域行政に関しましても人口減少が進む中でもあります。様々な場面で、圏域でそして広域での取組が必要であると私は思っております。コロナワクチン接種に限らず、今後様々な連携が大変重要であると思います。

なお、冒頭ですね、接種希望率の話を出しておりますが、ワクチン接種を受けない方も実はいらっしゃるわけであります。この問題につきまして今回私は触れておりませんが、会派の松村議員へお願いをしてありますので、よろしくお願いをしておきます。

今回答弁いただきましたように、医師会をはじめとする団体、関係各位が圏域自治体ともしっかりと情報交換をしていただいて、地域全体が一丸となり新型コロナウイルスに打ち勝てますように願い、そして本市がその旗振り役になっていただきますようお願いを申し上げてこの質問に対しては終わりたいと思います。

続きまして、市民の声から、令和２年７月豪雨災害に伴う被災者支援について伺います。４月26日の全員協議会では、被災証明書の発行状況について速報値ということではございましたが、資料を提供いただきありがとうございました。説明では被害判定なしの発行件数が2,783件、被害判定ありの発行件数が1,846件ということでありました。この判定ありと判定なしの被災証明書はなぜ２種類必要でどのように活用するものであったのか、その点について改めて伺います。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、こんにちは。御質問に、お答えいたします。

被災証明書とは自然災害により住家以外の家屋等に被害が発生した場合に被災者からの申請に基づき、被災の事実を証明するものでございます。この被災証明書は、使用する目的や対象物に応じまして、議員からも御紹介ございました被害の判定があるものと、そうでないものの２種類に分けることができます。判定があるものは、例えば公費解体やなりわい再建補助金の申請など、判定が審査要件となる場合に必要となりまして、住家以外のアパートや店舗等の家屋が対象となるものでございます。

次に判定がないものは、各種保険金や自動車税の減免を申請される場合の必要書類となりまして、家屋以外の家財道具や車両などが対象となるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　御説明いただきましてありがとうございます。被災証明書の重要性、重さについてこれからの質問に関するためお聞きしたわけでございますが、罹災証明書と被

災証明書とは全く別物であって、生活の場があった方へは罹災証明書が発行され、被害状況に応じた基礎支援金や追加支援金がございます。また、そこに生活の場がなかった会社や事務所、店舗につきましては、ただいま説明いただきました被災証明書が発行されます。

しかし、被災証明書を取得しても一切、１円の支援金もいただけないということで申請時に聞かされて、目の前が真っ暗になったという方がたくさんおられました。やがて１年になりますがいまだにそういうふうに言われ続けております。当時対応いただいた職員の皆様も未曽有の事態に混乱する中で対応していただいたと思いますし、そのときに文句も言われたでしょうし、大変だったろうなと思います。しかし、被災された方々は生活していようが、いまいが発災後この各種証明書をもらうため朝５時頃から並んで、何時間も待ってやっとの思いで申請されたんですよね。みんな片付けとかごみ出し掃除もしないといけないと、これからどうなるんだろうかて思考も混乱する中で、やっと取得して、取りあえずはこれでほっとできると信じて――すみません、そんな方がほとんどであったと思います。でも、支援金は一切ないと。昨年本市がいただいたふるさと納税は12億2,129万円強でありました。御支援いただいた全国の皆様には、この場を借りて心から御礼を申し上げます。この応援メニューの中では豪雨災害の寄附が２万277件、約１億8,963万円と広報ひとよしでも掲載をいただいておりました。本当にありがたいことです。このように本市に支援いただいた皆様の気持ちは応援メニューが違っていたとしても、被災した人吉市へ間接的にでも被災した人吉市民へも何か役立てていきたい、役立てていただきたい、頑張ってください、そういう気持ちが入っていると思います。本市は今災害からの復興に向け様々な座談会や説明会を開催いただき、市民の皆様からの声を収集されております。より安全で安心に暮らせるまちづくりを目指し、未来型の復興まちづくり計画へ向け昼夜御尽力いただいており、このことに関しましては、低頭感謝をしております。コロナ禍にあって収入が激減しているさなか、なりわい補助金や持続化補助金など国、県、市から再生に向けたメニューや本市独自支援も用意いただきました。これまで国内で発生したどの災害支援よりも手厚い支援だったとも聞いております。しかし、それでも事業を継続するには持ち出さなければならない資金が必要であり、災害がなかったならば余分な手出しは必要なかったのにと思うわけであります。また、なりわい補助金や豪雨型持続化補助金も利用せず、自力で再起し頑張っておられる自営業者の方もおられます。そこで再度伺います、そのように支援の手からこぼれ落ちている被災者に対しお見舞金でもいいんです。災害救助法などの制度で、救いの手が届かなかった被災された自営業者の方にまたコロナ禍で二重に苦しんでおられる方に対し、少しでも市の気持ちを伝える手立てを改めて協議いただきたいんですよね。今後、本市が進めていかなければならない復興へ向けたまちづくりや行財政健全化の推進に伴う痛みの共有など、市民の皆様からは市政への協力、お力添えはますます必要であります。未来に向かって市民の人心を一つにするためにも、被災した全ての方への支援は大変意義のあることだと思います。今からでもいい

ので、何らかの支援をお願いしたい。そう切望して本市の考えを伺います。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、お答えいたします。

まず、なりわい再建補助金の対象になられなかった方の本市の対応ということから、まずお話をさせていただきまして、本市の制度につきまして御説明申し上げた後にお答えさせていただきたいと思います。まず令和２年８月末から令和３年３月末まで本市が人吉商工会議所に設置しておりました人吉なりわい再建サポートセンターにおきましては、400を超える事業者の相談・対応を行ってきたところでございますが、例えばその中には居住用のアパートの所有者の方、いわゆる大家さんと言われる方々とか、太陽光発電施設など残念ながら今回の制度ではなりわいではなく個人資産的扱いとなりまして、なりわい再建支援補助金が定める要件を満たせず対象とならない事例などがあったところでございます。

また、なりわいに関わる物品でございましても、なりわい再建支援補助金の対象とならないものもございまして、そのような方々につきましては、熊本県よろず支援拠点や熊本県行政書士会、あるいは人吉商工会議所の相談員の方々と、国の持続化補助金、令和２年７月豪雨型と申しますが、この申請を支援することによりまして、サポートしてまいったところでございます。この持続化補助金の申請実績としましては、令和２年実績で292件、令和３年度につきましても第１次公募で42件の申請があっておりまして、補助金額の上限が200万円と、なりわい再建支援補助金と比べて少額ではございますが、多くの事業者が活用されている状況でございまして、本市としましては、当該補助金がなりわい再建支援補助金を一定程度補完する機能を果たしていると認識しているところでございます。

次、市独自の支援についてでございますが、独自支援としましては、この持続化補助金で採択されました小規模事業者に対しまして、事業費の12分の１を市独自に上乗せする、人吉市小規模事業者再建補助金という制度を作らせていただきまして御支援をしているところでございます。またその他にもこれは豪雨とは関わりなく、新型コロナウイルス対策感染症含めた独自の支援としましては利子補給補助金、あるいは雇用支援補助金、あるいは小規模事業者持続化臨時交付金、これは昨年の４月、５月に行った10万円の給付でございますがそれら、あるいは夜間営業飲食店等の支援給付金、それとコロナ対策を行っていただきます際の支援としまして、新しい生活様式導入支援補助金などを実施してまいったところでございます。

また現在の相談体制としましては、人吉商工会議所にて毎週火曜日、熊本県よろず支援拠点の相談員にお越しいただき対応しているところでございます。しかしながら、議員からも御指摘ありましたように、アンケートの結果を施政方針で触れさせていただきましたが、再建道半ばの事業者の方がいまだ多くいらっしゃるところでございまして、つきましては、現在被災証明を申請された事業者で国、県、市の支援策を利用できていない方の調査を人吉商工会議所と協力しながら実施しているところでございます。これら当該調査を踏まえまして、

今後どのような対応が検討できるかということにつきましては、財源も含めまして検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えをいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　実態調査に関しましては、難しい部分もあるかと存じますが、ＳＤＧｓの考え方にも符合します誰一人取り残さない、そのような支援が可能となりますように、引き続き調査、御協議いただきますよう切によろしくお願いいたします。

続きまして、中規模半壊世帯の支援につきましては、新聞報道などにより他自治体の独自支援策を見聞きするに当たり、市民の皆様からの要望を質問する予定でございましたが、今年３月大塚議員より深く詳しく一般質問もなされておりましたことと、質問内容も重複する部分が多いという理由で、この項目につきましては、引き続き明日大塚議員のほうにお願いしたいと思います。このことは、災害前の人吉を取り戻し、さらに災害後の未来への復興へ向けた一歩であると思いますので、様々な角度からいま一度御検討お取組みいただけますよう私のほうからもお願いをしておきます。

次に、災害時における被災者支援については、生活やなりわいの再建以外にも発災後、迅速な活動が要望されましたボランティア活動など大変多くのことが時系列で変化しながら発生いたしました。先日の治水・防災に関する特別委員会でも何度か発言をされておりましたが、まさに公助、共助、自助が複雑に混ざり合っていたと思います。そこで、まず昨年の豪雨災害時に出た問題点や課題について精査検証はされているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害発生後、ボランティア活動につきましては、人吉市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げて活動をしております。その間１万8,000人を超える方々に、ボランティアとして参加いただき、人的支援や資機材の供給など御支援をいただきながら活動できましたことに対し、この場を借りまして心からお礼を申し上げます。この場ではボランティアセンターの動きを中心に、当時の課題や問題点とその対応について御報告させていただきます。

まず、ボランティアセンターの設置場所につきましては、教育委員会の協力により東間コミュニティセンター、川上記念球場一帯を利用いたしました。ここは高台に位置をしておりますこと、駐車場を含めた敷地が確保できること、高速道路からの交通アクセスの利便性があることなど設置場所として必要な要件を満たしておりました。しかしながら、災害時の避難所でもあるなど別の利用計画と重複するところがありますので、ボランティアセンターとしての利用につきまして今後関係部局と調整の上、市と社会福祉協議会で協定を締結するよう準備中でございます。

被災当初は関係車両が殺到し、高速道路に渋滞が発生しましたので、その対策に加えまし

てボランティアの人数を増やす方策として、熊本県と協議しボランティアバスを運行していただきました。その後、熊本市の協力もあり９月まで熊本市と人吉市の間でシャトルバスを運行していただいたことで、交通混雑緩和とボランティア人数の確保に貢献をしていただきました。

ボランティアの募集範囲に関しましては、新型コロナウイルス禍のためほとんどの期間が県内からの募集となった状況によりまして、十分な人数が揃わないときもございましたので、地元からボランティア参加をいただく方を増やすために、ボランティア養成講座を開いてボランティア人材の拡大と定着を図っております。また、ボランティアセンターの受付が密状態になり、コロナ禍の３密が懸念されたこともあり、これにつきましては受付やオリエンテーションの流れを複線化し、人の動きを分散化するなど対策を実施しております。

また、後半にはＳＮＳを活用し、ＬＩＮＥによる受付も行っております。なお、被災者からのニーズも最初の頃は家財道具の搬出、床を剥いでの泥出しなど住まいの復旧作業が中心でございましたが、その後住まいの再建に向け壁や天井剥ぎ、ブラッシングによるリフォーム作業も増え、後半は公費解体が決定した住まいの家財道具の搬出も増えました。また避難所から仮設住宅などへの引っ越しの作業の依頼もございました。その過程におきまして技術や経験が必要なもの、高所や危険が伴うもの、重機や工作機械が必要なものなどについてその作業が可能な経験やノウハウを持ったスタッフ、また作業機器を持っておられる民間ボランティア団体と連携し取り組んでおります。ボランティアセンターの活動は、新型コロナウイルス感染症拡大のため４月後半から休止中でございますが、まだ残っているニーズもあり、再開後はニーズ解消に向け取り組むとともに、これまでの活動で明らかになった課題や問題点を精査検証しながら備えたいと考えております。

少々長くなりましたが、以上お答えいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　それでは、私のほうからは共助の中心となりますボランティア団体、それから熊本県の災害時応援協定以外にも圏域自治体との相互応援体制などの協力体制について御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、圏域自治体との相互応援体制でございますけれども、現在地域防災計画の応援要請計画に基づきまして、熊本県下の市町村、それから姉妹都市であります指宿市、それから友好都市の牧之原市と隣接県でございますえびの市、伊佐市、湧水町、小林市との相互応援協定を締結いたしております。また、ボランティアセンターの運営スタッフにつきましては県内の市町村社会福祉協議会などから応援に入っていただきましたけれども、十分ではなかったことから県境を挟んで隣接しております小林市、えびの市、伊佐市の社会福祉協議会とも協議をさせていただきまして、災害時相互応援協定を締結して、相互に職員の派遣や資機材の提供をすることができるよう現在準備を進めているところでございます。今後におきましても応援要請計画により協定をいただいておりますところはもちろんのこと、昨年の豪雨災

害から御協力いただきました企業であるとか、ボランティア団体とも応援、支援協定の締結を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　人吉市と社会福祉協議会、さらに近隣自治体の社会福祉協議会と災害時相互応援協定が準備中であるということを確認させていただきました。また、地元ボランティアの養成講座の開催や、発災直後から発災後期のニーズ、高度な技術が必要な民間ボランティア団体とも連携の必要性があるとお答えをいただきました。先ほど徳川議員からもあったとおりでございます。このような復旧・復興の道半ばで、今年も梅雨に入り幾度かの大雨もございました。大雨の合間に実施いただいた防災訓練などでも市民の防災意識も非常に高まり、昨年御尽力いただきましたボランティア団体におかれましても、もしものときに備えた動きが活発化をしております。大切なことは先ほどお答えいただきましたような課題を共助の部分に当たる民間による活動、これをいかにして公である自治体とリンクさせるかにあると思います。本市が目指すスーパーシティ構想におきましても、この防災・減災に対してソフト対策による構想が計画にもございます。起こっては困る災害に備えて、あらゆる事象を想定し、常にブラッシュアップしておくことは、昨年被災ごみの処理方法において全国から人吉モデルとまで賞賛いただいたことも含めて、防災・減災先進地になり得ると思っておりますし、目指していただきたいとも思っています。そのためには熊本県市町村災害時相互応援協定や熊本県消防相互応援協定以外にも公の共助と言いますか、圏域内の自治体との独自の協力体制が必要であると私は思っております。

また、さらにはしっかりとした法の下で活躍ができる、制約が少なくフットワークの軽い特殊な技術や能力のあるスーパーボランティアと言われる団体との協力・協定づくりも必要であると思います。この点につきまして、今小澤総務部長のほうから考えを説明いただきました。そして応援支援の協定を進めていくということでございました。できましたら何度も言いますが、近隣自治体との防災・減災、そして特に発災後の協力体制づくりも協議いただきますようにお願いをしておきたいと思います。人は生かされて生きていると私はそのように信じております。そして生きている以上、必ず誰かのために生かされているとも思っております。その人の集まりである団体も生かされるために存在すると信じております。足りない部分は官も民も関係なく互いに補い合い、そしてより良い未来のために安心で安全なまちづくりを共に目指していただきますようお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時22分　休憩

午後２時39分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員、日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は、２項目です。

初めに被災者支援について。３点、医療費の無料化の延長、タクシー券の補助、そして地域支え合いセンターの訪問活動について質問します。

最後に、人吉市に建設が進められているメガソーラー発電所建設事業について質問します。

まず、被災者支援の１点目。医療費の無料化の延長についてです。無料化は６月までとなっていましたが、期間は延長されるのでしょうか。医療費が無料なのが大変助かる、ぜひ継続してもらいたいという意見もいただいています。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害に係る一部負担金免除につきましては、令和３年６月30日までとされているところでございます。この免除期間の延長につきましては、令和３年３月23日に熊本県から本市へ意向調査があり、本市といたしましては、これまで同様の財政支援を受け、可能な限り被災者に対する支援を行ってまいりたいと考え、その旨県にお伝えし、県から国へ熊本地震と同じ１年６か月、令和３年12月までの期間延長ということで要望活動を行っていただいたところでございます。これに対する国からの回答は今のところまだなされていないようでございます。本市といたしましては、先ほど申しましたとおり、これまでと同様の財政支援を受け、可能な限り被災者に対する支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　やがて１年になります。多分国からも延長という方向でお返事が来ると信じていますし、そういう強い要望活動をしていただいて、本当にまた続けて延長が続きますようによろしくお願いいたします。

次に、タクシー券の補助について伺います。仮設住宅に入居できたのはありがたいけど、病院や買い物に行くのが不便で困っている。タクシー券の補助はないものだろうかとの声をお聞きしました。今、人吉市にあるタクシー券の補助はどんな種類があるのか、その内容はどうなっていますか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市が交付しておりますタクシー券につきましては、福祉課にて身体障害者手帳１級、療育手帳Ａ１、精神障害者保健福祉手帳１級の手帳をお持ちの方を対象にした人吉市福祉タクシー利用券がございます。助成事業の内容といたしましては、対象者に一括交付した12枚綴りの利用券をタクシー乗車時、運転手に提示することで、１回につき小型・中型タクシー利

用の場合は550円、車椅子利用時のリフト付きタクシー利用の場合は660円、ストレッチャー利用時のリフト付きタクシー利用の場合は1,530円までの助成を受けることができるものでございます。なお、福祉タクシー利用券の有効期限は発行日から１年で、１年後の有効期限の翌日から再交付申請が可能でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　手帳の１級を持っていらっしゃる方には、そういう福祉タクシー券があると分かりました。それで被災された方の中には高齢のためにもう車は持っていない。以前は御自分で運転されていたけど、この間被災して入院していた間に体力と気力が低下して、車が運転できなくなった。あるいは買い物や通院を頼める身寄りがいない。そういう方がおられます。この問題を解決するためにタクシー券を補助したらどうかと考えますが、いかがですか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本年令和３年２月に実施いたしました住まいのアンケートの自由記載欄に様々な御意見をいただいておりますが、その中でも車が被災し、移動手段がない、住み慣れた場所ではないため通院や買い物に不便を感じるという意見が多くあり、議員から御紹介がございました御意見は把握しているところでございます。

現在タクシー券につきましては、先ほど申し上げた障害のある方を対象にしたものがございます。それ以外では、65歳以上の運転免許証返納者に対する人吉市予約型乗合タクシー運賃の半額割引制度はございますが、運転免許証保有者に対する助成制度はないところでございます。

また、乗合タクシーは規制路線のみの運行で建設型仮設住宅への増設はないところでございます。令和２年７月豪雨災害の支援につきましては、熊本県におきまして昨年９月に熊本県球磨川流域復興基金が創設され、その交付金を活用した住まいの再建や公共施設地域コミュニティー施設の復旧など、被災地や被災者ニーズに対する支援メニューがあり事業が進められております。御意見がございました移動支援につきましては、その基金を活用した被災者支援タクシー券交付事業ができないか検討を進めており、現在、熊本県へ新たな支援メニューの検討を要望しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　その被災者支援タクシー券交付事業が本当に実現したら喜ばれる方は多いと思います。また、被災者支援のタクシー券だけでなくて、高齢者の方へのタクシー券もまた別の機会に検討されるといいなと要望、希望します。

次に移ります。次に地域支え合いセンターの訪問活動について伺ってまいります。被災し

た町内を２人組で訪問されているスタッフさんによくお会いします。本当に御苦労さまです。地域支え合いセンターの大まかな活動実施状況を教えてください。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時48分　休憩

午後２時52分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お時間を取らせまして大変申し訳ございません。御質問にお答えいたします。

被災された方の直接的な支援としましては、人吉市地域支え合いセンターを令和２年10月30日に開所いたしまして、罹災証明交付世帯の約3,300世帯を支援対象としまして活動を行っているところでございます。開所後、地域支え合いセンターでは、建設型仮設住宅及び市営住宅の居住者を担当する仮設班を４班、在宅やみなし仮設住宅を担当する在宅班を10班に分けて活動を行っており、総合相談窓口、見守り活動、生活再建支援として被災世帯を戸別訪問し、住まいや生活状況等を確認するとともに様々な相談を拝聴し、個別の課題ごとに関係機関へつなぐなど支援活動を行っているところでございます。

訪問活動につきましては、戸別訪問にて把握しました世帯の課題を基に、センター及び支援相談員にて各世帯を四つの支援区分に分類し、その区分ごとに個別支援計画を作成しております。支援区分の分類は生活再建が可能な世帯を１とし、日常生活の支援が必要な世帯を２、住まいの再建に支援が必要な世帯を３、そして日常生活と住まいの再建の両方の支援が必要な世帯を４としており、その支援区分の分類と個別支援計画に基づき、最低月１回の訪問を基本として世帯の状況に応じて訪問頻度を設定し戸別訪問を実施いたしております。そのほかには、コミュニティーづくりの支援として建設型仮設住宅において入居者同士のコミュニティーづくりのためのサロン活動を令和２年12月から開催しており、名称をオープンカフェとし、仮設団地のみんなの家や集会所を解放した自由参加のお茶会を行っております。また、最近では編み物などや陶芸などを楽しみたいということもあり、ボランティアの協力を得まして趣味の講座的な内容も盛り込まれておるようでございます。また、被災者支援ボランティア団体と連携し、建設型仮設住宅入居者に限らないコミュニティーづくりの場としてのサロン活動も実施しております。ただいま御紹介しましたサロンの活動につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から４月26日から現在も活動を一時中止しております。その他被災者支援対策課で実施しております住まいのアンケートにつきましても、住まい再建までを支援する上で欠かせない調査でございますので、特に応急仮設住宅、建設型・賃貸型・市営住宅居住世帯については回答率100％を目指しておりますので、人吉市地域支え合いセンターと連携して現在も日常の戸別訪問活動について調査表提出勧奨の声かけを継続的

に行っております。

またアンケートに自由記載を設けておりますが、そちらに記載があったものにつきましても日常の戸別訪問活動において詳細内容の聞き取りやフォローも行っております。

以上、長くなりましたがお答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　この住まいのアンケートは100％回収を目指しているということでした。私は実は出していなかったものですから、それを聞いて慌てて出して0.1％ぐらい上がったと思います。それで、支援相談員の活動の中で困った点とかよかった点、そして気づいた点など具体例を紹介していただけませんか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

支援活動の中での支援相談員の声でございますが、よかった点としまして被災者の方々への情報提供が大きな役割の一つでありますが、健康保険税の免除や被災者生活支援制度などの制度を教えてもらい再建につながった。また見守り活動やオープンカフェを教えてもらい再建につながった。また見守り活動やオープンカフェにおいて話を聞く、傾聴することで落ち着かれた。顔色の変化に気づき関係機関と連携して医療機関受診につなぐことができた。などがございました。

困った点としましては、何度訪問しても会えなくて状況確認ができない。電話しても連絡が取れず聞き取りができないなど訪問に関することのほか、駐車場やゴミ出し等の仮設団地におけるルール問題、新型コロナウイルス禍によるサロン活動の中止により交流活動ができないなどがございました。

気づいた点としましては、思った以上に被災者への情報が届いていない、生活再建への進み方、生活面、資金面における課題に格差があることなどに気づいたとのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　支援相談員の方が訪問して、いろんな情報を提供されているということで、先ほどおっしゃいました、思った以上に被災者へ情報が届いていないって。例えばホームページ載せましたからとか言われても、本当にそこにつなぐまでが、あるいは広報を読むことが抵抗がある方がいらっしゃいます。ですから、私たちが情報提供をして頑張っているんだけど、それ以上に努力をしないと届かないんだなということをお話を聞きながら思いました。それと、私の家の近くの方です。病院に最近かかられました。病院の高うかかってなて。えって。そしたらその方は医療費が免除になっているっていうことを今まで御存じなかったんです。相談員の方が教えてくれて大変助かったて、にこにこして喜ばれてました。まだそういう方もおられるんだと思ったら、本当この支え合いセンターの活動は意義がある

ことだなと思いました。繰り返しになりますけど、支援活動は具体的にどのように実施されているか教えてください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えします。

センターにおける支援世帯への活動でございますが、戸別訪問を中心に活動を実施しておりまして、訪問活動の中で生活上の困りごとや生活再建に向けた課題等の状況把握に努め、必要な支援情報の提供や関係機関へつなぐといった活動を行っております。支援世帯の具体的なアプローチ方法でございますが、先ほど申しましたように戸別訪問を基本としておりますが、何度訪問しても会えない世帯もございますので、戸別訪問のほかに電話連絡や文書、メールなどあらゆる方法を活用して世帯の状況把握に努めております。先ほど御答弁申し上げましたように、在宅班と仮設班に分かれそれぞれ世帯を戸別訪問しておりますが、日中での活動を基本に実施しておりますので、お仕事等で何度行っても会えない世帯はどうしてもございます。そういった世帯には必ず訪問時、不在の際は訪問理由と連絡先を記入した不在票を入れて帰るなどの対応をしており、それでも反応がない場合は、電話連絡をして現状の確認を行っております。建設型仮設入居世帯につきましては、センター活動開始後１か月半たっても会えない世帯がございましたので、ポストに現状に関するアンケートを投函するなどして支援世帯の現状確認を行ったケースもございます。その後継続的に支援を行っておりますけれども、センター活動は先ほども申しましたように、自宅を訪問する戸別訪問を中心に活動を行っております。人吉球磨管内につきましては、距離的にも活動範囲として戸別訪問は可能ですが、人吉球磨以外、県外への転居世帯につきましては、戸別訪問が非常に難しいため、情報提供として人吉市及び人吉市社会福祉協議会の広報紙を郵送する際に現状確認のアンケートを同封してお送りし現状確認に努めております。返信されたアンケートを見てみますと相談員の訪問や電話を希望されますかという問いには、必要ないが半数以上、訪問して欲しいときは自分から連絡するが約半数、そして希望するが１件という結果でございました。なお、返信がない世帯については、アンケートの再度送付や電話連絡をいたしております。しかしセンター活動は、戸別訪問が基本としておりますので、アンケートの返信内容が支援は必要ないということでも、それを鵜呑みに判断するのではなく、会えない場合でも世帯状況の複数の情報データを基に判断してまいりたいと考えております。令和２年７月豪雨災害から１年が経過しようとしており、再建された世帯も徐々に増えてきておりますので、それに伴いセンターとして支援終了の判断をする世帯も増えてきております。再建をされた世帯につきましては、戸別訪問による世帯状況聞き取りや複数の情報データを判断し、戸別訪問による支援の終了につきまして、文書等も用いながら丁寧にお伝えをしているところでございます。今後も被災者の方々の生活再建支援については世帯ごとに様々な課題があることが想定されますが、ケース会議等を通じて個別の案件等につきまして熊本県と連携し、確認をしながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　お留守の場合は、電話とか手紙によって連絡を取ろうとされている。本当に御苦労の一端が分かりました。ですが、訪問を希望しない方や遠くに転居されている方には訪問ができないということが少し気掛かりです。支援は必要ないという方でも、やはり訪問は必要ではないかと考えます。部長がおっしゃったとおり、それを鵜呑みに判断することなく訪問を基本にしていただきたいです。うちは来なくていいの中には遠くて迷惑だろうから、そういう意味の場合もあるし、深刻な場合は虐待の事例の可能性もあります。どうぞ訪問を基本に支援相談員の皆さんに頑張っていただきたいと思います。これから暑くなります。体に気をつけていただきたいです、と申し上げて、最後の質問に移ります。

３月議会で私は風力発電所建設計画を取り上げました。田野・鹿目の奥の山中、そして矢岳の奥の山中に巨大な風力発電のための風車が建てられるかもしれない。山の木を何本も切ったら豪雨のとき災害が起きないか。環境を壊す風力発電計画は多いに疑問だと自分の意見を述べました。

しかし、私たちの目と鼻の先でメガソーラー発電所建設の事業は着々と進行していたのです。去年の11月着工式があっております。九州自動車道の人吉インターから降りると向こう側の右手に当たる向こう側の緑の山がはげ山になっているのがよく分かる。あれは何。そんな市民からの声でメガソーラー発電所建設が進んでいることに気づかされました。そのことについて質問してまいります。人吉太陽光発電所の建設場所が古仏頂町、蓑野町、西間上町に渡る山林ですが、そこに白羽の矢が立った理由、建設場所の選定理由は何ですか。

○経済部長（溝口尚也君）　まずもって今回の御質問における太陽光発電施設の設置事業に関しましては、森林法に基づく林地開発に係る内容を含んでおりますので、それらの答弁に関しましては、当該制度を所管しております経済部から御答弁させていただきます。

まず建設場所の選定理由は何かとの御質問でございますが、事業者にお尋ねするほかございませんので、事業者である九州おひさま発電株式会社様に確認をしましたところ、元々所有されている山林の取扱いや、今後の利用を社内において協議を重ね現地調査による日照や地質、その他の条件等が良かったことや地域住民に山林の状況等を確認されまして検討された結果、本土地を太陽光発電建設地として選定されたと伺っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　では、太陽光発電設備の建設に至る流れはどうなっているのですか。また住民の合意はどの段階で必要とされているのですか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

繰り返しになりますが、本事業は林地開発許可を受けられて進めておられる事業でござい

ますので、熊本県の林地開発許可制度の流れに沿って説明をいたします。

まず当該開発行為をしようとするものは、申請を行う前に地域住民等への説明や河川管理者等との協議を行った後に熊本県へ林地開発許可申請を行うこととなっております。申請受付後は、県森林審議会や関係市町村長へ意見聴取がされますので、市といたしましては、関係各課の意見を聴取し、まとめたところで回答を行っているところでございます。また県におかれましても審査、現地調査が行われ、県知事が災害の防止、水害の防止、水の確保、環境保全の各基準を満たすと認めるときは、許可しなければならないとされておりますので、申請内容に不備がなければ開発許可が通知をされまして、開発行為の着工へと移行してまいるところでございます。この開発行為による土地造成が完了しますと、その後に太陽光設備の建設工事が始まりまして、以上が建設までの流れとなるところでございます。

続きまして、住民の合意でございますが、熊本県林地開発許可制度実施要項第５条により、申請前に地域住民等へ説明を行うこととされております。事業主様に確認しましたところ、関係ある３町内におきまして開催をされておられるところでございます。町内ごとに申しますと、西間上町内では平成30年４月22日の午前中に、蓑野町内におかれましては平成30年４月15日の午前中に、古仏頂町内におかれましては平成30年４月15日の午後から、いずれも各町内の公民館におかれまして町内会の総会時に説明会を開催されておられます。また同制度第６条に基づきまして、利害関係者等との書面による協定を締結しなければならないとされておりまして、西間上町、蓑野町、古仏頂町の各町内会と書面による協定締結が行われているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　林地開発許可という言葉を知りました。そして担当の方に見せてもらったんですけど、分厚い本当にいろんな資料を基に、これだけの資料が出てるんですよと教わったんですけど、今の説明では町内会や地元の合意を取られたと報告されましたが、住民の方にお話を伺ったところ、説明会はあったけれど、意思を確認するそんな総会はなかったと言われる方もおられます。市はその事実確認をされたのでしょうか。九州おひさま発電株式会社の報告をそのまま報告されていますが、この市の態度は少し無責任でないかと思います。地域住民に関わる場面では、せめてその場に立ち会うなどして住民の思いに耳を傾ける必要があるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおりその場の町内会の総会に立ち会ったかということでございますが、そのような事実はないところでございますけれども、先ほど繰り返しになりますけれども、申請前に住民の方への御説明と、それと先ほども言いました第６条におきまして各利害関係者との書面によって協定を締結せよということになっておりまして、それをもちまして県の許

可を受けられていることに踏まえまして、人吉市でも意見をさせていただいているところでございますので、そこは御理解いただければと思うところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　普通考える総会での合意ではなかったということは指摘しておきたいと思います。11月19日の人吉新聞です。ここにこう書いてあります。「郡市最大規模メガソーラー着工市内山林１日１万世帯分を発電」というタイトルで報道されています。迫田浩二副市長はこのようにおっしゃっています。「７月の集中豪雨で多大な被害が出る中、本市でこのような事業に取り組んでいただけるのはありがたいことです。地域雇用を創出する場としても期待を寄せております」との挨拶をされたとのこと。雇用はどのくらいを想定しておられたのでしょうか。お尋ねします。

○副市長（迫田浩二君）　皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

令和２年11月12日に行われましたメガソーラー発電所建設事業安全祈願祭での挨拶といたしまして、報道にございますように地域雇用の場として、期待を込めた言葉を申し上げました。また、事業は、事業途中でございますけれども、完成後の管理体制といたしまして御検討いただけるものと存じております。また、間接的ではございますが、造成に係る事業といたしまして、事業体17社のうち人吉球磨から11社の企業が工事に携わっていただいているとのことでございます。そういった意味でも地元での仕事の創出、ひいては雇用の創出に貢献していただいているものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　理解しました。完成した後に地元から雇用があるようにそういう方向で話を進めていただきたいと思います。

では、お手元にお配りしている資料を御覧ください。説明をします。番号１、２は山林の山の木が伐採された後の写真です。上空から写しています。下のほうの３、４の写真は7.4豪雨のときの茂田川です。そして裏面です。５月27日、豪雨が大雨が降りました。その日の朝の茂田川です。たいそう降りましたけど、やはりあのときももうちょっとで越すぐらいの雨量になっています。この古仏頂・蓑野・西間上に建設予定のメガソーラー発電所建設が始まってから、市民の方から茂田川の濁り、出水期の土砂災害に関わる不安の声、私はお聞きしているんですけど、市にはこういう声が届いていますか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

古仏頂町の発電所建設工事に関連する河川の濁りや出水期の土砂災害に関する不安の声などが市のほうにあったかどうかとの御質問でございますけれども、経済部農林整備課、建設部道路河川課、市民部環境課に対しまして、本工事に起因すると思われるお問合せがござい

ましたので、まとめて市民部からお答えさせていただきます。

まず、農林整備課でございますが、本発電所建設に伴う取付道路造成中に雨水が国道267号の側溝から溢れ、国道267号へ流出したとの連絡を受けております。続いて道路河川課及び環境課におきましては茂田川の濁りに関する御相談を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　実際はもっと深刻です。例えば、こぎゃん濁った水が田んぼにいくとやろうかと思うと心配する声。石のごろごろと音を立てて流れて行ったてそういう声。山が崩れていく。あと調整池が二つ造るって聞いているけどそれでも不安。そういう声です。清願寺ダムって上村にあるそうですけど、清願寺ダムのことを引き合いに出してあそこは砂が溜まって大変だったらしいとか、そういう話もする方もおられました。市は市民に一番近い行政窓口ですから、このような相談を受けたときは、どのような対応をしておられるかお聞きします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

先ほど御説明しました内容についての市の対応でございますけれども、農林整備課では令和２年５月に国道への雨水の流出に対し現地の状況確認を行い、事業者様に対し状況の改善をお願いしております。その結果、雨水の流出を防ぐため敷地内取付道路に横断溝を敷設し排水桝を設置されたとのことでございます。次に道路河川課では河川管理上河川区域内で災害等が発生していないかを確認をしているところでございます。環境課におきましては茂田川の濁りに対し、現地を確認した上で事業者様に対し、原因の確認を行っております。造成工事中に降雨で溜まった泥水が流出したとのことでございましたので、その後の対策についての御報告をお願いしております。その後事業者様から河川の濁りへの対策としまして茂田川上流域に６月30日までに治水目的の調整池の造成を行うとともに、川の濁りについては定期的に巡回されているとの御報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　最後に市長に伺います。木が伐採されて丸裸になっている現地を見てこのような状態になると市長は想定しておられましたか。また、人吉市というのはやはり観光の町、緑がきれいで自然が豊か、そういうところとして推進するならば、このような開発は慎重にするべきだと思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

太陽光発電に伴う事業概要につきましては、事業者からの説明を受け協定書も取り交わしておりますので、承知をしております。また、県におかれても許可に際しましては、許可基準に基づいて慎重に審査をされ、許可をされたものと認識をしております。現在、開発を進

めておられる九州おひさま発電株式会社による太陽光発電の事業実施につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、関係町内に対し説明会を開催され、同意も得られており、このように地元住民の皆様の理解を得て、安全安心の下に事業を進められることが重要であると考えております。本事業につきましては、熊本県、人吉市及び事業者の３者でメガソーラー発電所建設事業に関する協定書を締結しておりますので、事業者におかれましては安全かつ環境や景観に配慮した事業を適切に行っていただきたいと存じます。計画によりますと外縁部等の残地森林におきまして、クヌギの植栽計画もされているようでございます。本市としましても協定書に基づき事業の進捗を見守り、必要な事案が生じました場合は適切に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　想定されてましたかという質問は、あんなに茶色の水があんなに山が丸裸になって、あんなに茶色の濁った水が出てくるということを想定しておられましたか、ということでお聞きしたつもりなんですが、もう１回写真を皆さん見てください。豪雨のときの茂田川です。ナンバー３とナンバー４です。これは人吉市全体が本当にひどい被害に遭ったときの茂田川であって、こういう状態にどの支流もなっていたとそれは分かります。ですが、見てください。これは牛小屋がここにあるんです。青いシートがかかっているのが牛小屋です。牛小屋の近くのです。道路が川になって、そして牛小屋の中にも水が入ってきました。子牛は飼い主さんが山の上に上げたけど、親牛はお乳のところまで水が来たそうです。あのくらいの水がまた、今度そんな水が来たら家も人もそしてまた牛も流されてしまうって、安全安心ってさっきおっしゃったんだけど、みんな命の危険を感じている。それが茂田川の近くの人です。だと思います。だから、その牛飼いの人はこの川は危険な川であるから、雨のときに雨が降ったときに調査をして欲しいと、県にもおひさま発電のほうにも申入れに行きました。分かりましたと言われましたけど、それから一度も来られてないということです。これが、責任がある態度でしょうか。協定書にはこう書かれています。これは全協のときに配っていただいた協定書です。第７条土砂災害等の防止に係る安全対策。甲――甲というのは九州おひさま発電株式会社です。甲は、調整池等の災害防止施設の維持管理を適切に行うなど、土砂及び濁水の流出防止に関わる適切な安全対策を講じ、近隣住環境の保全に努めるものとする。２、甲の安全対策の不備または過失に起因して土砂及び濁水が流出し、土砂の河川への堆積等、環境への悪影響または損害等を生じさせた場合は、乙――これは人吉市です。乙及び丙――丙というのは熊本県です――と協議の上、甲の責任と負担において、現状回復等、必要な措置を講ずるものとする。これが協定書です。繰り返します。地域の人は安全だと思ってません。危険だから怖いからいろんな声を聞かせてくださいます。この協定書があるんだったら、この協定書に添ってきちんとやって欲しいと、もっと強く要望するのが

市民の命を守る一番前線に立つ市だと思います。それは市しかできません。環境に優しいはずのメガソーラー、これが環境破壊を引き起こしています。引き起こすところもあります。そして、この開発が取り返しのつかないことになって人吉市の良さが失われてしまいました。このままこのような開発になることがないよう、これを苦い教訓としてこれから開発に向き合っていただきたいと申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時28分　休憩

午後３時42分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。６番議員の宮原将志です。

それでは通告に従い、質問を行ってまいりますが議長のお許しを得ましたので、１項目めの施政方針からの中の順番を変えて質問を行います。

まずは緑の流域治水について。次に、社会教育施設の復旧について。次にひかりの復興計画について。そしてこの項目の最後に復興まちづくりについて質問し、２項目めの災害対策から災害時における非常用電源の確保について質問をしていきます。

それでは、最初に緑の流域治水について質問いたします。現在、緑の流域治水の一つでもある河川の緊急対策として国、県が管理する多くの河川で、７月豪雨により堆積した土砂の撤去作業が行われ、県管理河川においては７月末時点で対象土砂の撤去が完了したと言われています。撤去後も大雨が降るたびに土砂の堆積が繰り返されることから、土砂撤去により得られる効果は限定的であるかもしれませんが、出水期を前に完了できるよう対応していただいた施工業者を含め国や県の関係者の皆様に感謝申し上げます。

しかし、川を見ますと球磨川においては中川原周辺の土砂は撤去されておらず、ほかの県管理河川においても土砂の撤去が手つかずといった箇所を多く見かけます。そこで今後の球磨川や県管理河川の土砂撤去の計画はどのようになっているのか。また市管理河川については、昨年12月議会において質問したところ、堆積した土砂は緊急浚渫推進事業債を活用し計画的に河川浚渫整備を促進するとの答弁でありましたが、現在、市管理河川の土砂撤去についてはどのように対応されているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　では、お答えいたします。

国と県が行う堆積土砂撤去につきましては、令和３年６月２日に開催されました第５回球磨川流域治水協議会における球磨川水系流域治水プロジェクトの取組状況の説明に基づきお答えいたします。

国と県は令和３年の出水期に備え、球磨川とその支川において洪水により堆積した169万

立方メートルの撤去を目標として、時間的緊迫性を持って取り組んでこられたところでございます。その結果、５月末までの期間に国管理区間では約70万立方メートル、国による権限代行区間では約20万立方メートルの撤去が完了いたしました。今後の国管理区間の人吉地区においては、人吉層を露出させないように留意するとともに生物の生息、成育環境に大きな影響を与えないように配慮し、平水位以上の掘削を基本として約70万立方メートルの可道掘削を計画されておられます。

熊本県管理の堆積土砂撤去事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に確認した内容及び第５回球磨川流域治水協議会の取組状況の説明に基づきお答えいたします。球磨川水系の熊本県管理河川内で令和２年７月豪雨により堆積した土砂のうち、特に緊急的に撤去が必要なものを対象としまして、５月末までに撤去完了した堆積土砂は86万立方メートルでございます。今後の撤去計画につきましては、出水期後の堆積状況、各市町村からの要望などを踏まえ、引き続き土砂撤去を行う予定とのことでございます。また、市が管理する河川の堆積土砂撤去状況についてでございますけれども、緊急的に撤去を行っている河川は、椿谷川、永野川、芋八重川の３河川でございます。椿谷川及び永野川につきましては、すでに撤去を完了いたしております。芋八重川につきましては、ただいま撤去中でございます。また、その他の河川につきましても現在、調査中でございまして、その調査の結果に基づき、計画的に土砂の撤去を行ってまいる予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　中川原については明日、田中議員が質問されるということですので、そのやり取りを楽しみにしておりますが、中川原公園を残す残さないという議論は抜きにして、早く中川原周辺の土砂を撤去していただきたいと思いますし、また県管理河川においても例えば胸川においては私も県には要望しておりますが、７月豪雨の後、損壊した護床ブロックが山積みになっているところもありますし、土砂が堆積しているところもあります。胸川は川の水が出るのが速いから本当に怖いと周辺の人は言われております。こういったところはほかの河川においても多数あると思いますが、国や県は土砂の撤去は完了しましたと引き続き土砂の撤去はやっていきますと言われますが、市民の方からするともっと早く撤去してもらいたいと。もっとたくさん撤去をしてもらいたいというような気持ちなんです。確かに土砂の撤去には相当な時間と多額な費用を必要としますので、実施できる箇所が部分的にならざるを得ないというのは理解しておりますが、市民の不安を取り除くというような点においてもスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。そこで人吉市として国や県に対し今後も積極的に土砂を撤去するよう要望していくべきだと考えますが、市長の考え

をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国土交通省、熊本県におかれましては、今年の出水期まで急ぎ行う予定の堆積土砂の撤去については、当初の予定どおり完了されたと伺っておりまして、私からも感謝を申し上げたいと思います。そしてこれらの治水対策については国、県が河川管理者として高度な知見と経験の中で、緊急性、効果、効率性に鑑み事業を実施されていくものと深く理解をしております。しかしながら、議員も御指摘のとおり地区懇談会をはじめ、市民の皆様から出される意見・要望には、さらなる土砂の撤去や可道掘削を望む声が多く、それも非常に根深いものであることは事実であり私も大きな課題として捉えております。

また、治水上の効果を高く求めつつも、人吉らしい暮らしや今後の観光都市としての立ち上がり方を考えたときに、河川環境の保全というものも市にとって非常に重要なテーマでもあり、いろいろな意味で球磨川と共に生きる意義が問われていると感じております。河川工学的な根拠による事業を推進する一方で、そこに市民の不安や疑念等が生じた場合は、それを取り除くこと、あるいは説明責任を果たすなど御理解をいただくことは政治の責任であり行政の役目だと考えておりますので、国、県に対して引き続き堆積土砂の撤去とその対策について現計画よりも早期に実施していただくよう引き続きお願いをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　我々も河川の堆積土砂の撤去については、国や県に要望はしていかなければならないとは思いますが、市からもしっかりと要望のほうよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。今年に入り大雨による避難指示や高齢者等避難が何度か発令されていますが、市民の方の危機意識も高くなっており、インターネットを通して国や県が設置している河川カメラや水位計などにより、リアルタイムに河川の情報を入手している方が多いと聞いております。その河川カメラや水位計でありますが、河川の緊急対策メニューの中には、河川情報を充実させるために増設をしていくとあります。実際、７月豪雨災害後に河川カメラや水位計が万江川の山江村付近に設置されたと聞きましたので、県の担当の方に人吉市ではどこに設置予定ですかと聞いたところ、県の担当者の方は今、各市町村に設置箇所の要望を聞いていますとのことでした。

そこで、本市はどの河川のどこに河川カメラ等の設置を要望しているのかお尋ねいたします。また水位計が設置してある橋の近くにお住まいの方とお話をしたときに、水位計は設置してあるけど、インターネットが使えないから見方が分からないと。水位計もいいけれども、橋梁や護岸ブロックに水ノ手橋にあるような目印ですね、赤とか黄色とか青のああいったものを付けてもらいたいと言われました。そこで河川カメラ等の設置と併せて、球磨川以外の

支流にも橋脚に水位を確認できる量水標などが設置できないかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

昨年７月の豪雨災害後、国から都道府県等河川の水位観測、空間監視対策状況に関する調査がございまして、その中で本市では５か所の河川監視カメラの設置要望をしております。その内訳でございますが、合ノ原町にございます第一放水路側樋門、それから城本町金子商店側の城本樋門、いずれも御溝川関連の２か所でございます。

次にバックウォーターによりまして越水いたしましたところといたしまして、山田川の二条橋、それから万江川と球磨川合流近くの旧万江川橋の２か所、それから五つめといたしまして７月豪雨の際、早い段階で越水をいたしました宝来町の雨水ポンプ場があります宝来排水樋管の合計５か所でございます。

また、国土交通省川の防災情報ホームページからの河川ライブカメラから河川の状況を確認することもできますけれども、７月豪雨により画像を取得できない未復旧の箇所もありますことから、その復旧要望も含め河川管理者である国や県に引き続き要望してまいります。さらに議員おっしゃいました球磨川以外の河川橋脚へのいわゆる水位標示の設置につきましても河川管理者である国や県に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　市民の方は大雨時の河川情報は大変気にされてますので、早期の河川カメラや水位計の設置を要望していただきたいと思います。

それと、大雨時には避難情報等を市のホームページやＳＮＳ等で発信されると思いますが、そこに先ほど言われた国交省の川の防災情報のこちらのリンクを貼っていただいて、河川情報はこちらからみたいなものを記載していただけると、わざわざ国交省のホームページにいかなくてもいいと思いますので、こちらのほうも併せて検討のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次に社会教育施設の復旧について質問いたします。施政方針において被災した社会教育施設の復旧状況について触れられました。その内容は被災した施設については現地での原形復旧が原則だが、浸水等現地の状況もあり、今後のあり方等も含めて協議を進めているとのことでありました。被災した社会教育施設が浸水した現地での復旧なのか、それとも移設なのかと関係される方は大変関心を持たれていると同時に、早期の復旧を望まれています。そこで市民プールとスポーツパレスについては、徳川議員が質問されましたので、その二つの施設を除く東西コミセン、西瀬コミセン、球磨川トレーニングセンター、人吉城歴史館の４施設について、市としての復旧の方向性を市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年の豪雨で浸水し被災しました社会教育施設につきましては、早期の復旧を望まれてい

る市民の皆様には御不便をおかけしており大変心苦しく思う次第でございます。施設の復旧に当たっては施政方針でも述べましたように、国の災害復旧事業補助金を活用し、現在地へ原形復旧するのが通常でございますが、被災した社会教育施設は河川に隣接し、再度の浸水のおそれがありますことから、施設及び利用者の安全性や利便性の向上並びに市民の皆様の御要望などを考慮しつつ、財政措置が次世代への過度な負担とならないか、また今後の公共施設の在り方や将来的なまちづくりの展望など総合的な見地からどのような復旧が本市にとって最良の選択となるか、国や県への相談、要望等を含めまして様々に検討を進めているところでございます。

このようにまだ全庁的な議論の途上ではございますが、現時点でお示しできる範囲で方向性をお答えさせていただきます。東西コミュニティセンターは管理棟１階と体育館が浸水し、床、壁、電気設備、空調機器、屋外のフェンスなどの改修が必要でして、原形復旧、現地かさ上げ新築、移転新築を検討しました結果、移転新築に関しては、移転候補地の選定や完成までに時間を要すること、さらに事業費が増大することから苦渋の選択となりましたが、東西校区公民館運営委員会等関係者の方からの早期のコミセン活動へ向けての早期復旧との強い要望を受けまして、原形復旧案で進めてまいりたいと考えております。

次に西瀬コミュニティセンターは管理棟、体育館が被災しておりまして、原形復旧及び移転新築の両面で検討しているところでございます。当施設は球磨川に面し、浸水被害が甚大であったこともあり、西瀬校区公民館運営委員会では浸水リスクを懸念する多くの意見があったことから、隣接する市有地であるコミュニティセンター第２駐車場が１段高い位置にございますので、より安全度を高めるべく移転候補地として検討してまいりたいと考えております。球磨川トレーニングセンターにおきましては、原形復旧、移転新築、両面から検討を進めているところでございますが、まだ方向性を定めるには至っておらず、人吉高校、球磨工業高校カヌー部の活動拠点も兼ねておりますことから、今後も熊本県と協議を行い方向性を定めてまいりたいと考えております。

最後に人吉城歴史館でございますが、原形復旧、移転新築、解体の三つの方向性について様々な観点から検討を進めております。原形復旧につきましては、市の財政負担は低く抑えられることとなりますが、再び被災する可能性がございます。移転新築につきましては、文化庁の許可が必要ですが、県文化課の所見として厳しいとのことであり、解体の場合も含めて財源的な問題や貴重な文化財の展示の在り方や保管場所、観光ルートの拠点としての機能保持など様々な角度から検証しているところでございます。いずれの方向性案につきましても、これから詳細に検討を重ねていく必要がございますので、財政負担の状況によっては施設の規模や方向性が変わることもございますので、あくまで現時点での状況ということで御理解いただきますようお願いいたします。復旧にはもうしばらくお時間をいただくことになりますが、少しでも早く復旧できるよう鋭意努力してまいりたいと存じます。市民の皆様、

及び関係各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、市長にそれぞれの復旧の方向性について答弁いただきましたが、本当は各施設の復旧について詳しく聞いていこうかなと思いましたけども、現時点での状況ということで、これ以上聞いても明確な答弁いただけないかなと思いますので、この件については機会がありましたら、また改めて聞きたいと思いますが、市長が言われましたように使えないことによって不便に思われている方もいらっしゃいますので、早く方針を決めて復旧作業を進めていただければと思っております。

それでは、次にひかりの復興計画について質問いたします。今回の施政方針の中で、市長は、聖火リレーや今後のライトアップ等による観光地としての魅力の向上や安全安心なまちづくりの取組が、復興という希望の光を見いだせるような契機となるようさらに挑戦を続けていくと述べられました。

そこで、本市が今後取組んでいくであろう、ひかりの取組について質問をしてまいります。施政方針でも紹介がありましたが、今年の２月に民間組織によるひかりをテーマにした明かりのイベントが実施されております。このイベントは人吉温泉旅館組合や人吉商工会議所青年部の方々がそれぞれに行われたイベントではありますが、そのイベント後、人吉温泉旅館組合さんにおかれましては人吉ひかりの復興計画を作成され、本市に提案されたと聞いております。そこで、人吉温泉旅館組合さんが作成された人吉ひかりの復興計画とはどのような内容なのかをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

人吉ひかりの復興計画は、令和２年度観光庁被災観光地の誘客多角化・収益力向上事業補助金を活用し、議員からお話がありましたように、人吉温泉旅館組合が事業主体となり地元観光関係者との協力により取りまとめていただいた計画書でございます。

概要につきましては本市の復興計画に対し、観光地としての公共夜間景観――夜の景観ということでございますが――の実現イメージを民間サイドから市に提案するとともに、公民連携により今後目指していきたい人吉地域ならではの明かりによるブランディングを図るものでございまして、住む人、営む人にとっても、観光客にとっても安心安全で町の魅力が輝き、巡る、いわゆる街歩きをするという意味の巡るでございますが、巡る楽しみがある夜間景観を目指すことをビジョンに掲げ、安心安全、魅力の創出と発見、回遊性向上の三つの基本方針のもと本市の復旧復興及び観光復興の取組を始められておるところでございます。

内容につきましては、夜間景観の現状調査をされておりますその結果や、昨年12月の住民向け説明会でのアンケートの結果、それと地域の観光資源を考慮した観賞ポイントの分析によりまして、重点エリア、街路などの設定を行われ、それぞれの場所で効果的な照明計画を

立てていただきまして、その整備イメージを作り上げておられるところでございます。なお、この計画の実証実験として、今年２月13日から23日にかけて明かりの社会実験を実施されておりまして、災害復興におきまして、以前よりもっと魅力的な町になるためにこの実証事業などを通じて、人吉ひかりの復興計画を作成されておるところでございますが、この計画を全て実現しようといたしますと、数億円単位の事業となりますために民間の力だけではできない部分も多々ございます。つきましては、今後の国及び県の復興事業並びに市の復興まちづくり計画に盛り込み、公共事業を実施する際にはこの観光関係者をはじめとした民間からの声も生かして欲しいと。そのためにこれを御提案したいということで提案された計画書でございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　簡単に言うと、ひかりによる安心安全なまちづくり、魅力的なまちづくりを官民連携で一体となってやっていきましょうというような計画であろうと思います。それでは、実際にどのような照明整備を行っていこうというものなのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　では、具体的なライトアップ計画についてでございますが、本年２月13日から23日にかけて実施されました明かりの社会実験におきましては、九つの実験スポットを設けておられます。これは青井阿蘇神社及び老神神社、永国寺の楼門や境内、大橋と二条橋の高欄の一部分でございますが、それと人吉城址二の丸、及び隅櫓と石垣、それと球磨川右岸側の遊歩道路――通称散歩道路と呼ばれるところでございますが――と紺屋町通りの９か所でございました。

なお、この実証実験時期に併せまして、人吉商工会議所青年部の主催でひとよしまち燈りが開催されまして、青井阿蘇神社、人吉駅前広場、それと鍛冶屋町公園の３か所と、これに加えまして市内中心部のホテル・旅館８か所で約1,000基の立灯籠などによりまして、いわゆる再興への希望のひかりがともされたところでございます。本年度につきましては、同じくこの観光庁の既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業に応募しておられまして、採択されますと人吉ひかりの復興計画で策定イメージは策定されたものの、前回の実証実験では十分に検証できなかった部分を検証されるという予定となっていると聞いております。

具体的には、人吉城址石垣を清流に浮かぶ城としてイメージしまして、それをライトアップされ絶景に磨き上げられるというような事業、さらに球磨川の橋梁を含む球磨川水辺の夜景を国内外の広域誘客コンテンツとして、今後育てていくために照明演出の実照実験――実際に照らされるという意味の実照実験でございますが――を実施していくこととされているところでございます。また、実証期間が非常に前回の場合は短うございましたので、今回は少し長期化を図ったり、演出範囲が限定されておりましたのでその最大化を図るといった予定もされておるところでございます。さらに期間中にライトアップするだけではなくて、住

民参加型のあかりのイベント開催やあかりの案内人など市民ガイドの育成も計画されているところでございます。

以上、具体的にはこのような計画となっているとのお答えをさせていただきます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今年度については観光庁の補助事業が採択されると、採択されればということですね、人吉城址の石垣をライトアップする照明演出等が行われるということで、前回のひかりの実証実験、社会実験は大変好評でしたので、今回も大変期待しているところなんですけれども、このひかりの復興計画は言われているように民間の力だけではできないものもございます。例えば幹線道路や球磨川遊歩道の照明であったり、公園の照明といったハード整備事業が、これは行政が取り組まなければできません。そこで行政として、このひかりの復興計画について今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

行政として今後どう取り組んでいくのかということでございますが、先ほど民間からの御提案ということでございますけれども、本年３月に作成されました本市の復興計画におきましても観光や商工業の再生・復興という章がございまして、その中でもにぎわいを創出する具体的な取組に「あかりを灯す」をコンセプトに魅力ある夜間景観の整備を県や地域住民と連携して進めるとしておるところでございます。

また同じく３月にこちらは熊本県が策定されたところでございますが、人吉球磨豪雨被災地観光復興戦略というのがございまして、こちらでも様々な世代で安心して楽しめる、いわゆる宿泊型の観光コンテンツの充実としてまち灯りの整備というものが取り上げられているところでございます。またさらには国に申請中でございますが、スーパーシティ構想での防災と観光というカテゴリーの中でも、ひかりを効果的に活用した提案がなされているところでございまして、このように復興等に関わる上位計画であったり、県の構想と市の構想もございますが、今位置づけられているところでございます。

今後につきましては、繰り返しになりますが、１回目の答弁でお答えしましたように、主にハード整備等につきましては、民間だけでは到底できないものが多々ございまして、民間団体におかれましては今回の令和２年度、令和３年度のように国補助を活用した実証実験等を基にさらに検討を重ねられまして、その成果をもって今後国、県及び市が復興まちづくりに関する公共事業を実施する際にこの計画、あかりのことを配慮してくれと反映されるように働きかけを行っていかれることと存じます。

行政としましても官民連携としての関係機関への働きかけや、ここで言います国、県の働きかけとか、あるいは市としましても事業実現に向けての検討を進めてまいりたいと存じます。また、ハード整備だけではなくて、民間主体のひかりを活用したまちづくりの取組につ

きましては、引き続き市としましても支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えをいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　人吉温泉旅館組合さんが取られていた住民アンケートをちょっと見させていただいたのですが、夜の人吉市について、水害前から町が全体的に暗いとか、足元が暗く危険を感じるというような意見もあっております。この計画は観光客だけではなく、地域住民の安心安全の部分にも繋がると思いますので、ぜひ今後のまちづくりにひかりの復興計画を生かしていただきたいと思います。

それでは、次に経済部長の答弁でもありましたが、ひかりの復興計画には、本市が４月に内閣府に申請したスーパーシティ構想の中で提案されたものもあります。それは施政方針でも述べられましたが、照明技術を活用した視覚的な防災アラートであり、例えば人吉橋において平時は電球色で橋梁を照らすのですが、警戒水位時にはカラーが変化しアラートを発する橋梁にするというものであります。先ほど河川の情報の充実について質問しましたが、このライティング防災アラートは、夜間に河川の水位が確認しづらい場合や、防災無線が聞き取りづらいといった場合でも、水位が確認できるとてもよい手段であると思っておりますし、平時においても橋梁の照明演出として我々住民や観光客を楽しませてくれるものになると思っています。そこで、このライティング防災アラートですが、スーパーシティ構想が採択されればいいのですが、仮に不採択になった場合でもぜひ取り組んでいただきたいのですが、市長のお考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本市のスーパーシティ構想については、令和２年７月豪雨災害からの未来型復興を力強く推進し、具現化するため地域住民が抱える様々な困りごとを解決し、災害以前よりも豊かで住みよい人吉を作るという視点で県と連名で提案書を策定し、４月16日に国に対して申請したところです。

この構想を一言で表しますと「～『防災』と『観光』を表裏一体に　“川”と生き、“川”を活かす、未来型復興～」となります。この防災の取組の中心となる事業の一つに今、御紹介のライティング防災アラートの取組があります。この取組は災害後、住民と意見交換をする中で、雨音等で防災行政無線が聞こえにくかった住民が多数いたことや、災害時に観光客にも分かりやすく避難情報を伝える必要性を再認識したことから、情報弱者にも避難情報を視覚的に伝えることを目的としたものです。具体的には橋梁の欄干や人吉城址の石垣などに照明器具を設置し、ライトの色を避難レベルなどに連動させて、色を赤や青に一斉に変えるとともに、遠方の住民からも分かりやすくするためサーチライトとも連動させる仕組みを提案しております。国の地域指定の決定時期は未定ではありますが、無事に採択された場合はライティング防災アラートの仕組みづくりをはじめとして、本市構想に掲げた事業の実現に

向けて邁進してまいります。

仮に本市構想が不採択となった場合の今後の方針ですが、本市構想の事業内容は、データ連携基盤の整備や国からの財政的支援を前提として策定していることから、ライティング防災アラートの取組についても仕様を含めた再検討が必要になると考えております。また、防災分野の取組につきましては、ライティング防災アラートの取組のほかに、デジタルマイタイムラインや住民ごとに最適な防災情報を提供する仕組みづくりなど、複数の事業を提案しており、優先順位の検討も必要と考えております。さらに、観光資源としてのひかりの復興計画の進捗とも連携した検討も必要になることから、これらのことを踏まえライティング防災アラートの取組について可能な範囲で実現できるよう検討してまいります。

最後になりますが、私自身２期目のマニフェストとして、人吉スマートシティ構想の実現を掲げ、ＩＴなど最新のデジタル技術を用いて市民の皆様が安心安全に暮らせるためのまちづくりを目指し取り組んできた経緯もあることから、スーパーシティ構想の採択の結果にかかわらず地域の安心安全につながる事業を一つでも多く実施していく決意であります。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　不採択になっても可能な範囲で取り組むということでしたので、こちらも国や県と連携しながら、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。また、庁舎内においてもこのひかりの計画を進めていく。ほかの事業もそうなんですけれども、これは観光だから経済部とか、いやこれは市道の整備だから道路河川課で建設部でしょとか、いやいやいやそれ防災だから防災安全課でしょみたいな。庁内でボールを回すような議論はせずに、各課が連携してこういったものは取り組んでいただきたいとお願いし、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次に復興まちづくりについて質問してまいりますが、午前中に徳川議員が質問されたことと重複するところも出てきますが、お許しをいただきたいと思います。

まずは被災市街地復興推進地域について質問いたします。被災市街地復興推進地域の制度の内容については、全員協議会で説明されましたので割愛いたしますが、６月の４、５、６日に被災市街地復興推進地域の指定に関する説明会が開催され、今日から都市計画案の縦覧や意見書の受付など、被災市街地復興推進地域の決定手続を進めていかれます。そこで、今後被災市街地復興推進地域についてどのように進めていかれてるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

今議員が申されましたとおり、これまで６月の４日から６日までの３日間に被災市街地復興推進地域案に関する説明会を開催したところでございます。そして、本日から２週間でございますけれども、都市計画法17条の公告縦覧というものを行うということにしておりまして、その２週間の期間にまた意見書を出していただくという期間になっております。この２

週間で出していただいた意見を取りまとめまして、次の段階といたしまして、人吉市都市計画審議会に付議しまして御審議をいただくということになっております。そこで御決定をいただいた場合、推進地域内において事業及び区域の都市計画決定を目指すということになります。この都市計画決定までには、現在進めている地区別懇談会での議論を取りまとめられ、その後策定される復興まちづくり計画の中で、青井地区それから中心市街地地区に盛り込まれた具体的な事業のゾーニングに基づき、事業の区域案として住民の皆様にお示しし、合意形成が図られた上、令和４年７月３日までに事業メニュー、事業区域の都市計画決定の法的な手続に進んでいくということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　仮に被災市街地復興推進地域の都市計画が決定したら、住民の方今意見を聞かれてますけども、住民の意見を具現化するために、例えばこの推進地域の中で、この地区についてはこういった地区計画でいきましょうとか、この地区については土地の区画整理事業をやりましょうというようなものを、住民の合意を基に事業区域を決めていって、それぞれの事業区域によって都市計画の決定を今回の被災市街地復興推進地域の法的手続を進めていくというところで、この作業を来年の７月３日、約１年間でやっていくということで、徳川議員の質問でもありましたが、今のままでの人員や組織体制では大丈夫だろうかと私も心配しております。これから具体的な地区の利用の方向性やそれに対する住民の合意を求めていくとなると、庁舎内の組織体制の強化だけではなくて、過去に被災市街地復興推進地域に関わったことがある国や県の職員、また専門家の方々の力というものが必要だと思います。そこで国や県の職員、また専門家の派遣を要望し、組織体制を整える必要があると思いますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

被災市街地復興推進地域制度に関する組織体制につきましては、先ほどの徳川議員の御質問に関してお答えしましたとおり、現在関係部局と検討を進めている段階でございますけれども、その事業の進捗に応じて組織の規模感というのは大きなものになっていくものと見込んでおります。そのためには、組織としてしっかり対応する必要がございますし、既存事業の見直しも含め、復興事業の推進体制の確立に向けて、こういった組織の体制もしっかり同時に進めていかなければならないと思っておりますけれども、これまで本市において取り組んだことのない事業でもございまして、議員おっしゃいますように専門家ですとか、国、県、他の自治体からの情報やアドバイスなど人的支援を含めて、御協力を仰ぎながら復興まちづくりを推進していく体制を整えていかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　国や県、また専門家の人的支援はこれからのまちづくりには欠かせないと思いますので、必要なところに人的支援をお願いして事業を進めていただきたいと思います。

それでは、次に復興まちづくりについて質問していきたいと思います。先ほどの被災市街地復興推進地域の答弁の中でもありましたが、事業区域を決めていく際には地区別懇談会の意見を基に行っていくというふうにあったように、今後のまちづくりを進めていく上で現在、復興まちづくり計画をつくるために行われている地区別懇談会の意見というのは大変重要になってきます。そこでこの地区別懇談会を含め、今後の復興まちづくりをどのように進めていくのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えいたします。

復興まちづくりの進め方につきまして、検討の場づくり、方法、スケジュールの三つの視点から御説明させていただきます。まず、検討の場につきましては、同じような被害状況や課題を抱える地域をひとまとまりの地区としまして八つの重点地区を設定しております。この対象地区の住民の皆様など関係者の方を対象として、住民主体の復興まちづくりの検討を行っていただく場づくりを行っております。なお、重点地区の設定につきましては、住宅被害が甚大であり、その再建の方向づけが必要な地区、避難の在り方を見直す必要がある地区、流域治水との関連がある地区、これら三つの考え方、視点を踏まえて設定をしているところでございます。現在重点地区で開催しております地区別懇談会におきまして、災害リスクを踏まえた地域における避難路や避難地の在り方、住まいやなりわいの再建を進めるに当たっての土地や建物の在り方等を具体的に検討し取りまとめるというものが復興まちづくり計画でございます。

次に具体的な検討方法につきまして、前提条件となります今次水害による被害状況、本市の現況や各地区の特性を踏まえまして、住民の方などからの個別の御意向、復興まちづくりの上位計画や関連計画などの観点から復興まちづくりの課題を抽出し、町の将来像、そして実現に向けた復興まちづくりの方向性と具体的な取組や事業手法を検討するということにしております。

最後に、その検討スケジュールでございますけれども、まず２月と３月の２回、校区ごとに主として町内会長の方々に御参加いただき復興まちづくりの検討の場である地区別懇談会の枠組みや、今後の進め方について御意見をいただく校区別座談会を開催をして整理をさせていただきました。今年度４月に入りましてから対象地区の住民の方々などに対しまして、市広報紙等を通じて御参加を御案内し、４月と５月各地区おおむね２回程度の地区別懇談会を開催しております。今後も月に１回程度の頻度、あるいは月に２回程度の頻度で、適宜復興まちづくりのテーマなどを整理しながら地区別懇談会を重ねまして、検討を深めていきたいと考えております。そして秋頃を目途に地区別懇談会でいただきました地区の課題への対

応や、お住まいになる地域の魅力向上につながる安全安心な町とにぎわいある町の実現に向けた具体的な内容を盛り込んだ各地区の復興まちづくり計画を取りまとめる予定でございます。先ほど議員御指摘ございました被災市街地復興推進地域、この手続につきましても現在進めておりますけれども、この二地区につきましては、面的な整備の検討が必要なのではないかと本市も考えておりまして、その方向性を踏まえた上でまず地区の指定をし、今後先ほど御指摘ありましたように具体の議論、地区にお住まいの方々の御意向、そういったものを踏まえて具体的な計画をどうするかというのを、これも御指摘のとおり都市計画法に基づいた手続で進めていくというものになってまいります。なお今次水害の被害は甚大かつ広範囲でございますので、今申し上げた特出しをして取り組むこととしている被災市街地復興推進地域も含めまして、重点地区のみならず市域全体による被災地域の応急復旧等につきましても個別の復旧事業や防災・減災対策事業等を講じていくものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　秋頃をめどに各地区の復興まちづくり計画を取りまとめるということでしたが、私も全てには参加してませんけれども、私が行ける限り地区別懇談会に参加させていただいた限り、地区によって違いますけれども、全体的に参加者が少ないかなと思っておりまして、また参加される方も毎回同じ顔触れと言いますか、そういった方が参加されているなと感じております。

確かにまちづくりより自分の生活再建が先だとか、コロナによって密にならないようにとか、仮設等にお住まいの方は、なかなか足が運びにくいとかそういったのもあるかもしれませんが、行政側が何月何日に地区別懇談会するので参加してくださいというのは、来られた方の意見は聞くことはできると思いますが、これが住民主体のまちづくりになるかというと、ちょっと私これ疑問に感じるところなんですね。もっと住民主体のまちづくりの仕組みというのを考えていかなければならないと思っております。

そこで過去に災害が発生した被災地では、まちづくり協議会というものが各地区地区で設立されて、そこで住民の意見を集約しまちづくりが進められております。熊本地震の際にも、益城町では27の地区でまちづくり協議会が設置されたとも聞いております。本市も住民参画のまちづくりを進めていくために、まちづくり協議会のような仕組みづくりを予定していないのかをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、お答えさせていただきます。

現在、本市で開催をしています地区別懇談会でございますけれども、議員御指摘のとおり地区によりますけれども、御参加の方が少ないといったことは当然認識をしております。できるだけ御参加いただきやすい日程、時間の設定、そして御案内というところを考えておりますけれども、まだまだうまくいってない部分も、周知ができてない部分もあるかと思って

おりますので、引き続き途中からの参加も十分可能でございますので、引き続き周知に努めて、一人でも多くの方に御意見、御意向をおっしゃっていただきたいと考えております。そういった条件も踏まえましての御指摘ということで、本件において益城町の事例が御指摘いただいております。益城町の例を引いてちょっとまちづくりの検討の組織ということについてお答えさせていただきます。

益城町におきましては、平成28年熊本地震からの復興に向けまして住民と行政が一体となり各地区の課題を解決するための取組を行って、災害に強い協働のまちづくりを推進していくということを目的に、まちづくり協議会を中心とした仕組みづくりが行われております。このまちづくり協議会、通称まち協と呼んでおりますけれども、まちづくり協議会につきましては行政区を基本単位とします地域の住民等を構成員とし、その賛同を得た上で住民等自らが設置をする団体になってまいります。各地区の住民等で設置されましたまちづくり協議会を町長が認定をし、そのまちづくり協議会では避難路の確保のための道路拡幅や、公園整備などの具体的な内容が検討され取りまとめが行われます。その後まちづくり協議会で取りまとめられた内容が町に対して提案をされまして、それを基に町が別途設置をします専門委員会での議論等を踏まえ、具体の復興まちづくり計画書が策定されたという経緯がございます。この復興まちづくり計画書に添って協働のまちづくりを進めていくという施策が実施されるという復興まちづくりの実効性を担保するという仕組みとなっております。

この益城町の例のように、先に大規模な災害等を受け復興まちづくりを進めておられます事例などを今後も引き続き調査研究しまして、本市の特性などを踏まえた適切な仕組みづくりについて、今後の地区別懇談会の議論の推移、これも踏まえながら改めて検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今後の復興まちづくりを進めるに当たっては、住民が主体となって地域の特性を生かしたまちづくりをしていかなければならないと思っております。復興まちづくり計画を作成するに当たって、多くの方の意見を聞ける仕組みづくりというのも大切ですけれども、もっと大事なのは計画をつくった後ですね。これも引き続きその計画、まちづくりに関心を持ってもらってまちづくりに関わってもらう、こういった仕組みづくりというのが非常に大事になってきますので、その辺りも念頭に入れながらこのような仕組みづくりというものを考えていただければと思います。

それでは、この項目の最後の質問に移ります。先ほども述べたようにまちづくりは基本的には住民主体で進めていかなければならないと思っております。しかし、多くの市民の方からは市のまちづくりの方向性が見えない、どのようなまちづくりの計画があるのかというような声もあり、特に多いのが、市長のまちづくりの考えを聞きたいと。市長に人吉市の将来

ビジョンを示してもらいたい、というような声が多くあります。私も今後、住民主体で復興まちづくりを進めていく上で、市長のまちづくりの考えはとても重要であるというふうに思うと同時に、それを市民の皆様に示さなければならないと思っております。

そこで、市長は災害からの未来型復興とよく言われますが、市長は人吉市の将来ビジョンをどのように描いているのか。またそれを実現するために今後どのようなまちづくりを行っていくのか。具体的な考えや取組がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

昨年７月４日、本市は球磨川の氾濫によって大きな被害を受けました。それでも球磨川は地域の恵みであり、宝であることに変わりはなく、これからもしっかりと球磨川と向き合い安全安心で豊かなまちを創造していくため、「球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」という復興ビジョンを掲げ、未来型復興に向けた歩みを進めているところでございます。この途切れることのない歩みこそ、球磨川と共に生きてきた我々の人吉に暮らす意義であり、価値であると思います。50年後の人吉に思いを馳せますと、まず地球規模での気候変動やパンデミックなど我々の想定をはるかに上回る災禍を乗り越え、球磨川やその支流、九州山地といった変わらない自然、文化や習俗、祭りなどが脈々と受け継がれている地域の姿があります。そして技術革新による新たなライフスタイルやサービス等が私たちの生活に溶け込み、安全安心で快適な生活が約束され、町々には活力があって、本市が誇る地域資源をフル活用した観光の振興などにより世界中から来る多くの人たちでにぎわっている地域の姿もあります。

このように私たちを取りまく環境が絶えず変化する中にあっても、変わらぬ価値と新たな価値が豊かに融合し、しなやかに向き合う持続可能なまちと市民が住み続けたいと願うまち、さらに市外の人も住みたくなるまちの姿を将来図として想像しています。その実現に向けて国、県、本市を含む流域市町村が一体となり進めている球磨川水系流域治水プロジェクトによる安全の確保がまずは最重要になります。その上で、復興計画や復興まちづくり計画に基づく健康面やコミュニティーを含めた身体的、精神的な安定となりわいを含めた経済的な安定につながる施策により、安心の実現を図るとともに町なか居住や景観にも配慮し、本市の魅力を生かした回遊性にさらに磨きをかけたまちづくりを進めることで、にぎわいを創出していくことも重要です。これらを着実に進めていくことで安全性が高まった球磨川沿いにおいて幅広い世代の多様な生活が営まれ、球磨川に対し開かれた景観を備えた街並みと、人間尺度に配慮しつつ緊急時の安全を確保できる道路網や緑溢れる公園、本市が誇る地域資源を生かしたにぎわいの拠点が適切に配置されることでそぞろ歩きがしたくなるまち、令和２年の７月は大変な災害だったけど、こんな素敵なまちに復活しました、と市民の誰もが笑顔で自分の言葉で語っているまちを思い描くことができるのではないかと私は考えています。

少々、夢と想像が膨らみましたが、これらが真に実現するよう短期、中期、長期の視点に

立ちながら、かつ時間的緊迫性を持って復興まちづくりに取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、市長から景観をそろえた街並みとか道路や公園の話、またにぎわいの拠点配置による回遊性の磨き上げなど答弁をいただきましたが、それをぜひイメージ図みたいなもので示していただきたいと思います。それどおりにならなくてもいいんですよね。こういったものを示されると市民の方はこれいいよねとか、これはちょっとどうかなみたいな議論ができると思います。７月豪雨災害からもうすぐ１年になります。多くの市民の方は市長のまちづくりの考えを聞きたいと、まだかまだかと待ってらっしゃいます。１日も早く市長の具体的なまちづくりの考えを市民の方に示していただきますようお願いし、この項目の質問を終わらせていただきます。

それでは、次に災害時の非常用電源の確保について質問してまいります。昨年の７月豪雨の際、一部の地域で停電が発生いたしました。幸い災害対策本部がある仮本庁舎において停電は発生しませんでしたが、今後集中豪雨だけでなく地震や台風などが発生した場合、大規模な停電が起こることが想定されますので、停電した場合の対策として非常用電源の整備を進めておかなければなりません。そこで本市の非常用電源の整備状況について聞いていきたいと思いますが、まず初めに本市の地域防災計画書に非常用電源に関してどのような内容、位置づけになっているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市の地域防災計画書におきまして、災害時における電力供給確保といたしまして、電力事業者が実施いたします電力施設の耐震性の確保及び送電系統の多重化、配電系統の連携等の安全確保や、人吉電気工事業協同組合との災害時の応急復旧活動に関する協定書に基づく応援要請の記載はしておりますけれども、非常用電源につきまして、地域防災計画書への位置づけというのは行っていないという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　記載はないということでしたので、地域防災計画を見直される際には、その辺りも検討していただきたいと思います。

それでは、次に災害時に停電が発生した場合、どのような対応を取っているのかというのを聞いていきたいと思います。

まず、庁舎の非常用電源の整備状況について質問していきたいと思います。庁舎は災害時、災害対策本部が設置されると、災害からの復旧、復興対策の主体として重要な役割を担うことになります。その一方で市役所は災害時であっても継続して行わなければならない通常業務も抱えています。そのようなことから非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確

に行えるよう本市でも業務継続計画が策定されています。この計画の中に電力の確保についても記載がありまして、内容を簡単に言うと庁舎などの防災上の重要拠点は非常用電源を整備しているので、72時間は外部からの応援がなくても電力の供給は可能だというような内容であります。そこで、現在使っているこの仮本庁舎において72時間稼働できる非常用電源は整備されているのか。整備されているのであれば、非常用電源の種類や燃料等はどのようなものかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

この仮本庁舎の非常用電源の仕様と燃料についてでございますけれども、仕様につきましては、屋外キュービクル型のディーゼル発電装置でございまして、容量が350キロボルトアンペア、最大容量約520キロワット、燃料タンクは搭載型、燃料はＡ重油を用いておりまして容量が250リットルでございます。これらの発電機は、停電時の非常用照明などの消防設備用でございまして、稼働時間は約３時間でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　約３時間の稼働ということでしたけれども、皆様が御存じのように大規模な災害が発生した場合、この地域は陸の孤島になる可能性が大変高くなっておりますので、なかなか外部からの電力供給というのが難しいと思います。そこで、仮に今の状況で災害が発生し停電になった場合、どのように対応しようと考えているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

大規模災害時の電源確保についてでございますけれども、現在は熊本地震後の仮庁舎でございますので、非常用電源の連続稼働時間として推奨されております72時間の連続稼働はできない状況でございます。また、地域防災計画書におきまして、災害対策本部の設置場所である仮本庁舎が被害を受けた場合には、第一別館、第二別館、それから消防本部庁舎に災害対策本部を設置することといたしております。

しかしながら、これらの施設で72時間以上、連続稼動可能な非常用電源を備えている施設はございませんので、現状では災害発生時に非常用電源を長時間稼働し続けるためには、燃料を確保しなければならない状況でございます。なお、現在建設中の新市庁舎におきましては、72時間以上連続稼働可能な非常用電源を整備する計画となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　非常用電源を長時間稼働させるには、燃料を確保しなければならないということでしたが、そうなると燃料の確保についてもしっかりと準備をしておかなければなりません。そこで、燃料の備蓄というのはなかなか難しいと思いますので、非常用電源の燃料を確保するには燃料調達事業者の協力が必要になってきます。そこで、燃料調達事業者

の協力を得るために協定を結ぶべきだと考えますが、その協定についてどのように進められているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

災害時における燃料の確保についてでございますけれども、現在、熊本県石油商業組合人吉球磨支部と災害時における石油類燃料の供給に関する協定締結に向けて準備を進めているところでございます。大規模な災害で長時間停電するような場合には、非常用電源の燃料確保が必要となりますことから同組合との協定を早急に進め、災害時の燃料確保に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

また、熊本県の地域防災計画書におきまして、大規模災害発生時の行政庁舎等への燃料供給に関する規定がございますので、災害時には県やその他関係機関との連携を密にし、燃料の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　協定については進められているということでしたので、安心いたしました。新市庁舎の非常用電源についても燃料は重油であるということでしたので、今後のことも考えると協定を結んでおくということは重要だというふうに思いますので、いつ災害が発生し、停電になるか分かりませんので、早めの協定締結を目指していただきますようお願いいたします。

それでは、庁舎の非常用電源について質問しましたが、ほかにも非常用電源が必要な施設があると思います。そこで本市において、非常用電源の整備が必要であろうと思われる施設はどこか、またその中で実際に非常用電源が整備されている施設はどこかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

非常用電源が必要と考えられる施設でございますけれども、まず指定避難所が挙げられると思います。現在、本市には20か所の指定避難所がございますけれども、備え付け型の非常用電源があるのは、人吉スポーツパレスと中小企業大学校人吉校の２か所でございます。災害時に災害対策支部を設置する指定避難所につきましては軽微なものではございますが、持ち運び型のガスパワー発電機１台を配備しております。

また、本市のスーパーシティ構想におきましても、先端的サービス分野の一つにエネルギー分野を掲げておりまして、公用車を含めた事業用のＥＶですとか、ＥＶバスの蓄電池を、災害時において指定避難所等のエネルギーリソースとして活用することを提案しております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　指定避難所においても非常用電源の整備を進めていかなければならないと思うのですが、そこで今避難所の非常用電源として注目されているものがあります。そ

れは今答弁でも出てきましたがＥＶ車、電気自動車であります。熊本地震や北海道胆振東部地震また千葉県を襲った台風15号といった災害の際に大規模な停電が発生したのですが、避難所や福祉施設でこの電気自動車が動く蓄電池として活用されました。それを受け全国の自治体では避難所などで電気自動車を活用し、非常用電源を確保しようとする動きが広がっています。本市においても災害時に避難所などで電気自動車を活用し、非常用電源を確保できるように整備を進めていくべきだと考えますが、そもそも電気自動車がなければ意味がありません。そこで、現在、本市の公用車として電気自動車があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

電気自動車の保有でございますけれども、昨年度の災害時に市内の自動車関連企業様からの御厚意によりまして、エンジンとモーターの両方を備えた、いわゆるプラグインハイブリッドの電気自動車を支援車両として一時期レンタルさせていただきまして、３台保有していた時期があります。発災から約半年間使用しておりましたけれども、レンタル期間満了となり返却をいたしましたもので、現在は本市におきましては、電気自動車の所有はないといった状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　電気自動車の公用車ですね、ないだろうなと思っておりましたが、今後は公用車を導入する際、災害時の非常用電源として活用できる電気自動車も検討すべきではないかと思っております。そこで、電気自動車を公用車として導入することについてどのように考えているのかお尋ねいたします。また、経済産業省が「災害時における電動車の活用促進に向けたアクションプラン案」というのを作成されていますが、この中に電動車の活用について地域防災計画にも反映するようにと示されています。本市においても地域防災計画書に電気自動車を非常用電源として位置づけをしてはどうかと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、電気自動車の公用車というものは保有していない状況でございますけれども、災害時にレンタルさせていただいた車両につきましては、一般家電が使用できる電源装置をはじめ、実際に非常に充実した機能を備えておりまして、その実用性も実感したところでございます。従いまして、今後ラインナップされる電気自動車の航続距離の仕様ですとか、市内の充電施設の整備状況を見据えながら、現在保有しております公用車のほとんどが企業からのリース車両でございますので、リース期間が満了となる時期に順次導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、電気自動車の地域防災計画書への位置づけについてでございますが、現在のところ避難所におきまして避難所を運営できるだけの非常用電源の確保はできてないという状況で

ございますので、非常用電源確保の一つといたしまして、電気自動車を移動式電源設備といたしまして活用することは非常に有効的なものと存じます。今度、電気自動車の普及が進むと考えられますので、非常用移動式電源といたしまして、地域防災計画への位置づけも検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　電気自動車の導入については、順次検討していくということでしたが、全部を電気自動車にするというのは難しいと思います。そこで今回は質問しませんでしたが、自動車メーカーなどと災害時において電気自動車を活用する協定を結んでいただき、災害時には電気自動車を貸していただくといったことも考えていくべきだと思っております。そのためにも地域防災計画書への位置づけは大事になってきますので、こちらも電気自動車の導入と併せて検討をお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わりますが、昨年の７月豪雨災害からまもなく１年がたちます。水害の経験と教訓を風化させることなく後世に引き継いでいくのは我々に課せられた大きな使命であります。コロナで大変な時期ではありますが、みんなで力を合わせて頑張りましょう。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時56分　散会

令和３年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和３年６月11日　金曜日

１．議事日程第３号

令和３年６月11日　午前10時　開議

日程第１　議第45号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））

日程第２　議第46号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））

日程第３　議第47号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第４　議第48号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第49号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第６　議第50号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議第51号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第52号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第９　報第３号　令和２年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第10　報第４号　令和２年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第11　報第５号　令和２年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第12　報第６号　令和２年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13　報第７号　令和２年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第14　報第８号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第15　報第９号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第16　報第10号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第59期決算報告書及び第60期事業計画書）

日程第17　報第11号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第18　一般質問

１．田　中　　哲　君
２．豊　永　貞　夫　君
３．本　村　令　斗　君
４．平　田　清　吉　君
５．大　塚　則　男　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第53号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

３．出席議員（17名）

１番　松　村　　太　君
２番　徳　川　禎　郁　君
３番　池　田　芳　隆　君
４番　牛　塚　孝　浩　君
５番　西　　洋　子　君
６番　宮　原　将　志　君
８番　高　瀬　堅　一　君
９番　宮　﨑　　保　君
10番　平　田　清　吉　君
11番　犬　童　利　夫　君
12番　井　上　光　浩　君
13番　豊　永　貞　夫　君
14番　福　屋　法　晴　君
15番　本　村　令　斗　君
16番　田　中　　哲　君
17番　大　塚　則　男　君
18番　西　　信八郎　君

欠席議員（１名）

７番　塩　見　寿　子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長　　松　岡　隼　人　君

副　市　長	迫　田　浩　二　君
監　査　委　員	井　上　祐　太　君
教　育　長	末　次　美　代　君
総　務　部　長	小　澤　洋　之　君
企画政策部長	小　林　敏　郎　君
市　民　部　長	丸　本　　縁　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経　済　部　長	溝　口　尚　也　君
建　設　部　長	瀬　上　雅　暁　君
復　興　局　長	元　田　啓　介　君
総務部次長	永　田　勝　巳　君
企画政策部次長	井　福　浩　二　君
総　務　課　長	森　下　弘　章　君
水　道　局　長	久　本　禎　二　君
教　育　部　長	椎　屋　　彰　君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	北　島　清　宏　君
次　　長	栗　原　　亨　君
庶　務　係　長	平　山　真理子　君
書　　記	青　木　康　徳　君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、７番、塩見寿子議員は欠席届が提出されております。

これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

昨年７月に発生しました未曽有の豪雨災害より、はや１年を経過しようとしています。災害からの復旧は少し目に見えるようになりましたが、復興のほうは端緒に就いたばかりという感じであります。また、今年も既に、避難指示、高齢者等避難が３回も発令され、昨年７月の豪雨災害を彷彿とさせるものがあります。一刻も早い復旧・復興への努力と覚悟を、市民みんなが共有していく必要があると思っております。

今回は、昨年７月の豪雨災害を受けての１項目、３点を通告しています。

１項目の１点目は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトからであります。国交省のプロジェクトメニューの中で、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」の中で、球磨川及び球磨川支流の堆積土砂等の掘削を、令和３年、今年の出水期まで、可能な限り堆積土砂の撤去を実施し、その後も、第一段階として５年をめどに河道掘削が予定されております。令和11年度までの維持掘削を、第二段階を計画してあります。現在、計画に沿って堆積土砂等の掘削・搬出を進めていただいております。関係者の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

この球磨川の堆積土砂等の掘削・搬出を見て、市民の皆さんが大変疑問と、また心配もされている場所がございます。それは、球磨川左岸の水ノ手橋から胸川合流点ぐらいまでのお城の石垣の下と、中川原の堆積土砂についてであります。この場所については、被災市街地復興推進地域の住民説明会の中でも、住民から問題が提起されております。そしてまた、度々新聞紙上でも問題が提起されております。

最初に、この球磨川左岸上流のお城の石垣の下と、中川原の堆積土砂等の掘削はプロジ

ェクトメニューに入っているのかを、まずお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。企画政策部からお答えいたします。

令和２年７月豪雨により甚大な被害が発生したことを踏まえ、国・県・球磨川流域市町村等のあらゆる関係者が協働し、復興まちづくりと連携した治水対策の取組として、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトが取りまとめられました。そして、開始されました。

本プロジェクトでは、令和３年の出水期に向けて、河道内の堆積土砂の撤去を実施するとともに、その後は、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、第一段階として、おおむね５年が設定されており、河道掘削等が予定されております。第二段階としましては令和11年度まで設定されており、河川の拡幅部を含む河道掘削等を実施する計画となっております。

議員お尋ねの、球磨川左岸上流のお城の下、ちょうど九日町、五日町の対岸方向になりますが、この部分と、中川原の堆積土砂等の掘削については、本プロジェクトの河道掘削予定箇所として示されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　中川原を挟んで右岸の市街地側は掘削が進んでいるようですが、中川原の周りとお城の石垣の下にも、水面より高いところへ３メートルないし４メートルぐらい土砂が堆積しております。

そこで、ただいま言われたように、プロジェクトメニューの計画に入っているとすれば、その場所の掘削・搬出時期はいつ頃になるのかをお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

事業の実施主体である国土交通省八代河川国道事務所に確認した内容でお答えさせていただきます。

令和３年度出水期までに行うものとして堆積土砂の撤去を進めてこられ、球磨川で70万立方メートルの撤去を、５月末までで完了されたところでございます。今後は、引き続き堆積土砂の撤去を進められるとともに、先ほども申しましたが、おおむね５年間を第一段階とし、人吉地区の河道掘削等が予定されております。河道掘削につきましては、球磨川全川を見ながら、上下流バランスに配慮して実施をされるとのことでございます。

当該箇所も含め、具体的な時期につきましては、現時点で明確にお示しすることはできないということでございますが、市としましては、できる限り早い掘削に着手していただくよう、国に働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　令和３年度の出水時期までに撤去が終わらなかったところは、おおむね５年間で撤去という説明でございます。これでは、球磨川の治水をつかさどる国交省の回答かと、本当に疑いたくなるわけでございます。市民からすれば、ここを一番に掘削・搬出してもらいたいとの思いがあります。なぜ、この場所が遅れているのか、その理由をお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘の区間の対策が遅れている理由につきましては、国からの回答は、先ほど申しましたとおり、河道掘削が、球磨川全川を見ながら、上下流バランスに配慮しながら、また土砂堆積の著しいところから、順次行われているとのことでございます。本市といたしましても、引き続き、できる限り早い掘削に着手していただくよう、国に働きかけてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　答弁で、球磨川の上下流のバランス、あるいは土砂堆積の著しいところから順次行われるという答弁でしたが、これでは納得いくような答弁ではございません。市としても、遅れている理由を、もう少し詳しく聞く必要があるのではなかろうかなと思っております。市民が一番心配もされ、疑問に思っておられる場所でございます。もう少し納得のいくような説明があってしかるべきと思っております。

特にお城の石垣の下は、河川工学的、あるいは技術的な問題も抱えていて、事前調査等が必要な場所ではなかろうかと思っております。それならそれで、市民も納得される部分もあるのではなかろうかと思います。

それと、右岸側掘削が進んでおりますので、球磨川の洪水時の負荷が過度に右岸側にかかり、今の状態では堤防の掘削等の危険性があることも指摘しておきたいと思っております。

そこで、国交省は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクト事業を進める強力な当事者として、早急な説明責任があろうかと思います。どう考えられるのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

多くの市民の皆様から、今後の治水に関する質問や要望、豪雨の再襲来による不安などが出されております。このようなことから、さきの６月２日水曜日の午後に開催された第５回球磨川流域治水協議会において、市長から国及び県に対し、住民の皆様の理解を求め、不安を少しでも軽減できるよう、球磨川人吉区間の河道掘削の場所、順序や実施時期、あるいは課題等について、河川管理者として説明を実施していただくよう要望したところでもございます。

市としましても、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトに伴う復旧状況等につきまして、市のホームページなどを通して、また機会を捉えまして、情報発信に努めてまいりたいと考

えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　人吉市も球磨川水系緊急治水対策プロジェクトのメンバーとして、また、昨年豪雨災害で一番の被害を受けた当事者として、この付近の堆積土砂の掘削・搬出について、どのように求めていかれるのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにおいて示されている河道掘削については、先ほども述べましたとおり、治水事業の行程の第一段階である、おおむね５年間の間に行う計画として位置付けられております。しかしながら、先ほど議員のほうも御指摘をいただきました、市の中心部に当たるということで、地区懇談会等でも様々に御不安の声をお寄せいただいております。この区間につきましては、これからも機会あるごとに、できる限り早い時期に実施していただくよう、国に対して要望してまいりたいと存じます。

また、今回お尋ねいただいているような河道掘削等に関する住民の皆様の御要望・意見等につきましては、随時、河川管理者でございます国あるいは県に伝えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、次の２点目は、中小河川球磨川支流の県管理の堆積土砂等についてでございます。

熊本県は、６月１日、昨年７月の豪雨で球磨川流域の30河川に堆積した土砂約86万立方メートルの撤去が完了したと発表しております。これは、蒲島郁夫知事が、昨年秋に開いた球磨川流域の意見聴取会で要望が相次いだことを受け、出水期までに完了すると明言されていたものでございます。人吉市でも、９河川の15万6,000立方メートルが５月末までに終了することができたと、県の河川課は発表しております。これは、球磨川水系緊急治水対策プロジェクト第一段階の令和２年から令和３年度の出水期までに堆積土砂の撤去完了という計画に沿ってなされたものでございます。

西瀬校区でも、鹿目川、永野川も堆積した土砂掘削・搬出を行っていただきました。しかし、鹿目川では、計画されていながら手つかずで、堆積した土砂の掘削・搬出が取り残されている場所がございます。場所は、下戸越町字内ノ原地先の鹿目川でございます。ここは、昨年７月４日の豪雨災害で大量の土砂が堆積し、川底が浅くなり、増水した水は市道を崩落させ、堤防を破壊し、民家に被害を出した場所でございます。今年１月６日に、国交省、熊本県球磨地域振興局より人吉市議会に対し、球磨川及び支流河川の堆積土砂の掘削等についてということで説明がございました。その中で、県管理の河道掘削等は、第一段階の令和２

年から令和３年度の出水期までに完了すると、ここでも説明がございました。鹿目川の２か所の堆積土砂についても、出水期までは完了するということでございました。そういう経過もあり、６月１日の県の発表には、私は大いに不信を持っております。

当該地の現状を知っておられる球磨地域振興局の土木部に、堆積した土砂の掘削・搬出がいつになるのかということで問合せしたことがございます。今期の出水期までには間に合わないという回答でございました。また、秋口の渇水時期も、入札の不落等が予想され、工事が遅れるかもしれないと返答をもらったことがございます。それでは、付近住民の、二次災害が心配になるということで、球磨地域振興局の土木部にお願いいたしまして、当該地にトン袋による仮設堤防を設置していただきました。しかし、トン袋による仮設堤防も、５月15日と27日の大雨で設置したトン袋が流出し、また、その後、再び流出部分を修復はしていただきました。しかしながら、地域住民としては、昨年に続き、本当に二次災害が発生しないか心配でございます。

そこで、何をもって、県は堆積土砂の撤去が完了と言ったのかということでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆さん、おはようございます。では、答弁をさせていただきます。

熊本県管理の堆積土砂撤去事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に確認した内容及び球磨川流域治水協議会の資料に基づき、お答えをいたします。

令和３年１月末に取りまとめました球磨川水系緊急治水対策プロジェクトでは、令和３年の出水期に備え、熊本県が管理する球磨川流域の支川に、令和２年７月豪雨により堆積した土砂のうち、特に緊急的に撤去が必要な、推定土砂量79万立方メートルの撤去を目標として取り組んでこられました。その結果、令和３年５月末までの期間に、球磨川水系流域県管理河川全体で、推定堆積土砂量を上回る86万立方メートルの撤去が完了したということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、人吉市の９河川の約15万6,000立方メートルの内訳をお願いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

人吉市内の９河川に堆積し、撤去した土砂量の内訳でございますけども、最初に、馬氷川5,000立方メートル、次に万江川８万3,000立方メートル、鹿目川4,000立方メートル、永野川6,000立方メートル、山田川2,000立方メートル、胸川１万2,000立方メートル、小纏川３万8,000立方メートル、鳩胸川6,000立方メートル、出水川200立方メートルでございます。

合計で約15万6,200立方メートルの堆積した土砂の撤去を実施しておりますということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、鹿目川の土砂搬出の計画量と実績をお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

鹿目川につきましては、計画搬出量、それから実績の搬出量、ともに4,000立方メートルということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁には、到底納得がいきません。鹿目川の土砂搬出の計画量と実績が、同じ4,000立方メートルということでございますが、土砂搬出の計画量と実績が一致しないことは、これはもう土量計算のイロハでございます。既に掘削が完了しているところは鹿目川で１か所でございますので、１か所の搬出量が4,000立方メートルということになります。しかし、私の簡易な土量計算方法でも、搬出が完了した箇所は半分の2,000立方メートルぐらいにしかならないわけです。4,000立方メートルというのは、明らかにこれは２か所の搬出計画ではなかったかと思っております。

１月６日の、国交省、熊本県球磨地域振興局より人吉市議会に対し、球磨川及び支流河川の堆積土砂の掘削等についての説明でも、鹿目川の掘削箇所は２か所と説明がございました。資料にも２か所図示してありました。５月１日発表の、熊本県が管理する球磨川流域の支川に、令和２年７月豪雨による堆積した土砂のうち、特に緊急的に撤去が必要な、推定土砂量79万立方メートルの撤去を目標とし、その結果、令和５年５月末までの期間に、管理河川全体で、推定堆積土量を上回る86万立方メートルは完了したとの答弁をいただいております。全体で、計画より実績の土砂量が上回ったから完了したと、まさしく、これは数字のトリックとまでは言いませんが、数字のレトリックですね。取り残されている球磨川の当該地は、撤去したところよりも、明らかに土砂堆積量が多いところでございます。また、被害も多かったところでございます。

これから出水後に撤去していただくものとは思っておりますが、今回の県の発表を聞いて、住民からは、本当に不信と不満の声が挙がっていることをお伝えしておきます。この当該地は、市道戸越草津線の災害復旧、その後は道路改良の予定地でもございます。この堆積土砂の掘削・運搬が終了しないことには、市道の復旧・復興も進まなくなります。

改めてお尋ねしますが、当該地域の堆積土砂の掘削・運搬はいつ頃になるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

鹿目川に限らず、堆積土砂の掘削・運搬などの今後の撤去計画につきましては、出水期後の堆積土砂の状況、市町村からの要望などを踏まえ、引き続き土砂撤去を行う予定ということでございます。

なお、鹿目川の堆積土砂の掘削・運搬、土砂撤去につきましても、人吉市からの要望を踏まえ、適切に対応したいということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　では、人吉市としても、当該地の現状をよく把握し、県に早期に災害復旧と堆積土砂の掘削・運搬を要望すべきと思いますが、市の考えをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

現在の状況を見ますと、早急な復旧工事の必要性というものもございます。そして、被害に遭われた市民の皆様のお気持ちに寄り添い、堆積土砂の撤去も含め、人吉市としまして、早急に完成いたしますよう要望してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ところで、昨年の豪雨災害では、熊本県のプロジェクトメニューで計画された以外でも、土砂が堆積して越流・溢水が災害を発生させた箇所がございます。そこで、こういった箇所の把握と土砂が堆積している箇所については、住民の声等を聞く計画等はないのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

熊本県では、今後も、堆積した土砂の撤去を行うこととしておりまして、人吉市を通しまして地域住民の御意見・御要望をお聞きしながら、適切に対応したいということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　中小河川の土砂堆積の原因として、昨年の豪雨でも農業用利水のための頭首工が関係しているところがございます。そこで、使われなくなった頭首工はどこの所有なのかということでお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えいたします。

現在利用されていない頭首工の所有者についての御質問でございますが、まず、若干、頭首工につきまして御説明をさせていただきます。

頭首工とは、農業用水を河川から取水する目的で設置する施設でございます。取入口、取水堰、その附帯設備及び管理施設から構成されます農業水利の中核をなす拠点施設でございまして、河川法あるいは河川管理施設等構造令などに適合・準拠した河川内に設置される

構造物となっております。また、取入れ方式の面から、河川の自然水から直接取水します自然取入れと、水位を一定に保つために堰上げ施設、いわゆる取水堰を設けまして取水する堰上げ取入れ方式に区分されておりまして、議員御懸念の部分につきましては堰上げ取水方式の頭首工になるかと存じます。

続きまして、頭首工の建設についてでございますが、農業用水として利用される水利組合等から要望を受けまして、市が団体営事業などの国の補助事業を活用し建設をしております。また、頭首工の建設の際に必要となる河川管理者、県が河川管理者の場合は県でございますが、これの占用申請等につきましても市が行っております。したがいまして、市が建設した頭首工の所有者は市となるところでございます。

なお、用水路調整などの維持管理等につきましては、各水利組合等で行っていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　使われなくなった頭首工、土砂堆積による洪水防止の観点、あるいは魚の遡上の問題、また景観上の観点から、頭首工を取り壊す場合、どういったアプローチが必要なのかお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

農業用水の必要がなくなった頭首工の撤去につきましては、まず、水利組合等から用水の利用停止を、施設所有者である市に御報告いただきまして、市が河川管理者へ、占用の廃止等を提出いたします。占用の廃止後に、市が撤去を行うことになろうかと存じます。

しかしながら、頭首工を撤去するには多額の工事費用がかかりますし、また、撤去工事に対する、これは国・県の補助等もございませんので、工事に関わる費用は全て市の単独費となるところでございます。

現在、市では、令和２年７月豪雨災害の復旧・復興を進めており、また、昨今、厳しい財政状況の中、農業用水として利用されていない頭首工の撤去につきましては、現在行ってはいないところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、土砂堆積による洪水防止の観点を踏まえますと、今後、河川管理者である熊本県と、既にもう活用を終えている利用されなくなった頭首工等の撤去に向けた協議につきましては行ってまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　先ほど、水利組合から、まず用水の利用停止の報告をしていただかなければいけないとの答弁をいただきましたが、今回取り上げております頭首工は、水利組合もない頭首工でございます。また、利用されていない頭首工が土砂を堆積させ、災害発生の

要因となっているのも事実でございます。

そこで、一部撤去、費用の面もあろうかと思いますが、部分的な土砂吐を設けるとか、土砂堆積への対策に対する考えをお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

現在利用していない、また管理者もいない、水利組合もない頭首工につきましては、現地調査を行い、現状を把握しまして今後の対策につなげてまいりたいと存じます。また、利用していない頭首工に堆積しました土砂のしゅんせつなど、維持管理につきましても、第一義的には市のほうの責務がありますので、これらも注視しながら、御提案にありました頭首工の部分撤去などの工事につきましても、先ほど申し上げましたとおり、その可否、あるいは工法等も含めまして、河川管理者と十分な協議を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　今後の対策につなげるという答弁でございましたが、ぜひ現地踏査を行っていただき、計画を立てて撤去を進めていただくように要望しておきます。

３番目は、昨年の豪雨災害からの復旧・復興のまちづくりについてであります。

最初に、現在、各校区及び地域で、被災市街地復興推進地域の住民説明会を行っておられますが、地域ごとにどういう意見が挙がっているのかを、まず、最初にお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

「被災市街地復興推進地域の制度に関する説明会につきましては、令和３年５月14日から16日の３日間、中原コミュニティセンター、人吉東小学校、西瀬小学校でそれぞれ２回、合計６回説明会を開催したところでございます。報道関係機関を除いた出席者は91人で、そのうち22名の方から、大きく46項目の内容について御質問をいただいたところでございます。」

質問内容といたしましては、被災市街地復興推進地域の法制度に関するものであったり、被災市街地の件ではなく、なりわい再建補助金、それから河川整備に関すること、人吉市の町並み、人吉らしさがなくならないようにしなければならないと、そのような御意見があったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　人吉市は城下町として、紺屋町とか大工町、あるいは鍛冶屋町といった具合に、地域ごとにそれぞれに特色を持ったまちづくりがなされてきましたが、今回のまちづくりにおいて、どういったコンセプトのもとにまちづくりを提案されているのかをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　おはようございます。それでは、御質問にお答えさせていただき

ます。

現在、復興に向けたまちづくりにおきまして、今年３月に策定しました人吉市復興計画の将来像である「～希望ある復興を目指して～　球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」を具現化するべく、紺屋町などにおきましても、地区別懇談会における重点地区の１つである中心市街地の枠組みの中におきまして、住民の皆様と議論を重ねながら復興まちづくり計画の策定を進めているところでございますが、御指摘の、本市から具体的なコンセプトを提案するという手法自体は用いていないところでございます。

しかしながら、その中でも市街地及びその周辺部におきましては、現在進めている地区別懇談会等で頂くまちづくりに対する住民の皆様の思いや御意向を大切にしつつ、これまでの長い歴史で培われました地域特性や町並みを生かしながら、なりわいや地域コミュニティーを踏まえた、住民の皆様が安心して住みやすいまち、さらには、本市の魅力を生かし、市域外から人を呼び込める、にぎわいのあるまちを目指したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、紺屋町につきましては、敷地の間口が狭い、あるいは道路が狭隘なことから、接道要件を満たせず、今のままでは住宅の再建に支障がある箇所や、また緊急車両の通行に支障がある箇所、さらに、避難場所としても位置づけられます公園が不足しているといったことなども踏まえまして、現状のまま再建が進みますと、安全性の低い市街地が形成されてしまうという可能性がありますことから、現在、被災市街地復興特別措置法に基づきます被災市街地復興推進地域の指定について検討を進めているところでございます。

今後は、これら地区ごとの特性に応じたまちづくりに関する手法などについても具体的に提案してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　国道445号の拡幅と併せて、上新町、下新町、七日町でまちづくりについてどういう意見が出ているのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

上新町、下新町、七日町を含みます東校区を対象としました校区別座談会を、昨年度中に２回、そして、今年度に入りましてからは、同地区を含む中心市街地を対象とした地区別懇談会を、これまで２回開催しております。また、来週にも開催する予定でございます。

その中でのまちづくりやハード整備に関します住民の皆様からの御意見や御要望でございますけれども、「高齢者の生活環境に配慮した、高齢者が移住したくなるようなまちを目指してほしい」「同地区は、九日町、大工町、鍛冶屋町など中心商業地からも近く、東小学校などの公共施設も近接するなど、生活利便性が高いことから、宅地かさ上げを行うなど、住宅地としての整備を行ってほしい」、また、「住宅地は道路が狭隘なため、リヤカーを使

って避難誘導を行った。また、国道445号が避難路となるが、徒歩での避難、車での通行、それぞれに関しまして電柱が支障になることから、どうにか対処してほしい」、このような御意見・御要望をいただいておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　上新町、下新町、七日町でのまちづくりについて、復興推進地域の区域案を青井と中心市街地に絞られた現在、この地域のまちづくりについて、市としてはどのようにアプローチしていかれるのかをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

議員御指摘の、被災市街地復興推進地域の指定につきましては、現在、御指摘のとおり、青井地区、中心市街地という２地区につきまして指定の検討を進めておるところでございます。こちらにつきましては、本市としましては、やはり面的な整備の検討が必要ではないかということで、今、手続を進めているという状況でございます。

また、現在開催しております地区別懇談会におきまして頂いているまちづくりに関する様々な御意見・御意向を集約しまして、住民の皆様方の合意を得ながら、復興まちづくり計画の策定を早急に進めてまいりたいと考えております。

策定に当たりましては、安全と安心、利便性が高い、町の歴史や成り立ちを踏まえるといったまちづくりの理念や課題を、住民の皆様との直接のやりとりから抽出をし、その解決策や具体的な検討を行っていくという、抽象化と具体化の作業を繰り返しますことで合意形成を図りながら、住民の皆様の思いにできるだけ寄り添い、手触り感、あるいは手作り感のある内容にしていきたいと考えております。

そして、計画に記載をされましたハード・ソフト対策それぞれにつきまして、今後、具体的な事業メニューを検討し、取り組めるものから順次、具体化に向けて詰めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　国道445号が通ります付近住民からは、電柱移転でも先行してお願いできないかというような声を聞いております。いわゆる電柱移転、セットバックについて、どのように考えておられるのかもお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

現在取組を進めております地区別懇談会の場におきまして、議員御指摘の電柱の移転、セットバックの件につきましても、そういった御意見も出ておるところでございますが、地区別懇談会の中の議論におきまして内容を深めていただきながら、住民の皆様の合意の基に、地区別の復興まちづくり計画において具体の位置づけがなされるものと考えております。

先ほどの答弁と重複する部分もございますが、市としましては、復興まちづくり計画に位置づけられました具体の事業につきましては、様々な事業メニューを検討しながら、順次具現化に努めるとともに、また、国・県事業に関するものにつきましては協力支援を強く求めてまいります。また、国道445号につきましては、国道管理者、県がおりますので、そちらのほうにも要望等をしながら適宜進めてまいりたいと考えております。

なお、人吉球磨の10市町村を中心に、球磨川上中流改修期成会、一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会、一般国道445号道路整備促進期成会の、これら３つの期成会も組織しておりまして、熊本県選出の国会議員の方、国土交通省本省、国土交通省九州地方整備局、さらには熊本県、熊本県議会議員等へ、３期成会合同での要望活動も行っておりますので、この要望活動の中におきましても、住民の皆様の安全・安心のために、重ねて国・県に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　この地域を通ります国道445号の拡幅問題もそうでありますが、電柱移転、セットバックの問題は地域住民の安心・安全のためにも切実な問題でございます。復興まちづくり計画に位置づけていただいて、早急に実現に向けて努力をいただきますようにお願いしておきます。

これで、一般質問を終わりますが、最後に、執行部にお願いでございますが、上部機関の県や国より回答を頂くときは、もっと質問の内容を精査して、納得のいく回答を頂くようにお願いして、一般質問を終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分　休憩

午前11時01分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。13番議員の豊永貞夫です。早速通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は２項目を上げております。１番目として新型コロナウイルスワクチン接種について、２番目に市民の声からであります。

それでは、早速質問に入ります。ワクチン接種状況についてですが、31医療機関での１日の接種人数の多寡はあるものの、順調に接種が進んでいることや、ワクチンの供給状況も滞りなく入荷されていることなど、昨日の牛塚議員が詳細に質問されておりましたので改めて質問はいたしませんが、新型コロナワクチンについては、３月議会でも質問していた中で、

項目によっては、まだ詳細な内容が分かっていなかったということで、明確な答弁がされておりませんでした。その分の積み残し分の再質問と、そのほかの質問をさせていただきます。

１点目ですが、今回のワクチン接種では、タブレットを使用したワクチン接種記録システムを利用し、全国で統一した接種記録システムが稼働されています。住民基本台帳システムから接種対象者の情報をひもづけ、接種記録をクラウド上で管理するシステムで、接種券のバーコードをタブレットで読み取り、誰が、いつ、何回目の接種を受けたという個人単位の接種状況の把握ができるようにするものであります。これは、３月議会でも説明しておりましたが、その際、バーコードを読み取る作業として、保健センターである行政が一括で作業をするのか、または個別接種をする医療機関で読み取り作業をするのかをお尋ねしておりましたので、その点についてお尋ねします。

また、既に接種が始まっていますが、読み取り作業をする上で問題点などはないのかなどお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種記録につきましては、バーコードを読み取る機器――今、議員からも御紹介のありましたタブレットパソコンを、各医療機関にお渡しして、取扱いについても丁寧に説明をした上で、受託医療機関において読み取りを行っていただいております。医療機関におかれましては、通常診療がある中での作業となりますので、接種人数が多くなりますと非常に煩雑な状況かと思われます。さらに、印字等がずれておりますと読み取りづらい場合がございますので、手入力などで対応していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　答弁でありましたように、医療機関での読み取り作業をされている、また読み取りづらいというのは、全国でもそういう事例があったというのは、報道でもされておりました。一般の方の接種が始まった場合は、さらに大変になるのではと心配しているところでもあります。

読み取り作業などの入力作業は、個別接種会場を含め、人件費を含む必要な経費について、全て補助金の対象となっておりますので、入力ミスを防止する上でも、人手が足りない場合はアルバイトを雇い入れて、作業をしてもらうことも検討されたほうがいいかもしれません。各医療機関ですけれども、検討をお願いしておきます。

２点目ですが、３月議会では、モデルナとアストラゼネカのワクチンが承認された場合、ファイザーと合わせて３つのワクチンが医療機関に並ぶ可能性があるので、その場合の対策をお尋ねしていました。厚生労働省は、５月21日に、モデルナとアストラゼネカのワクチンを正式に承認したと発表しました。承認されたことで、国内でもワクチン接種可能な状況に

なっています。モデルナのワクチンについては、国が実施している大規模接種会場でのワクチンとして使用されています。アストラゼネカ社のワクチンについては、有効性が認められる一方で、接種後、極めてまれに血栓が生じるリスクがあるなど指摘されていることから、現時点で予防接種法の対象にせず、当面、公的な接種には使わない方針を示されています。したがって、今回接種可能なモデルナワクチンについては、既に大規模接種会場での使用がされていることから、各自治体でも接種可能だと考えるが、国・県からの情報はあるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

既に、国から、ファイザー社及びモデルナ社のワクチン専用の保冷庫が保健センターに届いているところでございます。ただ、モデルナ社のワクチン接種につきましては、ファイザー社のワクチン接種を行っていない施設でのみ接種可能となっておりますので、今の段階では、受託いただいております31医療機関で使用していただくことはございません。また、最小流通単位が100回接種分である上、納品を受けた施設から他の施設への小分け分配ができないことになっております。したがいまして、現段階での情報につきましては、以上のような状況になります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　現在接種をされている31の医療機関では使用できないという答弁ですけども、モデルナ社の専用の保冷庫が届いているということは、状況によっては集団接種をすることになった場合、その会場での接種ならばモデルナのワクチンも使用できると考えられます。しかし、本市では、現段階では集団接種は実施されていませんので使用はできないということになりますが、集団接種を実施するならば、そちらで接種を希望する人も多くいるのではないかと思います。郡内の町村は、ほとんどが集団接種をされていますので、医療機関の負担軽減にもなります。検討する価値もあると思いますので、集団接種の件も、今後、御検討をお願いをしておきます。

次に、ファイザー社のワクチンを海外での臨床試験結果を踏まえて、令和３年６月１日より、当初16歳以上であった接種対象年齢を12歳以上に引き下げ、対象者を拡大することが発表されました。対象者は中学生になると思われますが、接種方法については集団接種などを考えているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ファイザー社のワクチンの接種対象年齢拡大に伴いまして、15歳以下の接種となりますと、16歳以上の場合と異なりまして、保護者の同意が必要となります。高校生も含めまして、個別接種のほか、学校施設内での集団接種という方法もございますが、周りの生徒に同調して接種してしまうなど、検討する課題が残っております。

今後、国の通知に基づきまして、人吉市医師会の先生方などと慎重に接種計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今後検討されるということですが、今回のコロナワクチンは任意接種となっておりますので、接種を希望する生徒、希望しない生徒も出てくる可能性もありますので、学校施設での集団接種の場合、状況によってはいじめにつながることも考えられます。そう考えるならば、やはり個別接種になろうかと思います。今後検討していくということでございますので、慎重にお願いいたします。

また、学校内での偏見や差別、いじめなどは絶対だめだということもされているとは思いますけれども、さらに先生方からお話をしていただければと思います。誰でも感染する可能性があるコロナですので、思いやりのある心が大切だと感じております。

次に、３月議会でも、本市に住民票を残して仕事に行かれている方についての質問をしておりました。ワクチン接種までの具体的な手続内容については聞いておりませんでしたので、お尋ねいたします。仕事で行かれている方も、学生の方も同じ手続になると思いますが、本市に住民票を残して市外で仕事や学校に行かれている方が、居住先でワクチン接種する場合の手続についてと、その際、他市でのワクチン接種することでの記録システムへの反映はされるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

住所地以外での接種を受ける場合、接種券は、住民票がある本市から発行いたします。接種を受ける医療機関所在地の市町村窓口に住所地外接種届を提出いただきますと、住所地外接種届済書を発行されますので、その書類と接種券をお持ちになりワクチン接種を行っていただくことになります。接種後は、接種情報はワクチン接種記録システムに入力されますので、出身地である本市に情報が反映されることになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　確認ですけども、先ほど、接種券は本市の住所に送られてくる、そして、その接種券は、住まわれている居住地のほうに郵送なりして送って、その接種券を持って役場のほうに手続に行くということですよね。その確認です。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今、議員が申されたように、こちらのほうから郵送で接種券を送らさせていただくことになっております。以上です。（「人吉市の住所に……」と呼ぶ者あり）そちらは送ることもできますけれども、人吉市に御希望の場合は人吉市の住所に、また、市外であれば市外地のほうに送らせていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　分かりました。理解しました。

関連ですけれども、看護学生についてですが、県内、あるいは他県で学んでいる看護学生は、病院実習に行くということで、ワクチン接種を既に２回されていると聞いております。その場合、本市の住所にこれから送られてくる接種券の取扱いはどうなるのか、また、既に２回接種済となっていますが、接種記録システムへの反映はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

看護学生の場合、看護学校によって取扱いの違いがございますが、医療従事者と同様の取扱いで接種される場合と、そうではなく、一般の方々と同様に、自治体が発行する接種券での接種の二通りの方法がございます。医療従事者として接種する場合は、接種する医療機関が発行します接種券付予診票での接種となり、医療機関から接種後に、住民票のある本市に予診票が提出されます。その後、本市におきまして、接種が済んだ情報をワクチン接種記録システムに登録いたします。自治体発行の接種券が、ワクチン接種記録システムへの登録よりも早いタイミングでお手元に届いた場合には、接種券を破棄していただくことになります。

また、医療従事者としてではなく接種をされる場合は、接種券が手元に届いてからの接種となります。この場合の接種情報につきましては、ワクチン接種記録システムに入力されますので、出身地である本市に情報が反映されることになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　理解しました。

次ですけれども、全員協議会でもお尋ねしましたが、２回接種された方への接種済証明書についてであります。ワクチン接種が全国的に進んでおりますが、さらに接種が進むことによって、これまで参加できなかった催しなどにも参加できるようになると考えられます。その際、ワクチン接種済証としての証明書などの提示が必要になると考えられるところでもあります。国でも検討されているとの報道もあったようですが、接種済証などが必要だと思うが、人吉市の状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ワクチン接種時の接種券には、既に接種済証が印字されておるところでございます。接種後に、医療機関で接種日やワクチンのロット番号などが記載され、医療機関から渡されますので、御自身でお薬手帳、親子健康手帳、パスポート等に貼っておかれることをお勧めすることにしております。また、スマートフォン等の携帯電話に画像として保管される方法も

ございます。

ワクチン接種が完了したという証明でございますので、大切に保管していただきますよう、接種が終わった時点で医療機関からのお声かけやチラシの配布などにも御協力いただきながら周知を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　これは、全協の中でもちょっと説明は受けたところであります。６月１日の全協で、資料の中に接種券の見本が入っておりました。ただ、全協の中では説明がなかったものですから、今回、改めて取り上げて、これを見ると、確かに接種済証が入っております。「（臨時）」と書いてありますが、これをもって接種済証として活用していただくことになろうかと思います。これは、答弁いただきましたように、スマホに撮って画像として記録もできるということでございますので、これは今後の仕様をどうするかによっては必要になるかもしれませんので、今後また、これは利用できるか、ちょっと検討を私もしてみたいと思います。

ただ、これを紛失した場合、その際に再発行などできるかなど、その辺もあろうかと思いますので、その点については対策も、対応もしていただきたいと思います。

先ほど医療従事者や看護学生は接種券などないような状況でございますが、接種済証なども必要だと思うんですけれども、本市としてはこれは発行はできるんですか、ちょっと確認です。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

既に接種を受けられた方には、その医療機関から渡される接種済証を証明書としてお使いいただければと思いますけれども、もしも紛失される等が出ました場合には、再発行ができるようになっておりますので再発行で証明書を利用いただければと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　理解しました。

この項目の最後ですが、４月、５月に、私は高齢者の方を訪問させていただきまして、玄関先での立ち話でしたけども、ワクチン接種について、接種されますかとお尋ねしましたところ、接種すると答えた方がほとんどでございましたが、中には「接種しない」と答えた方もおられました。その理由は、「やはり副反応やアレルギーなどが心配だ」と答えられた方が多い状況でございました。テレビの影響も多いんじゃないかと思いますが、任意接種ですので、そのとき、その方にお伝えしたのは、周りのお友達で接種された方の様子などを見て、もし、後ででも、希望されれば接種できますので、かかりつけの先生にでも相談してみ

てくださいとお伝えしておきました。

回った中で、最初から希望されない方や迷っている方もおられました。そういった、今回ワクチン接種を希望されていない方への対策など、何か考えているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

新型コロナワクチン接種は任意接種となっております。また、アレルギーなどでワクチン接種ができない方もいらっしゃるところでございます。ワクチン接種につきましては御不安な気持ちがあり、迷われる方も聞いております。本市といたしましても、御本人の気持ちを尊重し、ワクチンの有効性や副反応に関する情報提供を行い、また、今、議員からも御紹介がございました、かかりつけ医や接種医療機関の医師へも御相談いただくなど、丁寧な対応に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　いろんな事情でできない方もいらっしゃると思いますけども、迷っている方が、今後希望される方に変わることもありますので、その辺の対応はお願いいたします。

ファイザー社ワクチンについては、厚生労働省のホームページにも出ておりましたが、新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。ワクチンを受けた人が、受けていない人よりも新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。発症予防効果は約95％と報告されています。なお、本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、２回目の接種を受けてから７日程度たって以降とされています。現時点では、感染予防効果は十分には明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染予防を行う必要がありますという、厚生労働省もこの効果についてはうたってありますので、こういったところを紹介しながら周知もお願いしたいと思います。テレビ報道でも２回接種をされた方が新型コロナウイルスに感染したというニュースもありました。100％ではないので、ワクチンを打ったからかからないということはないということが、そのニュースを見ても分かったところであります。そうであるならば、感染予防として、マスクあるいは手指消毒は常に行っていく必要があると思いますので、今後、ワクチン接種が進むことによって手放しで喜んでいる国もありますけども、そういった国も見て、今後どうなっていくかと推移も見ながら、私たちも予防に対しては心がけていきたいと思っております。この項目については終わります。

次に、市民の声からであります。

昨年の７月水害など、災害時の避難所については、市内各所に指定避難所として学校施設だったり、コミセンなど公共施設が主な避難所になります。しかし、高齢者や障害者等、通常の避難所生活が困難な避難行動要支援者などを対象に、防災マップにも掲載されており

ますが、福祉避難所が開設され、避難所として指定されております。市民の声としていただいたのは、昨年の災害時に、重度心身障害者の御家族の方が、いつもの福祉避難所に避難しようと問合せされましたが、コロナと水害で既にいっぱいで避難ができず、市内のホテルが避難所として開設されていることが分かったそうですが、ただ、そのホテルの部屋の情報がない状態で、部屋の間取りやトイレの広さ、コンセントの数など全然情報がなかったそうであります。障害者の方をホテルへ避難していただく場合には、そういう基本的な情報もどこかで提示していただければということで、そういう情報をいただけないでしょうかという御要望でございました。この件について、本市の考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

民間旅館・ホテル避難所は、65歳以上の高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児・未就学児など、いわゆる要配慮者等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とされる方及びその介助者を対象に、宿泊施設を提供するものでございます。

これは熊本県の宿泊施設提供事業で、熊本県と熊本県旅館・ホテル生活衛生同業組合が締結した協定に基づきまして、災害救助法の適用を受ける災害の発生により県内の区域で被害が生じた場合において、要配慮者に対して旅館やホテルを避難所として提供を行うものでございます。要配慮者の受入れにつきましては、本市と旅館及びホテル、熊本県と連絡調整を行いながら、状況に応じて受入れを行っておりましたが、令和２年７月豪雨におきましては、被災された旅館やホテルが多く、本市におけるこの事業の対象旅館及びホテルは２か所のみでございました。加えまして、旅館及びホテルの空き部屋がある場合のみ受入れが可能となりますので、必ずしも部屋が確保されているというものではございませんでした。

今般の水害におきましては、熊本県を通じて旅館・ホテル避難所の活用についても周知をしておりましたが、幅広く、また隅々まで周知するまでには至りませんでした。こうした教訓を生かし、今後は、旅館・ホテル避難所の間取りや間口、設備等に関する情報の提供につきまして、旅館やホテル、熊本県と協議をしながら、利用が想定される方へ、安心できるように適時適切な情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　ぜひ、情報の提供はよろしくお願いします。

次でございます。こども王国保安官の皆さんは、平成18年発足以来、長年にわたって市内の小中学生の登下校の際の見守り活動をしていただいておりますことに対して心から感謝申し上げます。皆様のおかげで子供たちの安全・安心は保たれていると言っても過言ではないでしょう。その保安官の方からお電話をいただきまして、「６月１日の日付でおわび状が来た」ということでございました。「何か事故とかあったんでしょうか」ということで心配されてお電話されましたが、そのおわび状もいただいておりますが、送付された経緯をお尋

ねします。

○教育部長（椎屋　彰君）　皆様、こんにちは。それでは、私から御質問にお答えいたします。

人吉市こども王国保安官の皆様へ、教育長名で送付をいたしました文書につきましては、「連絡不備におけるお詫びと今後のお願いについて」というタイトルで、６月１日付でお送りしたところでございます。

お送りした文書の内容につきましては、５月27日午前５時台に大雨洪水警報及び土砂災害警戒情報が発令されたことから、午前６時に市内の全ての小中学校において２時間の遅延登校を決定し、そのことを各学校から保安官の皆様に御連絡を行ったところでございますが、一部の保安官の皆様への御連絡が不十分であり、長時間にわたり、雨脚が強い中、保安官活動をしていただいたことに対しましておわびを申し上げたところでございます。

また、今後の対応といたしまして、緊急時の連絡の徹底が難しいことや、避難情報が発令された場合には保安官の二次災害等も考えられますことから、警戒レベル３である高齢者等避難以上の避難情報が発令された場合には登下校時の保安官活動を控えていただくという一定の基準を今回新たに設け、お知らせとお願いをしたところでございます。

なお、これまでの保安官活動に対する感謝の気持ちとおわび、そして、新たな基準を確実にお伝えするために、370人の保安官の皆様お一人お一人に文書の送付を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　その方も、いきなり送られてきたのでびっくりされたんでしょうね。内容は理解できました。

その５月27日は未明から大雨が予想されていたことから、前日26日17時に警戒レベル３、高齢者等避難を発令されておりました。エリアメールでも届いておりましたが、明るいうちに発令を出すことは何ら問題はないと思いますが、本来ならば、26日17時に高齢者等避難を発令した時点で、保安官の方へも連絡すべきだったんじゃないでしょうか。今回、何も事故がなかったからよかったものの、皆さん高齢者なので早めの対応が必要だと思います。高齢者なので、自分たちが避難すべき対象者であったにもかかわらず、やはりそういった正義感で、安全を守るために出ていた方がいらっしゃったということは非常に心が痛んだところであります。

最終的に、午前６時と６時半には大畑校区と東間校区に警戒レベル４、全員避難の避難指示が発令されてもおります。そういったところでありましたので、今回基準ができたということはよかったんですけども。

１つ確認ですけれども、これまで登下校時間などが変更になるときの連絡体制はどうなっていたのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

登下校の時間を変更する場合の連絡につきましては、状況等に応じまして文書、電話等の方法・手段により、各学校からこども王国保安官の方々に直接御連絡を行うことになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　学校からの連絡ということでありますが、いずれにしても、今回、活動を控えていただく基準ができたということは、保安官の方も判断しやすくなったと思います。よかったんじゃないかと思いますので、今後心配されるのは、今週に入ってから、毎日30度を超えて非常に暑い日が続いております。まだ梅雨の時期でもありますが、これから暑さ本番でございますので、十分に熱中症には気をつけて見守り活動をしていただきたいと思いますので、その辺の配慮も、ぜひよろしくお願いしておきます。この件についても終わります。

次に、建設型応急住宅（仮設住宅）に入居されている方から御要望がありました。「集会場など設置されている外に水道が１つもないので水道を設置してほしい」という要望でございました。仮設入居者の方々が、プランターの花やグリーンカーテンなど水やり作業、花の入れ替えなど作業をされて、泥汚れや周辺の清掃時に外に水道がないと不便だと。また、集会所の中で泥汚れを洗うことで、排水溝の詰まりなどが心配で利用できない。仮設住宅周辺の除草作業などをした場合、水道が外にないと不便なので設置してほしいという御要望でございました。これは、結構皆さんが要望されているということでありました。設置できないかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

建設型応急住宅、いわゆる仮設住宅につきましては、今般の災害で住居に被害を受けられた方で、自らの資力では住宅を確保できない方に対しまして、災害救助法に基づき簡易な住宅を仮設し、一時的に居住の安定を図ることを目的とするものでございまして、熊本県がコスト面や仕様等について勘案し、建設されたものでございます。

また、仮設団地の集会所につきましては、16戸以上の仮設団地に談話室または集会所を設置するものでございまして、16戸未満の仮設団地には設置がされておりません。いずれにしましても、一時的な生活の場の確保という観点から、原則として過剰な設備投資は認められていないものでございます。

御質問の、集会所の水道栓の設置につきましては、熊本地震の被災自治体にも確認いたしましたところ、自治体単独費用で設置したところもあるようでございます。今後、その目的や利用頻度等を調査・確認し、熊本県と協議をさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今の答弁を聞くと、なかなか設置は難しいように思いますけども、市の予算で設置されているところもあったようでございます。

居住されている方たちがいろんなプランターだったり花を育てるのは楽しみにされている方も結構いらっしゃると聞いております。そういった意味でも、自分の家から水道を持ってとかちょっと難しい状況もあろうかと思いますので、泥汚れだったり、排水溝が詰まったりするんじゃないかと言われておりました。そういった意味では、やはり、設置をするのが可能であるならば、水道を集会所にでも設置していただければ住民の方たちは大変喜ばれると思います。仮設ですので一時的な仮の住まいとはいえ、住まれている方はやはり住みやすい環境を整えたいというのは、それが人だと思いますので、いろんなそういう楽しみを持ちながらの仮設住宅の生活になろうかと思いますので、ぜひ水道は設置をお願いしたいと、これは強く要望しておきます。

次に、もう１つ、仮設の件ですが、民間アパートや市営住宅などのみなし仮設入居者への支援として、みなし仮設住宅の入居者から、アパートだったり市営住宅の方ですけれども、「なかなか支援物資が来ない」と言われました。そんなことはないとは思うのですが、建設型仮設住宅にはいろんな物資をもらったと友人から聞かれておりまして、何で私たちにはないのかと、公平性を欠くのではないかという声でありました。支援物資の提供についての状況をお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

発災後、多くの個人や団体様から様々な支援物資が寄せられたところでございまして、この場を借りまして心より御礼申し上げます。

この支援物資の多くは、広く被災者の皆様に送られたものでございますが、中には企業様や団体様から建設型応急住宅や市営住宅の入居者へ向け、限定して御支援いただいた物資もございますことから、一律に同じ物資を提供できる状況ではございませんでした。

被災された方の直接的な支援としまして、人吉市地域支え合いセンターを令和２年10月30日に開所し、約3,300世帯を支援対象としまして活動を行っているところでございます。地域支え合いセンターでは、建設型仮設住宅及び市営住宅の居住者を担当する仮設班を４班、在宅やみなし仮設住宅を担当する在宅班を10班に分けて活動を行っており、総合相談窓口、見守り活動、生活再建支援として被災世帯を戸別訪問し、住まいや生活状況などを確認するとともに、様々な相談を拝聴し、個別の課題ごとに関係機関につなぐなど支援活動を行っているところでございます。

この地域支え合いセンターの戸別訪問の際に、在庫のある支援物資につきましては、必要に応じて御提供しているところでございます。なお、被災された方が生活される上で必要とされる物資がございましたら、地域支え合いセンターにお問合せをいただきたいと存じま

す。物資の在庫を確認し、可能な限り個別に対応させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　在庫があれば、物資は支給するということでございますが、どういったものがあるかというのは分からない状況ですので、そういうリストがあれば要望するのも可能かと思いますけれども、その辺についてもちょっと検討していただければと思います。

知り合いの支え合いセンターの方にお聞きした中で、やはり市営住宅であったり、みなしの方は留守が多い。また、あるいは夫婦で住まわれている方で、いつも奥さんのほうに渡していたけれども、たまたま来たときに御主人が出られたときには「全然来ていない」と答えられたそうでございます。やっているにもかかわらず、やはり夫婦間でそういう情報が共有されていなかったというのがひとつ原因かなとも思った次第でもございます。そういった意味で、やっている、やっていない、受け取っていないという方は、御主人はそう思われたかもしれませんが、その家庭にはちゃんと渡してあったという方もあったということでございます。そういった意味でも、支え合いセンターが訪問して、そういういろんな情報を聞いた上でそれを皆さんと共有しながら、今後のセンターの運営をしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

これで私の質問は終わりますが、７月豪雨からやがて１年たとうとしております。やはり、私も町なかを通る中で、更地の面積がだんだんと増えていくことは非常に心が痛む思いでございます。復興に向けて、私たちも取り組んでいくべきだと思いますが、私自身も全力で取り組んでいくことを決意申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時42分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで、執行部から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

○建設部長（瀬上雅暁君）　答弁の訂正をお願いいたします。

本日午前中の田中議員の３項目めの、まちづくりについての１回目の質問に対しまして、「被災市街地復興推進地域の制度に関する説明会につきましては、令和３年５月14日から16日の３日間、中原コミュニティセンター、人吉東小学校、西瀬小学校でそれぞれ２回、合計６回説明会を開催したところでございます。報道関係機関を除いた出席者は91人で、そのう

ち22名の方から、大きく46項目の内容について御質問をいただいたところでございます」と申しましたけれど、正しくは「被災市街地復興推進地域の制度に関する説明会につきましては、令和３年５月14日から16日の３日間と、25日に中原コミュニティセンター、人吉東小学校、西瀬小学校、肥後銀行人吉支店２階会議室でそれぞれ２回、合計８回説明会を開催したところでございます。報道関係機関を除いた出席者は延べ113人で、そのうち延べ36名の方から、大きく延べ78項目の内容について御質問をいただいたところでございます」でございます。訂正をお願いできればと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、一般質問を続けます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　皆さん、こんにちは。15番議員の本村令斗です。

では、通告に従いまして、一般質問をやってまいりたいと思います。

１点目は被災市街地復興推進地域で、制度と国道445号の拡幅についてです。２点目はスーパーシティ構想で、個人情報やプライバシーの侵害についてと超監視社会についてです。３点目は流水型ダム問題で、緊急放流について質問してまいりたいと思います。

では、１点目の被災市街地復興推進地域から質問を行ってまいります。人吉市は被災市街地復興推進地域の制度について、５月14日から16日及び22日、６月４日から６日に住民説明会を行っています。これらの説明会や、６月１日に開催された全員協議会で出された資料を見てみると、土地区画整理事業などによる面的な整備等が有効な地区を被災市街地復興推進地域の候補とすることが書かれています。このことや、国会議員の資料により、被災市街地復興推進地域では事業の中心は土地区画整理事業に置かれていることは明らかです。また、示された人吉市被災市街地復興推進地域（案）と都市計画図を照らし合わせると、国道445号の拡幅を目指していることがうかがえます。

一方、中心市街地の住民は、町を活性化するためには青井神社から水ノ手通りまでの道路幅を狭くし、歩道を広げて歩いて楽しいまちにしてほしいと考えています。この声は、資料にまちづくり懇談会での主な意見として載っています。下青井町を通る国道445号を拡幅することは、中心市街地を通る車の往来がさらに激しくなり、ひいては歩道を広げることを困難にします。これは、歩いて楽しいまちを目指す中心市街地の方々の願いに逆行すると思いますが、この点いかがお考えでしょうか。

○建設部長（瀬上雅暁君）　御質問にお答えいたします。

議員御質問の区間の国道445号は、人吉市の都市計画道路相良鬼木線でございまして、この区間の道路の計画幅員は14メートルとなっております。山田川の打ち出し部分の出町橋の

左岸側から県道人吉インター線との交差点までの区間につきましては、整備済みとなっております。出町橋の右岸から県道人吉停車場線――通称駅前通りでございます、そこまでの区間につきましては、両側に歩道はございますが、計画幅員に対して少し幅員が足りないという状況でございます。青井阿蘇神社蓮池付近から宝来町の市道青井相良線との交差点部分までの区間約500メートルについては、歩道がなく、車道幅員が狭いため、都市計画道路として未整備となっているところでございます。

今回御質問いただいている区間の道路につきましては、市といたしましては、幹線道路と位置づけておりまして、国土交通省の都市計画運用指針においては円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、災害時の防災性の向上が図られるようにすることが望ましいとされているところでございます。

また、地域の状況に応じ、歩道等の空間を積極的に確保するよう計画することが望ましいとされており、水害に限らず、災害時の避難路や、延焼遮断の防災のための空間としての機能を有し、避難地となる公園等と一体的に計画することが望ましいとされていることから、都市計画道路としての整備は必要であると認識しており、沿道の土地利用との一帯化が図られますと、市街地の活性化にも寄与するものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　都市計画道路ということで思うのは、まず都市計画道路は高度経済成長の頃に計画されたと思うんですけど、その頃は、確かに車が通る道を造ることが非常によかったとされたと思うんですけど、最近、例えば駅前の通りなんかもそうですよね、整備してみたら、今度は人の姿が見えないというふうに、車の通る道にすると人が集まってこない。それが、今、見えてきたんじゃないかなという気がするんですよ。

要するに中心市街地の方々があちこちに行かれたときに見られたんでしょうけど、そうじゃないと、歩く町にすることがやはり人が集まってくるんだと、そんな町になるんだというのが、ほかの地域とかを見て感じられているんだと思います。国道445号以外に全然ほかの道もないわけではないわけですから。よく言われるのは、青井の裏の駒井田新通りですかね、あれも車は十分通れますので、やっぱり中心市街地はぜひ歩くまちにしてほしいというのはよく分かるので、私もその思いは分かるところであって。今からはそういう考え方をしなければならないのじゃないかと思うということをちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、資料の中では、道路を広くすることにより、先ほども言いましたけれども安全に避難することが書かれていますが、道路を広くすると避難車両が殺到することが考えられます。洪水の際は、徒歩による避難が原則だと思います。多くの避難者が自動車を使用した場合、渋滞や交通事故が発生するおそれが高くなり、徒歩による避難を妨げるおそれがあります。また、自動車が水没した場合、避難の遂行が困難になるばかりでなく、ドアが開か

なくなり、その場で溺死してしまう事例も数多く報告されています。また、車でしか避難できない障害者や高齢者の避難を妨げてしまいます。国道445号の拡幅は、安全な避難行動の在り方に逆行しているのではないかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

これまで、人吉市内の都市計画道路に限らず、国道・県道・市道等それぞれ道路管理者において道路改良事業を行っていた経緯がございますけれども、道路整備により避難車両が殺到し、渋滞や交通事故が多発したという認識は持っていないところでございます。

逆に、今次豪雨災害においては、主要道路が、災害後、漂流物や被災家屋等によって道路が閉塞され、狭隘道路などへ通過車両が集中し、離合が困難なことから渋滞、御不便をおかけしたような状況が発生したという認識でいるところでございます。

また、道路整備を行うことで歩道が確保されるということにもなりますので、安全な避難行動が図られるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　私が申しましたのは意識付けです。やっぱり歩いて避難するというですね。そういう面でも大切じゃないかということを言ったわけで、例えば国土交通省、農林水産省、気象庁、総務省消防庁が出している「地域防災計画における津波対策強化の手引き」においても、「６　交通対策」のページで、「市町村の地域防災計画では、一般に、津波に限らず、地震、火災などの避難においても、避難の円滑な実施を考慮し、自動車による避難は原則として禁止している。」と記されています。これは津波の場合ですけれども、洪水の場合も徒歩による避難が原則だと私は思います。

このことからも、国道445号の拡幅は安全な避難行動の在り方に逆行していると思うということを、再度申しておきます。

質問にまた移っていきますけれども、このような道路や公園の用地を取得するために、土地区画整理事業では換地処分という強制的な行政処分が行われます。この換地処分という操作こそ、区画整理をほかのまちづくり事業と区別する司法上の最大の特徴です。これは事業の施工区域の中に存在する全ての土地の権利書を、有無を言わさず一斉に書き換えるもので、位置や面積も変わってしまいます。このときに、換地の面積を従来の面積より少しずつ小さくするという減歩を行い、道路や公園の用地を生み出すということが行われます。このように面積が小さくなっても、換地は全く同じものと見なされ、狭くなった土地代を払われることもありません。この換地計画は、事前に２週間にわたって公衆の縦覧にかけられ、利害関係や、これに対する意見書を縦覧期間に提出することができます。

しかし、換地処分は区画整理の最後の仕上げとして行われる登記上の手続に過ぎず、それまでの長い間に、最後の換地処分をあらかじめ想定して道路や公園などの一切の工事が終わ

ってしまっている、つまり、既成事実が完全に出来上がって、今さら苦情を言っても事態を動かせないことのほうが多くなっています。

このように、土地区画整理事業が行われれば、区域内に住んでいる住民が望んでいなくても強制的に土地が変更され、面積を狭められるのではないかということをお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

被災市街地復興推進地域の範囲を検討するに当たりましては、被災市街地復興特別措置法の要件に基づきまして範囲の検討を行い、その区域の緊急かつ健全な復興を図るため土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物もしくは建築敷地の整備または、これらと合わせて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要がある範囲について、案を作成しているところでございます。

そのため、そういった事業の実施の必要性を認識しておりますが、現時点でどのような事業を行うということは決定はしておりません。今後、地域にお住まいの皆様と復興まちづくり計画をつくり上げていく中で、どういった事業メニューがふさわしいか検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、事業メニューは決まっておりませんが、議員御質問の、強制的に換地処分や減歩がされてしまうのかということにつきましては、仮に土地区画整理事業として都市計画が決定した場合、都市計画法第69条において、「都市計画事業については、これを土地収用法第３条各号の１に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。」とされておりますので、制度上は土地収用法の適用も可能ということになります。これは土地区画整理事業に限らず、都市計画決定された全ての事業、例えば都市計画道路の整備事業についても同様でございます。

しかしながら、本市において過去にも数多くの都市計画事業を実施し、用地取得の交渉を行ってまいりました。その中には様々に困難な事例もございましたが、これまでに強制的な収用を行った事例は１件もございません。

このようなことから、今後、仮に土地区画整理事業に取り組むとした場合においても、強制的な換地処分や減歩というものは現在のところは考えていないところでございまして、地域住民の皆様に御理解、御同意を得た上で事業を進めていくことになると考えております。

今回検討しております被災市街地復興推進地域の範囲につきましては、避難路、避難地となり得る道路や公園などの整備が必要な範囲であると認識している区域でありますことから、地域住民の皆様方には事業の必要性について十分に御理解いただき、その上で御協力をお願いしていく必要があると考えているところでございます。そのため、繰り返しになりますけれども、まちづくり懇談会などの機会を通じて、地域の皆様の総意を尊重して、地域まちづくり計画としてまとめてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　被災市街地復興推進地域を今後どのような事業、決定していないと言うんですけれども、先ほど申しましたように、この地域の中心は土地区画整理事業ですね、これになるのは明らかですので、それを考えているのはまず間違いないと、このことは申しておきます。非常に説明会でも、そのことをそうじゃないという言い方をされるんですけれど、実際、国会で論議されたときの資料も取り寄せましたので間違いないということは言っておきたいのと、それから、強制的に収用することはこれまでもやっていないということなんですけど、先ほど申しましたように、要するに既成事実を先にやってしまってせまるというかな、もう今さらどうもできないよというやり方が、これまでの例でも非常に多く行われていますので、その辺、私はそういうことが行われるんじゃないかと非常に危惧するということは申しておきたいと思います。

次の質問にいきます。住民が求める本当のまちづくりとは、どこか上のほうから頭ごなしに住民に都市計画を押しつけることではありません。住民一人一人の暮らしの要望を持ち寄り、それが互いに矛盾するようなら、整理した上で地区の全域にわたって計画的にくみ上げ、総合的に編成することです。事業の施工区域の中に存在する全ての土地の権利書を、有無を言わさず一斉に書き換える土地区画整理事業は、住民一人一人の暮らしの要望を持ち寄った、住民が求める本当のまちづくりにならないと思います。その点、どのようにお考えかお伺いします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、今後、地域にお住まいの皆様と思いを１つにして、復興まちづくり計画を作り上げていくことで、そこにお住まいの皆様が求める本当のまちづくりができるのではないかと考えているところでございます。

土地区画整理事業は、地域住民の皆様が求める本当のまちづくりを実現するための様々に手法がございますけれども、その手法の中の１つであると考えているところでございます。

今後、地域の皆様の御意見、御要望をお伺いし、十分に合意形成を図りながら復興まちづくり計画の策定を行うことで、住民が求める本当のまちづくりを実現したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　都市計画整理事業を行われた益城町の例で、人から聞いた話ですけど、例えばどうなったかといえば、「家の玄関のドアを開けると、すぐ道路になっている、あるいは自分の居室の横がすぐ道路になった」ということが実際行われているということで、「非常に車が往来するので寝れない」ということです。そういう例も聞いております。また、後で益城町は詳しく述べたいと思いますけれども、要するに、自分の土地というのは生活の

場であるわけです。だから、生活と非常に密接なものです。ですから、望まないのに土地区画整理事業でそれを取られてしまったりいろいろするのは非常に私は問題だと思います。

それで、市長に最後はお伺いしていきたいと思いますけど、このように土地区画整理事業は住民参加や合意を保証するものとなっておらず、本人が望まないのに大幅な減歩が強要される可能性が強いと思います。また、国道445号の拡幅は、中心市街地の活性化に逆行すると思います。市長に、土地区画整理事業の基となる被災市街地復興推進地域の制度は中止し、国道445号を拡幅しないようにすべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

被災市街地復興推進地域につきましては、被災市街地復興特別措置法に基づき、法に定める要件により、被害が大きく、公共施設が不足し、面的な整備を行うことが有効な地域について、都市計画決定を行うものでございます。

復興に向けたまちづくりを迅速に進めていく上で、他の地域の事例にもより、有効な手法であると考えているところでございますので、都市計画決定に向け手続を進めてまいりたく考えております。

また、国道445号の整備についてでございますが、この路線が都市計画道路であること、緊急輸送道路として位置づけられていることからも、重要な路線であると認識しているところです。青井地区などの国道445号については、現状歩道もなく、歩行者の安全性が確保できない、いわゆる未整備を解消する区間もあること、まちづくりという点では、ずっと以前から一般国道445号道路整備促進期成会においても整備の要望を進めていることから、引き続き、道路の整備について、道路管理者である熊本県と協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、被災市街地復興推進地域の都市計画決定がなされた後の事業実施につきましては、地域にお住まいの皆様方の御意見をお聞きし、合意形成を図りながら、私が先頭となって迅速に、未来を見据えた町の再興に向け全力で進めてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　他の地域の有効性と言われましたので、さっき言いましたけど、益城町の例です。土地区画整理事業を行われたところでは、どのようなことが起きているのか、益城町の方が書いたレポートをいただきました。その中には、このように書いてあります。「町は区画整理については対象住民に対し説明会を開き、区画整理をすれば町がよくなる、道路は整理され、すっきりした町並みや公園ができてよくなると強調しました。しかし、区画整理には町道を拡幅する用地が必要になります。それは、対象地区の住民の敷地を減歩で無償提供させるものです。益城町では10％程度が減歩されます。減歩に反対すると、減歩部分に見合う額を支払わなければなりません。その理由は、区画整理をすれば、町並みがきれ

いになり地価が高くなり、評価額は変わらないというのです。減歩しなければ、価格が上がり得をすることから、その分を支払えということです」というものです。このように、自分が持っている土地を維持するために金を払わなくてはならないという、とんでもない事態になっています。

また、こうも書いてあります。「現在の事業の進展は、道路と区画の見取図はできていますが、しかし、条件が悪くなったり、先祖からの土地を放棄しなければならない換地提案に当初賛成していた人も、換地案に同意せず、計画どおりに進んでいないのが現状です」というものです。町が相当混乱している様子がうかがえます。

土地区画整理事業を行うべきではないと思います。そのためにも、土地区画整理事業のもととなる被災市街地復興推進地域の制度は中止し、国道445号を拡幅しないようにすべきだということを再度申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次は、スーパーシティ構想です。昨年５月27日、参議院本会議でスーパーシティ法が賛成多数で可決成立しました。政府や財界にとってスーパーシティ法は、どうしても通しておきたい重要法案でした。審議すればするほど問題点が露呈し、国民の反発を招くことは必至と考えたのか、徹底審議を求める野党の声を押し切って、衆参ともわずか数時間の審議で採決を強行しました。この法律に基づくスーパーシティ構想は、ＡＩともいわれる人工知能やビッグデータなどの最先端技術を活用した、まるごと未来都市です。内閣府によれば、個別の住民サービスの提供は民間事業者を中心に行うとしています。自動運転や遠隔診療、遠隔教育などのＩＴ、情報通信ですが、この技術を持っているのは大企業とその関連会社です。また、データ連携基盤整備事業も、事業主体は自治体であっても、実際の運営は専門知識を持つ民間の大手ＩＴ企業か、その関連会社に委託することは間違いありません。

つまり、スーパーシティでは、住民サービスも個人情報の管理も実質的に大企業とその関連会社が担うことになりますが、そのように認識されているかお伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

スーパーシティ構想でございますが、住民が参画し、住民目線で、2030年頃に実現される未来社会を先行実現することを目指すものであり、大きく３つのポイントがございます。

１点目は、複数分野にまたがる先端的サービスの提供、２点目は、複数分野間でのデータの連携、３点目は、大胆な規制緩和でございます。

１点目の、複数分野にまたがる先端的サービスを実施すると見込まれる事業者につきましては、スーパーシティ区域の選定後、国家戦略特別区域法に基づき、区域方針に則して内閣府が公募により選定することで、内閣府及び地方公共団体で構成する区域会議の構成員に加えられることとなります。また、１点目、２点目の、複数分野にまたがる先端的サービス及び複数分野間でのデータ連携に係る個人情報の取扱いについては、国・地方公共団体はもとより、データ連携基盤の整備や先端的サービスの提供等を行う事業者についても、個人情

報保護法令の徹底遵守が求められます。併せて、各サービスが保有するデータの連携、活用を進めるデータ連携基盤の安全管理につきましては、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準が法令上に規定され、その遵守適合を内閣府が確認することとなっております。

このようなことにより、スーパーシティに取り組む上での先端的サービスを実施すると見込まれる事業者につきましては、公正かつ透明な手続で選定が行われ、住民のプライバシー保護についても、法令等に基づき万全を期して行っていくこととなります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　国とかで中心になって大企業とかでやっていくというのは間違いないことだと思いますけど、それで、非常に危惧されることが出てきているんですけど、スーパーシティは医療、交通、金融などのサービスを連携して提供しますが、それは住民の様々な個人情報を一元的に把握し、管理することを前提としています。住民一人一人が、自分の健康状態、預金口座、家族関係に至るまで全ての個人情報を日常的にデータ連携基盤に提供しておく必要があります。また、国や自治体は、データ関連基盤整備事業を運営する民間事業者から、住民の個人情報の提供を求められる可能性があります。国会の審議において内閣府の審議官は、「個人情報保護法制に従い、必要な場合は本人の同意が必要」と答弁していますが、個人保護法制には公益に資するなど特別な理由がある場合、本人の同意なしで提供できると定められています。つまり、スーパーシティという公益を理由に、本人の知らないところで個人情報が民間事業者に提供される可能性が十分あります。個人情報を一元的に管理されると、その人の全情報が企業や国、自治体に把握され、プライバシーが奪われてしまいます。情報セキュリティーの世界的権威であるハーバード大学のブルース・シュナイアー博士は、著書の中で、「プライバシーを奪われることは、人間としての尊厳を奪われることである」と述べています。

このように、スーパーシティ構想では、個人情報はないがしろにされ、プライバシーが侵害される可能性があります。このことをどのようにお考えかお伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

国家戦略特区基本方針に記載の指定基準の要件の１つに、次のような規定がございます。「データ連携基盤整備事業及び先端的サービスの実施に当たり、地方公共団体及び関係事業者等において、個人情報保護法令等の遵守を含め、住民等の個人情報の適切な取扱いが図られることが見込まれること。」、このように記載されております。住民のプライバシー保護のため、個人情報保護法令等は厳正に適用されるものとなっております。このことから、国、地方公共団体はもとより、先端的サービスの実施事業者に対しても、本市個人情報の保護に関する条例及び個人情報保護法令の徹底遵守を強く求めてまいることとなります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　個人方法保護法を守るようになっていますので大丈夫ということなんですが、先ほど言いましたように、スーパーシティという公益をもとに個人情報が民間事業者に提供される可能性は、まず、あると思います。先ほど述べたとおりです。

もう１点、言っておきたいと思います。そもそも、現在の日本の個人情報保護法制は、ＩＴ技術の進歩に全く追いついていないのが現状だと思います。例えば、ネット上の匿名情報も、いまや、ほかの情報と突き合わせると個人を特定することができるようになっています。そのために、ＥＵやアメリカのカリフォルニア州では匿名情報も規制の対象に入れることにしましたが、日本は対象外にしたままです。法令の遵守をもって問題が起きないようにできるかどうかは甚だ疑問が残るということを申しておきたいと思います。

では、次の質問です。政府がスーパーシティ構想のお手本としてきたのは、中国の杭州市です。杭州市はＩＴ大企業アリババの本拠地で、町全体のＩＴ化が世界で一番進んでいます。日本政府がスーパーシティ構想のお手本としてきたのは中国の杭州市であるということを認識されているか、お伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

内閣府地方創生特命担当大臣のもと開催されましたスーパーシティ構想の実現に向けた有識者懇談会において、エストニア共和国、シンガポール共和国、オランダ王国のアムステルダム市などの各国、あるいは都市における取組事項が紹介されておりまして、その中で、議員御指摘の、中華人民共和国の杭州市の取組も紹介されているのは存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　確かに杭州市が入っているということで、やはり、ここを実質的にお手本にしようとしているのは私どもでも明らかに知っているんですけど。杭州市では、監視カメラとＡＩを活用した交通渋滞対策や顔認証のキャッシュレス支払いが行われていますが、町なかに監視カメラが数千台あるなど監視社会の最先端を走っています。

一昨年８月、日本政府と中国の間で、スーパーシティ構想で技術連携していくとの覚書が交わされました。監視社会における世界のトップランナーは中国です。中国では、政府と大企業は集まった膨大なデータを分析し、国民への監視や統合に活用してきました。少数民族のウイグル族弾圧や民主化を求める活動家の拘束にも、監視カメラや顔認証技術が用いられています。

スーパーシティ構想によって、人吉市が恐るべき超監視社会になってしまうのではないかということをお伺いします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

議員御指摘の超監視社会につきましては、諸外国の事例も踏まえ懸念されているものと

存じます。国が目指すスーパーシティ構想は、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、住民参画が大前提でございまして、住民目線でまちづくりを行い、最先端技術を活用しつつ、住民が住みたいと思えるような、よりよい未来社会を先行実現するものでございます。このことから、スーパーシティ構想において取り組む先端的サービスについては、住民ニーズに沿った取組であり、地域の課題解決に資するものとして、住民を含めた関係者間で合意が得られることが必要であるとされております。

加えて、先端的サービスにおいて個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法令等を徹底遵守の上、適正管理すべきであると認識をしております。

つきましては、仮に本市構想が採択され、個人情報を取り扱う先端的サービスを実施する場合は、改めて事業実施について、住民の皆様の意向を確認した上で個人情報保護法令等に基づき、個別に各個人の同意等を得る仕組みをつくることが必要になると存じます。したがいまして、本市の取組については、議員が御懸念されるような超監視社会ということにはつながらないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　住民の合意は言われましたけど、大体、スーパーシティ法に住民合意の仕組みは欠落しています。そして、人吉市の住民説明会や意見交換も限られた地域や団体にとどまり、個人情報保護やプライバシーがどうなるかということについて十分説明がなされていないと思います。今後、住民合意の上で進められるか、大きな疑問が残るところであります。それとまた、法令遵守の面は、先ほど申したように個人情報保護法に関しては先ほど申したとおりです。

今、急にそのような超監視社会を目指すとは確かに思いませんが、ただ、今後、国がこの監視社会を目指していると感じるわけですね、私どもは。その中で、それの先取りをやっていくというわけで、先々これが大きく変わって、国が非常に強靭に監視社会にしていこうということも考えられなくもないと思うところです。

それで、最後は市長に質問してまいりたいと思います。スーパーシティが目指すものがプライバシー侵害の超監視社会であることを知れば、市民の反発が大きいのは必至だと思います。また、人吉市は観光のまちであり、海外からの観光客を迎えることも重要です。ところが、中国と緊張関係にある台湾の方は、人吉市が中国のような超監視社会になってしまったと考えて、来なくなってしまうことも考えられます。市長に、スーパーシティ構想は直ちに撤回すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私のスーパーシティ構想にかける決意につきましては、３月議会における宮原議員の一般質問で答弁をさせていただいたところでございます。昨年の７月豪雨災害からの復興には

起爆剤となる取組が不可欠であり、それが未来型復興を実現するためのスーパーシティ構想であるとの思いは、今も変わるものではございません。

スーパーシティ構想は、データを連携、活用することを前提としていることから、先端的サービスを実施するに当たり、議員御懸念の個人情報の取得が必要となる場合も想定されるところでございます。このため、実施する先端的サービスにおいて個人情報を取得する際には、そのサービスの利便性と個人情報の取扱いについて、市民の皆様に懇切丁寧に御説明し、御理解いただき、同意を得た上で取り組んでいきたいと存じます。

今回、スーパーシティ構想を申請するに当たりましても、防災分野のモデル地区として想定しております相良町、上薩摩瀬町、下薩摩瀬町の皆様を対象に説明会を開催したところでございます。説明会後のアンケートでは、個人情報提供への同意について、約９割の方が「賛成」と御回答いただき、サービスの利便性と個人情報の取扱いについてしっかりと説明し、御理解いただくことが肝要であると実感した次第でございます。

議員の御懸念である、本市構想の実現により、取得することとなった個人情報の取扱いにつきましては、関係事業者を含む全ての者が個人情報保護法令等を徹底遵守した上で厳格に、適切に管理運営していくべきものと認識しております。その上で、市民の皆様が安心・安全に住み続けられるまちを実現することを目指し、スーパーシティ構想に、引き続きチャレンジしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　個人情報については、先ほど私が述べたとおりです。

アンケートではいろんな好意的な結果も出たということでしたが、国は結構、やるときにいいことしか言わないから、その背後にある非常な問題を国が言うことはないですので、その辺の問題が非常にあると思います。国のやり方についても、こういうものだと基づいて説明をされたと思いますから、私はそう思います。

これまで述べましたが、スーパーシティ構想には、日本を中国のような監視社会に導き、個人のプライバシーと権利を侵害する重大な危険性があります。そのような構想のお先棒を人吉市が担ぐべきではないと思います。2019年５月に、アメリカのサンフランシスコ市では、交通機関による顔認証技術の使用を禁止する条例が制定されました。また、カナダのトロント市では監視センサーの配置に対する住民の大きな反対運動が起き、スーパーシティに当たるスマートシティ構想そのものが中止に追い込まれました。スーパーシティ構想は直ちに撤回すべきであることを再度述べまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次は流水型ダム問題です。構造上、ダムからどうしても切り離せないデメリットに、一般的に緊急放流と呼ばれる異常洪水時防災操作があります。報道によると、国土交通省は、昨年12月の球磨川流域治水協議会の説明資料から緊急放流について記載してある資料を削除

し、関係文書を破棄したとしていました。ところが、５月11日には、一転して関係資料をホームページで記者発表しました。水害の被災者や住民の関心が高い、緊急放流に関する資料を隠蔽し、態度を二転三転させた国交省への不信は大きくなるばかりだと思います。

公表された資料は、新たな流水型ダムの洪水調節容量を、これまでの川辺川ダム計画に基づき１億600万トンと仮定した場合、昨年の令和２年７月豪雨の1.3倍以上の雨量で緊急放流に移行するというものです。水害に被災された方に話を伺うと、「市房ダムと新たな流水型ダムが緊急放流した場合、どれだけ水位が上がるかを明らかにしてほしい。そうしないと垂直避難をした場合に緊急放流をしますという放送があった場合に、どれだけ上に逃げるか考えておく必要がある。また、貴重品はどれだけ上に上げておくべきなのか考えておく必要がある。１階を駐車場にして、２階を住まいにされているピロティー型の家を建てられる方にとっても、１階部分の高さを考えるために必要だ」と言われました。

このように、流水型ダムと市房ダムが同時に緊急放流をした場合、どれだけ水位が上がるか示してほしいという市民の要望は当然だと思われないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

人々の生活、なりわいの再建など、これから復興まちづくりに具体的に取り組んでいくその前提となるのは、市民の生命と財産を守るための方策をいかに確保できるか、このことに尽きると思います。そのためには、球磨川水系流域治水プロジェクトにおける新たな流水型ダム建設を中心とした、抜本的かつ広域的な治水対策を行わなければ、今次水害レベルの洪水や頻発する地球規模の大幅な気候変動による水害から市民を守ることはできないと、強く認識しています。

緊急放流とは、正式には、今、議員おっしゃいましたように、異常洪水時防災操作といいますが、ダム貯水池に流入した洪水の貯留が進み、貯留の限界に近づいた段階において、ダムからの放流量を洪水調節中の限度放流量から漸増させ、ダム貯水池への流入量と同程度になるよう近づけていき、最終的には流入量をそのまま下流に通過させて、ダムの水位を一定に保つ操作のことです。

上流の山地から流れてきた水が、そのままダムを通り過ぎていくため、河川の水位上昇をダムで抑制・緩和することができなくなり、河川の状態としては氾濫のリスクが高まることになりますが、ここで大切なことは、流入量よりも多く放流することはなく、ダムの機能として、下流の洪水流量を下げることはあっても、悪化させることは決してないということです。

しかしながら、昭和40年７月洪水において、事実ではありませんが、「市房ダムからの緊急放流が被害を大きくした」、また、「令和２年７月豪雨時においては、もし、異常洪水時防災操作が行われていたらどうなっていたか分からなかった」などといった様々な疑問、不安の声があること、多くの市民の皆様の率直な思いとして語り継がれてきたことは私自身も承

知をしております。このダムの機能や操作に対する流域住民の皆様の関心は高く、正確な情報提供が求められていると認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　最初の流水型ダムを進めていくというわけではありませんが、正確な情報を求めていく必要があるというのは一致しているなと思ったところです。

それで、そういう認識にあるなら、やはり、市房ダムと新たな流水型ダムが緊急放流した場合、どれだけ水位が上がるのか示すように国・県に求めるべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

氾濫をできる限り減らすための対策として、流水型ダム建設と市房ダム再開発につきましては、国・県を中心に、今後、球磨川水系流域治水プロジェクトを通して調査・検討が進められていきますが、その過程の中で、様々な機会を捉えて流域住民に説明が行われていくものと認識しております。私自身も、引き続き国・県に対し、できる限り地域住民の方に不安を払拭するための情報提供や方策を講じていただくよう要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　どれだけ水かさが増えるかということは非常に関心が高い問題ですので、ぜひ、そのことも明確に、国・県に明らかにするように要望してほしいと思います。

今回出た緊急放流の資料みたいに、かなり計算することは国交省、県も可能だと思いますので、ぜひ、その情報提供を求めていただきたいと思います。

それから、ダム問題についての３回目ですが、緊急放流についてインターネットで調べてみると、コトバンクの中に、朝日新聞掲載キーワードの解説としてこのように書かれています。「洪水時にダムの破損や決壊を防ぐために行う放流。ダムの水位が洪水調節量の上限に近づいた場合に行う。放流量は流入量と同じと決められているが、下流の水位が急上昇し、大規模な水害が起こるおそれもある。2018年７月の西日本豪雨では、愛媛県の肱川にある鹿野川ダムと野村ダムの緊急放流後、下流域の浸水で９人が死亡した」というものです。緊急放流によって球磨川が急激な水位上昇を起こせば、市民の命が脅かされると思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほども申しましたが、異常洪水時防災操作では、流入量よりも多く放流することはなく、下流の洪水流量を下げることはあっても、悪化させることは決してないということです。今次水害を上回る水害が今後起こる可能性はないとは言えません。そのときに、ダムの持つ大きな役割は、洪水調整を行うことで被害リスクを軽減し、下流域の住民が避難するための時

間を稼ぐことができるということです。

新たな流水型ダムの建設により、また、市房ダムの洪水調節機能のさらなる強化が実施されることで球磨川流域の治水安全度は高くなるものと期待しており、仮に異常洪水時防災操作を行うに至ったとしても、早期の情報提供や避難行動等のソフト対策と一体となった取組を進めていくことで流域住民の生命を守ることができるものと確信しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　以前、国交省が説明会を行ったとき、住民団体から質問されたことに、「緊急放流の問題があるから、二山洪水が来たらどうなったか」という質問をしたんです。要するに、１つの山のある洪水が来て、その後、緊急放流をしていく。そのときに、次の大きな山の洪水が、流量が降ってきたらどうなるんだと質問したときに、国交省はまともに答えられていないんですよ。要するに、それが起こった場合には、緊急放流をして、さらに大きな流量がダム湖に流れてくるから、そのときにまた、さらなる放流をするわけですから、このときには急激に流量が上がるとともに、かつ、下流には多量の水が流れてくることになってしまうということが起きるわけです。そういった点で、ダムに頼った治水をしていけばそういうことが非常に起こる可能性がありますので、ダムに頼った治水は進めるべきではないということを最後に述べまして、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時55分　休憩

午後２時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。本日、４番目の質問者の、10番議員、平田清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は、市民の声からの１項目です。質問要旨は３項目、令和２年７月豪雨災害についてと、令和２年７月豪雨災害からの復旧の現状並びに復興状況について、そして、本市の復旧・復興につながるまちづくりについてを通告しております。

まずは、第１項目めの、令和２年７月豪雨災害についてお尋ねします。

第１回目。昨年７月豪雨について、国・県及び市はどのように検証されているのか、また、その検証結果はどのような内容であったのかお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

７月豪雨における国・県・市の検証でございますけれども、まず、将来に向かって、球磨川流域住民が生命の危険にさらされることなく安全・安心な生活が送れるよう、国・県、流域の12市町村が連携をいたしまして、令和２年７月球磨川豪雨検証委員会が立ち上がりまして、令和２年８月25日と10月６日の２回、会議が開催されております。

第１回検証委員会では、令和２年７月豪雨の降雨量、河川の水位、被害状況、浸水範囲、氾濫形態のほか、洪水流量の速報値が示されまして、市房ダムの操作とその効果、ダムによらない治水を検討する場で積み上げた対策の状況や、仮に川辺川ダムが存在した場合の効果が検証されております。

第２回検証委員会におきましては、人吉市や球磨村渡地区などの主要地点における流量と推移が示されまして、仮に川辺川ダムが存在した場合の効果について、流量、水位、浸水面積、各種施設への影響が示されております。

検証委員会の設置に当たって掲げた全ての検証項目につきまして、科学的・客観的な検証がなされておりまして、検証で得られた知見、御意見を踏まえ、ハードだけでなく、ソフトも含めて一体となった対策に流域全体で取り組み、抜本的な治水対策メニューを立案することを目的とした球磨川流域治水協議会が発足したところでございます。

また、本市におきましても、防災体制、市民への情報伝達方法、避難所開設・運営、住民の避難行動、災害廃棄物など、災害対応の検証及び課題と改善等について、本年１月28日と、同じく本年２月16日の２回にわたりまして、災害対応検証会議を全庁的に開催したところでございます。

検証結果につきましては、現在、編集作業を続けている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　検証結果はともかく、昨年７月豪雨災害は、100年に一度とまでいわれ、短時間の線状降水帯による大降雨量、そして、それに伴う球磨川河川の時系列的な大流量と高水位、浸水範囲、被害状況、氾濫形態、洪水水量等々の検証がなされていることに安心いたしました。

しかし、その検証結果が、我々市民に詳しく示され、解説されていないことに対しては、昨年の７月豪雨災害の原因究明の憶測を生む結果となっていることは言うまでもありません。昨年７月豪雨災害から、はや１年、さりとてまだ１年。豪雨災害の検証結果を正しく、早く示してほしいと願うことは早急すぎるでしょうか。また、最近の新聞紙上では、球磨川及び球磨川支流河川では既に災害復旧工事による河川掘削を終えたと言われています。これは確かなことじゃないんですが、毎年５月頃に開催されている人吉市防災会議及び水防協議会では、これもまた、毎年、球磨川河川流域の危険箇所として、球磨川河川等の河床が高い、堤防高が足りない、さらには、特に球磨村以下の球磨川流域において球磨川の幅員、堤防断面

が足りないと指摘されております。現在の穏やかな球磨川に、安全に流せる最大水量はどのくらいなのか、具体的に知りたいものです。

続きまして、２回目。くま川鉄道球磨川第四橋梁、西瀬橋、球磨村沖鶴橋及び相良橋、肥薩線第二球磨川橋梁の流失の原因についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、昨年の７月豪雨でございますが、各地で観測史上最大の降雨を記録した、歴史に残るような大雨が、水系の支川を通して球磨川に流れ込み、流域に大きな被害をもたらしたものと認識をしております。道路橋、鉄道橋ともに、個別の特殊要因の有無は把握しておりませんが、流失の主要因としては、大雨によって超過洪水、計画を超えるような大きな水となり、橋梁への過大な負担が作用したものと捉えております。

また、高欄等に流木などの付着物が堆積し、そこが壁のように流水を阻害し、過大な外力がかかったことなどが原因として指摘をされているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　確かに、昨年７月豪雨により流失した球磨川流域の９つの橋梁は、山林から流出した流木や激流により押し流された家屋や建材等が橋脚や橋全体に付着して、一時的にダム湖状態と化し、橋梁全体に過大な水圧がかかり、橋梁の一部または全橋梁を流失したと、市民の方の一部は考えておられます。そのため、橋梁の復旧に際しましては、昨年７月豪雨災害の水位をよくよく検証されて、橋脚を高くするなどの工夫も必要かと思います。

続きまして、第３回目。球磨川河川支流の川辺川、蟹作川、胸川、矢黒川、永野川、鹿目川、山田川、御溝川、福川、出水川、万江川、馬氷川等のバックウオーター現象についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

いわゆるバックウオーター現象ということでございますが、その要因は、記録的な豪雨によって球磨川本川の水位が異常に上昇したため、支流がせき止められ、合流できずにあふれ出したもの、言葉どおり逆流したものと検証しております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　確かにバックウオーター現象の最大の要因は、活発な線状降水帯の活動により球磨川流域への降雨量が多くなり、球磨川本流の水量、水位が上昇したためということも言えるんですが、ただ単に流量が増えただけでは、橋脚等をすり抜けていくはずですが。

球磨川河川支流からの球磨川への流入ができなかったと考えておられます。また、第２回目の質問のときにも述べましたとおり、橋梁流失直前の状態、すなわち橋梁に大量の流木

等が付着して球磨川の流れが阻害され、球磨川が湖状態になったためバックウオーターがかかったのではないかと考えておられる市民の声もありました。よくよく検証してもらいたい。そのため、これからは、災害防止の一助として治山についても真剣に考えていかなければならないのではないかと考えております。

続きまして、４回目。これも市民の声からですが、本市の、昨年７月豪雨災害における市街地の被害の最大の要因は、山田川のバックウオーター現象にもあるのではないかともいわれております。なぜ、山田川にバックウオーター現象が起きたのか。要因は、ただ単に球磨川の水量が異常であり、水位が高すぎた、の一言に過ぎますが、山田川の打出口は球磨川に対して直角に流れ込んでいるため、球磨川自体の吸込圧が弱くなり、しかも、昔の中川原公園がどういう形状、幅、長さをしていたのか記憶にありませんが、中川原公園の下流部分の草地と石原部分が存在するため、中川原公園の幅と長さの部分が影響し、中川原公園右岸側の水量が多くなり、山田川の流出を阻害したのではないか。そのため、昔の人々は、中川原公園の上流部に右近・左近の石を置き、球磨川の水量をコントロールしていたのではないか。そのために、ここに至って初めて、この右近・左近の石の重要性、必要性が理解できたような気がします。これは、あくまでも推測です。しかし、なぜかその石は、球磨川くだりの水路の確保のためか、または、カヌー競技の競技場確保のためか、現在は球磨川くだり発船場を見下ろす人吉城跡の丘の上に撤去されて、記念石として飾られております。

そこで、今後の本市の復興まちづくりにおいて、この中川原公園の復旧をどのように取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

中川原公園の復旧につきましては、現在、中川原公園が今次災害でどのような影響を与えたのかということの解析を、今進めていただいているところでございます。その解析を待ちまして、中川原公園の河川断面においてどのような影響を与えたかということが分かりましてから、今後の復旧について検討してまいりたいと考えております。その復旧に際しましては、市民の皆様の御意見を伺いながら、今後の中川原公園の在り方についても考えていきたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、第２項目め。令和２年７月豪雨災害からの復旧の現状及び復興状況についてお尋ねいたします。

第１回目、被災した家屋の復旧状況について、応急修理、自費解体、公費解体の現状及び申請受付件数と完了及び受注件数は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

応急修理の令和３年、本年５月末現在の受付状況につきましては、件数は1,025件、その

うち完了件数は979件でございます。公費解体の申請件数は、同じく５月末現在で935件、自費解体の申請件数は286件となっており、公費及び自費解体の申請件数の合計は1,221件でございます。

次に、公費解体の発注件数でございますが、同じく５月末現在で539件でございます。自費解体は全て完了しておりますので、申請件数と同じ件数の286件でございます。公費及び自費解体の発注件数の合計は825件でございます。

最後に、完了件数ですが、公費解体は166件が完了している状況でございます。自費解体は全て完了しておりますので、それらを合わせた全体の完了件数としては452件でございます。

公費解体の現状につきましては、現時点では完了件数と申請件数を比較すると、完了が少ない状況ではございますが、申請がありました全ての被災家屋等の解体撤去完了を、本年12月末までを目標として鋭意進めている状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、２回目。再建された家屋の現状についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

再建家屋の状況につきましては、完全に把握はしておりませんが、把握できている被災者生活再建支援金の申請状況を申し上げますと、本年５月末現在、加算支援金の新築・購入の区分での申請件数は123件でございます。この中には、被災された現地での再建のほか、別の場所での新築、また中古住宅の購入なども含まれております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　家屋の再建には資材と建築業者が必要となるため、まだまだの感がありますが、それ以上に、安心・安全を兼ね備えた再建場所でなければならないと思います。なかなか、安心・安全を担保する言葉が聞かれないのが残念です。家屋の再建者にとっては非常に残念なことだと思います。

続きまして、第３回目。建設型仮設住宅、市営住宅、みなし仮設住宅への入居の期限と入退去の状況についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

建設型応急住宅、仮設住宅の入居期限につきましては、各仮設団地引渡日から最長２年間、最終の期限が令和４年12月10日までとなっております。被災者用市営住宅の入居期限は、契約日から最長２年間でございまして、最終期限が、同じく令和４年12月10日までとなっております。みなし仮設の入居期限につきましては、入居日より最長２年間となっております。

入退去の状況につきましては、建設型応急住宅の最大入居時は345世帯、765人で、本年５月末時点で332世帯、723人が入居中でございます。また、市営住宅の最大入居数は154世帯、302人で、５月末時点で124世帯、228人の入居となっております。みなし仮設住宅の最大入居数は509世帯、1,125人、５月末時点で425世帯、906人の方が入居されております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、応急修理を申請された方の入居期限は６か月とのことですが、工事の遅れなどで６か月を超える場合の対応はどのようになっているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

市営住宅及びみなし仮設住宅に入居されている方が応急修理を申請された場合の入居期限につきましては、原則６か月となっております。ただし、改修工事の遅れなどにより６か月の期限を越えるような場合におきましては、個別に状況を把握して、県のほうへ上申し、期限の延長等の対応を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　ぜひ、改修工事の遅れなどで住まいを確保できていない方に対しては延長の申請を上げていただき、仮設住宅等で暮らせるようにしていただければと思います。

続きまして、被災した農地の昨年度の経営所得安定対策等交付金の実績と、自力復旧した農地の本年度の作付及び作付作物の転換状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　それでは、まず、被災した農業用施設及び農地の復旧、特に自力復旧についてでございますが、お答えをさせていただきます。

まず、前置きとしまして、令和２年７月豪雨で被災しました農業施設及び農地の復旧状況につきましては、令和３年４月12日から14日まで三日間、説明会を開催をいたしまして、それぞれ御負担金、復旧方法について御説明したところでございます。

その中で、営農可能な農地、いわゆる自力復旧をされたところの水の供給ができればということで、本年度、稲作ができればという意見も多数あったところでございます。それらにつきましては、農家の御意見も踏まえまして、特に中神地区、大柿・小柿地区及び、被災規模が小さく、早期復旧が可能な箇所につきましては、現在受注しております業者に、今年度作付ができますように、早急に用排水路等の撤去工事が行われておりまして、自力復旧等により営農可能な農地への用水が可能となったところもあるところでございます。

また、同地区内におきまして、大変申し訳なく思っておりますが、自力復旧ができない農地につきましても、速やかに事業を実施するべく準備を進めているところでございます。

続きまして、被災した農地の昨年度の経営所得安定対策等交付金の実績、あるいは自力復

旧した農地の転換状況についてでございますが、少々長くなりますが、よろしくお願いしたいと思います。

まず、経営所得安定対策等交付金の交付対象作物につきましては、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即しまして十分な収量が得られるように生産することが原則となっておりまして、その上で、適切な防除を通じて、近隣圃場の作物の品質や収量に影響を与えないように配慮をする必要がございます。そのような栽培方法に即さず、適切な生産が行われていないという場合には、原則として交付金は対象外となるところでございます。

しかしながら、昨年度は自然災害等の影響を大変受けておりますので、作付の準備をしておりましたが作付が困難となった圃場につきましては、所定の要件を満たし、九州農政局にお認めいただいたものにつきまして、及び、作付後に被災をされたことによりまして収量が減少されたり、またはゼロだった圃場につきましては、九州農政局へ報告を行い、認められたものに限り、特例で交付金の交付が行われたところでございます。今年度の交付金につきましては、このように、令和２年度、昨年度のような特例はございませんので、先ほど御説明しました原則に基づきまして進めてまいります。

次に、昨年度の経営所得安定対策等交付金の実績でございますが、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成のうち、主なものでお答えさせていただければと思います。少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

１つ目としまして、ＷＣＳ用稲でございますが、全体で交付件数が91件ございまして、交付面積が139.27ヘクタール、このうち、作付の準備をしていたが作付が困難となったと認められたものにつきましては、交付件数が８件、交付面積7.29ヘクタールでございます。また、昨年の令和２年７月豪雨災害前に作付をされておりましたが、作付後に被災をされた部分につきましては、交付件数が11件、交付面積が21.49ヘクタールでございます。

２つ目としまして、飼料作物でございますが、全体で交付件数が54件で、交付面積が52.89ヘクタール、このうち、作付の準備をしておりましたが作付ができなかったという圃場につきましては、交付したものはございませんでした。

次に、豪雨災害前に作付をしたものの、被災して収量が望めなかった圃場につきましては、交付件数は４件で、交付面積は1.25ヘクタールでございました。

３つ目でございますが、加工用米でございます。全体で交付件数が８件で、交付面積が8.32ヘクタールのうち、同じく、作付の準備をしていたが作付ができなかったものにつきましては、交付したものはございませんでした。豪雨災害前に作付をされたが、被災して収量が望めなかったものにつきましては、交付件数が２件、交付面積が3.77ヘクタールでございました。

４つ目としましては飼料用米でございます。全体交付件数が３件で、交付面積3.92ヘクタールでございまして、昨年の豪雨災害の影響はあっておりません。その他、水田活用の直接

支払交付金の産地交付金で、野菜二毛作助成などが全体で交付件数165件、交付面積が414.41ヘクタールのうち、作付準備をしていたが作付できなかったものの交付件数が１件、交付面積が0.08ヘクタールでございます。また、災害前に作付されても、被災により収量が望めなかったところが交付件数が10件、交付面積2.13ヘクタールでございます。

次に、自力復旧した農地の今年度の水稲作付、及び作付作目の転換状況についてでございますが、現在、今年度の経営所得安定対策等交付金の申請受付を所管のほうで行っている最中でございまして、現時点で全体の把握はできておらないところでございます。

今後の予定でございますが、ＷＣＳ用稲におきましては６月末までに、それ以外の作物におきましては７月末までに、九州農政局へ交付金の申請状況を報告する必要がございますので、被災後に自力復旧した農地で水稲などの作付をする圃場につきましては、順次、現地確認を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　誠に申し訳ありませんでした。質問の順番を間違えてしまいまして、非常に回答しづらかったかと思います。本当に申し訳ありませんでした。本来であれば、被災した農業用施設及び農地の復旧状況について、先に質問をして、被災した農地の昨年度の経営所得安定対策等交付金の実績と自力復旧した云々というのを聞くべきでした。

農業用施設及び農地の復旧状況については、私も現地確認していますので、今年度も営農したいという農家の意見も踏まえていただきまして、国と県と協議を行って、今年度、水が必要な農家に水を届けるために、早急に災害復旧工事を発注して取り組んでおられることに非常に感謝しております。ありがとうございます。

また、特に中神地区や大柿・小柿で、被災規模が小さく、早期復旧が可能な箇所を先行する形で発注していただき、現在、発注した業者は、今年度の作付ができるように早急に取り組んで、工事を進めていただいていることについて感謝をいたします。

続きまして、田んぼダム及び遊水地について質問をする予定でしたが、質問要旨が、国による方針のものであり、一般的な質問ではなく、市としては正確な回答ができないとのことで、議長の許可を得て質問を取り下げます。

続きまして、球磨川支流河川の胸川、永野川、御溝川、鹿目川、馬氷川、鬼木川、福川、出水川等の堆積土砂等の撤去はどのようになっているのかについては、午前中の田中議員の質問により回答があっておりますので、議長の許可を得まして割愛いたします。

まだまだ、特に、先ほど述べました胸川、鹿目川、永野川、鬼木川、馬氷川、御溝川、福川、出水川、小柿谷川等に堆積した土砂が散見されます。これも、午前中の田中議員が同様な質問をされていて、回答の中で、本市からの堆積土砂の撤去要請により撤去しますと、国・県が言われているようですので、現地をよく確認されて、これも、引き続き、堆積土砂

の撤去要望を国に、また県に伝えていかれるようによろしくお願いいたします。

続きまして、３項目め、復旧・復興につながるまちづくりについてお尋ねいたします。

第１回目、球磨川流域治水協議会における治水対策の進捗状況についてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

国・県・流域市町村で構成される球磨川流域治水協議会における治水対策は、今年３月に、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトとして公表されたもので、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を、それぞれ講じることになっております。

まず、治水対策事業のスケジュールでございますが、令和３年度出水期までに行うもの、これは可能な限りの堆積土砂の撤去、堤防決壊箇所の本復旧等が上げられております。

次に、第一段階としておおむね５年が設定されており、河道掘削や宅地かさ上げや遊水地等の用地確保に着手が予定されております。その次の、第二段階としては令和11年度までが設定されており、拡幅部を含む河道掘削、遊水地の完成、流水型ダムや市房ダム開発の進捗を図る計画となっており、令和12年度以降にその流水型ダム等の完成を図るということになっております。

現時点での進捗ということでは、令和３年度出水期までに行ったものということになりますが、さきの６月２日の第５回球磨川流域治水協議会において報告がなされております。主なものとしまして、国管理区間で堤防決壊２か所、護岸等の被災29か所のうち、緊急性の高い18か所について、本復旧が完了。出水期までに予定した堆積土砂70万立方メートルの掘削も完了。被災した水位観測所等35か所、同じく被災した監視カメラも、全38か所が復旧完了したということでございます。

国による権限代行９か所については、約20万立方メートルの土砂掘削を完了。護岸等の被災施設の復旧については、140か所のうち90か所に着手済みです。

県管理河川におきましては、堆積土砂86万立方メートルの撤去を完了という報告がなされております。市房ダムの流木撤去を完了。被災した河川カメラ１か所、水位計２か所を復旧完了の上、昨日、お話に出ておりましたが、万江川にカメラ、水位計それぞれ２か所を増設。被災した万江川、山田川等について、直ちに応急対策を実施されております。

県管理区間及び市町村管理区間でございますが、災害査定の結果、685か所、約240億円が事業採択をされ、本復旧に向けて順次、災害復旧工事に着手したということで報告がなされております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、いろんなところで開催されました復興まちづくり地区別

懇談会におきまして、どのような意見が出されたのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

現在、本市におきましては、３月に策定をしました復興計画の具現化に向けまして、現在、同じような被害状況や課題を抱える行政区を一まとめの地区としまして、復興まちづくりにおける重点地区と位置づけ、地区ごとの特性を踏まえた復興まちづくりの策定に取り組んでおります。

この復興まちづくり計画の策定に当たりましては、住民自ら話し合い、合意を重ねていただくことで住民の方々の総意でつくり上げる計画を目指しており、本市としましては、世代、年齢、性別など異なる、多様な住民の声をお聞きをしまして、それぞれの地区に見合った復興まちづくり計画の策定に、共に取り組んでいければと思っております。

今年度以降、これまで各地区におきまして、おおむね２回の地区別懇談会を開催しまして、今後のまちづくりに関する思いや、それぞれの生活の困りごと、万一の災害への備え、行政に関する苦言や御要望など、実に多くの、また様々な御意見をいただいております。

幾つか御紹介させていただきますと、まず、避難対策という視点では、「早期避難に努めることが前提であり、日頃から避難路や避難場所の確認を行っておくことが重要である」「避難誘導のための情報伝達の多重化が必要」「高齢者など要支援者がスムーズに避難できるシステムづくりが必要」などの御意見をいただいております。

次に、なりわいや住まいの再建という視点におきましては、「農地の復旧をとにかく急いでほしい。このままでは収入がない」「町なかに空き地が増えており、市が買い上げて市営住宅や店舗などを建設し、人の流れを誘導してほしい」「間口が狭く、接道要件を満たせないところも多く、再建に課題がある」「早期に自宅を再建したいが、資金面等で不安」「これまで築いてきた地域コミュニティーが崩壊してしまうのではないか」といった御意見をいただいております。

また、「現在地での住まいの再建を考えているが、遊水地の問題など、国の治水対策が具体的に示されないと決められない」「堆積土砂の撤去が行われているが、どの程度効果があるのか知りたい」「球磨川支川が、またあふれるのではないか。現在地で再建して大丈夫なのか」といった、国・県の治水対策に関する不安の声も多くいただいております。さらには、中心市街地などにおきましては、「これまで先人が築いてきた歴史的な価値を残しながらも、今回の水害を契機に、新しいまちづくりを目指すべき」といった御意見もいただいております。

これら、地区別懇談会で頂きました御意見や御提案につきましては、復興まちづくりかわら版を重点地区ごとに取りまとめまして、毎月の広報配布の際に重点地区の町内や建設型仮設住宅など全戸配布をさせていただくとともに、本市のホームページにも掲載をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　多くの地区別懇談会を各所で開催していただいておりますが、地域の方の意見というのは出尽くしたとまではいかないけども、大体、不安を感じているところ、また、こういうまちづくりにしてもらいたいという意見は、七、八十％は出ているんじゃないかなと。それに、行政としてどのように取り組むかということ、できるところから進めていきたいというふうに言っておられますので、本当にできるところから、目に見えるところからやっていただければ、市民の方も非常に安心するんじゃないかなと思いますが、できるところからが、なかなか目の前に見えてこないといったところから、非常に市民の方は再建等に心配されているといったところも御記憶していただきたいと思います。

続きまして、被災市街地復興推進地域に指定する場合、メリット・デメリットということはないかと思うんですが、メリット・デメリットがありましたら、それについてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

本議会でも御説明させていただいております被災市街地復興推進地域のメリット・デメリットについて、という御質問でございます。本制度につきましては、現在、中心市街地及び青井阿蘇神社周辺におきまして、道路幅員が狭いため接道要件を満たせず、住宅の再建ができない地区や緊急車両が通れないなど、居住性・安全性の低い市街地が再び形成されることを防ぐため、今後の面的な整備の検討を行うため、発災から２年間、今回は令和４年７月３日までとなりますが、そこまでを期限としまして、開発・建築について一定の制限を行うものでございます。期限までの残り１年の間に復興まちづくり計画を策定、計画に基づく具体的な各種復興事業を検討していくことになりますけれども、住民の皆様と行政が連携・協力し、各種復興事業を円滑かつ早期に実施するということがメリットとして上げられると考えております。

一方で、デメリットでございますけれども、一時的ではございますが、個人の権利である開発・建築に一定の制限を課すことになりますので、地域内にお住まいの住民の方、事業者の方の再建が、場合によっては時間がかかってしまう可能性があるということになるかと考えております。

したがいまして、今後、本制度による地域指定がなされましたら、地権者をはじめ、地域に関わりのある方々の個別の御意向を丁寧に把握しながら、それぞれの生活再建を踏まえた上でのまちの再生に向けまして、個別の状況に寄り添った対応を心がけたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　被災市街地復興推進地域の指定を受けますと、あと１年間で計画書をつくり上げるため、実施についてはそれ以降になると思うんですけれども、被災された市民の皆様には少し制限がかかり、しかも仮設住宅の入居が２年と、これもまた１年ぐらいしかないということで、非常に自宅の再建がもどかしい状態になるのではないかなと思います。人吉市のまちづくりのためにはやむを得ないのかなと思いますが、振興が早く進むように進めていただきたいと思います。

続きまして、人吉市復興計画に掲げる事業の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害からの未来型復興を成し遂げるため、その復興の理念、具体的な施策への道しるべとするべく、本年３月に策定をしました人吉市復興計画でございますけれども、計画に掲げました具体的な161の施策につきましては、それぞれに工程管理を策定し、今後、進捗管理を行ってまいる予定としております。

その161の施策のうち、特に早急に取り組むべき施策につきましては、復興計画の概要版でも特出しさせていただいておりますけれども、その取組状況について進捗を確認しております。その中から、幾つかの事例について御報告申し上げます。

まず、球磨川や支流に流れ込んだ流木や堆積土砂の撤去、護岸等の早期復旧でございますけれども、国・県の御尽力により、それぞれに計画されました事業についてはおおむね完了との報告をいただくとともに、本市管理の道路・河川につきましても、緊急を要するものについては対応済みとなっております。

次に、転居費用の助成や住宅融資に係る利子助成の住まいの再建支援でございますけれども、県が創設しました球磨川流域復興基金を活用した住まいの再建に係る５つの事業メニュー、転居費用助成、民間賃貸住宅転居費用助成、公営住宅入居支援、リバースモーゲージ利子助成、自宅再建利子助成の申請件数につきましては、５月26日現在で計258件となっており、徐々にではありますが、住まいの再建が進んでいるという現状がうかがえます。

次に、想定最大規模の降雨、いわゆるレベル２といわれておりますけれども、その降雨を対象としました浸水想定区域図につきましては、４月１日発行の広報ひとよしの配布に合わせて、市内全戸に配布をさせていただいております。また、防災行政無線戸別受信機、防災ラジオにつきましては、現在、ラジオ製作に欠かせない半導体が世界的に不足するという想定外の要因から、当初の予定からは入荷が遅れておりますけれども、今月中に、まずは自宅被災者から順次配付をさせていただく方向で最終調整を進めております。さらに、実践的な避難訓練につきましては、先月30日に、「自分自身、家族、地域の避難行動を確認する日」としまして、自主避難訓練を実施させていただきました。

このような早期に取り組むべき施策から、今後、中長期にかけて取り組んでいく施策など

様々にある中、私ども復興局とそれぞれの担当課がしっかり情報共有を行いながら、状況に応じて適宜軌道修正も行いながら進めるとともに、主なものにつきましては適切なタイミングで報告・公表させていただく予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　私の一般質問は、昨年の７月豪雨に対する復興・復旧について質問してきましたけども、現在、コロナウイルスワクチン接種は、まだまだ接種者が少ない。７月中には、どうにか接種できるんでしょうけども、こちらのほうもよくよく取り組んでいただきまして、市民の安心・安全を守るような行政を進めていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時00分　休憩

午後３時15分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇）　皆さん、こんにちは。本日最後の登壇となりました。17番議員の大塚則男です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただき、１点目と２点目の質問項目を入れ替えさせていただきました。

通告しております項目は、１点目、市長所信から、２点目、財政状況について、３点目、豪雨災害関連について、４点目、市民の声から、万江川、山田川堤防の復旧工事等についてお尋ねします。

１点目、市長所信から、危機管理についてですが、４月17日の一連の行動について、市民の皆様から不信感や疑問視する声が挙がっています。その後、市長御自身、自宅待機をされましたが、市長復帰後、すぐ全員協議会にて謝罪をされました。今議会開会日にも所信で謝罪の弁を述べておられますが、ことの詳細については述べていただけませんでしたので、改めて今回の市長の行動の是非についてお尋ねします。

４月17日に、東校区のまちづくり座談会が東小学校体育館にて実施された際、挨拶をされ、その後、しばらくして退席されたと伺っています。その後、３人で会食されたとのことですが、当日は校区別座談会になっていることは早くから御存じのことであったと思います。市長として、昨今の状況の中、市民の皆様に行動の自粛などお願いする立場にある者として、なぜ、この日時に飲食の予定を組まれたのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害からの復興まちづくりを進めるに当たり、被害が大きかった地区

など、市内８か所の重点地区において、現在、復興まちづくり地区別懇談会を開催しております。この懇談会は、豪雨災害で被災された地域の住民が主体となって、自分たちのまちを今後どのように復興していくのか、具体的な議論を行っていただく場として設定しているものであり、主役はあくまで地域にお住まいの皆様でありますことから、私としましては、今回の懇談会につきましては、当初から、お忙しい中、御参加いただいた皆様にお礼の挨拶をさせていただき、会の状況を確認させていただいた後、その場を失礼する予定でございました。また、退出する際にも、皆様が活発に議論していただいている中で、私が中座するという発言をすべきではないとの判断から、退出する旨のアナウンス等は特別行わず、自然に会場を後にいたしました。

この地区別懇談会については、４月８日付で各町内会長様に開催の御案内を発出しております。私の会食につきましても、４月に入りましてから日時等が決まっておりますが、いずれにいたしましても、懇談会を途中で退出したことが、結果的には皆様に誤解や不信感を生み、混乱させてしまったことになり、大変反省をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私も、市長が最後まで座談会に残っていただく必要はないと思っています。ただ、しかしながら、今回の座談会には、参加された市民の皆様は豪雨水害に見舞われ、今後の対策と再建にどのようにして取り組んでいくのか、期待と不安を持たれ、何とか早く復興・復旧したい気持ちでお見えいただいたと私は思います。後に、市長が飲食に出席されたことを聞かれた多くの市民の皆様の怒り、落胆の声が私にも伝わってきました。

さらに、私に伝えられたことは、市の入札にも関係する業者の方と同席されていたということです。このことは、決してあってはならないと考えます。また、このことで、市民の中には疑念を持たれることになってしまいます。ましてや、誘われた業者の方は、大変断りにくいのではなかったのかと私は思います。このことについて、市長はどのように受け止められるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

私は、市民や全国の皆様と対話を重ねることにより、住民が主体となったまちをつくることを念頭に市政運営を行ってまいりました。これは、公務、私事問わず、あらゆる方との対話を重ねる中で、様々な気づきやアイデアを頂戴できればという思いからの行動であり、私の政治姿勢における要諦ともいえるものでございます。今回の会食も、この一環であり、決して御指摘のような疑念に当たるようなことは一切ございません。

人口３万強の小さな市でありますので、同級生、友人、親類など様々な関係を生じることから、常に一線を画するという点では正直難しい部分もございますが、だからこそ、市長として心しなければならないとも反省をしたところでもございます。

ただ、今回の件に関しましては、会食の相手方も含め、多くの皆様に御迷惑をおかけすることになりましたことに、改めておわびを申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　市長、私も本当に疑念なんか持ちたくないし、もちろん持ちません。ただ、やはり、こういったことがあったら、10人が10人中、みんな賛成とは思わない。やはり、必ず反対がいるんですよ、そういった間違ったことに対してですね。ですから、今日、私がこの質問をすることも、「質問してくれ」という声があるとすれば、反面、「そんなこと質問をするのか」という声がある。一緒なんです。ですから、やはり、全てが納得されているということではないと思いますので、ここは注意していただきたいと思います。

市長は、市民の皆様から選ばれた、本市の最高責任者であります。行政のリーダーでもあります。そして、市長がよく述べられる政治家でもあり、その立場は通常の民間人と大きく異なります。プライベートはないといっても過言でもないかもしれません。市民を守る側、市民へ自粛をお願いする者として、今回の行動については、やはり一定の説明を私はしてほしいんですが、どのようにいたしますか。お尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、その変異型が登場するなど、全国各地でその対策が問題になっている中、今回、私が取った行動についても確かに不用意であったと認識をしております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症もしかりですが、本市においては、昨年の豪雨災害の影響により、あらゆる方面に様々な問題が出ており、その１つとして、地域経済においても深刻なダメージを受けている現状があることも事実でございます。まちの活気、にぎわいが失われつつあり、商売をしている方々が立ち行かなくなるような状況にならないよう、私自身、市長として、また、１人の市民として、常に心配し、気にかけてまいりました。市民の皆様には、これまでも、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策をお願いしてまいりました。会食時には、個人個人が十分に感染対策を取った上での行動をお願いしてきたもので、会食そのものに対して制限をお願いしてきたものではないことを御理解いただければと存じます。

ただ、繰り返しになりますが、私の今回の行動は、熊本県の新型コロナウイルス感染症対策の要請事項に添って、その対策を取った上での行動とはいえ、市長としてもっと慎重に判断すべき、不用意な行動であったと非常に反省をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、市長、言っていただいたように、確かに、昨年豪雨災害を受けま

した。ですから、私は市民に寄り添って、復興に向けて一緒にいろいろなことを話してほしいという気持ちは、本当、一緒です。ただ、やっぱり、そこのところは、しっかり市長としての立場であってほしかったなと考えております。

先ほど災害のことを述べられましたので、市長の耳にも届いているとは思いますが、令和２年豪雨災害後、被災地域において市長の姿が見えなかったとの多くの声をお聞きしました。被災地にすぐにでも出向きたいと考えておられたと私は思います。しかし、市長として、様々な災害対応が毎日続き、全てにお応えすることができなかったものと私は受け止めていました。災害後、１年近くなる中、今回の事態が報道され、市長の危機意識が疑問視され、市民の間で再燃してしまいました。私は非常に残念でなりません。

市長は、全員協議会の場、各校区座談会の場、そして６月議会所信においても謝罪をされていますが、いま一度、災害後の対応、そして今回の行動について、再度自問していただき、市民の皆様、そして職員の皆様にもおかけした不信感、迷惑などについて、私は答弁は求めませんが、市長独自のお考えを示していただきたいと思います。

次に、副市長にお尋ねしますが、市長は、職務代理者は設けなくても、リモートで職務を行うことができたとのことですが、市長決裁などについてはどのようにされたのか。職員の方が自宅までお伺いされての決裁だったのか。いずれにしましても、市長不在ということから、副市長の存在が問われることになります。ただ、副市長の行動についても、昨年の豪雨災害時において動きが見えなかったなどの声を耳にしていました。

そこで、今回のような事案、災害等が発生した場合、副市長の役目として、どのような行動、そして対策を取るべきだとお考えなのかお尋ねします。

○副市長（迫田浩二君）　皆さん、こんにちは。御質問にお答えいたします。

まず、地方自治法に、市長に事故があるとき、または長が欠けたときの市長の職務代理者の規定がございますが、今回につきましては、市長がその職務について有効に意思決定を行うことができるとして、市長の職務代理者を置かないという判断をしたところでございます。

御質問の市長決裁文書につきましては、事務に滞りが生じぬよう、１日３回程度、秘書係にて市長の自宅に届けておりました。市長との協議につきましては、リモート環境を整え、都度、対応をいたしております。

また、今回のような事案が起きた場合、副市長としてどういった行動を取るべきか、ということでございますが、市役所内に市長が不在という状況の中で、市役所以外の皆様にはできる限り影響をおかけしないよう、安心と安定を心がけ、市役所の職員には動揺や不安を抱かせることのないよう、市長の代理という立場をしっかりと認識し、行動してきたところでございます。

今後、様々な状況下で不測の事態が生じることも想定されますので、市長がその職務を

自ら行えない場合には、職務代理者として責任を果たすこともあろうかと思いますが、市政の停滞を招かぬよう、副市長として市長をしっかりとお支えしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　副市長がしっかりと市長を支えていきたいと、それは当然だと思います。でも、私が先ほど申しましたように、災害のときになかなか市長御自身、現場に出向かれなかったと。そういったときこそ、副市長は行くべきだったんです。だからこそ、姿が見えないと言われるんですよ。そのことは一緒になって被ってしまうわけなんですね。ですから、市長御自身行きたかったんですよ、でも、対応が大変で行けなかった。そういった面をカバーするのも副市長じゃないかなと私は思っております。間違っていたら申し訳ないですけれども、私はそう思っています。

そういったことで、今後、やはり、副市長としても、市長に何かあるときには、すぐ動いていただくということと、あってはいけませんけど、特に最後のほうで申しましたように、市長御自身に何かあったとき、あるいは災害があったときには副市長がやはり、市長と話し合って、すぐ表に出るという体制をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、財政計画について。令和２年７月豪雨災害を受けたことから、国・県より多大な御支援をいただき、令和２年は過去に類を見ない大幅な予算増となりました。令和３年度一般会計補正予算を見ましても、令和２年度繰越分を含め290億9,619万8,000円と、通常予算の倍近くの予算になっています。今後の復旧・復興にさらに加速していくものと考えます。

その一方で、国においては、2020年度税収を下方修正されました。国税、地方税ともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響で企業業績の悪化により法人税収が大きく落ち込んだ影響からだと思います。今後、地方交付税にも影響が出てくるものと思います。

消費税については、税率の改正があり、令和２年は増収になっていますが、令和３年は、コロナ禍などの影響もあり減収になるものと考えます。令和３年度は地方税交付金、地方交付税などは安定した確保ができることから、あまり財政に影響はないものと考えます。ただ、国・県の災害支援については限定的であり、やがては通常の予算になります。今後の課題として、人口減少、豪雨災害、そして長引くコロナ禍による法人市民税、固定資産税、その他地方交付税などの減収により、令和３年度以降の財政運営は大変厳しくなるのではないかと考えます。

さらに、災害復旧事業債償還、地方債償還、新市庁舎建設事業費償還、その他起債などの償還、新市庁舎の維持管理費など、後年度起きてくると思います。交付税措置で実質負担額は抑えることができるかもしれませんが、将来の世代への負担になるものと考えます。

そこで、今後の財政計画についてどのように考えておられるのか、短期・中期・長期の

財政計画をできるだけ早く示すべきではないかと考えます。このことについてのお考えをお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

財政運営に関する御質問でございますけれども、本市では未曽有の大災害に直面した現実を受け止め、災害救助から被災者支援、災害復旧事業を速やかに実施するため、昨年の豪雨災害発生直後から令和２年度におきましては、議員おっしゃいましたように、14回に及ぶ補正予算を編成し、必要な事業費を確保するなど、予算措置、財政出動に努めてきたところでございます。

また、現在、被災市街地復興推進地域をはじめ、復興まちづくり計画を策定しているところでございまして、こちらにつきましても、災害復旧事業同様、国・県等の財政支援を受けながら事業を推進する体制を構築しなければならない状況にございます。

そのため、短期・中期、さらには長期を見据えた財政基盤づくりにつきましては、率直に申し上げて、災害からの復興や被災者の生活再建という、これまで経験したことのない市政の重要課題に柔軟に対応していくことが求められている現在の状況からいたしますと、財政計画という確たる形にし、運営をしていくということについては非常に厳しい環境にあるというのが実情でございます。

しかしながら、議員がおっしゃいましたように、先を見据えた財政運営の必要性につきましては十分認識をしているところでございます。その対策の１つといたしまして、令和２年度予算に計上した市債額が約74億円、令和３年度予算の約53億円、さらには、今後予定されます復興事業を考えますと、後年度増大する公債費償還等に備える必要がありますことから、令和２年度補正予算（第19号）におきまして、減債基金を15億円確保いたしております。

財政運営につきましては、令和３年度以降も、今しばらく、災害に起因する住民のニーズへの柔軟な対応等が求められるものと思いますけれども、将来を見据えた財政運営という命題を忘れることなく、その両立が図られるよう努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　コロナ禍の中、豪雨災害と、大変厳しい中において、令和２年度補正予算においては特別交付税24億2,000万円となり、減債基金として15億円を積み立てていただきましたことは大変ありがたく存じます。財政調整基金も１億円、応援団基金は５億円となっており、庁舎建設事業と災害復旧事業に係る償還がピークとなる令和５年から９年については、新市庁舎基金６億8,000万円と減債基金などで対応できるものと考えます。

しかしながら、償還は継続することから、今後の厳しい財政状況に変わりはないと思います。そのことを自覚しながらも、市民の皆様が安心・安全で豊かな生活が営まれるよう全力で取り組んでいかなくてはなりません。市長は、「市民に寄り添う」とよく述べられてお

りますが、どのようなことを考えておられますか。私は、市民の皆様から要望があれば全力で対応し、市として対応が難しいことについては県にお願いし、県においても困難な場合、国にお願いしていく、その姿勢こそが、職員の皆様、そして、トップである市長に求められる務めだと考えますが、市長はどのように受け止められますか。お尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えします。

私自身、高校卒業後、進学のため、ふるさと人吉を離れ、子育てを機に、また人吉市に帰ってまいりました。そのときに感じました私の子供の頃の人吉市のにぎわい、活気が失われつつある現状、これから人吉市で生きていく人たちのために何とかしなければならないという強い思いが、私の政治家の原点であり、また、そこに暮らす市民の皆様方の生活を守ること、そして豊かにすることが、これまでも、そして、これからも変わることのない私の使命であると思っております。

昨年の豪雨災害は、私自身、その使命を果たすために、国・県との連携をはじめ、あらゆる可能性を追求することが重要であることを改めて強く認識したところでございます。本市におきましては、今後、災害からの復興に大きく軸足を置きながらも、住民サービスなど、市が担う通常の事務事業等を並行して進めることになりますが、私自身、市民の生活を守るという決意に何ら揺らぎはないところでございます。

一方、行政は、法令遵守の中で公平性・公明性を保ち、国・県・市町村それぞれの役割がございます。行政の長である以上、法令等のルールを守ることは、私だけではなく、職員を含め課せられたもう１つの責務でもございまして、実は、その狭間での苦労も並大抵ではないものがございます。市政に係る困難な案件について、国・県に御相談をして進めていく旨の御指摘につきましては、私も十分理解をしているところでございまして、一自治体では解決できない問題や課題を、国や県につないで解決を図っていくことは首長として重要な役割でございますので、これからも県や国とのパイプをしっかり構築し、あらゆる課題におきまして国や県の御協力がいただけるよう努力してまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ぜひ、市長、頑張っていただくというか、務めとしてよろしくお願いいたします。

私も高校のときから九日町におりましたけど、昭和40年の水害の後に行ったんですが、あのときは、まだ昔ながらの九日町だったんですね。その当時はすごいにぎわいですね、ものすごい人出でした。ところが、途中から電線地中化になって、今みたいな状態になってしまいました。何が起きたかというと、通りはよくなったんだけど人が集まってこなくなったんです。私、書店にいたものですから、それまでは結構いいお店だったんですが、郊外に書店ができた途端、まず人が来なくなったということで、町なかはきれいになったんだけど人

が来なくなった。お店はどうかといいますと、昭和40年水害で受けた借金がずっと響いて、結果的には後ほど倒産ということになってしまうんですね。ですから、何がいいのかなと私、今、思っています。確かにきれいになるのはいいんだけど、何が残るのかなという気もしました。かえって、大分にある昭和のまちですか、あの雑然としたまちもいいなということも思ったし、きれいになるのもありがたいんだけれども、人は集まるのかなと。そうは言いましても、今の水害の後を見ますと、果たして、もとの九日町が復帰するのかなという不安も持っております。ともかく、市長、今後、いろいろな要望については、ぜひ頑張って、国・県によろしくお願いいたします。

次に、昨日、牛塚議員からも託されました、半壊の判定でも、中規模半壊にも該当しない世帯への支援策についてお尋ねしていきますが、牛塚議員から託されましたので、すばらしい回答を期待しております。よろしくお願いいたします。

このことについては、３月議会でも質問させていただきました。７月豪雨災害での半壊世帯に対する対応についてですが、昨年12月に施行された改正被災者生活再建支援法で、中規模半壊が設けられましたが、この制度にも該当しなく、支給要件を満たさず、対象外となっています。このことは、３月議会においてお尋ねしました。市長も記憶されておられるかと思いますが、私の質問が終わった後、被災場所なども分かっています、現在、国からも様々な支援をいただいており、国の方針もあることから、今後の支援に影響しないよう相談していきたいとの内容で話をお聞きしました。公式な答弁ではないとしても、私は大変ありがたく、大きな期待を持ちましたが、しかしながら、現在まで明確な支援も示されていただけず、時が過ぎていくばかりです。

そこで、半壊と認められても、中規模半壊と認められなかった審査基準20％台の被災家屋に対して、市独自の支援策を行っていただけるのか再度お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

昨年12月に改正被災者生活再建支援法が施行され、住家の損害割合が30％以上40％未満の世帯につきましては、新たに中規模半壊世帯として新たに支援金の支給対象となりました。３月定例議会の一般質問におきまして議員から御質問いただきました、現在、住家の損害割合が20％以上30％未満の中規模半壊の対象とはならない世帯に対する支援策の検討を進めているところでございます。支援策の内容につきましては、対象世帯の条件設定、財源確保や支給金額の検討を行っている段階でございまして、現時点では具体的にお示しすることができませんが、支援ができるだけ早く被災者の方々のお手元に届くよう準備を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　大変ありがたく受け止めるべきだと思います。検討を進めていただい

ていると、早く被災者の方に届けるようにやっていきたいということですので、これは十分期待を込めて。実は、私はあと質問を二、三枚用意していたんですけど、しません。これで、この件は一応、やっていただくということで、部長、よろしいんですね。そのように考えておりますので、あとの質問はいたしません。

それでは、豪雨災害後、自宅での生活が困難なことから、みなし仮設住宅や市営住宅での生活が続いておられる中、「雨が降ると怖い」「雨の音で眠れない」「階段の上りがつらい」など、様々な課題があっています。一部には、建設型応急住宅に転居できないかと希望される方もおられるようです。このことについて、お聞きになっていると思うんですけど、どのような対策ができるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

災害救助法に基づき、応急救助として供与される応急仮設住宅につきましては、災害により住家が全壊などし居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しまして、応急的・一時的な仮住まいを提供するものでございまして、就学・就労等の個人的な生活環境の変化による応急仮設住宅の住み替えにつきましては、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められません。

しかしながら、災害救助事務取扱要領において、緊急やむを得ない場合については、被災県において個別に対応して差し支えないとされているところでございまして、これまでも、熊本県と協議しながら住み替えの対応を行ってきたところでございます。

そこで示される緊急やむを得ない場合といたしましては、１つ目といたしまして、「家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合」、２つ目に、「建設型応急住宅への集約等、行政側の都合による移転など本人の責めによらない場合」、３つ目、「配偶者からの暴力であるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合」、４つ目、「エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低層階への転居などの場合」、５つ目、「入居後の健康悪化（重篤な疾病に限る）により、医療機関近傍への転居が望ましいことが証される場合」の５つのケースでございます。

また、その他緊急やむを得ない場合が発生した場合、そのようなケースにつきましては、事前に内閣府への協議が必要となりますので、熊本県から内閣府へ協議をいただいた上で個別に対応を行っているところでございます。

なお、被災者用市営住宅などの高層階にお住まいの方が階段の昇降が困難となった場合の住み替えにつきましては、建設型応急住宅が供与期限後には基本的には解体することとなっておりますことから、市営住宅の低層階の空きがあれば、そちらを優先して御案内するなど、住み替えの相談に当たりましては今後の恒久的な住まいの確保の観点も踏まえた上で対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　仮設に移る場合はいろいろな条件があるみたいで、柔軟性がなかなか難しいのかなと思うんですけど、今言われた中で、精神的に苦しんでいる方というのは上がってこないものですから、例えば、どうしても水害が気になって悩んでいるという方は、該当しないのかなと思ったりするんですよ。ただ、今の中で、市営住宅にいらっしゃる方、高層にいらっしゃる方は下のほうに移ってもらうというこのやり方は、非常にありがたいと思います。

逆に、市営住宅から仮設に移られたとして、仮設が取り払われて、また戻ったら、家賃の関係もありますので、そこら付近は、かえって市営住宅におられたほうがいいのかなと思うんですけど。急々で市営住宅に避難された方、それがどうしてもやっぱり高層階にいらっしゃる方が仮設に行きたいと言われるのは、やっぱり低いところが欲しいんですよね、そういった気持ちがあって言われていると思うんですけど、今のような説明をぜひやっていただきたいと思います。仮設に行かれたらこうなりますよとか、丁寧にお願いしたいと思います。先ほど平田議員からありましたように、仮設住宅は345世帯が332世帯になっているということだったですね。でも、仮設住宅は380戸造っていると思うんですね。だから、実際に空きがあるんですね。これを見たときに、どうしてもみなしにいても厳しいという方は、こちらに移っていただくのも方法と思うんですよ。だって、みなし住宅ですと家賃を補填しなくてはいけないでしょう。仮設に行ったらいいじゃないですか、空いているんだったら。ただ、全員というわけにはいきませんので、そこには基準が必要だと思うんですけれども、いずれにしましても、柔軟性を持ってやっていただいたら可能じゃないかなと。要は、被災に遭われた方に寄り添って対応していただくようによろしくお願いいたします。

次に、中核工業用地災害廃棄物仮置場についてですが、災害が再度起こってはなりませんが、今後のための検証としてお伺いします。まず、今回の未曽有の豪雨災害後の災害廃棄物仮置場として、１か所だけで問題はなかったとお考えでしょうか。私は、どうしても南北２か所に設けるべきではなかったのかと、今でも思っています。どのような検証結果になったのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

災害廃棄物仮置場の場所の選定につきましては、平成31年４月に策定した人吉市災害廃棄物処理計画において候補地としている人吉市第一市民運動広場、川上哲治記念球場に加え、同計画策定当時は工業用地として使用する可能性があるため除外していた中核工業用地についても発災時点で具体的な利用計画がなかったことから、処理計画の仮置場の絞り込み要件を満たすため、候補地として加え、検討を行ったところでございます。

検討の結果、今回の災害は、過去に類を見ないほどの甚大な災害で、市内浸水域各所に

膨大な量の災害廃棄物の発生が予想されたことから、それを受け入れることができ、重機による分別、保管が可能な、できる限り広い面積が確保できることを考慮し、災害対策本部と調整の上、4.5ヘクタールと一番面積が広く、１か所で災害廃棄物の受入れが可能な人吉中核工業用地が適地であると判断し、仮置場として決定させていただきました。

その後、災害廃棄物仮置場は７月６日に開設しておりますが、開設から２日目の７日から、場内改良のため開場を午後からとしたため、入口前に搬入車両が並び渋滞が発生してしまいました。特に７日は、高速道路人吉－えびの間が大雨による通行止めになったことにより国道221号に迂回する車と仮置場に向かう車で大渋滞となり、長時間お待たせした上に荷下ろしができずに帰られた方がおられる状況でございました。少しでも早く災害ごみを受け入れることを優先し、場内の改良と運営を同時進行で行うこととしましたが、結果的には、半日運営となったことで渋滞が生じ、混乱を招いてしまいました。

しかし、11日以降からは午前９時からの開場としたことや、迂回路による搬入をお願いしたことから、少しずつではございますが、渋滞は解消されていきました。また、さらなる対策としまして、畳のみ、家具のみといった単一品目での持ち込み車両を優先して受け付ける、いわゆるファストレーンを設置しました結果、ごみの分別・選別作業が効率化により滞留時間の減少につなげることが可能となりました。

また、１か所の仮置場の運営に集中したことにより、人材・機材などを集約することができたこと、そして、広い敷地を有効に活用し、モータープールの設置やゆとりのある荷下ろしスペースの確保を行ったことで、搬入の際の混雑の解消を図ることができました。

このような取組の結果、中核工業用地１か所での開設により効率的な運営ができたものと考えておりますが、開設の初期段階におきまして市民の皆様に混乱を招いてしまったことは事実でございます。被災者の皆様、近隣の皆様、交通利用者の皆様に多大な御負担、御迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳なく思っているところでございます。今回の経験を踏まえ、災害廃棄物仮置場の運営も含めた災害対策のよりよい在り方については、しっかりと検証してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、市長から、十分また今後も検証していくということなんですけど、先ほど述べられましたように、令和２年の人吉市地域防災計画書では人吉市第一市民運動広場と川上哲治記念球場と指定してあるんですね、令和２年10月ですけど。この中に、大量の廃棄物の排出が予想される場合に人吉市第一市民運動広場、川上哲治記念球場と書いてあるんですよ、ところがこれが機能しなかったんです。機能しなかったというか、今、市長がお

っしゃったように、最大限置けるところということであそこになったんですけど、私は計画自体が甘かったんじゃないかと思うんです。川上哲治記念球場は空いているじゃないですか。後で述べますけど。これ、じゃあ何だったのかなと思ったりするんですよ。防災計画を立ててあるんですから、これはもう少し考えてほしかったなと思います。

それと、市長はもちろん御存じでしょうけど、発災当時、被災された皆さんがどれだけ早く自宅から出したかったか、何とか自宅を早く確保したいということで、とにかく何でもかんでも出されたんですよ、市長も行かれたと思うんですけど、私も行きましたけど、「はい、これは畳ですよ」「これは電気製品ですよ」とできません。冷蔵庫の中身もぐちゃぐちゃですから、出してあるのは一緒くたなんですよ。それを分別するというのはなかなか大変です、それをお願いするのは。だから、皆さんまとめて持っていくんですね。あそこになったということで、皆さん、仕方なく持っていかれますけど、時間の制約があって持っていけない。何が起こったか、持ち帰り、渋滞、挙げ句の果てには勝手仮置場が増えてしまった。それのまとめとして、市民の大変な怒り、さらに忘れていけないのは、あの受付で職員の方は怒られているんです。こういったことが起きたんです。結果的には、あの方法が最終的にはよかったかもしれませんけど、至るまでに、職員の皆様、市民の皆様はもちろんですけど、皆さん大変な目に遭っているということは、市長、そこはよく理解していただきたいと思います。ですから、次回、あってはいけませんけど、そういったことが起きたときには、より慎重にやっていただきたい。

それと、もう１つ、ここは南北に橋がありますので、もし使えなかったらこちらも必要です。そういったことも理解していただきたいと思います。

次に、今、市長のほうから１か所と言われたから、聞いても仕方がないと思うんですけど、災害廃棄物処理に携わっていただいた業者の選定は市長がなされたのかをお尋ねします。結果的に随契で１業者になってしまいましたが、２か所、２業者という考えはなかったのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

災害廃棄物仮置場の運営業者の決定につきましては、発災後から９月までの緊急的な運営につきましては、熊本県を通じて災害協定を結んでいる熊本県産業資源循環協会に協力を依頼し、協会内で災害廃棄物仮置場の規模等を考慮の上、協議をされ、運営業者として有価物回収協業組合石坂グループの推薦を受けたところでございます。

市としましては、緊急性を重視し、推薦のあった有価物回収協業組合石坂グループと随意契約を締結することを市長が決定いたしました。また、10月以降の運営につきましても、仮置場の施設、機械が安定稼働している状況を踏まえまして、引き続き同じ業者が運営することで、仮置場の管理について切れ目のない対応が可能となるため、工期の短縮ができるとともに、仮設の事務所をそのまま活用できるなど、経費節減の面においても期待ができるこ

となどを理由に、引き続き石坂グループと契約を締結いたしました。

また、２か所の仮置場を２業者で運営を行うことにつきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、人吉中核工業用地１か所の開設で運用を行っていく方針でおりましたことから、検討には至っていないものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　分かりました。理解いたしました。

次に、市民グラウンドは、当初、災害ごみ置場としては使用しないとされていましたが、その後、土砂がれき置場として使用されました。なぜ変更することになったのか、副市長にお尋ねします。

○副市長（迫田浩二君）　御質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁しましたとおり、今回の災害では災害廃棄物の仮置場は人吉中核工業用地の１か所の開設で運用可能であるとの判断をいたしておりましたことに加え、人吉市第一市民運動広場は、発災当初は浸水のおそれや、多くのスポーツ団体が使用されている施設でもあること、また、災害廃棄物にはガラスや釘などが混入しており、それを取り除く必要があるなど、原状復旧に多大な費用と時間を要することなどを考慮し、災害廃棄物仮置場として使用することは考えていなかったところであります。

しかしながら、その後、８月１日から、宅地内堆積土砂直接排除事業、これは宅地内にあります瓦礫混じり土砂等を、市が直接排除する事業でございますが、これを進めるに当たり、土と瓦礫を分別仮置きをしておく一定の広さを持った場所が必要になってまいりました。場所の選定に当たりましては、公園や隣接町村なども検討したところでございます。公園につきましては、仮設住宅の建設が始まったばかりで、その時点ではどれくらいの戸数を建設すべきか判断ができない時期でもございましたので、仮設住宅の建設候補地とすることを優先といたしました。

また、隣接町村については、市内に活用できる市有地があるのであればそちらを優先すべきであると判断したところでございます。

また、原状復旧費用も、発災当初は補助対象となることが不明でございましたが、このときには補助対象となることが判明をいたしました。近隣住民の方や施設利用者の方々に御説明をし、御理解を得た上で第一市民運動広場を、令和３年４月まで、瓦混じり土砂の分別仮置場として運用をしたところでございます。

改めまして、御迷惑、御不便をおかけいたしました皆様方には感謝を申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　災害後の処理ですから、これは理解しなくてはいけないという気持ち

はもちろんあります。ただ、あそこまで潰してしまったことで、楽しみにされていた高齢者の方のグラウンド・ゴルフとかをする場所が全然なくなってしまったということで、せめてあそこは残しておきたかったなという気持ちを私は持ったものですから、何とか確保したかったというのがありました。そこは災害ごみの持ち場がなかったということで理解しなければいけないんですけど、御高齢の方から相談を受けたときには非常に複雑な気持ちで、何とかできないのかという気持ちでおりましたが、多少理解してまいりたいと思います。

それでは、市民部長に、中核工業用地の解体ごみの搬入について、関連でお尋ねします。現在、ずっと搬入されていると思うんですけど、人吉市の搬入時間は何時から何時までなんでしょうか。あと、休業等があれば教えてください。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

災害廃棄物仮置場の開場時間でございますけども、午前９時30分から午後４時まででございます。閉場日は日曜日、それから祝日となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　人吉市の場合、今お聞きした９時半から16時までなんですけど、球磨村にお尋ねしたら、球磨村は９時受付なんです。もちろん16時までなんですけど。こちらの業者の方に今朝も聞いたんですけど、朝、一番忙しいというかな、仕事をしたい時間帯に待機しなくちゃいけないと。中核工業用地自体は９時に開場されるらしいんです。９時に開場でも、受付が始まるのが９時半らしいんです。30分の空きがあります。球磨村の場合は９時から受付らしいんです。この朝の30分というのが、業者の方にどれだけ影響するかということなんですね。休みも、私が聞いた範囲では、人吉市は日曜と祭日が休みということで伺っています。球磨村の場合は日曜日のみなんですね。量からして、はるかにうちが多いかなと思いますから、もし変更が可能なら、業者側に立ってみたら、朝とにかく早く片づけたいというのがあるんですね。そこを検討していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか、市民部長。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

人吉市の災害廃棄物仮置場は、発災当初から約１か月間は開場時間を９時から16時までとし、大量の災害廃棄物の整理や搬出など、場内整理のため、毎週水曜日を閉場日としておりました。また、お盆に帰省された方が、被災家屋等の片づけをされることを考慮し、運営業者と協議の上、お盆までは日曜日も開場いたしております。

その後、令和２年８月16日からは、日曜日も閉場日とし、搬入状況等に合わせ、運営業者とも協議を行い、変更を重ねてまいりました。そして、令和２年９月14日から、現在の９時半から16時までの開場時間で、毎週日曜日と祝日を閉場日とする運営形態となっております。

また、９時半の開場までに排出に向けての整理、積込みや場内整理、安全点検などの作業を行っているところでございます。

まず、球磨村は祝日は開けていらっしゃるということでございますけれども、現在、祝日を閉場日としておりますけれども、ゴールデンウイークのときには、業者と協議を行いましてゴールデンウイークも――毎日ではなかったんですけれども、祝日も開場をした日がございます。今後も、祝日が続くようなときなどは協議を行ってまいりたいと考えております。

現在のところ、搬入状況等を総合的に判断をいたしまして現在の運用に至っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今後の仮置場の運営につきましては、現在、仮置場の搬入のほとんどが公費解体に伴う廃棄物の持込みとなっておりますので、今後、公費解体の進捗状況や仮置場の運営状況等を随時確認をしながら、必要な場合には開場時間等の変更も検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　部長、休みが多くなるんです、今年は東京2020で、祭日が。ですから、その分休まれたら増えますので、ぜひ御検討ください。

それから、持込みされる業者の方も、仕事の能率を考えると、やはり早く処分したいと、次の仕事に移りたいとありますので、業者の気持ちも理解していただいて、何とか検討してみてください。よろしくお願いいたします。

次に、災害復興住宅融資についてですが、この制度については、熊本県が推奨するリバースモーゲージ型融資と思いますが、どのような条件なのかお尋ねします。併せて、被災された皆様には、どのような方法で紹介されているのかお尋ねします。また、現在までのお問合せ件数と、この制度を利用して住宅再建に取り組まれているケースについてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

リバースモーゲージ型融資とは、住宅金融支援機構では災害復興住宅融資、高齢者向け返済特例として融資されている制度で、罹災証明書を交付されている満60歳以上の方が御利用いただけます。毎月の支払いは利息のみで、借入金の元金は、申込人が亡くなられたときに一括して返済するものです。住宅及び土地の売却代金で返済した場合、債務が残った場合でも相続人に請求はされません。なお、申込人の相続人が手許金で元金を一括返済した場合は、住宅及び土地を残すことが可能でございます。

熊本県がモデルケースとしている850万円の融資を受けた場合、月々１万5,000円程度の支払いとなり、さらに利子助成制度を利用されると、月々１万円程度の負担で再建が可能となります。

しかしながら、住宅金融支援機構の場合ですと、機構による担保評価額が融資の上限と

なりますので、一定の自己資金が必要になることに加えまして、土地と建物には抵当権が設定されます。

制度の周知につきましては、人吉市ホームページのほか、令和２年８月から、カルチャーパレスでの生活再建窓口で住宅金融支援機構のブースを設け、機構から職員を派遣していただき、相談業務を行っていただいております。相談窓口の案内につきましては、広報ひとよしでも定期的に周知を行っているところでございます。また、機構におきまして、相談窓口の案内を機構ホームページや熊本日日新聞、人吉新聞への広告掲載などにより周知をしておられるほか、発災後１年が経過する７月を目途に、各仮設住宅の集会所での相談会の開催を計画されているところでございます。

次に、問合せ及び申請件数につきましては、昨年８月から、カルチャーパレス生活再建窓口で住宅金融支援機構による相談会を開催しておりますけれども、本年５月末現在で開催回数は68回、相談件数は164件でございます。本市で被災された被災者の住宅金融支援機構への災害復興住宅融資の申請件数は30件、うちリバースモーゲージ型融資は２件でございます。

相談を受けまして、リバースモーゲージ型融資ではなく、お子様の協力を得て親子リレー返済や親孝行ローンといったメニューにより再建されるケースもございます。なお、リバースモーゲージ利子助成につきましては、本年５月末現在で１件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、紹介しました高齢住宅ローンということで、熊本県なんですけど書いてあるんですよ、災害公営住宅の最低家賃１万5,000円程度より安くなりますと書いてありますので、ぜひ勧めてください。

ただ、手元にこのようなチラシがあるんですよ。「災害復旧に便乗した悪質な勧誘、商法に注意」という、このようなチラシが出回っておりますが、今まで68回されて、164件相談があったということですけど、何らかの問題が起きているのではないかと思いますが、今日までどのような課題が起きているのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

リバースモーゲージ型融資の窓口は、本市におきましては住宅金融支援機構のみでございますため、まずは機構へ相談していただくよう案内しているところでございます。

なお、一部の業者が熊本県や住宅金融支援機構と連携しているかのようなチラシを配布していることにつきましては、本市としましても把握をしておりますが、業者の営業活動を制限することができないため、熊本県、住宅金融支援機構、本市の被災者支援対策課、消費生活センター及び地域支え合いセンターとも情報を共有しまして、熊本県建築士会人吉支部の無料相談の案内や、訪問販売における禁止事項、消費者トラブルの情報などを各仮設住宅

の掲示板に掲示し、注意喚起を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　被災をされた方が、また被害を受けないように、しっかりとよろしくお願いいたします。

被災された皆様に、今後、建設される予定であります災害公営住宅と併せて、高齢者向け新型住宅ローンについても、相談窓口とされるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

リバースモーゲージ型融資につきましては、申込期限が罹災日から２年となっておりますので、現在のところ、令和４年７月３日までございます。

災害公営住宅建設については、その期間までに完了は困難であるため、今後実施予定の各仮設住宅集会所での相談会などを中心に御案内し、災害公営住宅の入居相談でも御案内できればと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ぜひ、併せて、被災された皆さんに、いい条件の住宅の宣伝をお願いしたいと思います。

次に、災害公営住宅についてですが、建設に係る事業費の財源はどのようになるのか。また、建設地造成、災害公営住宅建設などについては、ぜひ、地元業者を最優先に行っていただきたいと考えますが、このことについてお尋ねします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

災害公営住宅整備に係る財源につきましては、国土交通省の社会資本整備総合交付金の対象となりまして、その補助率は、災害公営住宅の整備手法や自治体の被災状況により違いがございます。

まず、災害公営住宅の整備手法でございますが、大きく分けて３種類ございます。１つ目が、地方公共団体自らが設計、建設を行う従来型の直接建設方式、２つ目が、民間事業者等が自らの費用で設計、施工し、完成した住宅を災害公営住宅として地方公共団体が購入する買取り方式、３つ目が、民間事業者等が新築した住宅を地方公共団体が一定期間借り上げ、災害公営住宅として管理する借上げ方式でございます。

なお、熊本地震により被災した自治体が整備された災害公営住宅につきましては、およそ70％が買取り方式を採用されており、本市におきましても、工期の短縮、そして作業の省力化が図られます買取り方式を現在検討中ということでございます。

次に、災害公営住宅の整備に係る被災状況の要件でございますが、これは、被災地の住宅がどの程度被害に遭ったかということで、一般災害と激甚災害に分けられておりまして、

本市は激甚災害に該当するところでございます。

以上を踏まえた上で、国費補助の率でございますが、直接建設方式及び買取り方式の場合は、国が４分の３、地方負担が４分の１となります。借上げ方式の場合は、国が５分の２、地方負担が５分の２、住宅を建設する事業者への補助が５分の１となります。いずれの場合におきましても、地方負担分につきましては、地方債の対象であり、充当率は100％でございます。

最後に、災害公営住宅の整備に係る事業者の選定でございますが、被災者が安心・安全に住める住宅を整備すべく、よりよい提案を募集するため、公募型のプロポーザル方式を検討しているところでございます。議員御指摘のとおり、人吉球磨管内にも高い施工技術、知見をお持ちの事業者がいらっしゃることは存じておりますので、公募の際には、ぜひ御提案いただければと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　災害公営住宅には公募型のプロポーザルでされるということで、ぜひ、地元の業者の方も参加していただくようにお願いしたいと思います。

次に、これは県の事業ではありますが、昨年の豪雨災害で被災しました万江川堤防、山田川堤防の復旧対策はどのような状況にあるのか。また、長年の課題でもあります井ノ口町急傾斜地崩壊対策工事についても、現在、どのような方向性になっているのかをお尋ねします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

万江川堤防、山田川堤防の復旧工事、井ノ口急傾斜地崩壊対策工事につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に確認しました内容でお答えをさせていただきます。

議員御質問の、上原田町の万江川災害復旧工事及び鶴田町、紺屋町の山田川災害復旧工事につきましては、まず、さらなる被害拡大を防止するため、応急対策として今出水期前までに大型土のうや袋詰め玉石の設置を完了するとともに、河川巡視において重点的に被災箇所の確認を行うなど、水防警戒体制を強化しております。また、いずれの箇所にいたしましても、令和３年５月までに工事契約を締結し、梅雨明け後の着手を予定しているところでございます。

井ノ口町急傾斜地崩壊対策工事につきましては、本年度の工事発注に向け準備を行っているところでございまして、早期事業完了に向け鋭意努力してまいりますとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　被災した箇所を見るたびに、どうなるのかという気持ちでおりましたが、今の答弁で、５月に契約し、梅雨明けから工事に入るということですので、年内の工事が可能ということなんですね。それから、井ノ口の急傾斜地、これはずっと以前からの課題なんですけど、今の答弁の中で、本年度発注が可能ではないかということで、非常に明るいお答えをいただきました。ぜひ、そのようになるように、市のほうも協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最後になりますが、昨年、豪雨災害後、今日まで大変に御苦労いただきました職員の皆様に、改めて御礼申し上げます。本当に御苦労さまでした。被災されました職員もおられる中、市民の皆様にしっかりと対応いただきましたことは、大変ありがたく感謝に堪えません。まだまだ復旧・復興には時間を要しますが、今後も市民の皆様をしっかりと支えていただきますようよろしくお願いします。また、市民の皆様には、長引くコロナ禍、水害による厳しい財政状況により、ときには御期待に添えなく、何かと御不便をおかけすることも起こり得るかと存じますが、人吉市の現状に御理解いただき、皆様一丸となり、安心・安全で、明るく未来のある人吉市を共に目指していきましょう。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時21分　散会

令和３年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第４号）

令和３年６月14日　月曜日

１．議事日程第４号

令和３年６月14日　午前10時　開議

日程第１　議第45号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））

日程第２　議第46号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））

日程第３　議第47号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）

日程第４　議第48号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第49号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））

日程第６　議第50号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議第51号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第52号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第９　報第３号　令和２年度人吉市一般会計継続費繰越決算書の報告について

日程第10　報第４号　令和２年度人吉市一般会計繰越明許費繰越決算書の報告について

日程第11　報第５号　令和２年度人吉市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第12　報第６号　令和２年度人吉市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第13　報第７号　令和２年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第14　報第８号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

日程第15　報第９号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第16　報第10号　球磨川くだり株式会社の経営状況について（第59期決算報告書及び第60期事業計画書）

日程第17　報第11号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第18　一般質問

１．池　田　芳　隆　君

２．西　　洋　子　君

３．宮　﨑　　保　君

４．松　村　　太　君

５．犬　童　利　夫　君

日程第19　議第53号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）

日程第20　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程　議第54号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

３．出席議員（17名）

１番　松　村　　太　君

２番　徳　川　禎　郁　君

３番　池　田　芳　隆　君

４番　牛　塚　孝　浩　君

５番　西　　洋　子　君

６番　宮　原　将　志　君

８番　高　瀬　堅　一　君

９番　宮　﨑　　保　君

10番　平　田　清　吉　君

11番　犬　童　利　夫　君

12番　井　上　光　浩　君

13番　豊　永　貞　夫　君

14番　福　屋　法　晴　君

15番　本　村　令　斗　君

16番　田　中　　哲　君

17番　大　塚　則　男　君

18番　西　　信八郎　君

欠席議員（１名）

７番　塩　見　寿　子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	栗原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、７番、塩見寿子議員は欠席届が提出されております。これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第53号に対する議案質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

質疑を含めた一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、ただいまから質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　皆さん、おはようございます。３番議員、池田芳隆です。通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。今回は、１、災害時における支部と地域の連携について、２、くま川鉄道の復旧及び振興と今後の交通体系について、３、人吉市行財政健全化計画の進捗状況について、４、崩落の危険性がある地域への対策とその後についての４点について質問をさせていただきます。

まずは、災害時における支部と地域の連携についてを質問させていただきます。近年、台風の大型化、集中豪雨による浸水、土砂災害が予想されるなどにより、頻繁に災害支部が設置され、避難所が開設されています。この災害対策支部の役割はどのようになっているのか、質問をさせていただきます。

○総務部長（小澤洋之君）　皆様、おはようございます。お答えいたします。

災害対策支部におきましては、現在、東支部、西支部、川南支部、間支部、大畑支部、林・薩摩瀬支部、西瀬南支部、中原支部の８支部で支部運営を行っているところでございまして、その支部施設に８か所の指定避難所を設置しております。昨年度の豪雨災害を受けまして、今までは救護担当が避難所運営を行っておりましたけれども、今年度からは救護担当も支部員として統合いたしまして、人員配置の見直しを行った上で、各支部での支部運営及び避難所運営も行う班編成としております。

また、支部の役割としましては、所管町内会長等に設置の旨の連絡ですとか、被害状況の調査、危険箇所の把握、それから防災サポーターとの連携及び避難所の運営等を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　災害の被害拡大に伴いまして、以前からですね、避難所の指定はあったんですけども、どちらかというと被災後の避難所というのがイメージが強かったと思っております。私が記憶する限り、国民宿舎、老人福祉センター、能力開発センター、あと青井神社の参集殿であったり、各町内会の公民館というところが避難所に指定されていたような気がいたします。考えてみますと、今回の災害では、この指定された避難所というのがほぼほぼ浸水をしている状況ではあるんですけど、避難所の一つとしまして、公民館などは、二中の登り口も土砂災害の危険地域に指定されてますので、よく危険と言われるときに、ここの近辺の方が城本の公民館に避難をされていると、大雨のときもスポーツパレスに来られることなく、そういう公民館のほう、要は多くの方と接するのが苦手だということで、公民館を利用されてたという僕は記憶を持っております。

このお話もありましたけども、災害支部の運営の中で、災害避難所の運営や災害後の調査だけではなく、災害が起こり得る可能性がある場所を調査しているということで説明がありました。実際に、この辺りでしたら内水排除ができなくて浸水をするというところが多くありましたので、本部に報告をし、土のうを預かって、本部の方が動かれるんじゃなくて、支部の職員が土のう積みをしてたというようなこともあったと思います。本部の方はやはりこういろいろな全体的な災害の最中には指示をする、采配をする立場で、支部が動かなければならないと思っておりますので、連携がきちんととれてないと問題があったと思っております。

災害支部の在り方っていうのも変わってきておりまして、実際今はもう災害支部が統合されまして８か所ということなんですけども、その中で、負担が、基本は変わってないと思うんですけども、どちらかというと避難所運営、来られた避難者に対しての趣で、実際の現場の確認というのが建設部というか、そういう水防の担当部のところに任せっきりになっていて実際危ないのかなと思っております。

今度のその避難所の呼びかけにつきましても、今のように防災無線がない頃は、消防団のほうが積載車がなくて、広報なんていうのもできなかったんですけども、以前でしたらば一軒一軒事前に門戸を叩いて、危険な避難を要するような方たちには事前に回ってたという記憶もあるところでございます。しかし今、消防団員に関しましても、役所の職員が兼務をしているパターンが多く、火災と違い水害の場合は、どうしても役所の業務のほうが優先されてるところでございます。両方やることによって、昼間は災害の役所のほう、夜になると今度は消防団の対応ということで、一日中休む暇もなく職員の方がやってたということで、大変だったろうなと思っております。消防団の再編につきましては、初日、福屋議員のほうからいろいろ御質問されてましたので、なるほどと思いながら拝聴させていただいたところです。

災害時の要支援者の避難が重要な点の一つですけども、要支援者の状況は事前に確認して

いたと話をしましたが、福祉課が今管理をしている高齢者と要支援者の情報ですね。それはどのようになっているか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆さん、おはようございます。お答えいたします。

令和３年、本年５月の災害対策基本法の一部改正によりまして、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。本市におきましては、在宅の方のうち、一人では避難することが困難な方、家族や隣近所の方、地域に住んでる人の手助けを必要とするような高齢者、障害のある方、乳幼児、妊産婦、難病患者などを避難行動要支援者の対象としておりまして、本年５月末現在の登録者数は1,026人でございます。

この対象となる方につきましては、市福祉課窓口へ申請はもちろん、民生委員・児童委員や、くらし見守り相談員による地域の見守り活動の中で、本人が掲載に同意され申請された場合に、名簿へ登録するようにしております。この名簿への登録と要支援者の個別避難計画作成に際しましては、本人の申出により、緊急時の連絡先や避難の際の支援者、避難経路などを記しておりますので、避難支援等、関係機関へ情報提供するため、必ず御本人の同意を得ることとしております。避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供は、町内会長、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、消防署、警察署など、避難支援関係者で毎年５月頃に情報を更新したものを、出水期の前に情報提供を行い、平常時から確認いただくことや、災害時の声かけなどの安否確認、避難・救助などに御活用いただくこととしております。

また、災害対策本部をはじめ、各災害対策支部長へも情報提供しており、避難行動要支援者支援体制については情報を共有しているところでございます。

こうした避難行動要支援者の支援などを関係者で協議される場合、情報共有はできることとしております。なお、個人情報保護法に基づき、名簿等情報目的外の利用及び複写は禁止をしております。

しかしながら、災害により避難行動要支援者の生命または身体に具体的な危険が迫っている状況下におきましては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、またはおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するため、特に必要があると認めるときは、本市では避難行動要支援者などの同意を得なくても、支援される関係者に対しまして情報提供ができることとしております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　個人情報の問題は、本人また家族の同意など、あと、ふだんの情報の管理の仕方が問題だと思います。今、目的外使用のどうのと御発言ありましたけども、この要支援者のものに関してはこれ、目的外使用じゃないですよね。元々が災害の支援をするためにとられた名簿なので、災害時には目的外とかいうその前段自体がちょっと違うのかなと

思いました。もちろん、これを共有されて、被害に遭われないように使っていくということですので、関係機関とですね、これはもう重要なことだと思っております。

同意を得ているということですので、私からお願いというか、まだ各家庭に防災無線が届いているわけでもないし、今まで言われているとおり、雨の際には音が取りづらい、防災無線について言われていることですので、要支援者に、かなりまた問題があるかと思うんですけども、支部員や消防団員等、関係の皆さんで一戸一戸、「どうされますか」というのはやっぱり確認しておく必要があるのかなと思うんですけども、そういう状況確認というのはやっぱり難しいものがありますか。お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

お尋ねの件につきましては、やはり個人個人の考え方がございますので、なかなか大変難しいところでございますけれども、なるべく情報については、町内会長さん、民生委員・児童委員さんのほうからいただけるようにはしておりますので、そこで対応できればと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　個人情報っていうのが、いつも何かなあって、それがハードルになってしまって、逆に助けられないっていうところがありますけども、先ほど各関係機関と連携をとりながら対応していくということですけども、いつもこれ言われてますけども、防災ラジオの配布とか、今現在、総務部としてはどういうふうな状況になっているのか、再度確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

防災行政無線のアナウンスが聞こえにくいということで、今回豪雨災害後にかなりの多くの方の声をいただいております。今年度におきまして、本市からの情報を確実に周知できるよう全世帯に対し、防災ラジオの配布を計画しておりますけれども、まず被災された世帯については、６月中にまず配布をしたいというふうに考えております。残りの世帯については、ちょっと遅れますけれども、今年中には全ての世帯に防災ラジオを配布したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　情報の提供というのが大前提となりますので、早急な対応を健康福祉部、また総務部と連携を取りながらお願いしたいと思います。

私、12月の一般質問で危険箇所にカメラの設置をどうかということをさせていただきました。そのときに総務部長から、「人吉市独自で河川カメラなどの設置を検討しなければならないというふうには考えております。ただし、河川監視カメラについては、設置費及び維持

費にやはり多額の費用がかかりますので、国や県による設置を強く要望し、必要以上に市財政に負担がかからぬよう、方法を探ってまいりたいと考えております。」と回答を得たところでございます。宮原議員も初日に監視カメラについて質問をされてるんですけども、実際この監視カメラで見えない部分、内水排除して避難路自体に不都合がないかという確認をする方法ですね、これ以前災害支部が担当してたということをお話しましたけども、実際業務過多になり、そういう災害支部が危険箇所を回るというのがかなり難しいのが現状かと思っております。ですので、今消防団が広報活動もやっておりますけども、その際に、危険箇所を写真なり撮って、メールで本部・支部に報告をする。また、元消防団員、私みたいな元消防団員にここの危険状態についてはどうなっているかというのを常日頃、災害時には見てほしいということを協力を依頼して消防団員同様にメールをしてから報告をするという、要は監視カメラは川だけではないわけなもんですから、一級河川、二級河川ですね、国・県が監視するところではなくて、避難、危険な地域というのは多々あると思います。土砂崩れにしても見えない部分というのがありますので、そういうところを報告するシステムですね。

ネットを見ますと、実際に７月４日のときの状況を見ますと、多くの方がインターネットに「今、こういう状態なんですよ」ということで、ＳＮＳで報告をされておりますので、そういうシステムづくりができれば、災害本部自体も情報を早く収集することができて、次の一手ですね、次にどういうところに避難を誘導しなきゃいけない、どういうふうにしていかないとというのがすぐ入ると思うんですよ。こういうシステムづくりっていうのができないかなと思っているところです。もちろん、そういうところっていうのは危ないところなので、危険が伴っているところなので、早く避難をしてくださいという何か危ないときにはその見た人も避難をしてくださいっていうのも前提条件にはあるかと思うんですけども、そういう情報の収集というのが今回、避難をする方にとって、なぜ避難をしなきゃいけないかというのが分からなかったというところがありますので、本部として、そういう新たな情報収集システムというものはないものでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

危険箇所の情報収集としまして、現在、Ｇ空間システムの災害掲示板を本部、各支部、人吉警察署、人吉下球磨消防組合と情報共有しながら運用しておりますが、そのシステムの中に情報収集システムというものがございます。このシステムは、タブレットやスマホ等により、現場写真や危険箇所を撮り、システム上にアップすることができ、災害対策本部にて情報共有ができ、位置情報も確認がとれるシステムとなっております。現在、運用ができるように各支部に操作説明等を行い、今期から運用を行ってまいりたいと考えております。

また、議員から御提案いただきました支援者ですとか、例えば消防団等から情報収集をするシステム、そういったものの構築につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　やっぱり、避難行動を起こすのに、７月４日の状況として、ここは大丈夫だろうという安心感ですね、そこから動きが遅かった。でも周りがどういう状態かという情報が早く分かっていれば、今回も７月４日、九日町側よりも30分、１時間遅れて薩摩瀬が浸水するわけなんですね。だから、もし九日町が浸水してて、これ以上ひどくなるというのが薩摩瀬側の人が分かっていれば、薩摩瀬側の人は早く逃げれるわけなんですよね。そういう情報さえ持っとれば。だから、そういう情報収集と報告が皆さんに通じるように、ＳＮＳなり何なりというものが活用できればと思いますので、ここは対応をお願い、一人でも助かるためにはそういう情報の収集についてはお願いをしたいと思っております。

では、次の質問に移りたいと思います。くま川鉄道の復旧及び振興策と今後の交通体系について、質問をさせていただきます。

先日の全員協議会の中で、復旧状況及び支援についての報告をいただきました。流出した球磨川第四橋梁の橋桁及び橋脚が５月までに撤去が完了したこと。11月頃、肥後西村―湯前間の部分運行を目指すことなど、ちょっと希望が持てるお話があったと思っております。また、今年度の支援3,068万5,000円の補正案というのも出たところでございましたが、これもくま川鉄道及び職員の皆さんの一生懸命な御努力で前に進めたのかなとは思っております。

ところで、そもそも論としてお話をお伺いしたいと思います。ＪＲ湯前線を第３セクター方式にしてまで、くま川鉄道を市として保存させた理由は何なんでしょうか。お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

くま川鉄道は、旧国鉄時代の昭和62年の２月に現在の前身である湯前線が特定地方交通線のバス転換になるのが適当とされた鉄道路線と選定承認されたことを背景にしまして、沿線地域で存続運動が展開される中、地域住民の支援もあり、行政と民間で出資する第３セクターでの存続が決定され、現在に至っているところでございます。私も市役所に入って間もない頃でしたが、くま川鉄道の基金のための寄附金や拠出金が集められていたことを記憶しております。当時、早い段階から、様々に湯前線の存続か否かについて議論がなされているようでして、当然バス転換についても検討がなされましたが、次の理由により、第３セクターでの存続が決定されております。

まず当時、人吉球磨の市町村が一体となって、人吉球磨モデル定住圏構想を計画し、観光開発や地域振興の諸施策の推進を図っているところでございましたが、湯前線は人吉球磨地域の中央部を走り、沿線地域を結んでおり、これらの地域振興を実現する上で基幹的交通機関の基幹として欠くことのできないものであること。２つ目に、沿線には当時５つの県立高校がいずれも駅近くに存在しておりまして、全学年数、約4,700名の内、約36％に当たる約

1,700名が湯前線を利用して通学していることから、通学あるいは一部通勤路線といった性格を有しており、定時性、大量輸送性、コスト面からもその存続は不可欠なものであることと判断をされたことになります。

以上のような背景、理由によりまして、昭和63年４月22日の湯前線対策協議会におきまして、湯前線を鉄道として第３セクターで残すことが、決議をされたところでございます。その後、平成元年10月１日にくま川鉄道として運行を開始しております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　当時、５高校の生徒数が4,700人、利用者が約1,700人というお話ですね。本当に十年一昔、30年ですのでもう三昔の話ですね。この最大利用者である高校生も今激減してると。４高校にもなりましたけども、先般の一般質問等々でも何度となくお話をさせていただいてるんですけども、今年の子供の入学者数650人ですね。これ募集定員が940人に対して650人、７割を切ってます。ですので、この数字から算定してみますと、大体今、４高校で2,000人、4,700人のときに1,700人の方が利用されてて、2,000人だったらその数字なら600人か700人ぐらいの利用者、全然もう30年前と前提が違ってくるわけですよね。もちろん、ほとんどの方が車を利用されてて、通勤経路として今くま川鉄道を利用されてる方ってどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。これ、まずは本当驚くようなことが、これだけまた子供が減ってきてということであるならば、今４高校というのがいずれ３高校というのも視野に入れとかなければ、自治体として入れとかなきゃいけないのかという危惧もありますが、これは別といたしまして、今回四十数億円ともかかる復旧費用ですね、これが国から出るからオーケーだ、よかった。それで終わらせてしまっていいものかと私は思うんですよね。長年の赤字決算、初年度以降はずっと赤字ですよね。ずっと積立金、基金もなくなって、今各自治体の負担金、復旧してもまた負担金をずっと払っていかなきゃならない。やはり、長年の赤字決算をいきなりどんとゼロになるような施策というのはもう、今まで30年間やってきて何も起こらなかったということですので、それを望んでも大変難しいものかと思いますけども、いろんなことを今からやっぱり30億円かけた40億円かけた、元の形に戻った、それでオーケーではやはり、それも税金ですから、次の世代に残す、結局毎年負担金を払っていくということは次の世代に負担を残すということになりますので、いろいろな考えをしていかなければならないのかなと思ってます。バス路線、くま川鉄道と同じように湯前発人吉行というのが、農免道路というんですかね、北側と南側を走ってて、全部真ん中に走ってる。これでは活用、どれかを選べばいいみたいな形で、活用っていうのがどんどんなくなってくるかと思うんですよ。これはまあ、人吉だけに限るんじゃなくて、町村の方にお願いしていかなきゃならないんでしょうけども、やはり駅に集約するようなバスの路線を走らせて、くま川鉄道を使っていただいて次の目的地に、次の目的地からまたバスで移動する。もちろん

利用については統一料金とかですね、都会へ行けば、乗ればそのまま乗り継ぎでずっと行けるというのがあるわけですから、そういうシステムづくりとかいろいろ問題があるかもしれませんけども、そういう活性化をさせる方法というのを考えていかなければ、一緒になって考えていかなければならないと思うんですけども。利便性を上げるっていうので便数を増やすというのもあるんでしょうけども、元々の考え方を変えて、交通体系変えていかないと、30億円かけてやった、それでも一緒だということであれば、思うんですよね。実際、あさぎり町議会がちょっとストップをかけたという話でしたよね。今回のくま川鉄道の復興に関して。一応今、足並みをそろえていただいて、やるということになったわけなんですけども、この再構築についての検討というか、もちろんされてると思うんですけども、再度確認させてください。どういうふうにまたやっていくか。お願いしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

くま川鉄道は、開業当初から30期連続で経営赤字が続いておりまして、当初の約20年間基金の運用利息によって、その後現在に至るまで、損失分等を沿線自治体10市町村による経営安定化補助金により補っております。今回、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業費補助金を活用して復旧する前提といたしまして、鉄道施設に係る上下分離方式の導入が決定されました。この方式は、一般的にはこの形態により安全性と事業の効率、活性化が図られ、経営が安定・強化されるとされております。また、鉄道施設整備に対する補助金のかさ上げが図られる鉄道事業再構築事業の活用も今後検討してまいりたいと存じます。

くま川鉄道が長期的に、安全に安定した運営を行っていくために、会社の自助努力はもちろんのことでございますが、関係機関の連携のもとに様々な支援、特に利用促進ですが、乗る必然性の創出とか、自転車観光との連携等、そのようなことについて、引き続き検討してまいりたいと存じます。

また、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすべく、人吉・球磨地域公共交通計画を今年度に策定をいたします。バスやタクシーといった既存の公共交通サービスと地域の多様な輸送資源をどう効率化し、経費を削減していくかという大きな課題に対して、基本理念を掲げまして、課題解決に向けた対応方針、施策等を盛り込むという計画でございます。

今後の人吉球磨地域の社会・経済の基盤となる計画でございますので、現計画の評価、検証を十分に行い、当地域に予想される将来人口形態を踏まえ、さらに、くま川鉄道が今後策定する中長期の経営安定化を図る計画とも調整を図り、沿線自治体、交通事業者、関係機関、そして住民の皆様とともにつくり上げ、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保してまいりたいと存じます。

また一方で、モビリティ・マネジメント、これは過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていく、一

連の取組のことを申しますが、こういった考え方、視点も持ちながら、取り入れながら、当地域における最善の交通施策を引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　鉄道と地域の関連で、鉄道がなくなった地域は急激に衰退するという話も聞いております。くま川鉄道と連結するＪＲ肥薩線がまだどうなるか、確実なものが出ておりません中、今回はくま川鉄道は残すということで自治体全部が意見一致してなったと思います。

今後のくま川鉄道の位置づけですね、市長にとってどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

くま川鉄道を復旧させる方針を決定した背景には、取締役会において広く深く議論させていただきました。最終的には、定時性、大量輸送性、コスト面など、また大正13年に開通し、人吉球磨地方の生活を守り、住民の移動手段として地域の産業経済の振興と教育の向上に多大の役割を果たしてきた背景もあり、くま川鉄道は引き続き必要であると判断しました。当然、取締役である沿線自治体の首長も、復旧費のほか、継続的な財政支援が必要なことを踏まえての判断であったと認識しております。また、今回、国の支援や県の関わりといったものが関係自治体の決意を大きく後押しするものになったことも大きな理由の一つです。

このように、地域で支えなければならないくま川鉄道ではありますが、御指摘のとおり、様々に課題を抱えているのも事実で、いかに経営安定化を図り、持続可能な輸送サービスを提供するのかが今後重要になってまいります。もう少し視野を広げますと、圏域の公共交通を持続可能とするため、くま川鉄道を軸にどう整理できるかといったことが厳しく求められることになると考えています。

そこで、これまでも事業の転換期や事業の節目を捉えて、経営安定化のためのスキーム等が示されてまいりましたが、今回はさらに関係各位、圏域住民の皆様に御支援をいただける将来計画を示す必要があると存じます。圏域の振興という点でも、地域に鉄道がある強みを生かし、付加価値を付けることで、高校生の利用に限らず、これまで以上に一般の利用や観光での利用増を図り、地域一帯で知恵を絞り、くま川鉄道を存続させたいと存じます。

また、事業の波及という点では、議員が御心配のとおり、肥薩線の復旧いかんは観光を軸とした本市圏域の浮揚にとって最大課題の一つです。くま川鉄道の再開をもってＪＲ九州様にも大きくアピールしたいとも考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　復旧に関しては、本当いろんな判断があったと思います。復旧すると

決めた今は、人吉球磨の中心のリーダーということで、市長には皆さんを引っ張っていただいて、先々子供たちに、この残したことが負担にならないように、今その大事な時期だと思いますので、一緒になって頑張っていけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に参りたいと思います。発災前から問題になっておりました人吉市行財政健全化計画ですけども、発災によって、若干優先順位が変わってきたのかなと思っておりますけども。昨年は、災害復興のためにこの財政調整基金の残額がほぼほぼゼロというような数字の報告があったところですけども、ただ今年は、減債基金が15億円ですか、積み立てられるということで予算のほうは計上されてたと思っております。その他、基金の状況について、どのようになっているのか教えてください。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

基金の御質問でございますが、一般会計に関するもので財政調整及び特定目的で保有額が大きいものにつきまして、令和２年度末時点での基金保有額をお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金でございますが２億８万円、減債基金が16億5,556万円、市庁舎建設等基金が６億7,676万円、人吉応援団基金が８億4,813万円、それから奨学基金が9,817万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　昨年度はふるさと納税なども好調で、若干あったのかなと思って、皆様の御支援のおかげでいろいろなところがあったのかと思いますけど、財政状況が、発災後でございますので、いきなり好転するということは思ってはおりません。

これで、市長にお尋ねなんですけども、今期、４年間の折り返しですね、後半になってまいりました。災害によって、思ったような事業計画というのが進んでないというのも理解した上でのお尋ねでございます。行財政健全化計画に向けてのまず２年間、任期中ですね、そこにおいての短期計画、そして今の小学生、子供たちが大人になったときにどうなっているのかという中期的な財政計画、市長としては描かれているのか教えてください。子供たちに負の財産を少しでも残さないためにどのようなお考えか、教えていただければ幸いでございます。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先週の大塚議員の一般質問に総務部長がお答えいたしましたように、本市におきまして今、最も優先すべき市政の課題は、被災された方々の生活再建支援から、市全体に及ぶ災害復旧・復興であると捉えております。併せて、本市の財政を取り巻く環境を見たときに、将来的に持続可能な市政運営を行うためには、行財政健全化も並行して進めていく必要があることは、議員もよく御承知のことと存じます。行財政健全化に向けて、今後10年を見据え、ど

う事業展開していくのかと、また、私の残りの任期を含め、御質問をいただきました。２年弱という期間で申し上げますならば、本市の中長期的なまちづくりのビジョンである第６次総合計画を含めた推進体制の見直しが必要であると思っております。その具体的対応としましては、現在策定を進めております復興まちづくり計画と総合計画を照らし合わせ、復興に必要な、あるいは後押しするような事業を推進する一方、復興推進への直接的影響が薄い事業につきましては、短期的に中止・休止などの精査を行うことになろうと思っております。一例を申し上げますと、昨年の豪雨災害により、昨年度から多額の災害復旧事業を実施しておりまして、後年度の公債費負担の増加が予測されますことから、その抑制策としまして、災害からの復旧・復興以外に関する起債事業の事業量の縮減も必要であると認識しております。次世代を担う子供たちに、負の財産を残さないための行財政健全化に止まることなく、10年後には災害の傷跡も癒え、被災された方々だけではなく、全ての市民の皆様が平穏な暮らしを取り戻し、次世代に継承できるまちとなるよう、将来を見据え、現在における災害からの復旧・復興と行財政健全化の両立という困難な行政課題に対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　本当、スクラップ・アンド・ビルドではないんですけども、中断をしなければならない事業というのもあるかと思います。これはもう、市長として思い描いたまちづくりを途中休止しなきゃならないなど、苦渋の選択だとは思いますけども、やはり優先順位であるし、また将来のこと、長いことを見据えていただく必要がありますので、これは足元を見据えてですね、一緒にこれも頑張っていきましょう。よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移らさせていただきます。崩落の危険性のある地域の対策、その後についてを伺います。

この件はですね、１件は令和元年９月で、本村議員から質問をされた馬氷川左岸、球磨川合流点についてです。前回、建設部長のほうからですね、答弁されてたんですけども、今回、昨年の７月豪雨で状況というのがやはり変わってきたかと思います。私も何度となく見には行ってるんですけども、豪雨以降、かなり崩落状態がひどくなってるかと思いますので、昨年同様の、また水が来た場合に、そこの当該住宅ではなくて、ひょっとしたらもうその奥のところまで被災する可能性っていうのも今後出てきたのかなと見るところでございます。まあ、急々に変わったとは思いませんけども、今後の、何か支援策が変更というか、見えてきたらば教えてください。お願いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、お答えをいたします。

馬氷川と球磨川の合流地点にございます御質問の地区につきましては、令和２年７月豪雨による被害が大きかった地区の一つでございまして、馬氷川左岸の宅地造成地には15軒の住宅がございます。全ての住宅が全壊判定を受けた地区でございます。昨年度は、多くの災害住宅と並行いたしまして、事業の実施に向けて調査・検討を進めておりましたが、当該地区の被災状況は甚大であり、地区の住民15軒のうち、約半数を占める８軒の住民の方につきましては、現在も仮設住宅等へ避難をされており、また公費解体・自費解体の申請もされているところでございます。公費解体・自費解体を申請された８軒に対する聞き取り調査では、現地での再建については検討中、若しくは現地再建はしないといった意見をお伺いしているところでございます。

令和２年７月豪雨の被害を受け、地域の実情がそれ以前とは大きく変動しております。今後、復興まちづくり計画の策定に向けた重点地区における地区懇談会の実施等で、住民の皆様の御意見を伺いながら、住民の皆様に寄り添った地域への支援策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　「知らなかった」では、今回もう済まない場所ですので、必ず協議の上、そこの住民の方の安心安全に向けて対応をお願いしたいと思います。

続きましては、西瀬川北地区に流れる御溝川の改修についての、またこれも建設部の質問なんですけども、球磨川支流に関しましては、さきに他の議員から質問をなされてるんですけども、再度、御溝川の氾濫について、ちょっと質問させていただきたいと思います。御溝川と言えばどうしても瓦屋地区ですね、あちらの浸水のほうがイメージされてるかと思うんですけども、実を言うと長年、薩摩瀬地域、西瀬川北地域においても浸水というのが出ております。二次放水路ができますので、少しまた状況というのが今後変わってくるのかなとは思うんですけども、例年、この西瀬川北地区の浸水、内水排除というものは悩まされているところで、先般、ＮＨＫの番組の中でも、７月４日の水害のときに亡くなられた事案というのが放映されております。普通にこれも、どちらかというと確かに大水で流れたのではあるんですけども、実際そこのところの浸水というのは50センチメートル程度だったそうです。それでも足元をとられて亡くなられたというのが番組の中で放映されております。ですから、以前から、本当よく浸かるところだったもんですから、大変心配をしてたんですけども、そういう事件が起きた。それから１年たちますけども、先般、日曜日が町内の下薩摩瀬の一斉清掃のときだったんですけども、御溝川を見られていて、「１年たっても何も変わってない、また同じような災害が起きるのではないか」、「少しでも掘ってあれば安心するんだけども」という意見を聞いたところでございます。

まあ、本当、まず改修ですね。どういう計画があるか教えていただけますか。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

御溝川の管理者が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局に確認しました内容をお答えいたします。

御溝川につきましては、下流域で発生する越水被害の軽減を目的としまして、現在、整備効果の高い御溝川二次放水路の整備を推進しているところでございます。御溝川本川の改修計画につきましては、議員御指摘の区間も含め、本放水路の整備効果を検証しながら検討してまいりますということでございます。

本市におきましても、県と連携し、事業推進に向け務めるとともに、地域住民の皆様の安心安全のための要望を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　薩摩瀬５号橋というところがあるんですけども、そこの改修が平成16年、今から約20年ほど前の改修で、そこで終わってるんですよ。実を言うと、それよりも上流部分というのが全然改修がされなくて、事故があったところです。で、下流部分についても先ほど言いましたとおり、まだまだ全然道路も堆積土砂が取ってないということで、地域住民の方は心配されております。

今回は、御溝川ということを出しましたけども、実を言うと、出水川の近隣に住まれている方に関しても、近いところが、本当出水川の隣に住んでらっしゃるんですけども、その災害前のときに改修を県のほうにお願いされたんですけども、そこも結果、災害が起きたせいかもしれませんけども、１年間何も動いておりません。今でも不安だっていうことを言葉にされてます。ですので、本当、災害に対して復旧、１年間ある意味、地域に住んでらっしゃる方にとっては変わってないというところがありますので、国・県とですね、御対応いただければなと思っております。

すみません、最後です。今回被災して、住宅地が変わってきたと思います。新しいところに生活環境を求める方ということで、今まで住んでなかったところに家がどんどん建ってきたとか、いろんな安全安心を求めて環境が変わってきてるかと思います。変わってきたことによって、今までと違った生活様式、車が増えたりとか、子供たちが増えたりとか、いろんなものが変わってて、住んでた人たちも人が来るのはありがたいんだけども、より車、道路等が混んで、狭いところに家が建ったことで人が増えたことで、より交通の量が増えて危険だという御心配をされてる方もいらっしゃるところでございます。例を挙げるとするならば、福助株式会社、下原田町のですね、あそこの南側にあるんですけど、その道路がやはりちょっと、以前から相談はされてるみたいなんですけども、危険な状態ということで、心配をされてるところでございます。そういうところに限らず、新しい生活環境になったところで、道路の環境というのがかなり重要になってくるかと思うんですけども、それについての改修

計画というか、道路の計画というのがあれば教えてください。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

人吉市内を構成する道路網は、県が管理する主要幹線道路、市道、里道等でございますが、幅員が狭い道路などは市内一円に網羅しており、緊急車両等が通行できない市道は、社会資本整備総合交付金等を活用し、道路拡幅事業に取り組んでいるところでございます。

現在は、復興まちづくりに向けた地区別懇談会が開催されておりまして、避難道路の整備や確保についての御意見等、各校区市政懇談会の御意見等を参考にしまして検討してまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　まちづくり復興計画、それってある意味被災されたところだけなんですよね。ところが、新しく家が建ってるところっていうのは、それ以外のところに家がどんどん建ってて、住宅が密集してきてるというところがありますので、そこはバランスよく、それだけに頼るわけではなくて、そういうところにも目を向けてくださいというかですね。要は、被災しなかった３分の２の地域にも住民サービスというのが重要になってくるかと思います。

被災して１年、多くの方がまだかまだかと、どうなるのだと、いろんな部分で要望であったり、心的不安を抱えて１年間を過ごされてこられたと思います。いろいろ、今お話を聞いてる中で、やはり国・県にお伺いを立ててみたいな形で、財政問題、独自で判断ができない、確かに国・県のものではあったとしても、独自で自分たちで動けないというのはやはり財政に問題があったのかなと思います。

いろいろ、基金というのは先々のための基金ではある、今の事業というより先の事業ですね。何かやっていくだけの緊急的な部分というのも多々あるかと思いますので、先ほど言いました財政健全化計画と併せて、地域の復興に関して、職員の皆さんと意見を交わしながら、また地域の皆さんと意見を交わしながら、この議場の中で、少しでも一歩でも前向きに進めますよう努力していきたいと思いますので、共に、ほかの議員も言われております、共に頑張っていきましょう。

以上、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。５番議員、西洋子です。

通告に従い、早速質問に入ります。今回の通告は、避難、マルチハザードタイムライン、遊水地の３点です。

御承知のように、災害対策基本法の改定が５月に行われました。同法を概観すると、とりわけ早期避難の重要性を強調している点に特徴があります。この改定は、昨年７月の豪雨を体験した私たちにも十分に納得できる内容だと思います。その中には、一人暮らしの高齢者や体の不自由な方など、支援が必要な方の避難方法を具体的に定める個別避難計画の策定を努力目標とする内容も盛り込まれています。

そこで、まず初めに、避難と密接な関係にあり、今後災害時に重要な役割を担うであろう自主防災組織のことについて質問いたします。組織率や活動内容などの状況をどう把握されているのか、また、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、自主防災組織の組織率でございますけれども、市内全町内会で組織設置しておりますので、100％でございます。それから、町内の活動といたしましては、毎年自主防災組織活動状況等調査というのを全町内会長にお願いしているところでございまして、今年度はまだ調査を行っておりませんけれども、昨年の結果で申し上げますと、各町内自主防災組織で要配慮者について把握をされている自主防災組織が45団体でございます。私たちといたしましても、要配慮者の把握というのは大変重要なことであると考えております。

今後でございますが、今年度採用となりました地域防災官の活動といたしまして、自主防災組織体制の強化を進めまして、自主防災組織を含めた地区防災計画書の作成を通して、説明会などを行ってまいりたいということで考えておりまして、主に地域防災官については、そういった自主防災組織の活動強化に取り組んでいただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　組織率が100％、すばらしいですね。そのうち、要配慮者を把握ができてるのが45団体、町内会は91ですから、約半数です。この数字から、状況把握と言いながら、実体ではなく、県の調査結果の数字を把握しているに過ぎないのではないかということがうかがえます。何かに取り組むとき、温度差という言葉をよく耳にしますが、一番温度が低かったのは市ではないですか。低かったと過去形で表現したのは、今後は高くなるという期待からです。初の設置は平成17年度。15年が経過しました。当初から何がどう変わりましたか。充実してきていますか。この15年を振り返り整理することで、遅々として進まない組織づくりの問題点も見えてくると思います。

先ほどの答弁の中に、要配慮者とありましたが、避難をしたくてもできない方、ちゅうち

ょする方、諦めてしまわれる方などいらっしゃる現実があります。そういった方はどんな立場の方なのか、その理由として考えられるのはどういったことがあるのか、避難をしていただくためにどういった働きかけをされるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

避難所へ行けない方々の理由といたしましては、議員がおっしゃいますように、身体の不自由な方や障害のある方だけではなく、医療・福祉だけの視点では判断できない様々な問題を抱えていらっしゃる場合があると存じております。

広い意味で災害弱者と言われるような方であっても、避難行動要支援者に含まれない方につきましては、市において事前に把握したり、避難の支援を行ったりすることはなかなか難しい面がございます。したがいまして、その方の御家族や御友人、近隣住民の皆様のお力をお借りせざるを得ないものと存じております。

災害発生に備え、御家族、御友人や近隣住民同士でお互いの防災情報の入手方法や周知方法を御確認いただくとともに、避難行動に関する御本人の意思を確認していただくなど、平時から共助について行動確認をお願いしたいと存じております。もし、避難に際して、何らかの支援が必要ということであれば、民生委員・児童委員や町内会にその旨を御相談いただき、情報の共有を図っていただければと存じます。

市といたしましては、避難に関する情報は迅速かつ的確に発信したいと考えておりますので、指定避難所の受入体制や福祉避難所の拡充について、一層努力をしてまいる所存でございますが、限られた数の市職員が、避難に際し、支援が必要な方のもとに赴くまでには相当の時間を要することが考えられますので、自助・共助が必要になると考えております。

市民の皆様におかれましては、平時から自身の行動と地域で協力し合う体制づくりを確立するなど、もしもに備え、必要な行動の確認と自らの命を自らで守る取組の確認、実践をお願いできればと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　答弁のように、要支援者リストに登録されていない方の把握や支援はデリケートな問題を含みますので、行政が立ち入ることは非常に難しいし、人手も足りないと思います。自ら登録をしていただくのが理想ですが、そういう制度があることを御存じない方もいらっしゃると思います。

また、今、自助とおっしゃいました。自らの命は自らとおっしゃいました。まだ自主防災機能は働いていない中で、「自らの、自らの、自分の、自分の」と言われますと、助けを求めにくくなるんですね。その辺の言葉の使い方というのは考えていかれたほうがよいのではないかと思います。

そこで、登録していただくために、幾つかを提案させていただきます。

まず、要支援者として市に登録するという前に、先ほどありました要配慮者ですね。「お手伝いいただきたい方いらっしゃいませんか」みたいな、そういう洗い出し、もっとソフトな形でやっていければなと思います。地域の要配慮者が見えてくれば、おのずから地域の防災組織の取り組み方も見えてくるのではないかと思います。登録の啓発として、市に障害などで登録のある方へは文書の送付での案内ですね。介護認定されている方は月に一度介護計画の面談がありますから、ケアマネさんに御相談・御協力をなさってはいかがでしょうか。また、元気な高齢者の方は、日常生活に問題がありませんので自分は該当しないと思ってらっしゃいます。でも、避難となると勝手が違います。家族と住まわれていても、日中はお一人だったりします。そういった話をシルバークラブでしていただくと、とても有効だと思います。病院や授産施設などは、直接心身の状態や家族構成なども把握されていますので、協力をお願いできれば最強だと思います。

昨年の災害で、行政だけでは手が回らないことは、誰しもが理解し得るところでございます。お願いできるところには頭を下げ、巻き込めるところは巻き込んで、新しい防災の考え方が必要だと、私は考えます。

次に、車での避難のこと――そういう災害弱者の方は当然、避難の手段ということも考えなければいけませんが、車での避難については、先日の本村議員の質問に、いろいろな問題の発生が考えられるため、徒歩での避難が基本と答弁されておりますので、答弁は求めません。徒歩での避難距離はどのくらいが可能だと思われてますか。1.5キロメートルから２キロメートル以内と言われてます。雨の状態、また坂道などの条件が加われば、避難できる距離というのはもっと短くなるんではないでしょうか。歩いて避難所にたどり着ける人は限られてきます。やむを得ない場合は車でも可能とのことですが、やむを得ないの基準は何でしょうか。自己判断ですよね。それ以前に、昨年の避難には車は使われませんでしたか。車を動かすことが可能だった人は車での避難だったと思います。政府の避難ガイドラインは、地震を強く意識したものです。それをそのまま当てはめても、当地域の現実にはそぐわないと思います。また、車での避難はだめということ自体を御存じない方、知ってはいるけれども理由までは知らないという方、多数いらっしゃいます。人吉市内、平成31年度の登録数なんですけれども、ペットで犬を登録されている頭数が1,800頭を超えております。ペットを連れての避難の方というのはもう車自体が避難先、そういうこともあります。車を利用することで発生し得る問題点は見えてるわけですから、車での避難を見据えて予防と対策を立てることが大事だと思います。ちなみに私は、脱出用のハンマーを買い求めました。車は、平常時はもちろんのことですが、被災後もなおさら重要になってまいります。「車が動かせるうちに避難しましょう」という呼びかけは早期の避難につなぐことができると思います。

それでは次に、災害時避難行動要支援者個別計画の見直しについてです。広域にわたる協力体制も含め、計画の見直しをするとのことでしたが、どうなっておりますでしょうか。お

伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

昨年の豪雨災害では、豪雨の時間帯が夜間から早朝にかけてだったことや、球磨川をはじめとする河川の増水のスピードが予想をはるかに上回ったため、避難経路が浸水したり、支援者自身が被災したりと地域によっては対応が困難なケースが生じるなど、多くの課題が出てまいりました。

こうした教訓を踏まえまして、昨年度末、民生委員・児童委員の皆様に登録者情報の確認を行っていただく際に、要支援者の情報共有の在り方を一部見直しております。これは一例でございますけれども、具体的には、避難行動要支援者として登録されている方のうち、被災され、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅への入居により、居住地が変わった方につきましては、元の地域の民生委員・児童委員に情報共有を行うだけでなく、新しい居住地の民生委員・児童委員にも情報提供を行っております。また、居住地の町内会長様へは、被災された要支援者がどこに来られているのかという情報を提供しております。

今後は、先ほどの民生委員・児童委員への情報提供と同じように、被災地域町内会長へは、被災された要支援者がどこに移られたかという情報を提供できるよう、準備を進めているところでございます。

議員お尋ねの、広域にわたる協力体制につきましては、地域の見守り活動などを協議される人吉市社会福祉協議会が実施しております小地域ネットワーク推進会議を活用するなど、平時だけではなく、災害時における支援体制づくりについて、地域の実情に合わせながら、地域コミュニティーをさらに強化できるよう、関係部署と連携し、対策を講じてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　情報の提供、柔軟にされたようですし、今後もまたさらに新しい見直しですかね、されていくということでございます。

個人情報の取扱いについてお尋ねしようと思いましたが、先ほどの池田議員のほうに丁寧にお答えをいただいておりますので、答弁は求めません。個人情報というのは、守るのはもう当然の義務です。ただ、保護法という言葉に過敏になり過ぎてはいないでしょうか。それが、人と人とを遠ざけているように見えて仕方がありません。町内の規模にもよると思いますが、私は町内の人の固定電話はもちろん、携帯電話も大方知っています。これは議員になる前からのことです。案外そんなものじゃないでしょうか。自主防災組織と判断されれば情報の提供は可能とのこと。ぜひ、町内会に連絡網を構築できるような働きかけをしてください。ひな形でも作って、具体的な案を示されるということも考えていただきたいと思います。もちろん、情報公開を希望されない方のみ、町内会長さんや民生委員さんが担当とされると

いうことにしていいと思います。そうすれば、役員さんたちの負担も減るんです。そして、隣近所のお付き合いが盛んになれば、御近所力のアップにもつながりますし、要配慮者の見落としも防げると思います。

自主防災組織の活動の足がかりとして、連絡網の推進、ぜひとも御検討いただきたいと思います。

次は、段ボールベッド、パーティションなどを保管されておりますが、段ボールベッドの保管の状況はどうなっているのか、また、段ボールベッドを避難所に設置していただく基準というのがあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市におきまして、大型の備蓄倉庫は現在ございませんけれども、令和２年度において、指定避難所であります人吉東小学校、人吉西小学校、西瀬小学校の３か所に、これはプレハブでございますが、備蓄倉庫を設置しております。また、今年度は、第一中学校、中原小学校、東間コミュニティセンター、中原コミュニティセンター、第二中学校、第三中学校に同じく備蓄倉庫を配置する予定としております。

この備蓄倉庫ができましたら、避難所等で使用する段ボールベッドですとか、避難者用の物資を備蓄してまいりたいと存じます。

また、段ボールベッドの設置基準でございますが、特に取決め等はございませんが、長期の避難所開設時に使用を考えておりまして、現在備蓄しております段ボールベッドは、大型で持ち運びも不便なため、コンパクトなベッドの備蓄を検討し、今申し上げました各備蓄倉庫に準備してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　また新たなところに保管倉庫ができるということですが、高い場所への避難が多いこと、それからソーシャルディスタンスを考えるときに、球磨工業高校や人吉高校にも必要だと思いますので、倉庫の設置を希望いたします。

そして、高い場所と言えば、私の周りでは「どこに避難する」と言うと、もう皆さん即座に「二中」とおっしゃるんです。まあ、林地区ですから、特に上林、中林は低い方には向かいたくないわけですね。ところが、二中は支部設置の避難所ではありませんので、最初からは開設されていませんよね。ところが、前回が避難所で開設されていた、それと昨年の豪雨のときにスポーツパレスが被災ぎりぎりだった、車がやられた、そういうことを懸念されてのことだと思います。で、赤字と黒字で指定避難所の書き方が分かれてますが、一応指定避難所のところに二中というのも書いてあるんですね。そこまでまあ、伝わるのかなと。下に書いてある文言を読めば分かることではありますが。何せ皆さん、去年のことを教訓にするということは、去年やったこと、去年どうであったかということを考えられますので、もし

今年も大きな災害が起きそうなときに、二中への避難というのは非常に考えられると思いますので、どうぞその辺のところは対応ができるようにしておいていただきたいと思います。また、段ボールベッドの設置ですけれども、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問です。自治公民館を指定避難所に準ずる位置づけにできないかということをお伺いいたします。

ウイルスの感染や高齢社会を鑑みたとき、災害弱者や情報弱者の問題は大きな課題になっています。大規模な避難所よりも、ふだんから顔が見える地域の避難所の必要性は今後高まると思います。そこで、自治公民館の自主避難所を指定避難所に準じる位置づけにできないでしょうか。具体的には、食糧をはじめ物資の配給、または情報の伝達などです。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、令和２年度の地域防災計画書におきましては、22か所の指定避難所がございます。昨年の災害で２か所が使用できなくなりましたので、令和３年度においては20か所での指定避難所となっているところでございます。

指定避難所につきましては、災害発生時に被災者が避難、一時的に滞在するための避難所でございまして、災害の危険性があり、避難した住民等や災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設で、市が発令いたします高齢者等避難や避難指示の際の主な避難所となっております。

一方、自主避難所でございますが、市が発令する避難指示などによるものではなく、御自身の判断で避難する避難所でございまして、日頃から家族や地域、自主防災組織内などで話し合い、知人や親類の家などの安全な場所を確保しておく必要がございますが、それができない方のために、町内会の判断等により、自主避難所を開設していただいている状況でございます。

また、災害対策基本法に基づきまして、自治体が高齢者等避難や避難指示を発令したときに開設する施設とは異なるため、自主防災組織において自主避難所として運営などを行っていただくものでございます。

議員おっしゃいました自主避難所でございますが、指定避難所に準ずる位置づけにできないかというような御質問でございますが、今次災害のように大規模災害時におきましては、災害対策本部、それから支部に避難者人数等を御連絡いただきまして、救援物資等につきましては配布させていただく対応をとってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　住民の方が１か所に集まられると、まず確認がとりやすくなります。さらに、そこからまた避難するとしても、キーパーソンの方々が集団の責任者であるという

立場から、当然早期の決断をされるはずです。そうなると、結果早めの避難にもつながることになります。長期避難になった場合の、それぞれの居所の把握もスムーズになると考えられます。

次に、避難所運営委員会の設置の予定はあるのかということについてお伺いしていきますが、被災者の方は片付けに追われます。職員は通常業務をこなしながらの避難所運営、よくぞ過労死が出なかったなというレベルの激務ではなかったかと思います。通常業務の時間を調整し、市民の皆様へ御不便をおかけした経緯もあります。

そこで、それぞれがそれぞれの場所で最小限の負担の中でやるべきことをやるためには、避難所運営委員会の設置が必要と思われますが、どうお考えでしょうか。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

地域防災計画書の避難所管理運営の中に、避難所の長期化に対応するために、避難者、行政、支援者等、運営に関わる代表者による避難所運営委員会を設置し、避難所の運営を行うとなっておりますが、現時点で避難所運営委員会の設置はできていないという状況でございます。市内３か所にマンホールトイレを整備しておりますが、このことにつきましても、基本的には避難所運営委員会で運用をしていただくというものでございますけれども、その組織自体ができておりませんので、マンホールトイレ設置基準を含めまして、避難所運営委員会の設置に向けて、基盤となる自主防災組織や避難所管理運営などのしっかりとした整備を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　前向きに検討をいただくことを期待しております。

いずれにしても、生きた自主防災組織が基本となることばかりです。先ほど、自主避難所の公民館にも物資等の配布をするとおっしゃいましたが、これも職員の手に負えるものではありません。組織が機能しなければ混乱を招きます。深江防災官には今まで少し低めだった市の体温を上げて取り組んでいただけると期待しております。また、機能する組織を維持していくためには、町内会長さんたちの負担も増します。待遇の抜本的な見直し等の検討に入る時期ではないでしょうか。

それでは、避難についての質問はこれで終わります。

次の質問、マルチハザードタイムラインについてです。もう何度目の質問になるんでしょうかね。しつこくてすみません。このマルチハザードタイムラインの完成と運用はどうなっていますか。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

マルチハザードタイムラインにつきましては、本年２月に試行版が完成し、運用を行う予定としておりましたが、７月豪雨を受けまして、球磨川の災害検証を踏まえた修正を現在行

っているところでございます。

流域で共有した情報に基づく体制の確立や、情報・現象の監視体制の強化、夜間避難への対応等を追加いたしまして、各ステージにおいての行動内容を改めて見直し、追加修正を行っている状況でございます。今後、人吉市球磨川水害タイムライン総括表が完成し、本運用となりましたら、その内容をマルチハザードタイムラインに追加・修正を行い、マルチハザードタイムラインの試行版を完成させてまいりたいと存じます。

このマルチハザードタイムライン試行版が完成されました暁には、しっかり職員への周知、それから訓練について取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　はい、理解いたしました。

それでは、最後の質問です。遊水地の現状と今後について伺います。

地権者・関係者の方に測量の通知があっておりました。現在どういった状況でしょうか。お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

事業の実施主体である国土交通省八代河川国道事務所に確認した内容でお答えさせていただきます。

５月の12日、13日に開催いたしました地区別懇談会において、八代河川国道事務所のほうから地域住民の方々に測量着手の説明が行われましたが、その後、地権者等に測量着手についてのお願いのチラシを郵送されまして、具体的には、令和３年５月26日から現地測量が始まったということでございます。

参考ですが、本市農林整備課の資料によりますと、遊水地候補地である２か所の農地面積は、中神町大柿地区は20.96ヘクタール、中神町城本地区は43.59ヘクタールとなっておりまして、現地調査の内容及び進捗は、ドローンによる現地測量についてはほぼ完了しておりまして、現在、作業員による文化財の現地確認作業などが実施されているということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　それでは、その計測結果を前提とした計画案が提示されるおおよその時期が分かれば教えてください。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えします。

６月２日に開催されました、第５回球磨川流域治水協議会の資料によれば、最新の公の情報ということでございますが、遊水地について、測量結果を基に今後設計検討が行われ、その結果の説明として、市民への説明会が開催されることとなっております。設計・検討の実

施に当たりましては、関係機関との協議と並行して進められることとなっておりますので、今、策定作業の段階にある市の復興まちづくり計画などとの調整を行いながら、地元をはじめ市民の皆様へお示しすることになっております。

遊水地候補地の関係者の皆様の多くは、営農再開に向け準備を進められ、既に御自宅のリフォームの実施、あるいはリフォーム等を計画されるなど、並々ならぬ思いや決意をされておられると存じます。そのように理解をしております。

現時点では、具体的な日程はお示しはできませんが、国・県と連携を図りながら、計画案がお示しできる段階になりましたら、速やかに地元をはじめ市民の皆様に御説明する場を設けさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　市の復興まちづくり計画との調整とおっしゃいました。中神・大柿両地区の皆様も懇談会で前向きな発言をされ、まちづくりに取り組んでいらっしゃいます。でも、遊水地のことがはっきりしないうちは本当の意味でのまちづくりはできないんですね。せっかくの議論が水泡に帰すようなことがないように、また、前向きな気持ちがまた折られることがないように、早急な対応を市からも要望していただきたいと思います。

それから、これは確認の意味を含めての発言ですので、答弁は求めません。田んぼダムが3,300ヘクタールに15センチの高さの堰板で、500万立米を貯水する仕組みですよね。それに先ほど答弁いただいた面積を当てはめて計算してみました。面積掛ける高さが容積ですので、大柿地区20.96ヘクタール掛けるＸは、35万立米。中神地区43.59ヘクタール掛けるＸは、107万立米。皆さん、後で計算してくださいね。それぞれのＸは、大柿で約1.67メートル、中神で約2.45メートルという数値が出ました。遊水地に貯める水の量、そういうのも変わってくるでしょうし、この計算はあくまでも単純計算ですから、このとおりではないとは思いますが、地役権補償方式ならなあというお声を聞くもんですから、地役権補償方式では1.67メートルとかですね、2.45メートルのあぜができるんだな、イノシシと鹿からは守れるのかなあと私は思ったわけですけれども、相当な高さのあぜが必要になるということになるのではないかと危惧いたしております。皆様もぜひ計算をしてみてください。計画案を待ちたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時45分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あ

り）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。９番議員の宮﨑保です。

今回は、学校教育より特別支援教育支援員について、市民の声より耕作放棄地・遊休地の活用についての２項目を通告しておりますので、よろしくお願いします。

なお、２項目めの耕作放棄地・遊休地の活用については、議長の許可をいただいておりますので、遊休農地の活用ということで質問をさせていただきます。

１項目めの学校教育より特別支援教育支援員についてですが、現在の本市における支援員について、どのような職種があるのか、またその業務の内容はどのようなものなのか、またそうした方々は資格が必要なのか要らないのか、また研修などは行っているのか、それと特別支援教育とインクルーシブ教育との関係についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　皆様、こんにちは。それではお答えいたします。

本市では現在、特別支援教育支援員と学力充実支援員を市会計年度任用職員として任用しております。中でも、特別支援教育は平成18年６月に学校教育法が改正され、この改正により小中学校の特別支援学級だけではなく、通常の学級においても発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対しまして、適切な教育を行うことが明確に位置づけられ、平成19年４月から施行されております。

この改正を受けまして、本市におきましても、人吉市特別支援教育支援員要項を制定し、平成20年度から新規に任用して学校へ配置したところでございます。特別支援教育支援員の業務内容は、通常の学級において、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、学校での日常生活における動作の介助や学習活動上のサポート、さらには安全面の確保など、管理職や特別支援教育コーディネーター、学級担任と連携・協力しながら、支援を行っており、原則として教員免許状を有するものでございます。

学力充実支援員は、放課後パワーアップ教室、夏休みパワーアップ教室の運営と各学校からの派遣依頼によりまして、直接学校に出向き、学習支援や指導支援を行っております。

なお、特別支援教育支援員の研修につきましては、毎年度２回、療育相談員等を講師としてお招きし、専門的な資質向上を図っております。

また、インクルーシブ教育とは、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという教育のことをいいます。障害の有無にかかわらず、学習内容を理解し、学習に参加する実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすために、様々な配慮や支援等の環境整備が必要でございます。

特別支援教育支援員の配置は、インクルーシブ教育システム構築のための施策の一つであると考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、本市の支援については２種類あるということであります。私も私なりに特別支援教育について、ちょっと調べをさせてもらいましたので、その点を若干報告をさせてもらいたいと思います。

特別支援教育は、学校教育法の改正により、特別支援教育支援員要項を制定し、学校に配置しているとのことです。資格は教員ではないので、担任などと打ち合わせをして、必要な支援を行っていくことが仕事で、学習指導を行わないので、一般的には資格や経験がなくても仕事ができるということで載っております。また、自治体によっては先ほど言われましたように教員免許状、介護福祉士、保育士、看護師などの資格を求めるところもあると載っておりました。

本市については、後のほうで述べましたように、原則として教員免許状を有するものとし、特別支援教育に熱意のあるものという要項になっているようです。特別支援教育に付け加えて申しますと、障害を持つ子供が一般的な教育制度から排除されない共生社会の実現を目指し、健常者と障害者が隔てなく同じ場所で、同じ教育を受けることが、ということが基本ではないでしょうか。また、障害の特性に対する合理的な配慮やサポートも必要ですが、教員だけでは十分な配慮やサポートを行うことの難しさも課題にあるものだと思います。そのためにも特別支援教育支援員がクラスに入って児童・生徒のサポートを行い、周囲の子供に対して障害者への理解を促進することはインクルーシブ教育の観点からも答弁にありましたように意義があるものというふうに私も思います。

また、2019年に文部科学省の資料によりますと、幼稚園約7,800人、小中学校に約５万6,600人、高等学校に約600人の合計で、６万5,000人の特別支援教育支援員が全国に配置されていると書いてありました。また、2021年２月の特別支援教育の対象となる障害のある方の人数が文部科学省から発表された資料によりますと、比較的軽度の言語障害や自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害などの可能性のある子供たちが利用している通級指導を受けている公立小中学校の児童・生徒数は約13万4,200人となっておるとのことです。義務教育段階の全児童・生徒数の約1.4％もいるとのことで書いてありました。また、その方々については年々増加傾向にあるとのことです。

それでは、本市の現在の学校ごとの特別支援教育支援員の配置人数と、通常学校において支援が必要な児童・生徒についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

現在、各小学校の特別支援教育支援員は、学校規模に応じまして、人吉東小学校４人、人吉西小学校３人、東間小学校３人、大畑小学校１人、西瀬小学校２人、中原小学校３人の、合計16人でございます。

また、通常学級に在籍していまして、特別な支援が必要な児童・生徒の人数につきまして

は、令和２年度の段階でございますが、小学校が約150人、中学校が約100人でございますが、この児童・生徒数につきましては、今、議員もおっしゃったように増加傾向にあるのが実情でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁で、特別支援教育支援員を小学校に全体で16名の方が配置をされていることでありますし、支援が必要な児童・生徒数も全国と同様に増加傾向にあるということであります。

それでは、人吉市以外、球磨郡９町村のそれぞれの支援員の配置状況と、熊本県下の他市の支援員の配置はどうなっているのかお伺いいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

令和３年度における球磨郡９町村の支援員の配置状況でございますが、錦町が小学校の児童数638人に対して９人、中学校の生徒数324人に対して４人、同様にあさぎり町が児童数843人に対して14人、生徒数447人に対して６人、多良木町が児童数459人に対して９人、生徒数254人に対して４人、湯前町が児童数192人に対して６人、生徒数91人に対して３人、水上村が児童数99人に対して８人、生徒数69人に対して２人、相良村が児童数195人に対して５人、生徒数102人に対して２人、山江村が児童数229人に対して４人、生徒数130人に対して１人、球磨村が児童数126人に対して６人、生徒数72人に対して１人、五木村では支援員の任用はないようでございます。

本市以外の県下13市における令和３年度の状況につきましては、全ての市で特別支援教育支援員の配置が行われており、本市を含めた８つの市におきましては、学力向上のための支援員も配置されているようでございます。また、本市以外の13市、全てが中学校へも特別支援教育支援員を配置されております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、球磨郡において、五木村を除いて全ての町村で支援員が配置をされておるということでありますし、また、県下14市では、人吉市を除いた13の市に配置がしてあるとのことであります。またその中で、中学校への特別支援員を中学校にも配置をされているとのことでありますが、なぜ本市は中学校には支援員を配置しておられないのか、お尋ねしたいと思います。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

中学校では、生徒数やクラス数が増加し、新たな人間関係を築いたり、また、小学校のときにはあまり意識しなかった先輩・後輩などの関係づくりもございます。また、学級担任制から教科担任制への変化による教員との関係や、授業時数が長くなり、勉強の内容も難しく

なるなど、様々な変化が起きることで、不登校や教室に入れなくなり、通常の教育活動から離れて、学習している生徒への適切な支援が求められます。

本市では、このような課題に対し適切に対処するため、平成22年度に人吉っ子アドバイザー要項を制定し、現在も市会計年度任用職員として任用し、中学校へ配置しております。

主な業務内容といたしましては、家庭や関係機関との連携による登校支援や学校内の別室登校の子供に対する支援、学級経営の補佐でございます。

このような他市に類を見ない業務を担うアドバイザーを任用し、特別支援教育とは違う形で中学校への支援を行っている状況でございます。

議員御指摘のとおり、教育委員会といたしましても、中学校への特別支援教育支援員の配置の必要性は十分に認識いたしております。長年の懸案事項の一つであることも事実でございます。

今後、市内校長会の御意見を頂戴しながら、中学校への配置の必要性について、協議・検討を重ねてまいりたいと存じます。マンパワーのよさは十分分かっております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ですね。今言われたように、確かに「人吉っ子アドバイザーを平成22年度から市内の小学校及び中学校に在籍する児童のいじめ・不登校などの課題に対して適切に対処し、いじめ・不登校の早期解消及び不登校児童・生徒の登校支援と学習支援、別室登校の児童・生徒に対する支援を目的として、人吉市教育委員会学校教育課内に２名、第一中学校に１名、第二中学校に２名配置した」と、インターネットから取り出したのに書いてありました。しかし、第３次人吉市教育振興基本計画の主な成果と実績の中では、「発達障害などにより特別な支援が必要な児童・生徒を支援するため、特別支援教育支援員を配置し、通常の学級に在籍する支援が必要な児童に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行うことができた」また、そのほか、下段には「特別支援教育とは、障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために必要な支援を行う教育」と書いてあります。

今言われました人吉っ子アドバイザーは、先ほど述べましたように、あくまでも児童・生徒のいじめや不登校などの課題に対し、適切に対処し、いじめ・不登校の早期解消及び不登校児童・生徒の登校支援と学習支援、別室登校の児童・生徒に対する支援ということになっているようです。

そういうことから見ますと、特別支援教育支援員とは第３次人吉市教育振興基本計画を読む中では、かなり違うのではないかとするところです。そうした中において、昨年４月から特別支援教育支援員が１名減になっていると思います。その１名が減となったのはなぜなのか。また、この１名をまた復活、増員させる考えがあるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

中学校の不登校生徒の人数が横ばいの状態が続き、別室登校生徒が増加傾向でございましたので、令和２年度から人吉っ子アドバイザーを一人増員し、４人体制で対応することといたしました。また、令和元年度末で特別支援教育支援員が一人退職となり、中学校へのアドバイザーの増員と併せ、特別支援教育支援員の退職に伴う新規任用を検討したところでございます。しかしながら、本市の財政事情により、新規任用は困難であると判断したところでございます。特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、質の高い教育をより効果的に行い、全ての子供たちが自らの意志の力で社会や地域の中で生活していくためにも、今後、全ての小中学校において特別支援教育支援員の配置の必要性はますます高まってくるものと感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　言われることは分かるんですけど、先ほども言いましたように、人吉っ子アドバイザーと特別支援教育支援員は仕事の内容が違うと私は感じております。財政事情もあると言われましたが、昨年７月の豪雨災害に遭われた児童・生徒などもかなりおられるようであります。そういった方々の心のケアなど、感受性の高い時期の児童・生徒の支援は、将来に影響を及ぼすものではないでしょうか。そういう、そちらのほうがかなり大きいものだと私は考えております。

また、今後増加傾向にあると言われておりましたが、そのことについては、感受性も含めた形でどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

学習上、または生活上、特別な支援が必要な子供たちへの教育につきましては、支援体制の充実など、様々な取組が進んでおります。学校や教育委員会での理解が深まりつつありますが、一人一人の子供へのきめ細かい対応や支援につきましては、今なお途上であると考えられます。特別支援教育の対象となる子供の数は増加しており、学習のつまずきや不登校等につながることも懸念され、義務教育段階での対応の充実も含め、早期からの適切な支援が非常に重要であると理解しております。

今、議員がおっしゃいましたように、昨年度の豪雨災害後のことにつきましても、同様なことが考えられます。

このような子供たちに、一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすために必要な教育を提供するという視点に立ち、多様な個性や能力のある子供たちが、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、これまで以上に学校が地域や社会と連携しながら、これまでよりも包容力を高め、懐深い教育を展開していくことや、ＩＣＴ機器等を活用して一人一人の特性に応じた適切な介助や支援を充実し、多様な個性が長所として肯定され、生かされる教

育を実現していくことが重要であると考えております。将来、感受性豊かな子供たちが輝くために、これまでの取組に加え、教育、保健、福祉等の関係機関との連携強化を図り、全ての子供たちの能力を伸ばし、可能性を開花させる教育を実現するためにも、義務教育段階への支援は極めて必要であると存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　言われたように、特別支援教育の対象となる子供は年々増加している、また義務教育段階での対応の充実も含め、早期からの適切な支援が重要である、とのことのようです。そうしたことは、そういうことをするのに教員だけでは限られていて、厳しい部分も教員としてあると思います。特別支援教育支援員を配置することは、教員の働き方改革にもつながってくると思いますが、その点についてはいかがお考えかお尋ねしたいと思います。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

特別支援教育支援員は、管理職や特別支援教育コーディネーター、学級担任、保護者等と連携しながら、教育現場の様々な場面において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことが求められ、特に担任の目や手が届きにくい部分を支援しながら、子供たちへの支援を充実させていくという重要な役割を担うものでございます。

特別支援教育支援員の配置により、子供たちに対して充実した教育活動を行うことができ、教員一人一人が心身の健康保持を実現し、これはひいては本市教育の質が向上していくものと考えられます。

今、議員がおっしゃったように、働き方改革につながる一因にもなるかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今言われたように、教員の負担の軽減にもつながってくるということでありまして、やはり教員が教育の質を増していくというものというふうに考えられると私も思います。その点についてはよろしくお願いしておきたいと思います。

第３次人吉市教育振興基本計画の中で、「子供の障害の状態が多様化しており、その教育的対応がますます求められている。中学校への配置と併せて特別支援教育支援員の人員配置のための財源を確保していく必要がある」。また、特別支援教育の充実の中で、「発達障害などのある児童生徒は増加傾向にあり、一人ひとりの個性に応じた特別支援教育の必要性が求められています。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かして多様な人々との協働を促す特別支援教育の充実に努めます。」とあります。

これに対して、特別支援教育支援員の配置の増が不可欠だと思いますが、この点について

はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

特別支援教育支援員の学校への配置につきましては、先に述べましたとおり、教育現場には必要不可欠でございます。その上、人数が増加傾向にあることも先ほど述べましたとおりでございます。児童・生徒の教育的ニーズは多様であり、また不変のものでもございません。特別支援教育の視点としては、通常学級に在籍している特別な支援を必要とする児童・生徒の主体的な取組の支援を行うことが重要であり、人的・物的資源を児童・生徒の実態に応じて弾力的に活用し、適切な教育を行っていくことが求められていると感じております。

教育委員会といたしましては、支援を求めている教育現場に対し、必要な支援を行うことができるよう、事務事業の見直しを含めた財源確保に鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今ですね、教育委員会として支援を求めている教育現場に対して必要な支援を行うことができるように財源確保を検討していくではなく、鋭意努めていくとのことですので、その点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

財源の確保には、ふるさと納税応援メニューの中に、将来の地域を担う子供たちを応援する事業というのが、このように、こないだの広報の中にも載っておりました。この金額についても１億3,300万円からの金額になっているようであります。そういうものを参考にしながら、していくことも必要ではないかと思います。

最後に、市長にお伺いいたします。特別支援教育支援員について、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

我が国の学校教育、とりわけ義務教育はこれまで高い水準の教育を普及し、成長を支える人材の育成に大きな成果を上げ、国際的にも高く評価されてきました。学級などの集団の教育力を生かした指導、確かな学力の育成を担保する充実した教科学習、豊かな情操の涵養や生活指導も含めた人間として調和のとれた育成を目指す指導、授業研究や研修等への教員の熱心な姿勢や児童・生徒のために家庭にまで働きかけようとする使命感の強さなど、我が国が培ってきた強みは今後とも大切にしていくべきものであります。

中でも特別支援教育は、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行い、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであると理解しております。

さらに、特別支援教育は、障害のある児童・生徒への教育に留まらず、個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎であり、政府が目指す一

億総活躍社会実現の基盤ともなるものであると感じております。

学校設置者として、教育現場が直面している課題を共有し、喫緊の課題として対応するべきもの、中長期的な視野で対応するべきものといった優先順位や、何を実現するかという複眼的な視点に立った対応が重要であることに留意し、適切に判断してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいま、特別支援教育支援員の必要性についての質問をしてまいりました。発達障害を含む障害ある子供の、何度も申し上げるようですけど、発達障害者を含む障害のある子供の学習、生活上の支援等を担う職員として学校支援員の必要性が出てきていますので、そういうこともあり、文部科学省ですね、先ほども言いましたように、2007年からは特別支援教育支援員という名称でその配置を促すように行ってきておられるとあります。また、地域への予算措置を2020年度分で６万5,000人分を予算措置を行ってきていると載っておりました。これにより、各地の教育委員会に置いた学習支援員として特別支援教育支援員を学校に配置し、障害のある子供への支援を通じて、教員へのサポートを始めているというところもかなり増えてきているということが載っております。このようなものを使いながら、また先ほども言いましたように、ふるさと納税等の寄附金を活用して、支援員の増員配置を行い、特別支援教育の充実を要望しまして、この質問については終わりたいと思います。

では、先ほど訂正をお願いしました市民の声より、遊休農地の活用についてです。

遊休農地はどのくらいあるのか、また再生可能農地と再生困難農地とはどんなものかお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（村口憲彦君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えします。

まず、校区ごとの遊休農地の推移についてでございますが、農業委員会では、毎年８月から11月までに、１年以上耕作または管理されていない農地につきまして調査を行っております。市内を５地区で管理いたしておりまして、人吉地区が東校区と西校区に当たっております。その５地区ごとの平成30年度から令和２年度までの遊休農地の面積をお答えさせていただきます。中原地区、平成30年度7.9ヘクタール、令和元年度6.6ヘクタール、令和２年度9.8ヘクタール。西瀬地区、平成30年度2.1ヘクタール、令和元年度3.7ヘクタール、令和２年度3.6ヘクタール。藍田地区は平成30年度10.6ヘクタール、令和元年度11.4ヘクタール、令和２年度14.1ヘクタール。人吉地区は平成30年度６ヘクタール、令和元年度7.3ヘクタール、令和２年度8.5ヘクタール。大畑地区は平成30年度2.4ヘクタール、令和元年度8.7ヘクタール、令和２年度28.1ヘクタールとなっております。全体では、平成30年度29.1ヘクタール、令和元年度37.7ヘクタール、令和２年度64ヘクタールで、令和元年度と２年度を比較しましても、26.3ヘクタールの増加となっております。

なお、令和２年度の調査におきましては、令和２年７月豪雨災害で被災した農地は含めておりません。また、農地から現況が原野や山林化し、非農地と判断した農地は、本市では平成30年度33.6ヘクタール、令和元年度23.9ヘクタール、令和２年度23.5ヘクタールでございます。

次に、再生利用が可能なものと困難なものについての御質問でございますが、再生可能農地とは、抜根、整地、区画整理、客土等にて再生することにより、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地のことで、先ほど申し上げました遊休農地がこれに当たります。再生困難農地とは、森林の様相を表しているなど、農地に復元するため、物理的な条件整備等が著しく困難なもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することのできないと見込まれる農地のことで、非農地と判断したものがこれに当たります。

以上、お答えします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　遊休農地は、人吉市全体の調査だけで毎年増加の傾向にあるようです。また、非農地についても３年間で約81ヘクタールの増であるようです。今後も農家の高齢化に伴い、増加していくものではないかと懸念されます。また、昨年の７月に豪雨災害において被災した農地は、のり面が一部崩壊した分を加えますと、調査によりますと約150ヘクタールとのことのようです。こちらも復旧作業は遅れているようですので、農家の方々の農業に対する意欲が薄れていき、ますます農業離れにつながるのではないかと危惧するところであります。そのようにならないようにも、できるところから早急に復旧をお願いしておきたいと思います。

再生可能な遊休農地について、どのような行動をされているのか、また、どのような考えを持っておられるのか、農業委員会としての見解をお願いしたいと思います。

○農業委員会事務局長（村口憲彦君）　御質問にお答えします。

遊休農地に関する対策については、農業委員会と農業振興課が連携して取り組んでいるものもございますので、農業委員会からお答えさせていただきます。

１つ目の再生可能な遊休農地について、どのようなことを行っているかとの御質問でございますが、まず農業委員会におきましては、所有者の意向を調査しまして、担当地域の農業委員や農地利用最適化推進委員が、借手や買手を探す支援を行っております。併せまして、市のホームページにより、貸したい・売りたい農地の情報を掲載し、広く周知を図っているものですが、近年は農業者の高齢化や担い手の減少が進み、借手等が見つからないのが現状となっており、昨年実施されました2020年度の農林業センサスでは、本市の総農家数は885戸で、５年前の調査よりも226戸減少しております。また、遊休農地が荒廃し、近隣の農地耕作者や居住者から相談があった場合には、農業委員会から草払いなどの農地の適正管理の

お願いの文書を送付いたしておりますし、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地所有者を直接訪問し、耕作や草払いなどのお願いを行っております。そのほか、遊休農地を活用し、中原小学校と東間小学校においては、農業体験の実施をしているところでございます。

農業振興課におきましては、国の中山間地域等直接支払制度を活用し、集落を単位とした農地の維持・管理の推進及び市単独事業として、人吉市農業活性化対策事業において、有害鳥獣被害防止対策として、電気牧柵設置に対する事業費の一部助成等を行っております。さらに熊本県、ＪＡ、農業委員会、農業振興課が連携し、農業者の高齢化や農業の担い手の減少する中で、地域における農地の維持・保全や、農業生産活動を継続するため、地域での話合いへの参加や助言、指導に取り組んでおります。

次に、遊休農地について、どのような考えかという御質問ですが、先ほど申し上げましたような農業委員会や農業振興課のそれぞれの取組や、関係団体と連携した取組を行う中でも農業従事者の高齢化や後継者不足、農地の条件等による遊休農地の増加が進んでおりますが、今後もこうした活動を継続しながら、農家や行政、関係者団体と一体となって、遊休農地対策を含めました農業振興を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　2020年度ですね、農林業センサスで、５年間で毎年約４％の戸数が減少してるということ、226件、農家も900を割ってると言われました。そのような中において、先ほども述べましたように、この中にやっぱり災害の復旧を早期に進めないとますます、特に山間地域などにおいては農業離れが進んでいくのではないかと危惧するところであります。

その一つの活用策として、市民農園があると思いますが、本市に市民農園はどのくらいあるのか、市民農園の全体面積と区画数、１区画当たりの面積、利用するための条件等についてお尋ねいたします。

○経済部長（溝口尚也君）　議員の皆さん、こんにちは。それではお答えいたします。

本市の市民農園についての御質問でございますが、瓦屋町の万江病院様北側に１か所ございます。全体面積としましては2,553平方メートルで、１区画が５メートル掛ける６メートルの30平方メートル、全部で39区画ございます。利用条件としましては、人吉市に在住の方で、一人１区画までとし、年間利用料金は税込みの3,000円となっております。また、年度途中からの申し込みも可能としておるところでございます。

なお、条件としましてですが、販売目的の作付け、建物および工作物の設置、それと果樹・樹木等の永年性作物の植栽、あるいは貸付農地の転貸、いわゆる又貸しでございますが、これらはできないこととしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　市内に、万江病院のところの区画の１か所ということのようです。

それでは、その市民農園を借りるために、その申込み方法など市民への周知はどのようにされているのか、また、その農地について継続して利用できるのか。たしか昨年は、３区画の空きがあったと聞いております。それでもすぐに満杯になり、利用ができなかったという借手の方もいらしたようであります。そういった方たち、やっぱり市民の方々にどのようになっているのか、また、今年の空きはどのくらいあるのか、空きがあるのかを、また利用状況についてお尋ねをしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えします。

まず、市民農園の申込み方法についてでございますが、新規利用希望者の方には利用条件等御説明をし、現地を確認していただいた上で申込書の提出をいただきまして、本市と市民農園利用契約を締結させていただいております。

継続利用につきましては、市民農園利用契約書におきまして、契約期間満了の１か月前までに、利用者から市に対して契約更新の申出があった場合には更新することができるとなっておりますことから、利用者には毎年１月末頃、継続利用の意向確認を行うための更新通知を発送いたしまして、２月末までに翌年度の利用確認を行っております。この段階で、更新はされないということで空き区画がある場合には、また、年度途中の解約によりまして空き区画が出た場合には、市のホームページ、あるいは広報ひとよしで随時、市民の皆様に周知をしているところでございます。

次の、今年の利用状況と空き区画はあるのかとの御質問でございますけれども、議員おっしゃいましたように、令和２年度当初は確かに全区画が利用されておりましたが、７月豪雨災害で被災され、利用継続を断念せざるを得ないという利用者の方がおられまして、令和３年２月の時点では空き区画が６区画でございました。また、令和３年４月号の広報ひとよしで、空きがあるということで募集の周知を行いましたところ、５月末現在では、まだ５区画の空きがあるという状況でございまして、ホームページには募集の掲載をしておるというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　利用については、継続して利用する場合は、現在利用されてる方のほうが優先的にできるという状況だと考えていいのではないかと思います。また、周知につきましては、市のホームページや広報などで行っていることのようですが、今年の空きについては２月末で６区画あったということで、現在は５区画残ってるということで言われましたが、先ほども言われましたように、そこを作っておられた方々が、昨年の７月豪雨災害に見舞われた関係で、そこは作るのが困難という形で避難生活をされているということだったために、継続がなされなかったのではないかと察しをするところでございます。しかし、その

方々が避難生活から解放されまして、元の生活に戻るようなことになれば、また利用されるのではないかと考えます。その後、利用を希望される方々が増えていくのではないかと思います。

では、市民農園を造るには、どのような整備や条件が必要なのか、また、令和に入ってからの２年間だけで、被害に遭った約102ヘクタールの再生可能遊休地があると先ほど答弁の中であっておりますので、遊休農地を市民農園として活用できないかと、農家の方から要望もあっておりますので、この点についてお尋ねしたいと思います。

○経済部長（溝口尚也君）　お答えいたします。

まず、遊休農地を活用して、市民農園を開園するのにどのような整備等があるのかとの御質問でございますが、市民農園を開設する場合、３つの形態がございます。

まず、１つ目としまして、市民農園整備促進法という法律によるもので、開設手続としまして、県の基本方針に基づき、市が市民農園区域というものを指定しまして、開設を希望する者は整備運営計画を作成した上で市町村の認定が必要となります。市民農園区域とは、休憩施設等を整備できる程度の規模で、道路整備上、利用者が行きやすく、用水等の確保ができ、周辺農用地への影響を及ぼさない、かつ利用者の見込める区域ということでございます。開設場所としましては、市民農園区域及び市街化区域に限られまして、加えて農機具収納施設や休憩施設、トイレその他の附帯施設の設置が必要とされておるところでございます。

次に２つ目でございますが、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、地方公共団体が――当市の場合、市でございますが――貸付規程を作成し、農業委員会の承認を得て農地を貸し出すものでございます。開設場所としましては、特に定めはございませんで、施設の設置等は要件とされておりませんが、そうは言いましても利用者の利便性や周辺農地や施設へ影響を及ぼさないなど、適切な場所に開設する必要がございます。

次、３つ目でございますが、農園利用方式によるものでございまして、開設手続、開設場所、施設の設置の定めは特にございませんが、農地の取得の仕方によりましては、農地法の第３条、第４条、第５条の許可が必要となる場合がございます。この方式は、利用者に農地の貸付けをするのではなく、農業者の指導・管理のもとに、利用者の方々がレクリエーション等の目的のため、複数の段階で農作業を体験するといったものでございます。

本市の市民農園につきましては、この２つ目の特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づきまして、地権者から市が農地を借り受けをして開設を行っており、施設の要件等は制度上ございませんけれども、やはり利用者の方の利便性を考慮しまして、トイレや簡易休憩所の設置、水道施設、水利も含めてでございますけど、水道施設の整備、駐車場の整備を行っておるというところでございます。

次に、遊休農地を市民農園として活用できないかとの御質問でございますが、遊休農地を活用する場合、農地の状況にもよりますけれども、例えば大型機械などによる除草、根掘り

の除去、あるいは耕起、追土等、覆土等の整備などが必要な場合もございますし、やはり水利の確保など、開設まで一定の整備費用が必要となってまいります。現在、市では行財政健全化計画に基づく業務の見直しも行っておりますことと、加えまして、先ほども答弁しました現在の市民農園の空きがある利用状況から鑑みまして、市での市民農園の増設につきましては、現時点では考えていないというところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　先ほどから述べてるように、農家の方も農地の荒れ地について危惧をされています。また、遊休農地も年々増加の傾向にありますので、市民農園等に活用することで、利用される方々の地域での触れ合いや家の中に閉じこもることも少なくなってくると思います。このことが健康増進にもつながっていくものではないかとも考えます。昔は、農業をされている方たちを青空公務員と言ってた時期があります。やはり外で仕事をして健康に、そして自分たちが食べるものについても自分たちで作ってしてってことで、青空公務員ということで、かなり今から、私たちが中学生・高校生の頃ですので、そういうことも言われていた時期があっております。そういうことで、ただやはり、この市の発展にもなっていくだろうと思いますので、市長にお尋ねします。

再生可能な遊休地を市民農園として活用することについて、市長の考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まずもって、農業委員会や農地利用最適化推進委員の方々をはじめ各農家の皆様が、個人または集落においても農地集積や集約などの取組に併せて、地域の農業振興、農業施設や農地の管理・保全に御尽力いただいていますことに敬意を表します。

遊休農地を市民農園に活用することにつきまして、遊休農地解消の手法の一つであると考えます。また、議員が申し上げられましたとおり、市民農園の活用によって、地域の触れ合いや健康増進につながるということにつきましては、現在本市で開設しております市民農園も地域とのコミュニティーづくり、高齢者の生きがいや健康づくり、子供の体験学習などの多様な目的で設置しておりますので、十分理解をしております。

しかしながら、経済部長が先ほど答弁いたしましたように、開園に係ります手続や経費が必要となりますことや、現在、全庁挙げて業務の見直し等に取り組んでいる状況もございますので、まずは空き区画がございます現在の市民農園を御利用いただきたいと存じます。何よりも、課題である耕作放棄地、遊休農地の活用につきましては、現在、各集落の農家の皆様、農業委員や農地利用最適化推進委員の方々、県やＪＡなどの関係団体が本市と一体となって耕作放棄地解消事業等、各種施策に取り組んでいただいておりますので、市としましても今後も継続して力を注いでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　かなり、財政的な面で厳しいということでの答弁が部長、市長のほうからあったと思います。

７月の豪雨災害からはや１年がたとうとしております。先ほども言いましたが、農業をされている方々も、今年の作付には大変御苦労されています。被災者の身になって、「今、どのようなことをしたらできるのか」ということを考えていただき、何事もスピード感をもって、検討ではなく取組と行動をお願いいたしまして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時29分　休憩

午後２時44分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さん、こんにちは。１番議員の松村太です。

今回通告しました質問事項は、１つ目は、新型コロナワクチン接種について、２つ目は、子どもたちへのコロナ禍・令和２年７月豪雨の影響について、３つ目は、避難行動について、４つ目は、行財政健全化への取組についての４項目です。

まもなく１年を迎えます令和２年７月豪雨に関連して、お亡くなりになった方々へ改めてお悔やみを申し上げます。それとともに、被災者の皆様へもお見舞い申し上げます。そして、自衛隊をはじめボランティア等、多くの皆様の復興へ向けた御協力にもまた感謝いたします。

しかし、復興はまだまだ道半ば。多くの御支援・御協力をこれからもいただきますようお願い申し上げます。しかし、正直に昨年の洪水被害を繰り返さないためには、市民の皆様お一人お一人の災害に対する意識をさらに大きく変えていただく必要もあります。市職員一丸となり、復興のため全力で仕事に取り組んでおります。災害対策も次々と対応が進んでおります。しかし、どうしても最後の避難行動をしていただくところは、市民の皆様の実際の意識と行動にかかっています。新たに御就任いただいた防災官も、防災意識の高い人吉市に、住民の理解のもと、犠牲者ゼロを目指すと言われています。また、元警視総監で前内閣危機管理監の高橋清孝氏は講演の中で、「憂いなければ備えなし」と言われています。人吉市は多くの犠牲を払い、数百年に一度という大災害を体験しました。そのことをしっかり見つめ直し、再度同じ憂いを感じることがないよう、市民が一丸となり、市職員と共に全力で取り組まなくては被害を抑え込むことはできません。

初めに、目下当面の課題であるワクチンの接種についてお尋ねします。しかし、既に牛塚議員、豊永議員が詳細に質問されておられますので、私からは施設入所者と施設利用されて

いる方で、未接種の方がいらっしゃるのかについてのみお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市におきましては、熊本県からの高齢者施設従事者の新型コロナワクチン優先接種の通知によりまして、高齢者の中でも高齢者入所施設の入所者とそこに従事される方を、一般の高齢者に先んじて４月20日から接種を開始しております。現在、施設入所者及び入所施設従事者の方々につきましては、おおむね１回目の接種が終了したところでございます。

また、デイサービス利用者の接種状況につきましては、優先的な接種者の要件に含まれておりませんので、一般の高齢者と同様に希望される医療機関で個別に接種をいただくことになっております。そのため、デイサービス利用者につきましては、接種が完了できていない状況でございます。

今後は、高齢者の通所事業所や訪問事業所、また障害福祉に係る訪問系サービス事業所などの利用者や従事者の方々へ、優先的にワクチン接種を進めていくこととしております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　報道等でもありますように、施設を起点とした発症は、ときにクラスターとなり、要介護状態の患者様にきちんとした医療を実施するための現場負担が大きくなることを危惧するところです。とはいえ、接種は強制ではありません。職場や学校などでその判断について、個人の不利益になることがないよう十分な指導や啓発をお願いして、この質問を終わります。

では、次の項目に移ります。３月の一般質問で、教育振興基本計画に触れた中で、教育委員会におかれては、関係する約40団体から意見聴取された上、今次計画を作成されたとのこと。より身近で活動的な各施策を期待するところであります。

今回は、さらに細かな点についてお尋ねいたします。昨年度のコロナ禍による長期の学校休業と豪雨災害が、子供たちの学習環境と生活環境にどんな影響を及ぼしているのか心配です。そこで、直近の子供たちの放課後の過ごし方、学習時間や習い事等の状況に変化があるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

放課後の過ごし方や通塾状況の変化につきましては、調査が実施されておりませんので、正確な状況は把握できておりません。学習時間につきましては、令和元年度のデータと比較いたしましたが、学年によって若干の差はあるものの、新型コロナウイルス感染症または令和２年７月豪雨の影響と考えられるような変化は認めることはできませんでした。また、熊本県や全国のデータと比較しても、同様にその差は認められませんでした。

ただ、ゲームやインターネットなど情報通信端末の利用時間につきましては、小中学生とも増加傾向が認められました。小学生の25％、中学生の38％が１日２時間以上、情報通信端

末を使用しているという結果が出ております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための外出自粛措置の影響も考えられるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　各端末の使用時間が伸びているということは、いささか心配なところもありますが、致し方ないという部分もあるかと思います。ただ、学習時間については、大きな変化は見られないということで安心しました。

しかし、落ち着かない日々が過ぎていくのは私たち大人でも感じるところです。心理的影響が潜在化していないか、できれば家庭での過ごし方など、違う角度での子供たちの変化を調査いただければ、長期的影響を考慮したとき、その元になるのではないかと考えますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それでは、子供たち全体としてではなく、被災家庭での子供たちについて同様の調査が行われていれば、その状況についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

教育委員会として、被災家庭の児童・生徒に限定した調査は実施しておりませんが、各小中学校とは毎月の定例報告をはじめとした諸調査や、福祉課を含めた関係機関等を通じて情報共有を行っているところでございます。

被災した児童・生徒の多くは、元気に学校生活を送っているという報告を受けてはおりますが、現在も医療や関係機関と連携した支援が必要な児童・生徒がいることも事実でございます。熊本地震の折も、非常に落ち着いてきたと思っていたところ、またそれがフラッシュバックしてというような傾向も見られますので、日頃から目配り気配りを重ねながら、子供たちの状況の変化は努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　独自調査ではなく、関係各所と連携した情報共有ということで確認しておきたいと思います。

では、各機関とどのような情報共有が行われているのか、災害前後で対応に変化があるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

現在、学校、教育委員会は児童・生徒に係る情報につきまして、様々な機関から提供を受け、関係機関と情報の共有を図っております。地域支え合いセンター及び民生・児童委員からの情報もその一つとなりますが、福祉機関からの情報は、主として福祉課が窓口となっており、福祉課を通じて情報共有を行っております。

福祉課と教育委員会は、毎月定例のケース会議を開催しておりまして、支援が必要と思われる児童・生徒の情報を共有しております。共有した情報につきましては、学校とも連携し、対応に当たっております。関係機関と連携した対応が必要な場合は、福祉課、保健センター、教育委員会、学校に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福祉機関等にも協力を求めてケース検討会議を開催しております。

緊急性や重篤化が懸念される場合には、医療機関や警察、児童相談所にも協力を要請し、要保護児童対策地域協議会等を開催し、対応に当たっているところでございます。

連携体制につきましては、災害前と変わりはありませんが、災害により支援を要する児童・生徒の状況が表面化しにくくなってきていることも考えられることから、真に支援を必要としている児童・生徒に早期に対応できるよう、今後とも関係機関と密に連携し、情報共有に努め、対応を進めてまいりたいと考えております。一人一人の子供にしっかり寄り添いたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　現在は緊急性や重篤化が懸念され、支援が必要と思われる情報を関係機関と共有しているということでございました。

国においては、日常的に家事労働などで十分な学習機会を得ることが難しいヤングケアラーの調査も進める方針だと聞いております。

本市では、さらにこれまでに類のない複合的な災禍が子供たちを取り巻いております。どんな不安が子供たちにあるのか、きちんと想像さえできません。御答弁でも、子供たちの状況が表面化しにくくなっていることを指摘されています。

ぜひ、今一度関係機関と一緒に、子供たちの心理的ストレスについて、さらなる調査を深めていただくようお願いします。

社会の中で、立場の弱い子供たちがどこにも訴えることのできない不安や心配があるとすれば、一日でも早くそれを取り除くことが重篤化を防ぐことにもつながっていくと思います。どんな些細な子供の変化も見逃すことのないよう、保護者との連携も強化していただくよう重ねてお願いいたします。

では、既に把握されているケアの必要な子供たちのその後の状況についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

今、議員の御質問の中に、ヤングケアラーという言葉が出てまいりました。この記事を新聞で目にしたとき、本当に心が痛みました。一人もこういう子供たちを出してはいけないという強い思いを持ったところでございます。

令和２年７月豪雨に係る心のケアが必要な児童・生徒の調査につきましては、昨年10月末

現在で、小学校92人、中学校21人という報告を受けております。その後、調査は行われておりませんが、学校ではスクールカウンセラー等の外部機関を活用した支援を継続して実施しているところでございます。また、定期的にアンケート等を実施し、児童・生徒の状況把握に努めております。今後とも、学校、家庭、関係機関と連携し、継続した支援に取り組んでまいりたいと存じます。

また、先月、新型コロナウイルス感染症に関連したアンケートを行ったところ、心配なこと、不安なこと、悩みがあると回答した児童・生徒は、小学校で538人、中学校で223人でございました。この数は、市内児童・生徒数2,423人のおよそ３割に当たります。内容につきましては、感染への不安、運動会や遠足などの学校行事のこと、家庭生活のこと、体力のことなど多岐にわたっております。感染収束の見通しが立たない中であり児童・生徒の不安や悩みも依然として大きいことが考えられます。不安感軽減に向けて、学校及び関係機関と連携し、安全・安心な学校生活を送ることができるよう努めてまいります。調査した数を大切にしたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　子供たちには、複合的な心理的ストレスが相当あると、そして相当な数の子供さんたちが何かしらの不安や問題を抱えていらっしゃるということが分かりました。

昨年から続く、例年とは違う状況のもと、新たに先生方も子供さん方もＩＣＴ教育への取組という大きな課題に取り組んでいらっしゃると思います。現場の先生方の御負担もかなりのものと推察いたします。私が殊さら申し上げることではありませんが、現場の先生御自身が一人で多くのことを抱え込み過ぎにならないように、十分なそちらの支援体制もお願いしたいと思います。

そして、改めて、学校では子供たちの声を多く集められるように、災害後に多くの御支援、人的御支援もいただいておりますが、これからの継続的な支援体制の見通しについてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

昨年度は、災害発生後、県教育委員会をはじめＮＰＯ法人、民間団体等、多くの機関から支援を受けて、児童・生徒の心のケアに努めてまいりました。議員御承知のとおり、昨年度は、災害発生後、スクールカウンセラーの追加派遣を受けたところでございます。本年度は、人吉球磨管内に配置されているスクールカウンセラーは、昨年度より２人多い、５人となっております。より充実した支援体制を構築いただいております。

来年度以降につきましてでございますが、県教育委員会によりますと、追加配置は未定とのことでございます。県に対しましては、引き続き、児童・生徒に適時、適切な支援ができるよう、追加配置を要請してまいりたいと存じます。

一方、追加配置がなくなる場合も想定し、各学校に対しましては、校内の相談支援体制の充実を求めております。また、今後もそれを求めてまいりたいと思います。

さらに、教育委員会といたしましても、これまで以上に福祉や療育等の関係機関との連携を図り、相談機関や相談方法の選択肢を用意し、多様な視点できめ細かく児童・生徒を見守ることができるような相談体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　昨年度の災害からの復興を、自力で長期的に継続させていく必要があるということを考えますと、多様な視点で課題の早期発見につなげられる支援環境や情報共有が必須だと考えられます。

これまでの諸所のアンケート調査の検証を踏まえ、さらなる細かな目が届く環境をつくる。そのためにも、県からの支援等々が継続して、この人吉に必要であるということを、今年度しっかり調査を進めていただき、次年度につながるような検証を行っていただきますようにお願いしたいと思います。

イレギュラーな生活環境が続く中、子供たちの学習意欲を刺激し、子供たちの興味や向上心の充実を図るためにも、図書利用などこれまで以上に個々のやる気スイッチがいつでもオンになるような環境整備も併せてお願いしたいと思います。

これまでに誰も経験したことのない、この複合的かつ長期的に影響していく大災害の中、それに負けない、決して諦めることのない、子供たちの成長への影響を最小限に食い止めるために、これから学校、地域、保護者がどのように協力していけばいいのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

近年、学校における教育課題は多様化・複雑化してきており、学校だけでは解決が難しいものも多く見られるようになってまいりました。子供の健全育成は、学校、家庭、地域社会との連携・協力なしには成し得ないものであり、学校が家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、家庭や地域社会と共に子供たちを育てていくという視点に立った学校運営を進めることは、極めて重要なことでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの会議等が中止や書面決議等に変更されるなど、お互いが顔を合わせ連携を深める機会が減っているのも事実でございます。加えて、７月豪雨の影響により、以前からの地域のつながりも大きく変化してきております。時代とともに人間関係が希薄化してくるのはやむを得ないと思いますが、本市ではまだ、隣近所を知る関係が残り、地域の温かさや優しさを教育に、そして子育てに生かすことができる環境がございます。

このようなときだからこそ、それぞれがお互いの担う役割を理解し合い、子供たちを中心とした前向きな連携を進めなければなりませんし、それができる人吉市だと確信しておりま

す。

私は、教職員時代から大切にしてきたものとして、「ぐるみの教育」がございます。一人の子供に対して、家庭、学校、地域とたくさんの人が関わり、心と言葉をかけ、手塩にかけ、共に育ち成長できる関係を構築していきたいと存じます。

これまでも各学校には、家庭や地域から信頼される学校づくりの推進について、お願いをしてきたところではございますが、再度、確実で丁寧な連携を充実させ、家庭、地域との良好な協力体制の構築が図れるように取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　誰がメインなのか、誰かの責任なのか、誰か一人のつながりではない、ぐるみの教育ということだったと思います。家族ぐるみのお付き合いや地域ぐるみのイベント、学校ぐるみの行事など、顔を合わせて、人々の団結やつながりの強さを感じさせてくれます。そうして力を合わせていくのが、最も重要なところだと思いますが、私もやはり肝はそこだと思います。

今、マスクをしてたり、リモートなどで直接表情が見えにくい環境下にあります。これまで以上にしっかり自分の考えや思いを、丁寧にはっきりと相手に理解できるように伝えることがとても重要だと感じます。人と人の間に距離を感じることがないように、しっかりとした意思疎通ができるよう、私も改めて考えていきたいと思います。

それでは、次の避難行動についての質問項目に移ります。

球磨川水害タイムラインの作成に御協力いただいている、松尾一郎東京大学客員教授は、「命を守るためには早期避難がベスト、逃げどきの見極めが最も大事」と言われています。また、市長は施政方針の中で、「一人の犠牲者も出さないという命題の下、改善点や強化すべき事項等について確認し、地元と共有・整理を図る」と言われています。本市においての改善点や強化すべき事項とは何でしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

避難行動の改善点といたしまして、主なものを２点お答えをさせていただきます。

まず、１点目といたしまして、５月20日付で災害対策基本法の一部が改正されまして、新たな避難情報発令の見直しがあっております。警戒レベル３の避難準備・高齢者等避難開始が、避難に時間がかかる高齢者や障害のある方は自主避難を開始していただくものとして、高齢者等避難、警戒レベル４の避難勧告と避難指示を、従来の避難勧告の段階から避難指示に一本化、それから、早めの避難行動に移していただくために、避難情報の在り方が包括的に見直しがされております。

それから、２点目でございますが、避難情報の早期発令を行うというものでございます。気象情報で、夜半や早朝といった時間帯に警報が発令されるような場合、安全に避難してい

ただきたいことから、できるだけ早い時間帯に高齢者等避難を発令してまいります。さらに、避難指示を発令する場合は、今までどおり昼夜を問わず発令し、自主避難訓練で周知をさせていただきました防災サイレン等を吹鳴することにいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　１つ目は、国の災害対策基本法一部改正により避難情報を明確化すること、２つ目は、避難情報の早期発令による早期避難誘導とその安全性の確保に努めるということだったと思います。

それでは、次に、同じく施政方針に、「今次水害においては、避難過程においても様々な問題・課題が発現し、これらを踏まえ、自主避難訓練を実施」とありますが、実際アンケートなどから読み取れる市民の皆さんの避難行動に対して、どのような問題意識をお持ちなのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今次水害におきまして、避難行動等に関するアンケートを浸水被害がありました町内7,000人を対象に、環境防災研究所により実施しましたところ、3,092人、44％の回答をいただきましたので、そのアンケートをもとに回答をさせていただきます。

避難過程におきまして、避難を判断したことにつきましては、近くの河川が氾濫した、雨の降り方、それから、避難指示の発令などがございまして、自宅にとどまった理由につきましては、その場にいるのが安全と思ったから、過去の経験から浸水するとは思わなかった、２階以上に上がれば安全と思ったから、そういった回答が出てきております。

このことを踏まえ、出水期を前に、サイレン吹鳴を含め、避難情報の周知を図るとともに、市民自らが避難行動を起こす訓練を行うことで、命を守る行動の定着を図るとともに、防災への意識向上を目的といたしまして、自分自身、家族、地域の避難行動を確認する日といたしまして、市が避難行動などを計画して行う避難訓練ではなく、市民の方々がそれぞれの状況によって、自発的に自主避難訓練に参加をしていただくというような訓練を行ったところでございます。

避難者の方々の避難に対する意識付けがどの程度できているか、ということでございますけれども、個々につきましての把握はできておりませんが、自主避難訓練参加人数につきましては、本市の人口の２％弱でございますが、指定避難所８か所へ231人、自主避難所など、自主避難された方々の連絡を、町内会長さんから連絡いただきました自主避難所など11か所に329人の、合計560人の方々が訓練に参加をされております。

自主避難訓練に参加されました施設の方へ、きっかけなどをお伺いしましたところ、初めて避難訓練をする職員がいたこと、それから、入居者の方で自立歩行できる方々と一緒に歩いて、どれだけ時間がかかるかを確認するために参加をされたというような御回答があって

おります。

行動過程につきましては、要配慮者利用施設避難確保計画に基づき、コロナ対策も行い実施されたとのことでした。改めて分かったことといたしましては、自主避難所まで入居者と歩いて同行し要する時間が、職員が歩いて要する時間より倍の時間がかかるということがわかったとおっしゃっておりました。

また、消防団におかれましても、自発的に避難訓練の広報訓練や土のうづくり、危険箇所の点検なども行われまして、120人を超える参加があっております。

さらに、消防・警察におきましても、広報活動や巡回をしていただいた報告を受けております。

このことから、避難に対する意識付けというのは一律に同じレベルにあるとは言いきれませんけれども、今後さらに積極的に、自主防災組織や出前講座、防災教育などを通しまして、引き続き機会を設け、防災意識の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　発災当日、様々な情報、防災無線やテレビやメール、そして実際自分で目で見たりとか、聞いた雨音など、いろんな情報が入り乱れて、それぞれ個々で判断されていた様子が伺える。まずは、避難を始めるきっかけとして、高齢者等避難などの避難情報等をしっかり受け取っていただけるように、サイレンの吹鳴と防災ラジオの配布など、これから整備が進むと思います。また、訓練の結果として、自主避難所への参加人数が非常に多く、指定避難所を上回ったことは、町内会長さん方や関係者の個々への呼びかけが避難行動にとても有効であったということの証明でもあると思います。また、施設からの御参加もこの時期、大変画期的ではないでしょうか。命を守るということに真摯に向き合っていただき、この自主訓練に参加いただいたことに敬意を表したいと思います。また、同じく消防団の皆様にも、広報や訓練を同時に行っていただき、その使命感の熱さに感服いたします。

参加された方々は、避難の行程の中でいろんな気づきを得られたと思います。施設の職員の方が、自分一人で歩くよりも、入所者の方と歩くと２倍時間がかかった、これは想像すれば分かることかもしれませんが、実感としてそれを体験できたことは、実際の避難時に必ずや役に立つと思います。

私も当日、指定避難所の西小学校、東小学校、そして自主避難所の修成館、そして両親の自宅があります願成寺を自転車で移動いたしました。車の移動よりはるかにきつくて、こんなに体力がないものかということを思い知りましたし、徒歩ではとても訓練の想定時間内に移動し終わることは無理だと分かりました。それに、途中で自転車がパンクするというハプニングにも見舞われ、実際避難の際も浸水などにより車などが使えなくなるなど、予想外の移動の困難さが、実際あったのだろうということを、私も身をもって知ることができました。

では実際、昨年の避難行動にどのような課題があったのか、またそれをどのように検証されているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今次水害におきましては、７月３日午後から４日にかけまして、球磨川の水位が急激に上昇し、人吉観測所におきまして氾濫危険水位3.4メートルを午前４時に超過をいたしまして、計画水位4.07メートルを超過後、午前７時30分には5.07メートルを超え、３時間30分で計測できなくなり大災害に至ったという状況でございます。

アンケートで、避難行動におきまして、危険なことが起こるかもしれないと思われた時間ですとか、起きた時間といいますのは、４日午前５時台が多く、午前７時までには過半数の方が認識をされております。目を覚ますきっかけについての割合でございますが、携帯電話からのエリアメールが24%、雨の音が大きかった22%、防災行政無線９%。自宅が浸水し始めた時刻については、午前７時から午前８時台と回答があっております。避難を周知するツールとしております防災行政無線が聞こえなかったとお答えになった方々が12%おられております。

避難過程の、避難を判断したきっかけとしましては、近くの河川が氾濫した10%、雨の降り方９%、避難指示の発令８%。それから自宅にとどまった理由につきましては、その場にいるのが安全と思ったから19%、過去の経験から浸水すると思わなかった13%、２階以上に上がれば安全と思った11%、周囲の道路が冠水していた９%、既に避難できない状況になっていた７%というような回答が出ております。

また、午前５時15分に市長自ら緊急の避難指示を呼びかけされるまでに、自宅以外に避難されておられた方は130人でございました。

このことから、避難情報は確認されておられますけれども、災害情報、実際にどのような災害が起こっているのかというような、そういった情報の収集が難しかったということで、最終的に自宅にとどまることを判断されたのではないか、と考えております。

その他、避難行動に役立つ情報の一つといたしまして、球磨川から直線で750メートル先にあります、人吉下球磨消防組合本部の屋外カメラによる映像で、浸水速度の状況といたしまして、本部前道路の浸水が確認されてから15分後に、敷地内で膝下約30センチメートル、それから30分後には、股下の70センチメートルまで浸水が確認され、消防署職員１人での避難も厳しい状況であったと伺っております。

さらに、避難所に避難されて来られました方々からも、「襲ってくるように水が増えて追いかけてきた」、「家のドアを開けられなくなり、消防団の方から救助してもらった」など、いろんな状況の中から避難されて来られたということをお聞きしております。

このことから、命を守る行動として、過去の経験や大丈夫だろうという考えがあったこと、被害情報収集が難しく、早い段階での避難行動をとることができなかった、そういった課題

が見えてまいっております。

事前情報としてのデータでございますが、ハザードマップ、それから、浸水想定区域図、くまもとマイタイムライン、広報ひとよしなどを配布させていただいております。

その他、自宅において避難するための準備といたしまして、通常持ち歩かれているもの、財布、保険証、携帯、常備薬、こういったものなどと、雨に濡れて避難することを想定して、１人前の下着や靴下をビニール袋に入れて背負いバッグなどに入れていただき、避難先で着替えることで、精神的な苦痛も安らぐものと思われますし、早めの避難行動を行うことができると考えております。

こういったことも含めて、避難される際に、膝下ぐらいまで浸水している場合は、長靴ではなく、足元が動きやすい運動靴でしっかりひもを締めて避難することなど、こういったことについても情報発信をして、防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　発災当日、そのときのいろんな情報を教えていただきました。ぜひ、どういう判断が、どういう行動がよかったのか、考えていく材料にしていただきたいと思います。

今、本市が進めております早期避難についてでございますが、市長が避難を呼びかけられる５時過ぎの呼びかけまでに、指定避難所には130人ほどの方が避難されていたという数字も示していただいておりますが、全人口に占める割合は僅か0.5％ぐらいになると思います――私の計算ですけれども。非常に、早期避難が、いかに、そのとき、いざ浸水が始まった時点で考えるということがいかに難しいか。そういうことを如実に表している数字ではないかと思います。こういった課題について、しっかりこれから本市も取り組んでいかなくてはいけないと考えるところであります。

今申し上げましたように、氾濫危険水位を超えた午前４時過ぎから、市長が避難を呼びかけられる午前５時過ぎまでの間、どれくらいの方が避難の必要性を感じ取っていただけていたのでしょうか。浸水の始まる時刻の７時台で、アンケートに御回答いただいている半分の方にしか避難情報が届いていなかった可能性が、今のアンケート結果からは読み取れるんではないでしょうか。そして、それから避難準備をしている間に外に出られなくなっていたとの御回答もあります。当日は、線状降水帯の影響で、短時間に大量の雨が降り続き、水位が上がるにつれ、増水のスピードが上がったのではないかと推測します。ピークに達した時間と浸水深――どこまで水が来たかという深さですね――を多くの方が、水害時の記憶として今お持ちかもしれませんが、こと避難行動に関しては、消防署からの御報告に今ありましたように、浸水した前面道路から消防署敷地内で、徒歩で移動可能な膝の高さまで約30センチにくるまでにわずか15分で達したと言われています。歩くスピードが時速３キロでしたら、

15分で約750メートル、歩くスピードがさらに遅く時速２キロで歩いた場合、たった500メートルで膝の高さまで水の深さが深くなるということでございます。それからさらに15分程度で、腰の辺りまで、股下70センチとなっておりますが、私ぐらいの身長か、もっと高い方によって、だいぶ股下の長さは変わりますが、大体30分程度で徒歩で移動するには命の危険を感じる浸水の深さになるという結果だと思います。そしてその深さになれば、もう全く足元の様子が、川なのか溝なのか道路なのか、分からない状況になっているというのは、被災された皆様は十分に御理解いただけるところだと思います。ですので、水が来ていることを見てから避難をスタートさせたのでは、十分に安全な場所までの移動はできないということが、これではっきり分かると思います。

そのため、逃げ遅れゼロや一人の犠牲者も出さないためには、早期の避難が最も有効な手段だということが理解できます。 では、実際の避難をより安全に有効にするために、これからどのような整備をされるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

避難情報の事前配布のほかに、避難情報発信ツールといたしましては、現在、防災行政無線、エリアメール、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、デタポン、ヤフー防災、こういったものを活用して避難情報を発信しておりますけれども、その他、河川や降雨状況など、情報ツールといたしまして、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所の「早よ見なっせ球磨川」、それから、熊本県統合型防災情報システムから、河川のライブカメラや降水量などを見ることができるものがございます。

災害後、地区別座談会など、住民と意見交換の中で、雨音などで防災行政無線が聞こえにくかったという意見が多々あったことから、室内で防災情報を取得できるように、今年度防災ラジオを全世帯に配布を行ってまいります。

また、地区別座談会におきまして、災害発生時の避難先や避難所、避難ルート、避難道路、避難誘導など、避難の在り方につきまして、いろんな課題や改善点、気づきなどたくさん御意見を出していただいております。そういった中で、避難道路において、大量の雨で排水量の容量を超えて、道路と水路などとの境が分からなくなっている所ですとか、車で避難されて、道路は幅が狭く離合ができなくなり立ち往生した、道路が川のようになって歩行での避難が危険な所もあったなど、具体的な情報提供があっております。

そのことを踏まえまして、これは土地所有者の承諾が必要になりますけれども、道路の境に目印となるポールを立てるとか、排水路の改修、用地買収が発生しますが道路の改修・拡幅、さらに緊急避難場所としまして、民間企業の建物の上層階を垂直避難場所として使用する協定の締結、それから防災タワーの建設など、様々に整備、検討していかなければならないと考えております。

その他の取組といたしましては、災害時に観光客などにも分かりやすく、避難情報を伝え

ることや、情報弱者にも視覚的に伝えることを目的として、スーパーシティ構想の中で、ライティング防災アラートの取組を国へ提案しております。

こういったハード面での整備も急がなければならないところではございますが、ソフト対策といたしましては、避難情報をやはり早めに発信し、確実にその情報を届けるというのが大事だと思っておりますので、情報を確認された場合は、議員おっしゃいますように、命を守る行動として、やはり早めの避難行動を起こしていただくというのが必要ではないかと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　いろんな施策をとっていただきまして、より安全・安心な環境を整えていただければと思います。ただ、現在、当日の自分がとった避難行動以外の「あの日を振り返る」という情報が圧倒的に少なく、自分でより最適な避難行動を考える材料が足りていません。昨年の発災当日の被災者の方の考えや気づきに基づく避難行動の傾向と、実際に避難した道路の状況とその危険性について、調査内容の検証が終わりましたら、ぜひホームページや広報等を使いまして、広く市民の皆様へ情報を周知していただきまして、避難行動の注意点などを一刻も早く届けていただければと思います。

多くの方が過去に経験がないことなどを理由に避難されませんでした。「ここまでは来ないだろう」、「今までここまで来なかった」という、そういった経験を理由に避難されておりません。気づいてからの浸水のスピードはとても速く、実際に外に出ることさえままならなかったということを、繰り返し感想やアンケートで出てきております。

いかにこれまでの考えが及ばない水害だったのか、市民の皆様全員に詳細な情報をお伝えした上で、結果として、早期避難しか確実に安全に避難していただく方法がないことを御理解いただき、これまでの経験をゼロリセットしていただき、これまで大丈夫だと思っていた自分の経験値を、昨年の７月豪雨を基にリセットしていただきまして、避難行動のための意識改革を市民の皆様全員にお願いしていかなくてはいけないと、強く思った次第です。

そして、さらに、道路の浸水深の判断をきちんとしてもらうために、今次水害で浸水した道路の電柱に、路面から膝の高さまでのラインを記して、その線を越えて浸水している場合は、徒歩や車での通行が危険であるということを知らせるための細やかな危険情報を、日常生活の中に落とし込むことも必要ではないかと思っております。

我々も青井地区をこれまで歩いておりますと、電柱等に「昭和何年浸水深がここまで」という表示が電柱にも貼られておりました。それを見て、「あー、ここまで来たんだな」と繰り返し再認識することで生活してきております。

ぜひ、この広範なエリアの中で、薄れていく被害意識や防災意識を継続してとどめていくためにも、避難が可能な水深というものを目安にして、そういったものを町なかに表示いた

だければと思います。

そうした環境整備と同様に、今回の災害の中で最優先に支援を必要とされるのが、避難行動要支援者だということは、幾人もの議員が質問をされ、広く共有されていると思います。

今次水害では、名簿に記載された被災者全員の方の実際の避難行動の検証はなされているのでしょうか。発災の時間帯と町内全体が被災してしまうということで、計画どおりの避難支援は困難だったと思います。

支援を受けるはずだったある被要支援者の方の避難時の様子を伝える新聞報道では、「誰からも安否確認がなかったし、自分がどのような計画で誰に避難支援されるのか知らなかった」という報道がなされています。要支援者方の実情をどう把握されているのか、それを基にどう対応されていくのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画につきましては、例年、梅雨時期前に情報更新したものを、支援者等関係機関へ提供をいたしております。

令和２年７月豪雨におきましては、避難経路が浸水したり、支援者自身が被災したりと、地域によっては対応が困難なケースが生じるなど、多くの課題が出てまいりました。

市としましても、名簿及び個別避難計画の情報提供、活用がうまく機能していなかったケースがあったということは、大きな課題として受け止めております。

避難行動要支援者の要望や感想等については、昨年の９月から10月にかけて行いました民生委員・児童委員の回答の中に幾つか含まれておりました。一番多かった感想でございますが、やはり「まさかここまで水が来るとは思わなかった」、「今まで大丈夫だったから、今回も問題ないと思っていた」というものでございます。

一方、民生委員・児童委員の感想としましては、「計画どおりに情報伝達ができ、安否確認ができた」というものや、「早くから声かけを行ったけれども、なかなか避難には応じてもらえなかった」という感想もございまして、これまでの経験が災いして避難行動が遅れたというものも拝察をされます。

こうしたことから、やはり改めて、災害はいつ起こるかわからないということを、住民一人一人が強く自覚し、最悪の事態を想定して行動しなければならないという、そういった意識の醸成がやはり必要だと感じております。

これらの経験を踏まえ、豪雨災害からの課題を基に、地域の支援等、関係者や避難行動、要支援者について、引き続き「災害時等支え合いマップ」の作成を推奨するなど、地域防災力の強化に係る協力体制、連絡体制の構築を促進してまいりたいと存じます。

また、地域の見守り活動などを協議されます小地域ネットワーク推進会議を活用するなど、平常時から地域で情報を共有し早い段階での声かけや、「お互いさま」の精神を再認識していただくなど、いざというときに共助の力が自然と発せられるような体制づくりを支援して

まいりたいと考えております。

また、浸水想定地域に指定避難所・自主避難所がございますけれども、避難所におきましては、地震・台風・土砂災害など、いろんな災害が異なっておりますので、地域防災計画書に基づきまして、それぞれに対応周知を情報発信ツールを活用し、多重的に行ってまいりたいと考えております。

避難行動を的確に、迅速に行うためには、一人一人の意識がとても重要であると認識しておりますので、市民一人一人の意識の向上と地域コミュニティーを強化する取組につきまして、関係部署と連携、協力して推進していかなければならないと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　避難行動に関しまして、私が関連しまして調べたのが、2018年７月の西日本豪雨災害時の特別養護老人ホームでの避難行動の検証資料でございます。

当時の、避難勧告が出て、すぐ避難を開始し、全職員を招集して、２時間後に36人の入所者を２キロメートル離れた系列施設へ避難完了となっていました。特別養護老人ホームですが、少なくとも、要支援者が１か所にいる状況で、ふだんから接している職員が付き添い、専用の機能の付いた車で、同じ場所を目指して２時間かかっております。

当市において、町内ごとに人数の多い少ないはあると思います。各要支援者の人数の多い少ないはあると思いますが、それぞれの方がばらばらに自宅にいて、時間帯によっては寝ているのか起きているのか、しっかりした情報がない状態の中で、実際考えたときに、個別に対応して、避難に一体何時間かかるでしょうか。長年、地域連携の体制づくりや取組の強化はうたわれてきたと思います。

これからは、もっとリアルに、ふだんから要支援者と接している民生委員さんをはじめ、その方が介護保険を利用されていればケアマネジャーと家族、支援者、隣保班など身近な方を交え、要支援者御本人の御意見を含め、安全・安心のために一人一人の細かな検証作業と計画立案がこれからは必要ではないでしょうか。また、民生委員さんが全ての実働者とならない連携を図ることも重要です。

そうした細かな、リアルな避難行動に対する検証が、地域における要支援者お一人お一人に対する個別の避難行動を検証することが、地域の方一人一人が自分のこととして避難に向き合うきっかけになり、自助・共助の仕組みが地域の中でおのずとでき上がっていくのだと思います。とても時間はかかりますが、かけるだけの価値はあると思います。

では、最後の項目に移ります。

多くの市民が復興したと感じていただけるまでに何年かかるでしょうか。もちろんスピード感を持って推し進めなくてはなりません。しかし、まだまだ広範で長期にわたる支援や財政支出が必要になってくると思います。

さきにほかの議員から詳しく財政健全化について御質問されていますが、私からも施政方針で語られています財政健全化について、事業の改廃や優先順位の設定など、選択と集中するための具体策について、市長にお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

全国的に少子高齢化や人口減少が進み、本市におきましても財政状況が逼迫する中、令和元年９月に行財政健全化計画を策定し、財政状況の改善に向けて取組を進めていたところでございます。そのようなさなか、計画策定時には想定をしていなかった昨年度の大規模水害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、未曽有の事態への対応が求められるなど、従前の事業に加え、取り巻く劇的な環境の変化に伴って、これまで経験したことがない市民ニーズに喫緊に対応すべく、新規の事業として発生する中で、職員一人当たりの事業量は増加しているのが現状でございます。

そこで、限られた予算と職員のマンパワーで、住民サービスの質を維持するためには、計画策定以前にも増して、抜本的な事業の優先順位の見直しや事業の中断・廃止などを再検討する必要が生じております。

現在、総合計画をまちづくりの羅針盤の頂点として、それを補完する形で行財政健全化計画や復興計画など、本市の根幹を支える様々な計画があり、それぞれの部署で実施計画等の進捗を把握しておりますが、このような計画がそれぞれ単体で進むのではなく、総体として相乗効果を図り、難局を乗り越える必要性を感じております。

そのためにも、計画を推進する関係部署が連携して、既存事業と新規事業のヒアリングや査定に当たり、各種計画の縦軸に加え、横断的な共通認識のもとに、時限的に取り組むべき事業と、多少スピードを緩める事業とを見極めることで事業の優先順位の設定、さらにはマンパワーの集中投下という意味で、組織機構の改革を実施する必要があると存じます。

また、事務量が増大する過程において、事業の選択を行う際には、いかに限られた職員で効果的な自治体経営を行っていくかという点が重要であるため、これまでの経験や憶測だけに頼らない、科学的なデータに基づいた情報分析と政策立案が必要と考えております。

具体的には、業務の流れや作業にかける時間などを同規模の自治体と同一の物差しで比較するために、全庁的な業務量調査を行い、他の自治体との差異を客観的に分析することで、一定の業務にかける予算や時間といったコストが、費用対効果として果たして適正なものなのかどうかを判断する必要がございます。

この情報分析をベースとし、事業の優先度を設定した上で、時限的にタイムリーに予算を投入すべき事業と、時期をずらして実施する事業の選択と集中を行っていく必要があると考えております。

このように、業務の負担感や時間のかけ方等を定量的に可視化し、業務課題を浮き彫りにする自治体間の業務量比較という手法も新たに視野に入れているところでございます。

また、来年度は新庁舎の完成に伴い、これまで分散していた庁舎が１か所に集約されることにより、スケールメリットによる共通的な業務の集約化等も見込めると存じますので、各種業務の包括的な契約方法の見直し等も含め、安定した財政基盤の構築に向けて、行財政健全化計画のリニューアルにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　業務量を調査された上で、数値化して、時間や量のコスト比較をしっかり行って業務の効率化を図って、財政の健全化を図っていきたいということだったと思います。

市庁舎の中でそういった努力をしていただく一方で、市民の皆様の協力も得まして、市長が以前からおっしゃっている健康寿命を延ばすなど、これから継続的に伸びていくであろう民生費の割合を抑えることができれば、安定的に財政調整基金などを増やせるのではないかと考えますが、長期的な復興支援のこれからの方向性をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

財政健全化の取組の御質問の中で、住民の方々の健康寿命、社会福祉、社会保障に係る民生費の動向につきましての御提案だと受け止めます。

市町村は、住民の健康や福祉に対し、最も身近な行政でございまして、行政側から行財政健全化と住民の健康を併せて論じますと、非常に誤解を生むおそれがございますけれども、健康は、個々人にとっても社会にとっても根源的テーマということでお答えをさせていただきます。

我が国では、高齢者福祉をはじめ、様々な福祉施策につきまして、関連法律、俗に福祉八法とも呼ばれていますけれども、その中で、国・県・市町村の役割や財政負担が示され、その多くの事業につきまして、市町村が事業主体となっております。また、後期高齢者医療制度におきましては、その医療費の8.3％を、介護保険制度につきましては、介護給付費の12.5％を市町村が負担することとされております。このことを言い換えますと、住民の皆様にとりましては、疾病やけがなどをしても安心して治療を受けるとともに、必要なサービスを受給しながら生活ができるという、我が国が世界に誇れる制度である。一方、行政にとりましては、どの施策よりも優先して財源を確保しなければならないという責務がございます。

我が国では、少子高齢・人口減少社会と相まって、この社会福祉、社会保障制度の在り様が大きな課題になっていることは議員各位も御承知のことと存じます。

しかしながら、私は見方を変えますと、解決策がないわけではないと思っております。それは、議員がおっしゃいましたように、住民一人一人が健康に過ごしていただくことが重要

なポイントでございます。健康でお過ごしいただくということは、医療を受ける機会や福祉サービスを受ける機会が少なくなるということですので、当然、その制度としての負担、ひいては市町村の負担も少なくなるということでございます。

少々話が脱線したかもしれませんが、行財政健全化につきましては、行政から市民へのお願いという一方通行ではなく、行政と住民が共に考え、実践することで改善していく事業もあるのではないかと思っております。

住民の健康増進というテーマに、行政と住民が一体になって取り組むことができれば、住民の視点からしますと、健康で充実した生活、ライフワークを享受することが可能になりますし、市としましては、社会福祉における好循環が生まれ、負担軽減も可能なわけでございます。結果、双方がウィン・ウィンの関係、ひいては、住民が参加する行政、信頼される行財政運営と、私が政治家として求める理想にも近づくことができるものと思っております。

しかしながら、現実的には時代の進化とともに、住民の価値観や生活スタイルが多様化していく中で、行政が健診や健康指導、さらには生活指導などの施策を用いて、どこまで関与できるのか、難しい課題が多いのも事実でございます。

こういったところにつきましても、今後議会からの御意見をお聞きしながら、対策を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　私が言うこと以上に、より深く広範に御答弁いただきまして、ありがとうございます。市民と行政がウィン・ウィンの関係を築きながら、財政健全化を築いていかれますように、私も願っております。

2040年、令和22年には、私は72歳になっております。何の年かと言えば、現役労働世代の急減が見込まれる年だそうでございます。人吉市は、高齢者の人数は大きく変化しない代わり、64歳以下の人口が減り続け、高齢化率が上昇していきます。個人の介護保険料も平成12年時点では3,009円だったものが、現在の予測では、2040年には8,400円と2.8倍の予想となっております。市長おっしゃるように、市民健診やフレイル対策など、自分のできることを市民一人一人が自助・共助の自覚を持って実行すれば、自分の将来負担も減少され、市民全員が参加できる継続的な復興支援になると考えます。

人吉市民全員が一つの家族と思って、これからも頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時57分　休憩

午後４時10分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。11番議員の犬童利夫でございます。

一般質問３日目、そして、今回の最後の登壇者となりました。大変お疲れとは存じますけれども、今しばらくお付き合いをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をしてまいりたいと思います。今回は、４項目について通告しております。

１項目め、災害対策基本法の改正に基づく人吉市地域防災計画書の変更についてでございます。２項目めが防災について、３項目めが市政に対する所信から、４項目めが市民の声からについてでございます。よろしくお願いいたします。

まず、１項目め、災害対策基本法の改正に基づく人吉市地域防災計画書の変更についてでございます。これまでの災害では、避難勧告が出されても、危険性が十分に伝わらず、逃げ遅れが多く発生し、多くの犠牲者が発生しております。そこで、災害時の用語の分かりにくさを解消し、避難指示に一本化する災害対策基本法が改正されました。住民に避難を促す情報を分かりやすくして逃げ遅れをなくすねらいとのことでありますが、改正の要旨などについてお尋ねいたします。

また、昨年の７月豪雨では、２か所の指定避難所も被災しました。その指定避難所などの変更について、地域防災計画書への反映と避難情報の改正内容を含めた、今後の周知方法等についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

御質問いただきました避難情報等や指定避難所等の変更につきましては、令和３年度の地域防災計画書に反映し、変更してまいります。変更の理由といたしましては、まず避難情報等のガイドラインの改正によりまして内容が変更されておりまして、これまでの警戒レベル３で避難準備・高齢者等避難開始となっていたものが、高齢者等避難に変更され、また、警戒レベル４の避難勧告の文言がなくなり避難指示となりまして、警戒レベル４までに必ず避難するよう改正がなされております。

それから、指定避難所の変更につきましては、昨年の豪雨災害で被災しました東西コミセンを人吉西小学校に、西瀬コミセンを西瀬小学校にそれぞれ変更し、その他、人吉第一中学校と中原小学校を指定避難所として変更いたしております。

周知の方法でございますが、市民の皆様には広報ひとよしで周知しておりますけれども、その他各地域の座談会や出前講座など、機会あるごとに周知を図ってまいりたいと考えております。また、各報道機関におきましても、避難情報等の変更箇所について周知していただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　変更していただくということで安心したところでございますけれども、住民の方々一人一人が、その情報の意味を十分に理解し、身を守る行動をしなければ効果は期待できないと思います。今後も徹底した丁寧な内容の周知など大切であると思っております。先ほど答弁いただきましたように、機会あるたびに住民の方へ広報方お願いいたします。

次に入りますが、夜間の避難は危険が伴うということで、多くの議員の方もちょっと質問されておりますけれども、６月３日は明るいうちの高齢者等避難の発令がありました。対象地域や避難情報などの発令のタイミングといいますか、判断など非常に難しい問題もあると思いますが、その基準などについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今年の梅雨に入りましてから、基本毎週水曜日でございますけれども、球磨川流域の自治体や国・県と関係機関で組織いたします球磨川流域タイムライン会議を開催いたしております。各機関からの情報をもとに、座長の東京大学大学院客員教授の松尾一郎教授や東邦大学理学部講師、村中明教授のアドバイスを受けまして、少なくとも２日前には検討に入り、災害対策本部会議の調整を行い、高齢者等避難などの発令につきましては、基本明るいうちに発令するということとしております。

この会議でございますが、申し上げましたように基本水曜日となっておりますけれども、大雨が予想される場合は１日前とか、あるいは当日においてもウェブ会議を行い、細かい情報をいただきながら対応しているところでございます。

また、球磨川水位に関連しての避難指示発令のタイミングとその根拠につきましても、同じように会議の中で、雨量や雲の動きなどの情報や国土交通省から水位について事前に予測情報をいただきまして、球磨川上流域の雨量等を注視しながら、避難判断水位時点で避難指示を発令することとしております。

昨年の７月豪雨で被害を受けた球磨川堤防を改修しましたことから、水位基準を下げた暫定基準、例えば高齢者避難につきましては、現行の３メートルが２メートル、避難判断水位につきましては3.2メートルから３メートルに引き下げた、こういった暫定的な運用で、現在運用しておりますので、洪水に関する避難指示等の発令につきましては、例年よりは多くなるものと予測をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、答弁いただきましたように、避難判断につきましては、高齢者等避難、避難指示の発令基準をそれぞれ判断水位を見直したということです。球磨川の状況が変わったということで、見直したということで引き下げられました。このことにつきまして

も、支部会議などでは報告があったところでございますけれども、やはり流域市民の方にもお知らせをしていただいて、理解をしていただくようにぜひ進めていただきたいと思います。

これは報道があったことなんですけれども、行政とメディアが集中豪雨に関する情報を共有して、危機感の共有と命を守る災害報道連絡会議があったことが報道されました。県や国土交通省、球磨川流域を中心に、県内15の自治体と県内のテレビ局や新聞社などが出席され、全国でも初めての取組であるとのことでございました。豪雨に関する周知方法について、大きな期待が持たれているところでございます。私も大きな期待をしているところでもございます。

次に入りますが、警報サイレンについて、今後警報レベル４の避難指示や命が危険な状態にあるレベル５の緊急安全確保を発する場合に、対象となる地区に吹鳴をしてまいりますと所信で述べられました。市房ダム管理所は球磨川流域の住民に、放流情報が分かりやすいようにダム緊急放流のサイレン吹鳴と警告などについて、その運用を改善されたことが報道されました。市が吹鳴する警報サイレンと、流域の市民の方々が混同されるのではないかと思ったところでございます。市房ダム管理所と協議などをなされたのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

市房ダム管理所のサイレンにつきまして、管理所と何か取決めがあったのかということの御質問でございますが、特段の取決めについては行っておりません。

市房ダム管理所のサイレンにつきましては、２種類ございまして、ゲート放流、洪水調整開始時におきましては、アナウンス後１分間のサイレン吹鳴を２回行いまして、異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流でございますけれども、この場合は、まず半鐘音を１分間鳴らした後に、アナウンス後に１分間のサイレン吹鳴を２回行うということになっております。

当市のサイレン吹鳴につきましては、避難指示を発令することを目的としておりまして、市房ダムのサイレンと類似しないように、放送の前後に10秒間だけ吹鳴することにしたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　協議などなかったということで理解しました。避難指示などを発令する場合は、類似しないように、放送の前後に10秒間だけ吹鳴されるとのことでありました。この警報サイレンについては、後でまた述べさせていただきたいと思います。

次に、２項目め、防災に関する自主避難訓練についてでございますが、今年は例年にない早い梅雨入りでありました。５月20日は災害対策基本法の改正の施行日でありました。大雨のため、人吉市では高齢者等避難が発令されました。その避難者の状況については報告があって、理解しているところでございます。また、今回の自主避難訓練の効果や課題等についても重複をしておりましたけれども、10日の徳川議員への答弁で理解しましたので、答弁は

必要ありませんが、５月30日の自主避難訓練で避難された方々について、指定避難所以外の自主避難所にも、多くの住民の方が避難されました。その自主避難所についてお尋ねいたします。

また、５月20日の大雨時の高齢者等避難発令に伴う、避難された自主避難所についてもお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今回の自主避難訓練につきましては、多くの市民の皆様の御協力をいただいておりまして、自らが避難行動を起こし、命を守る行動を意識するという訓練の趣旨につきましては、御理解をいただいたと考えております。市民の皆様には改めてお礼を申し上げるところでございます。

今回、５月30日に行いました自主避難訓練では、指定避難所８か所、自主避難所11か所の開設がございまして、自主避難所につきましては、地区の公民館を中心に、矢黒公民館で61名、合ノ原公民館で30名、永野公民館で48名と、そのほかの公民館においてもそれぞれ避難していただいております。

それから、先月５月20日に高齢者等避難を発令しておりますが、このうち自主避難所につきましては、５か所開設をされておりまして、20名の避難者があったと報告を受けております。地区別では、大畑コミセンで４名、鹿目分館と井ノ口町公民館でそれぞれ８名の方が避難されたということでございます。

また、災害対策本部会議終了後におきまして、２つの公民館、これ蓑野町公民館と古仏頂町公民館でございますけれども、この２つの公民館についても開設があったということでしたけれども、避難者の数等については確認がとれていないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　訓練、あるいは実際の大雨警報時の高齢者等避難についても、自主避難所、主に公民館であったということですけれども、多くの住民の方が避難があっているようであります。

今回の自主訓練に伴い、警報サイレン吹鳴が実施されました。市民の方々に避難指示や命の危険な状態の緊急安全確保をする非常事態を知らせる上で、非常に有効であると思っておりますが、市民の方々から、サイレンは聞こえたが意味が分からなかった方や、サイレンは聞こえなかった、分からなかった、また、気づかなかったなど、話を伺ったところでもございます。今後も、サイレン吹鳴について、いろいろな市民の方々から状況や意見などあるのではないかと思っておりますけれども、改善についていろいろ検討をしていただきたいと思います。例えば、取扱い上可能であれば、10秒間吹鳴して５秒間間隔おいて、また10秒間吹鳴するなどもできるのではないかと思っております。連呼することで危機感が増すのではな

かろうかと思っています。ぜひ、検討をよろしくお願いしておきます。

今回の自主訓練については、広報ひとよしや各世帯に避難行動を確認する日として、チラシの配布、防災無線での周知など図られていますが、主体となっていただく町内会への説明については、どう行動してどのような訓練を実施してほしいなど、具体的な一定の計画を示した説明が必要であるとの御意見があったところでもございます。今後の訓練等の検討課題としていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に入りますが、市民の防災意識を高めるための取組と今後の方向性として、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

防災意識を高めるための取組と今後の方向性という御質問でございますが、取組といたしましては、市消防団、それから人吉下球磨消防組合との連携を図り、町内会ごとの集会等を中心に、地域防災官が出向きまして講話できる場をいただき、自主防災組織や市民の皆様に積極的に避難に対する考え方や防災の重要性などについて根気強く実施をしてまいりたいと考えております。

また、マイタイムライン作成の指導等も併せて行いまして、今後の避難訓練等に反映させ、市民各界各層の防災意識の向上につなげてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　いろいろ市民向けに指導していくということでございますので、期待もしたいと思います。その中で、いろいろの課題があるわけでございますけれども、効果と課題を見極めながら検証をして、市民の皆様の意識のさらなる向上に努めていただきたいと思います。

そして、訓練の方法、やり方、そういうものについても研究を重ねられて計画していただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

次に入りますが、町内会の集会などを通じて、自主防災組織や市民の皆様に避難の重要性を伝えていきたいということでありましたが、自主防災組織について、本市ではどのような課題があるのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、人吉市の自主防災組織でございますが、平成17年度に町内会単位で組織をされまして、100％の設置率となっております。各組織でそれぞれ御活動いただいているところでございますが、やはり若干の温度差がある地域も感じられるところでございます。

課題といたしましては、やはり構成員の高齢化と固定化、それから地域コミュニティーの希薄化などによりまして、地区によってはリーダーとなる人材がいなかったり、今次水害の影響もあり、形骸化している組織もあるというのが課題と捉えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、答弁もらいましたが、課題等については、本日の西議員も触れられていましたが、いろいろあるようでございます。私の自主防災に対する考え方といいますか、ちょっと述べさせていただければと思います。

自主防災組織に期待される役割は、大きくは３つあると思っています。防災への意識の高揚、その地域の避難行動要支援者への対策、そして避難所運営の３つが期待されている役割ではなかろうかと思っています。組織は住民に一番近い存在として、地域の災害などについて検討したり、話し合ったり、また災害などの教訓を言い伝えることができます。また、避難行動要支援者の対応につきましては、組織は早期の段階に多くの住民を避難誘導できるため、関係者と地域が一丸となって避難行動支援を行うことが期待されると思います。避難所運営につきましては、組織にできる役割も多くあると思いますが、その避難所運営については、次にちょっと質問したいと思います。

組織の活動の課題としては、災害時要支援者の方々の支援の方法について、どうすべきか、必要な資機材を整備するにはどうしたらいいかなど、事業に対する課題もあると思います。

そこで、各組織で防災の資機材は、その地域には何が必要であるかなどを考えていただき、補助の対象として補助などを検討していただき、活動などを支援することができれば、その組織の活性化が見えてくるのではないかと思っています。

まず、自主防災組織内で考えてもらうことが始まりであると思っています。また、その活動されるきっかけづくりになると思っています。

予算が必要でありますので、難しいことも理解しますが、ぜひ、その仕組みづくりを検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に入りますが、先ほど述べました自主防災組織に期待される役割としての避難所運営についてでございます。

ＨＵＧ（ハグ）訓練と呼ばれておりますが、皆さん御存じと思いますけれども、過去の人吉市の防災訓練では、その訓練内容を分けて、避難所運営の図上訓練や段ボールベッドやマンホールトイレの設営などの訓練も実施されております。３月定例会の一般質問では、宮原議員が自主防災組織を小学校区単位に広域化し、防災サポーターを防災班長として配備する提案が出されました。私もいろいろ考えさせられる提案でありました。校区単位での組織で、何ができるかいろいろ考えたところでもあります。以前は、校区単位で防災訓練が行われていました。その校区単位で避難所運営や研修、勉強会が実施できないかと思っているところです。

その避難所運営について、本市の考えを尋ねて、通告しておりましたけれども、西議員も同じような質問で答弁いただいておりますので、答弁は求めませんけど、私の意見をまた述

べさせていただきます。西議員に対する答弁で、私も理解したところではございます。

災害対応で避難所運営については、職員の方々が大変御苦労をされております。敬意と感謝を申し上げます。その避難所運営については、自主防災組織ができる役割として、避難された方々とともに協力しながら、避難者や車中泊など避難生活を送る被災者の把握や支援などを含め、避難所の自主的な運営を担うことができるのではないかと思っています。また、今回の高齢者等避難の発令や自主避難訓練では、多くの方々が、先ほど答弁いただきましたように、地域の公民館へ自主避難されました。この自主避難所でもその避難所運営が生かされるのではないかと思っております。このような役割も期待されているのではなかろうかと思います。

そのことにより、職員の方が災害の復旧・復興の業務や業務継続計画に基づく業務に従事できるのではないかと思っているところでございます。そのためには、自主防災組織の避難所運営訓練が必要であると思います。訓練をすると言えば、なかなか一般の住民の方は足が向かないものでございますが、勉強会や研修会でもいいのではないかと思っているところでございます。ぜひ、こういうことも検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次に入りたいと思います。

３項目めの、市政に対する所信から、市長の職責についてでございます。

このことにつきましては、市長の危機管理ということで、大塚議員が質問されています。重複するところもありますが、お許しをいただきたいと思います。この一連のことにつきましては、４月17日の復興計画、復興まちづくり計画の地区別懇談会の場において、懇談会の途中で退席され、その後の行動に発端をしていることに、市民の方々は不信に思っておられます。市長は、復興まちづくり懇談会の主役は住民であり、住民に寄り添って話を聞きたいと常々話されています。今回もそういうことから、一人でも多くの住民の方々の意見を寄り添って聞かれるための出席と理解していたところでございます。市政に対する所信では、「私の思慮に欠けた行動を発端とし、多くの皆様に御不安や御心配、御迷惑をおかけしたものと、申し訳ない思いと自責の念でいっぱいであり、皆様に心からお詫び」を申し述べられました。また、議会全員協議会や、その後の東校区の地区別懇談会の会場においてもおわびを述べられております。理解したところでもございます。「自宅待機のその間、多くのお叱りの言葉や励ましの声なども寄せられ、公人としてのあり様や職責に律するという生き方について、自身を省みて、猛省の日々でした」と述べられました。「今回の一連による信頼回復のためにも、今後の言動をもって御理解を得るしかない」と述べられております。

市長は、職員を指揮監督する立場にあります。自治体のリーダーとして、また政治家として政治判断が必要ではないかと思っております。

市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

施政方針でも述べさせていただきましたとおり、私の思慮に欠けた行動を発端とし、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として確認されたことによりまして、多くの皆様に御不安や御心配、御迷惑をおかけいたしました。今回の件につきましては、全くもって私の不徳の致すところであり、誠に申し訳ございませんでした。

今回の私の一連の行動、特に復興まちづくり地区別懇談会を途中で退室したことにより、復興を目指している本市並びに市民の皆様に混乱を生じさせたことについては、その責任を重く受け止めています。市長としての責任の取り方についても、皆様の御指摘やこれまでの経過の中で様々に思案をしてきたところであり、今回の施政方針の作成や一般質問のやり取りを行う過程で、一定の方針を見いだし、今議会に私の給与削減条例案の提案という形でけじめをつけさせていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　決断されるには、いろいろ考えられたことと思います。方針を見いだして決断したということでございましたので、敬意をそこは表したいと思います。

市長をはじめ職員の皆様は、災害の対応と復旧復興まちづくりに、また新型コロナウイルス感染症対策など、大変な御苦労をされています。職員の方々が仕事に達成感を実感できる体制と働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。そして、市民の皆様から信頼される役所を目指して、市民の幸福向上と市政発展に取り組んでいただきたいと思ったところでもございます。

次に入ります。４項目めです。市民の声から、市の施設や校区公民館の使用制限についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、熊本県のまん延防止等重点措置に基づく市の施設や校区コミセンの使用も制限されております。このことにより、スポーツ競技など近隣の市町村に練習に行かれるなど、話をお聞きしたところでございます。本市の施設などを使用することはできないのか、また、同じ熊本県で他の市町村の使用の違いなど、お尋ねがあったところでございます。近隣市町村の施設の状況について、現状をお尋ねします。これはまん延防止等重点措置期間中で答弁していただきたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　皆様こんにちは。それでは、私からお答えいたします。

熊本県の新型コロナウイルス感染症対策に係るまん延防止等重点措置期間が昨日まででございましたが、その期間の県南地区の近隣市町村における施設利用の現状につきまして、御説明いたします。

まず、学校施設の体育館につきましては、八代市が全面利用停止、あさぎり町が休館、球磨村、五木村、錦町、水上村がそれぞれの町村在住の方限定とし、水俣市、津奈木町、芦北

町では利用時間を短縮して許可をされております。また、山江村、相良村、多良木町、湯前町がそれぞれの町村在住の方限定に加え、利用時間を短縮して許可されております。

次に、運動場でございますが、八代市が全面利用停止、球磨村、五木村、錦町、水上村がそれぞれの町村在住の方限定とし、水俣市、芦北町では利用時間を短縮して許可されております。また、山江村、相良村、あさぎり町、多良木町、湯前町がそれぞれの町村在住の方限定に加え、利用時間を短縮して許可されております。

続きまして、校区公民館等の社会教育施設でございますが、八代市は新規利用を停止、あさぎり町は全館休館とされており、その他の球磨郡内の８町村におかれましては、それぞれの町村在住の方限定での利用が許可されております。また、水俣市では、熊本県内及び出水市、伊佐市在住の方限定とし、この地域内において２週間以内に感染者が出た地域在住者は利用不可とされております。芦北町では利用人数を制限し、津奈木町では特段の制限は設けられておりません。

続きまして、社会体育施設でございますが、八代市、芦北町では新規予約の停止、水俣市では市内及び登録団体のみ予約可能としており、津奈木町では特段の制限は設けられておりません。球磨郡内におきましては、あさぎり町が屋内施設を全て休館し、屋外施設につきましては、町内在住の方限定とし、その他８町村におかれましては、社会教育施設同様、それぞれの町村在住の方限定に加え、利用時間を短縮して許可されております。

県南地区の近隣市町村の施設利用の現状につきましては、以上のとおりでございます。本市におきましては、熊本県の新型コロナウイルス感染症まん延防止宣言がなされ、その中で県有施設が休館とされていること、また、本市及び近隣町村においても感染者が発生していることから、市民の安全を第一に考えまして、市教育委員会が所管する全ての施設におきまして休館としたところでございます。

各施設を御利用される皆様には大変御不便をおかけいたしましたが、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　近隣市町村の使用状況については、使用制限など様々であるようでございます。

次に、市施設や校区公民館閉鎖に伴う町内の公民館の使用についてお尋ねいたします。市の施設や校区公民館の使用が制限されていることにより、今までコミセンを使用していたいろいろの習い事や体操などのクラブの方々が、町内の公民館を借用されて活動されています。町内によっては貸出しをされていないところもあるようですが、市民の方々から町内の公民館が使用できるのなら、コミセンの使用も可能ではないかなど、御意見が多数あったところでございます。町内会長さんの方々も、判断に苦慮されておられるところもあるのではない

かと思っています。町内の公民館の取扱いについては、自治会で判断されることも理解しているところですが、またこれから先、いろいろの予防対策やそのほか、いろいろの事情で校区公民館などの使用が制限されることも考えられます。公民館の規模などの違いはあることも理解していますが、その使用について目安などを協議しておくことはできないのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

教育部から答弁しましたとおり、熊本県の新型コロナウイルス感染症まん延防止宣言中は、本市におきましては校区公民館、学校施設などの多くが休館対応をしたところでございます。

このように、市の公共施設である校区公民館等が閉鎖されていることから、その代替として、町内の自治公民館が使用される傾向にあり、各町内会においては、それぞれの管理規定に基づき、使用許可や貸出しが行われているところでございます。自治公民館の使用を含む、町内会行事等の開催については、各町内ともコロナウイルス感染症対策に大変苦慮されておりまして、町内会の担当課である地域コミュニティ課にも、対策の注意点、内容等についてのお尋ねやお問合せがありましたので、熊本県が定めております熊本県感染防止チェックリストやイベント等の開催基準等の情報を皆様へお示しをしているところでございます。

自治公民館は、地域の実情や規模による違いはあるかと存じますが、地域に住まわれている住民の皆様にとって非常に重要な活動拠点であり、心のよりどころと認識しているところでございます。本市としましても、地域における住民の皆様のつながりを維持していくために、また、コロナ禍においても安心して地域活動の場として自治公民館が使用できるよう、自治公民館活動における感染症防止対策の目安となるガイドラインを作成中でございますので、備品の整備等も含め、環境整備を支援してまいりたいと存じております。

このように、コミュニティー活動においても、ウィズコロナ、ニューノーマルにシフトしていくという、対応していくということが大きな課題となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　自治公民館活動における感染予防対策のガイドラインの作成や、備品の整備とか、あるいは環境の整備を支援していただくということでありましたので、自治公民館を管理されている町内会などは大変心強く思われるのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

次に、市施設や校区公民館の再開時期についてお尋ねいたします。昨日の13日に、県の新型コロナウイルス感染症対策まん延防止等重点措置期間が終了されましたが、施設の再開時期など、今後の方針などについてお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

熊本県におきまして、熊本市を中心に病床使用率が依然高水準であり、医療提供体制の逼

迫状況が続いていることにより、本日６月14日から６月30日の期間を「医療を守る行動強化期間」として、県独自に対策を継続することとされました。その対策の一環として、県有施設を引き続き休館とされましたが、図書館については国同様に利用を再開されるようでございます。

本市におきましては、これまで熊本県の方針に準じて、教育委員会所管の施設につきましては全館休館とし利用停止を続けておりましたが、最近の県全体の感染者数の減少、また、隣接町村の施設開放状況等を参考とし、そしてまた、施設利用再開に向けた多くの市民の皆様や、関係団体からの強い御要望もあることから、図書館につきましては、６月15日から国・県同様に開館し、社会体育施設につきましては、６月14日から村山公園テニスコート、人吉市射撃場、田野テニスコート、川上哲治記念球場、第一市民運動広場の５つの屋外施設のみ、人吉市民に限定し、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底することを前提として、利用を再開いたします。

しかしながら、屋外施設より感染リスクが高いとされるコミュニティセンターなど屋内の社会教育施設及び子供たちの学びを保障するための学校施設である体育館・運動場等につきましては、県に準じて引き続き利用を停止させていただきます。

なお、このことにつきましては、６月11日に開催しました人吉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして決定いたしているところでございます。

市民の皆様をはじめ犬童議員からも、１日でも早い全ての施設の利用再開を望んでおられることは十分承知しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症から市民の皆様の命を守る行動としての対策であることを、何とぞ引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　今、本日から６月30日まで県独自の対策を継続されるということで、本市においては屋外施設を人吉市民に限り使用を再開するということでございました。

これは、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するということが前提ということでございます。市民の皆様の命を守ることが最優先であることは理解しているところではありますが、市民の皆さんの願いでもあります。ぜひ、ほかの施設についても新型コロナウイルス感染症対策の方法なども十分検討されて、先ほど、私の思いもちょっと述べさせていただきましたが、１日も早い利用再開ができるように、御尽力をお願いしたいと思います。

また、いろいろ状況が変わりましたら、先ほど言われました会議等をもちまして、その会議の中で決定して、いち早く市民の方に明るいニュースを伝えていただければと願っております。よろしくお願いいたします。

では、最後になりましたが、次に入りたいと思います。これは、市民の方からの教育長の

任期についてお尋ねがあったところでございます。６月が今期の任期ということでございますが、その任期が終わろうとしていますが、これまでの教育行政の振り返りについて、また御苦労など、その思いについてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

お心配りされながらの御質問に恐縮いたしております。

「人を育てるのが教育であり、教育は人なり」と言われます。人が大好きで、昭和46年４月中学校教員となり、それから40年、学校教育に携わりました。定年退職後は、人吉っ子アドバイザーや教育委員として、人吉市教育委員会で仕事をさせていただき、平成25年に教育長に就任し、来る６月30日をもって３期目の任期を終わろうとしております。

３期８年、この間、心が折れそうになったり辛いこともありましたが、職員と共にする教育委員会での仕事はとても楽しく幸せな毎日でございましたし、今もそう思っております。

８年前、東京でのオリンピック開催が決定した９月の人吉市議会において、緊張して臨んだ初めての答弁はトップバッター。そして、まだ決定ではございませんが、その東京オリンピックが開催されようとしているこの年、３期目を終える議会への答弁はラストバッターと何かドラマのようでございます。

さて、３期目はやはり新型コロナウイルス感染症対応、そして豪雨災害に係ることが大きく占めております。令和元年度、３月２日から春休みまで全国の公立小中学校を一斉に臨時休業するという方針が突然出され、驚くやら、初めてのことで慌ただしく対応に追われ、特に令和２年度は新型コロナウイルス感染症対応で始まり、未曽有の７月豪雨災害とともに、これまで経験したことのない１年でございました。多くの行事等が中止や延期、規模を縮小するなど、また、会議や研修等も書面で行い、顔を合わせ連携を深める機会も減り、顔の見える関係がなかなか構築できず不安にも思いましたが、新生活様式のもと、健康と命を守り、どうしたらできるかと知恵を出し合い、工夫し、新しい形でいろんなことに取り組み、少しずつ日常を取り戻し、前へ進んでおります。

教育は、やはり顔と顔、顔が見える環境をつくることが私は一番大事じゃないかなと思っております。今まで当たり前と思っていたことを新たな形に変え、当たり前とする。その環境づくりをするのも教育行政の役割と考えます。

また、本市の教育は、本市のまちづくりの理念のもと、将来の夢や希望に向かって、生涯学習社会の実現を目指し、そのために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力しながらたくましく生きる力を育む教育を、職員が一丸となって推進しております。そのトップとしてのこの３期目も、責任の重さを常に感じながら、人吉市の教育の振興、充実、そして発展のため、全力で取り組んできたつもりでございますが、教育の深さ、難しさとともに、教育行政の範疇は幅広く、御期待に沿うことができず申し訳なく思います。

学力問題やいじめ・不登校問題、社会教育施設の復旧等、懸案事項も課題も、まだたくさん残っております。しかし、一つでも少しでも人吉市の教育行政にお役に立てたとするならば、それは皆様の御指導の賜物であり、私を温かく支えていただいた職員の皆様、議員の皆様のおかげであると、心から感謝申し上げます。

私は、教育はまた、共に育てる「共育」、響き育てる「響育」であると考えます。単に、教えて育てるだけではなく関わり合うことで、子供たちと共に、親、先生、地域の人も一緒に人間として成長し、共に育つ中で、お互いの心と心を響き合わせる教育を実践していきたいと常に頭に置きながら、先ほど議員にもお答えいたしましたが、「ぐるみの教育」を大切にしてまいりました。これは一人の子供に対して、家族、学校、地域といったたくさんの人が関わり、心と言葉をかけ、手塩にかけるような環境づくりをと願ってのことでございます。

これからも、地域の温かさと優しさを十分に生かし、人吉市だからこそできる教育、人吉市ならではの教育への手がかりを見つけ、就学前から学校へ、さらには生涯にわたって学びを育ちつないでいければと思っております。

以上、感謝の気持ちを添えてお答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　ありがとうございました。今期は特に、新型コロナウイルス感染症対策や７月の豪雨災害により、学校の臨時休校など、計り知れない心労と御苦労が多々あったと思います。本当に大変でございました。教育長の教育に対する思いを伺い、心身ともに健康で人生を送るため、生涯学習の大切さを認識したところでございます。先ほど、当初にトップバッターとラストバッターということでちょっと話されましたけれども、私も軟式野球に少し携わっている身として思ったのですが、ラストバッターと言えば、サヨナラヒットとかホームランもあるんでしょうけど、それともう一つ思い出したのが、末次利光さんです。川上哲治生誕100周年記念事業に大変お世話になりました。その末次選手が逆転サヨナラ満塁ホームランを打たれたことがよみがえったところでもございます。ラストバッターとは、いろいろな教育長も思いがあったんだろうと思いますけれども、教育長の日頃のこぼれるような笑顔にいつも元気をもらっているところでもございます。答弁、ありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。答弁、ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第19　議第53号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第19、議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。質疑を行います。

議第53号について、質疑はありませんか。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　７ページです。歳出ですね。３款民生費、４項災害救助費、２目応急住宅管理費、14節工事請負費の300万円上がっております。仮設団地の外構改修工事ということでございますが、場所と中身、内容をお伺いします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

下原田第３仮設団地の敷地内で、排水口が詰まっておりまして、降雨時に排水がちょっとできなかったという事象がございまして、排水口を改修するものでございます。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　はい、確認しました。ありがとうございます。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第53号についての質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後５時08分　休憩

午後５時24分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第54号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認め、議第54号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第54号

○議長（西　信八郎君）　執行部へ提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　大変お疲れのところ恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました条例案につきまして、概要を御説明いたします。

議第54号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものです。

これは、４月17日の私の一連の行動について、復興を目指している本市並びに市民の皆様に混乱を生じさせたことにつきまして、その責任を重く受け止め、給料を減額する条例案を

提案させていただくものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま説明がありました議第54号について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、議第54号についての質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後５時26分　休憩

午後５時35分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第20　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第20、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第45号から陳第10号までを一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（北島清宏君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和３年６月第３回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、一般会計補正予算（案）の議第45号につきましては、２ページの［別記１］に記載のとおり、議第49号につきましては、３ページの［別記２］に記載のとおり、議第50号につきましては、４ページの［別記３］に記載のとおり、議第53号につきましては、５ページの［別記４］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、６ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第45号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））	各委［別記１］
議第46号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））	厚生
議第47号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
議第48号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第49号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））	各委［別記２］
議第50号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）	各委［別記３］
議第51号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第53号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）	各委［別記４］
陳第10号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情	総文

［別記１］

議第45号　専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第３条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 ２款　総務費 ３款　民生費（４項　災害救助費） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 13款　諸支出金 14款　予備費
	第２条	繰越明許費の補正（２款　総務費、９款　消防費、10款　教育費及び11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費））
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ３款　民生費（２項　児童福祉費） ４款　衛生費
	第２条	繰越明許費の補正（３款　民生費及び４款　衛生費）
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費）
	第２条	繰越明許費の補正（６款　農林水産業費、７款　商工費、８款　土木費及び11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費））

［別記２］

議第49号　専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正 10款　教育費 14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正 ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正 ７款　商工費 ８款　土木費

［別記３］

議第50号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第２条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（１項　総務管理費）
		９款　消防費
		10款　教育費
		11款　災害復旧費
		12款　公債費
		14款　予備費
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費）
		３款　民生費
		４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費

［別記４］

議第53号　令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 14款　予備費
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費

［提出陳情件名］

陳第10号　日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情

［継続審査件名］

○経済建設委員会

陳第９号　新型コロナウイルス感染症対策による熊本県時短営業要請によって売り上げに影響を受けた事業者に対する救済を求める陳情

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時37分　散会

令和３年６月第３回人吉市議会定例会会議録（第５号）

令和３年６月23日　水曜日

１．議事日程第５号

令和３年６月23日　午前10時　開議

日程第１	議第45号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））	各委
日程第２	議第46号	専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））	厚生
日程第３	議第47号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）	厚生
日程第４	議第48号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	厚生
日程第５	議第49号	専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））	各委
日程第６	議第54号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第７	議第51号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第８	議第50号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）	各委
日程第９	議第53号	令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）	各委
日程第10	議第52号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第11	陳第９号	新型コロナウイルス感染症対策による熊本県時短営業要請によって売り上げに影響を受けた事業者に対する救済を求める陳情	経建
日程第12	新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告		
日程第13	治水・防災に関する特別委員会委員長の報告		
日程第14	人吉球磨広域行政組合議会の報告		
日程第15	人吉下球磨消防組合議会の報告		
日程第16	委員会の閉会中の継続審査及び調査について		

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第55号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第56号　人吉市教育長の任命につき同意を求めることについて

３．出席議員（17名）

１番	松村　太　君
２番	徳川禎郁　君
３番	池田芳隆　君
４番	牛塚孝浩　君
５番	西　洋子　君
６番	宮原将志　君
８番	高瀬堅一　君
９番	宮﨑　保　君
10番	平田清吉　君
11番	犬童利夫　君
12番	井上光浩　君
13番	豊永貞夫　君
14番	福屋法晴　君
15番	本村令斗　君
16番	田中　哲　君
17番	大塚則男　君
18番	西　信八郎　君

欠席議員（１名）

７番	塩見寿子　君

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人　君
副市長	迫田浩二　君
監査委員	井上祐太　君
教育長	末次美代　君
総務部長	小澤洋之　君
企画政策部長	小林敏郎　君
市民部長	丸本　縁　君
健康福祉部長	告吉眞二郎　君

経済部長	溝口尚也君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
総務部次長	永田勝巳君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	北島清宏君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

なお、７番、塩見寿子議員は欠席届が提出されております。

これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次、採決いたします。

日程第１　議第45号

○議長（西　信八郎君）　まず、日程第１、議第45号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

はじめに、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第１、議第45号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第３条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に８億4,245万7,000円を追加し、歳入予算の総額を385億4,682万8,000円とするものです。

今回の補正は、交付金の交付決定及び国・県支出金などの最終見込みによるものや、事業費の確定に伴うものであります。

主なものとして、特別交付税の交付額決定や国庫支出金の堆積土砂排除事業費補助金等の補助率がかさ上げされたことなどによる増額補正、県補助金の現年災農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金で、国の査定等による補助対象事業費の確定に伴う減額補正などです。

地方債の補正の主なものは、その他公共施設単独災害復旧事業債の増額補正で、内水排除ポンプ復旧事業の県支出金の決定に伴う起債が計上されております。

審査の過程において委員から、法人事業税交付金、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び商工費補助金の球磨川流域復興基金交付金などについて質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第１、議第45号専決処分の承認を求めることについて

（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費の主なものは、11款災害復旧費、４項文教施設災害復旧費、現年発生補助社会教育施設災害復旧事業の大村横穴群展望所一帯の災害復旧関連事業、人吉城跡内の渋谷家屋敷跡土砂撤去及び張芝工事及び御館跡北側石垣災害復旧工事などで、本年３月に全額繰越しをしていたが、一部を令和２年度中に前金払いを行ったため、残りの額２億1,736万円を令和３年度に繰り越すための変更。

歳出の補正については、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、13節委託料及び14節使用料及び賃借料のふるさと納税業務に係る費用を最終見込みにより組替えを行ったもので、審査において委員から、委託料と使用料及び賃借料の予算の組替えの内容はとの質疑があり、令和２年度ふるさと納税は、全体で12億円を超える寄附を頂いている。これに係る寄附の申込みや返礼品等の事務を委託しており、最終的には委託料が全体で３億9,500万円程度、使用料及び賃借料が3,180万円程度の決算見込みとなり、今回、専決予算で予算化したものであるとの答弁があっております。

また、９款消防費、１項消防費、５目災害対策費において委員から、国県支出金が減額となり、一般財源が増加しているが、国県支出金が減額となった理由はとの質疑に対し、令和２年度にマンホールトイレの整備を行った際、県の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金を活用しており、今回、補助金の交付決定に伴い、歳入の減額補正を行っている。実際は事業費のほうも入札等で減額となっており、事業費も補助事業に見合った執行となっているが、歳出を減額補正していない関係で一般財源が増額となっているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　おはようございます。日程第１、議第45号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費補正の追加、４款衛生費、２項清掃費、土砂混じりがれき自費撤去補助金は、令和２年７月豪雨災害により宅地内に流入した土砂混じりがれきを、既に自費で撤去された方へ費用の償還を行うものです。補助決定に向けた国及び県との協議や、県の要綱制

定に時間を要し、年度内に実施することができなかったため、2,500万円を繰り越すものです。なお、予算については、この専決で計上してあります。

繰越明許費補正の変更、４款衛生費、２項清掃費、被災家屋解体事業は、当初の見込みより受付件数が伸び、また、一部の建物について解体費用が高額となることが予想される申請があったことから、発注までに時間を要したため、繰越額を９億5,216万8,000円増額し、42億6,523万9,000円とするものです。

次に、歳出予算の３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業補助金854万4,000円の減額で、新型コロナウイルス感染症防止に伴う小学校の臨時休業により、平日において午前中から開所した放課後児童クラブ10施設の運営費及び利用料減免の最終見込みによるものです。

４款衛生費、２項清掃費、２目塵芥処理費、13節委託料３億4,284万1,000円の減額は、災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料の９億9,764万1,000円の減額、及び、被災家屋等公費解体業務委託料６億5,480万円の増額です。19節負担金、補助及び交付金６億7,500万円の減額は、被災家屋等自費解体補助金の７億円の減額、及び、繰越明許費補正の追加で説明いたしました土砂混じりがれき自費撤去補助金の2,500万円の増額です。

審査の過程で委員から質疑があり、土砂混じりがれき自費撤去補助金について、申請する際の提出書類が多いが、国の制度もそのようになっているのかに対し、申請書、現場平面図、写真、契約書等８項目あり、県の要綱に準じて作成をしている。令和２年７月豪雨災害から期間がたっているため、そのような資料の提出を求めているとの答弁。

自費撤去補助金について、重機をリースされて撤去された方の申込み方法は、に対し、リースされて自分で撤去された方についても、電話などによる相談の予約は随時行っているとの答弁。

土砂混じりがれき撤去事業の2,500万円の積算内訳は、に対し、25万円の100件で、先行で実施している芦北町の事例を参考としているとの答弁。

被災家屋の公費解体の現在の状況は、に対し、５月までの公費解体の実績は、935件の申請に対し、発注件数539件となっており、割合は67.6％となっている。８月までに、発注件数を100％に近くなるように行っていく予定との答弁がありました。

さらに委員から、公費解体については、登記までが一連の流れと思っている。登記は法務局になるので、登記関係の処理について、法務局へも要望してほしいとの意見もあっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第１、議第45号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市一般会計補正予算（第19号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正ですが、６款農林水産業費の補正の主なものは、２項林業費、２目林業振興費、13節委託料の減額補正で、人吉市森林経営管理協議会に委託している森林経営管理業務委託料のうち、令和２年７月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、予定していた木育教室、林業フェア、人材育成研修の各事業が中止となったことによるものでございます。

７款商工費の減額補正は、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。審査の過程で委員から、新型コロナウイルス感染症対策夜間営業給付金の件数と１件当たりの金額はとの質疑に、件数は、合計178件、金額は、合計4,375万5,000円。従業員が５名以下の事業者は、最大21万円。６名以上の事業者は、最大42万円であるとの答弁があっております。

11款災害復旧費の補正の主なものは、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費、15節工事請負費で、令和２年度豪雨災害により被災した農道・水路の農業施設等災害復旧工事及び農地復旧のための農地等災害復旧工事を、国の査定及び補助率増嵩による補助対象事業費の確定に伴い、減額するものでございます。

３項公共土木施設災害復旧費のうち、１目道路橋梁災害復旧費、２目公営住宅施設災害復旧費及び５目河川災害復旧費は、補助率のかさ上げに伴い、地方債等を国庫負担金等に組み替えるものでございます。

３目公園施設災害復旧費、15節工事請負費の減額補正は、事業費の決算見込みによる減、６目都市災害復旧費、13節委託料の減額補正は、事業費確定による減でございます。

次に、繰越明許費の補正の主なものは、まず、追加でございますが、７款商工費、１項商工費、夜間営業飲食店等支援給付金の579万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対策事業として、１月から２月にかけて、熊本県独自の緊急事態宣言に伴い営業時間の短縮に協力した店舗に対し、県の協力金に上乗せして支援する事業で、事業実施に当たり熊本県との連携が不可欠なことから、年度内での事業完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、宅地内堆積土砂排除事業補助金2,500万円は、人吉市の宅地で、豪雨により流入・堆積した土砂や流木を、人吉市が直接排除推奨型による撤去を実施する前に自らの費用によって撤去した方に対する補助事業で、国・県との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

次に、変更の主なものでございます。６款農林水産業費、１項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援事業は、令和２年７月豪雨により被災しました農家の施設や機械などの修繕、再取得の費用に対する補助事業ですが、新型コロナウイルス感染症感染防止対策による移動禁止や移動自粛等による建設作業員の確保が難しいことや、機械の納品も間に合わないものもあり、年度内事業完了及び支払い事務手続の完了が難しくなったことから、事業費の全額５億6,938万4,000円を繰り越すものでございます。

２項林業費、県営治山事業は、令和２年７月豪雨により被災した市有林の調査測量設計業務委託について、令和３年３月までを委託期間としていましたが、県、測量業者との協議により、当該箇所に設置している地すべり計測器を、令和３年の梅雨時期以降まで設置し調査することになりましたことから、委託期間延長のため、年度内に実施する被災箇所の支障木伐採及びブルーシート被覆によるのり面保護の事業費59万5,000円を減額し、繰越額を1,296万3,000円とするものでございます。小規模事業者店舗等新しい生活様式導入支援補助金は、コロナ対策に、より力を入れる事業者が増加しており、見込みより多くの事業者の申請が予想されるため、402万2,000円増額し、2,736万2,000円とするものでございます。

審査の過程で委員から、新しい生活様式導入支援補助金についての質疑があり、目的は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、新しい生活様式に対応し、継続的に感染対策を実施した市内小規模事業者に対して、その事業費の一部を支援するもの。補助上限額が10万円。補助率は５分の４。購入されたものは、主に空気清浄機、アクリル板、アルコール消毒液であるとの答弁があっております。

さらに、委員から、制度を御存じでないところもあった。周知はどうするのかとの質疑に、ホームページや広報で行っているが、十分ではないと認識している。情報発信については、今後、人吉商工会議所とも協議して、改善していきたいとの答弁があっております。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費は、いずれも被災箇所の把握及び関係機関との協議に不測の時間を要したこと、及び事業費の確定と補助率増嵩により変更するものでございます。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費は、いずれも事業費の確定及び年度内事業に要する前払金の確定による変更でございます。

次に、廃止でございます。８款土木費、２項道路橋梁費及び11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費は、年度内に事業が完了いたしましたことから、廃止するものでございます。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第45号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第45号は、承認することに決しました。

日程第２　議第46号から日程第４　議第48号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、議第46号から日程第４、議第48号までを議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました、日程第２、議第46号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））から、日程第４、議第48号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）の３件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

日程第２、議第46号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第５号））の今回の補正予算は、令和３年３月29日付で専決処分しました健康診査業務委託費に係る予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万3,000円を追加し、総額を５億1,432万5,000円とするものです。

審査の過程で委員から質疑があり、歯科口腔の診査数が、110名予定していたところ、197名ということだが、差の理由は、に対し、３月補正の際には全体の請求が出てなかった。医科においては新型コロナウイルスの影響で受診率が下がっていたため、それに合わせて見込みを立てていた。しかし、実際に、歯科からの請求が、昨年を上回る件数出てきたため不足したものとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第３、議第47号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例等の一部を改正する条例）は、地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月31日に公布されたため、条例改正が必要となり、専決処分を行ったものです。

内容としましては、固定資産税の負担調整措置の継続、車体課税における環境性能割の税率区分の見直し、環境性能割の臨時的軽減の延長、グリーン化特例の見直し、また、住宅ローン控除の延長などの法律改正に伴うものです。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

次に、日程第４、議第48号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）は、人吉市税条例等の一部を改正する条例の固定資産税の負担調整措置の継続に準ずる改正で、主に適用年度の改正であります。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。それでは、採決いたします。議第46号から議第48号までの３件について、厚生委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第46号、議第47号、議第48号は、承認することに決しました。

日程第５　議第49号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第５、議第49号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

はじめに、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第５、議第49号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に１億185万8,000円を追加し、歳入予算の総額を286億9,759万6,000円とするものです。

今回の補正の主なものは、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額補正で、医療従事者、65歳以上の方及び高齢者入所施設の従事者への接種費用に対するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく専決のとおり承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第５、議第49号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

10款教育費、５項保健体育費、１目保健体育総務費の増額は、５月５日に人吉市で実施された、東京オリンピック2020聖火リレーに従事した職員の時間外等勤務手当で、審査の過程において委員から、聖火リレーに従事した職員の延べ人数はとの質疑に対し、時間外等勤務

手当の対象となる職員は156人、ほか管理職23人、合計で179人であるとの答弁があっております。また、執行部から、この件に関し、委員会に対する全員協議会前の相談及び説明の対応が欠落していたことへのおわびもあっております。

14款、１項、１目予備費減額補正は、健康福祉部において新型コロナウイルス感染症対策に係る経費を、経済部でマイナポイント事業に係る経費を、建設部では被災市街地復興推進地域に関連する経費を、教育部においては東京2020聖火リレーに係る経費を増額補正したもので、歳入歳出予算の調整により、予備費を減額したものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第５、議第49号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

本議案においては、新型コロナウイルスワクチン個別接種予算が計上されており、さらに、今回発生した新型コロナウイルスワクチンの接種名簿入力漏れの問題もありますので報告に少々時間を要しますが、よろしくお願いいたします。

まず、歳出予算の３款民生費、２項児童福祉費、３目母子父子福祉費4,133万円の増額補正は、３節職員手当等から11節役務費までは、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の生活を支援するために、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する事業の事務費に係るものです。12節委託料の増額は、今回、一時金として、通常支給分とは異なる支給をする必要があることから、システムの改修に係る経費であります。18節負担金、補助及び交付金3,885万円の増額は、777人分の特別給付金に係るものです。

審査の過程で委員から、システム改修委託料はどのような改修かに対し、専用端末があり、必要な情報の設定に係るものであるとの答弁。給付金申請に当たり、必要書類の内容は、に対し、家計急変の場合の申請は、本人の給与収入、資産を見ることとなる。給与収入については、直近の給与明細に12を掛けて算出し、国が示す基準以下であれば該当するということになるとの答弁がありました。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、12節委託料5,633万8,000円の増額補正は、医療従事者、65歳以上の方及び高齢者入所施設の従事者への新型コロナウイルスワクチン個別接種に係る費用であります。

新型コロナウイルスワクチン個別接種に係る費用は、日程第８、議第50号令和３年度人吉

市一般会計補正予算（第２号）の４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、12節委託料に、64歳以下の方へ新型コロナウイルスワクチン個別接種に係る費用として4,689万9,000円の増額補正が計上されています。よって、このことも勘案し、さらに、今回発生した新型コロナウイルスワクチンの接種名簿入力漏れとの関連と位置づけ、審査をいたしました。

まず、私のほうから、新型コロナウイルスワクチンの個別接種委託料と関連する新型コロナウイルスワクチンの接種名簿入力漏れについては、全員協議会、厚生委員会協議会、また正副議長にも説明がなされているが、説明内容が錯綜し、さらに資料の提出不足もあっており、分かりにくい点が多々見受けられる。さらに、執行部に謙虚な姿勢や反省の姿が見えない。そこで、はっきりと申し上げておきますが、これは大変大きな問題であるという認識を強く持っていただきまして、事実、経緯等について分かりやすく、適正な御説明をいただきたいと発言をし、これを受けて健康福祉部長から、前回、前々回、協議会のほうで答弁、資料不足ということで大変御迷惑をおかけしたとおわびがあり、さらに、今回は協議会等を踏まえて、改めてミスが発生した経緯から、お尋ねがあった件について、資料の追加をして御説明させていただきたいとの発言がありました。その後、執行部から、今回の新型コロナウイルスワクチンの接種名簿入力漏れについて、さらに契約上のことを踏まえ、時系列で詳細にわたった説明を受けました。

審査の過程で委員から様々な質疑が上がりましたので、まず、その内容を報告いたします。

委員から、ワクチンはどこで保管しているのかに対し、ワクチンは保健センターで保管し、各受託の医療機関に配送をしていると答弁。個別接種委託料は何名分なのかに対し、１万298人で、その２回分を見込んでいるとの答弁がありました。名簿入力に係る業務の支払いは３月に済んでいると聞くが、事実かに対し、地方自治法及び市条例に基づき随意契約した。３月に契約した分については支払済みであるとの答弁。契約書では、受託者は完了報告するとなっているが、完了報告はないのではないか。成果品を届けた時点で完了届を受領するものであって、なぜ、先に委託料を支払ったのか。正確なものかをチェックせず、完了確認を受けず、委託料の請求書を提出されたのかに対し、今回の契約内容の予算は、407万7,000円の13節委託料である。予算の内訳は、今回の調査はがきデータ入力ということで、令和２年度の内容として、１枚50円、１万2,500件の消費税込みで68万7,500円、予算額としては68万8,000円分を計上した。繰越しをした令和３年度分として、同様に50円の２万2,000件で、64歳以下の方も含めた件数となっており、消費税込で121万円である。それから接種後に医療機関から予診票が返ってくるので、その内容を入力するものとして、令和３年度分に１件当たり60円の１万6,500件の２回分、それと消耗品費ということで、500円を入れた217万8,550円。この３つを合わせて計上した予算額が407万7,000円ということである。執行額の内訳は、令和２年度分の調査はがきデータ入力として、7,569件分の入力に対し、41万6,295円。３月26日に契約をしたもので、４月23日に支払った。令和３年度分としては、３月26日以降には

がきが返ってきた分を入力するという形で、４月に入り4,009件分を22万495円で契約を済んでいるところ。この分については、あくまでも65歳以上の方のデータ入力分という内容になっている。実際に支払いをする際に、納品書、完了届、それから請求書を取り、請求の際に合わせて提出されたもので処理をすると答弁がありました。

また、なぜ、このような通知漏れが発生したのかに対し、業者に依頼した納入分を、数だけで確認したところにミスが生じた。データの突合がしっかりできていなかったということであり、御迷惑をかけてしまい申し訳ないと、答弁と謝罪がありました。

さらに、この業者との連携は取れていたのかに対し、作業内容、具体的な方法等について、何回も相談や情報共有を図っていたと答弁。今回のミス発生以降も、この業者が仕事をしているにもかかわらず、その業務金額は請求しないと聞いたが、そうであれば、行政の在り方として問題ではないのかに対し、その点については、今、顧問弁護士に相談しながら進めているところであるとの答弁。引き続き、この業者が業務を行うとすれば、何のペナルティーもなく、行政との癒着があるとの指摘を危惧しているに対し、その点については、今、顧問弁護士に相談しながら進めているところであるとの答弁。市が、今後、直接この業務を行うとのことだが、そうなると、この予算は人件費に変わるのかに対し、会計年度任用職員に変わった場合には、恐らくこの委託料から予算を持っていくことになるとの答弁。

また、このような契約は、熟知しておく必要があったのではないかに対し、今後、十分注意をしてまいりたいとの答弁がありました。

ここで、委員から、今後このようなことがあると、市民の不安が広がっていく。今後、十分留意してほしい。今回、詳細にわたって、この説明を受けたので、ある程度理解することができたが、ここは、一度、暫時休憩を取って、委員だけで協議をさせていただきたい。また、明日、採決の時間をいただきたいとの意見がありました。

そこで、暫時休憩を取り、委員だけの協議会を開きました。その結果、全会一致で本日の採決は見送り、明日の委員会へ、市長への出席を要求し、市長のお考えなどを聞いた上で審査するということを決定し、その後、委員会を再開し、16日の委員会を散会することといたしました。

翌日の17日、10時から厚生委員会に市長の出席があり、委員会を再開いたしました。まず、市長から、６月議会の一般質問、委員会審査についてのお礼の発言があり、このたびの新型コロナウイルスワクチン接種に関して、名簿の医療機関への漏れが発生したことで、１日も早い接種を望まれる当事者、御家族、医療機関、また厚生委員会をはじめとする議員にも、大変御心配、御不安、御迷惑をおかけした。さらに、ミスが発覚してから、対策については重く受け止め、その後、迅速に対応をした。一刻も早いワクチン接種に向け、職員一丸となり、医療機関の協力を得て着実に進めてまいりたい。さらに、今後は64歳以下の接種が始まるので、組織体制を整え、市民の信頼のもとに、ワクチンの接種を確実に、また迅速に進め

てまいりたい。引き続き御理解、御協力をお願いしたいとの発言がありました。

その後、委員から質疑があり、契約書の作成の仕方、人吉市の契約規則にのっとり作成したと思うが、瑕疵規定というのはない。これはどうしてかに対し、民法第415条の債務不履行による損害賠償の規定ということで、この契約書のほうにうたってなくても、民法の条項を適用して請求をすることができると答弁。この委託契約の令和２年度支払い分については、監査部門で監査を行ったのかに対し、例月監査を受けている。また、監査部門では、正しく執行されたということであったのかに対し、特段の指摘は受けていないと答弁がありました。さらに質疑がありましたが、ここで、市長におかれては、委員会の総意で出席要請をしたのであるが、このことは強く、そして重く受け止めていただきたい。健康福祉部長をはじめ、執行部各位には、今後このようなことがないように切に願っているとの意見がありました。

最後に、私のほうで、市長に対し、昨日の委員会審査の中で申し上げたが、大変心配しているところがある。今回のこの入力漏れによって、市民の方々が非常に混乱をされた。通知が来ない、行政、担当課に電話をしても、よく分からない。そのようなことで、医療機関の方とも連携を取らないと、違う形の混乱を招くことにつながるので、今後しっかりと連携を取っていただきたいと発言をいたしました。そして、厚生委員会協議会で全会一致により決定した今回の経緯等を踏まえ、厚生委員会として執行部に、次のように申入れを行いました。

申し入れた内容については、次のとおりです。１、市民の生命・財産を守るため、再発防止に努めること、２、契約書を作成する際の条項の精査や、委託業者から成果品が提出された際の確認など、チェック体制の強化を図ること、３、保健センターにおける事務処理が増大することに対する人員の確保に配慮すること、この３点をいたしました。

その後、市長退席後、採決を行い、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第５、議第49号専決処分の承認を求めることについて（令和３年度人吉市一般会計補正予算（第１号））のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

７款商工費、１項商工費、２目商工業振興費419万円の増額は、国のマイナポイント事業に係るマイナポイント利用環境整備費補助により実施するものでございます。12節委託料395万円は、マイナポイント利用環境整備委託料として、商店街等におけるマイキーＩＤ設定及びマイナポイント申込支援、利用店舗の募集、及びそれらに関わる広報等を委託するものであり、委託先として人吉商工会議所を予定しているとの説明があっております。13節使用料及び賃借料10万円は、当該事業に係るＯＡ機器リース料で、パソコン１台、ポケットW

ｉ―Ｆｉ２台のリース料でございます。

審査の過程において委員から、どれくらいの期間行うのか、パソコンは必要なのかとの質疑に、期間は令和３年９月30日まで。スマホで手続できない方のためのサポートということなので、パソコンが必要であるとの答弁があっております。

さらに、委員から、商工会議所に加入していない事業者を募集しなかったら、利用できる店舗が限られるのではないかとの質疑に、加盟していない事業所も使える制度なので、そちらについても、市で呼びかけていく必要があると考えるとの答弁があっております。

８款土木費、４項都市計画費、１目都市計画総務費37万5,000円の増額は、被災市街地復興推進地域に関する住民説明会開催に伴う会場をスポーツパレス大アリーナで予定しており、その借上料でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく承認することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第49号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第49号は、承認することに決しました。

日程第６　議第54号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第６、議第54号を議題とし、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第６、議第54号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の条例改正は、市長の４月17日の一連の行動について、災害からの復興を目指しているさなか、市政並びに市民の皆様に混乱を生じさせたことについて、その責任を重く受け止め、市長の給料月額を減額して支給するため、条例の一部を改正するものです。

改正の内容については、令和３年７月１日から令和３年７月31日までの間における市長の給料月額を、別表第１の額85万4,000円から、当該額に10分の４を乗じて得た額を減じた額とするものです。

なお、市長の給料月額は、市長マニフェストにより、令和元年７月１日から任期満了までの間、10分の２減額、行財政健全化計画により、令和２年４月１日から任期満了までの間、10分の１を追加して減額しており、そこに今回、７月分について、さらに10分の１を追加して減額するものです。

委員から、ほかの市町村で同様の事例はあったのかとの質疑に、これまでの本市においては、職員の不祥事等で管理監督職である市長等が給与を減額した事例はあったが、今回のような事例はなかった。他市においては、上天草市長が、昨年の11月に新型コロナウイルスに感染され、その後の対応で、庁舎を閉鎖して消毒をされたこと等による経費で約400万円かかったとのこと。その経費及び市の健全な財政運営を維持するためということで、市長が令和３年４月から令和４年３月まで20％減額、副市長が10％減額、教育長が10％減額され、期末手当についても、令和３年６月分と令和３年12月分を市長が20％、副市長が10％、教育長が10％減額されている事例があるとの答弁。また、追加提案であった理由は、６月定例会の開会日の議案提案の際には減額の考えはなかったのかとの質疑には、４月17日の事案が発生して以降、市長は給与減額の考えはあったが、一方で、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になったことが責任を問われるということになると、新型コロナウイルスの濃厚接触者になったこと自体が悪であるという間違ったメッセージが市民に伝わる懸念があった。今回、大塚議員と犬童議員が一般質問をされるということになったので、その内容や答弁を見極めた上で、本議案の提案時期については考えていこうという判断となった。市長としても、突然思いつかれたということではなく、事案が発生して以来、葛藤があったと思っているとの答弁があっております。

審査を通して委員からの意見として、市長自らが判断と責任において、市のトップとして、指揮監督する立場として提案されたと思うので、その判断を尊重したい。新型コロナウイルスの濃厚接触者になったことが懲罰の対象になるという前例とならないように、市民に理解いただくように努力をしてもらいたい。長として誰かと対談するなどは、リーダーシップとして必要なことだと思うので、新型コロナウイルス感染が怖いからと、誰にも会わなくなることのデメリットが少なからず出てくるので、長としての活動に支障がないように、市民からの話も丁寧に聞く体制をとってもらいたい。市長自らが判断されたということだが、この重責の中で10分の４を減額されるというのは、非常に心苦しく感じる。責任の取り方についても、いろいろな方法等も検討しながら進めていただければと思う。こういう状況の中で、復興に向けた会議を、会食のため中座されたことが一番の問題となっており、その点に市民の方の感情があっていると思うので、市長が判断されたのであれば、このようにするのはやむを得ないのではないかと思うとの意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第54号について、総務文教委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第54号は、原案可決確定いたしました。

日程第７　議第51号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第７、議第51号を議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第７、議第51号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果の主なものを報告いたします。

この一部改正は、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

附則の「６月30日」を「９月30日」に改めることにして、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間延長に合わせ、期間を延長するものです。

今後、引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて適用期間の改正を行うこととしたいとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第51号について、厚生委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第51号は、原案可決確定いたしました。

日程第８　議第50号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第８、議第50号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

はじめに、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第８、議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち歳入全款、及び第２条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に３億9,860万2,000円を追加し、歳入予算の総額を290億9,619万8,000円とするものです。

主なものとして、前年度繰越金のほか、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額補正は、８月から接種予定の16歳から64歳の方へのワクチン接種費用に対するものなどです。

審査の過程において委員から、人吉応援団基金繰入金、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金などについて質疑があっております。

次に、地方債の補正の主なものは、特定大規模災害等鉄道施設災害復旧事業債で、くま川鉄道災害復旧事業費に係る本市負担分に伴う起債が計上されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第８、議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の増額補正は、10節需用費の消耗品費と17節備品購入費の増額で、各町内会に対し、新型コロナウイルス感染症防止対策備品を提供することで、安心してコミュニティー活動が実施できるよう支援するもの。18節負担金、補助及び交付金の補助金の増額は、今後、本格的にくま川鉄道の復旧事業を進めるに当たり、事業費の４分の１に相当する額を人吉球磨10市町村で負担することから、今年度予定されている新橋梁の設計委託料などの事業費について、くま川鉄道株式会社へ補助を行うものです。

審査の過程において委員から、備品購入費の公民館新型コロナウイルス感染症対策事業は、被災されている公民館もあるが、どのように実施するのか、予算の積算根拠は、また、好きな品目を選ぶことができるのかとの質疑があり、質疑に対し、公民館活動、地域の方々が集まられる場所に、市が購入する物品を貸し出す形で考えており、地域の活動を、コロナ禍においても安心して行っていただくことを狙いとしている。被災された公民館が、代替の場で

活動される場合も貸出し予定である。予算積算については、１町内会当たり10万円程度で、91町内、全町内分である。また、貸出物品は、空気清浄機とアクリルパーティションの２種類を想定しているとの答弁があっております。

９款、１項消防費、１目消防総務費の増額補正は、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉下球磨消防組合における新型コロナウイルス感染症対策について、構成６市町村で負担するもので、委員から、人吉下球磨消防組合の新型コロナウイルス感染症対策に係る負担金の内容はとの質疑に対し、購入予定額が298万円程度で、購入予定物品は、救急出動時におけるガウン、全身つなぎ、ゴム手袋、非接触型体温検知器などで、６市町村で負担する。人吉市は46.3％を負担するとの答弁があっております。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費の増額補正は、10節需用費、消耗品費として、市内小中学校の全教室、職員室、保健室に配備する二酸化炭素濃度チェッカー135個分と市内全小中学校に配分するアルコール消毒液の購入費。17節備品購入費は、人吉東小学校、西瀬小学校、中原小学校、第一中学校、第二中学校に各１台ずつ、計５台の電子黒板購入費と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内９校に２台ずつ、計18台を、主に来客対応用とするため、学校玄関等に設置するＡＩ体温検知カメラの購入費です。

審査の過程において委員から、二酸化炭素濃度チェッカーは、どういった目的で購入されるのか。また、どのような機械かとの質疑に、４月７日に学校保健推進合同会議を行った際に、換気の目安、状況確認のため二酸化炭素濃度チェッカーを設置したほうがよいとの助言があり、全教室117、職員室９、保健室９、合計135個分を要求している。機械については、二酸化炭素濃度の数値が表示され、色が変わって状況を伝えるものと聞いているとの答弁。電子黒板の予算を計上されているが、電子黒板は既に配備済みではないのかとの質疑に、昨年度、全学級に配備をしていたが、本年度、学級増があった学校が５校、５学級あり、そこに電子黒板が未配備であったため、今回予算を要求しているとの答弁があっております。

４項社会教育費、２目公民館費の増額は、17節備品購入費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内のコミセン５か所に１台ずつ設置するＡＩ体温検知カメラと、空気清浄機計26台の購入費などによるものです。

次に、５項保健体育費、２目体育施設費の増額は、12節委託料として、令和２年７月豪雨により、川上哲治記念球場隣の蟹作町内広場で発災した崩落箇所の土砂除去業務委託料と、同豪雨災害により、避難所として使用したスポーツパレス大アリーナの空調設備、床の改修設計委託料です。

なお、こちらの２か所については、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、体育施設費に設計委託料が計上されているが、設計した後の改修の財源確保のめどはたっているのかとの質疑があり、なるべく早く取りかかりたいと考えており、財源を検討しているところ。早ければ今年度中に予算化していきたい。避難所

運営に伴って損傷したものであり、直接被災した施設ではないので、災害復旧事業補助の適用にはならないとのこと。床については、現時点で有力な財源として、緊急防災・減災事業債が利用できないかということで検討している。空調設備の改修は、国の補助金を検討しているとの答弁があっております。

委員から、人吉スポーツパレスの改修については、床下の湿気もあると思うので、床下乾燥についても含めて検討していただきたいとの要望や、改修の財源は厳しいとのことだが、スポーツをされる方は、一日も早く人吉スポーツパレスを利用したいという声があり、また、万が一災害が発生した場合には避難所にもなる。その辺りの状況をもって、国や県から有利な財源を見つけていただきたいとの意見があっております。

11款災害復旧費、５項、１目の増額は、17節備品購入費で、昨年の豪雨災害で被災した交通指導車の更新費用ですが、委員から、計上されている交通指導車は何台分で、車種はとの質疑があり、１台分で、1,800cc程度を想定している。被災した前の車と同等のものとする予定で、使えるパトライト等の装備は付け替える予定との答弁。また、委員からは、登下校指導で細い道にも入っていけるよう、軽自動車も検討されたいとの要望があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第８、議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、２款総務費、３項、１目戸籍住民基本台帳費、12節委託料の増額は、住民票等のコンビニ交付におけるデジタル手続法対応作業委託料であります。

審査の過程で委員から質疑があり、システム改修委託料の改修内容は、に対し、デジタル手続法による住民基本台帳法の一部改正に伴うもので、コンビニ交付サービスで交付している戸籍の附票の写しについて、記載項目を変更する必要があるため、証明発行サーバーのシステム改修を行うもの。現在、本籍、住所、名前が記載されているが、10月から、生年月日、性別が追加記載される予定であるとの答弁。

さらに、コンビニ交付サービスの状況は、に対し、コンビニ交付は平成30年10月から実施しているが、年々件数は増加している。平成30年度の月の平均件数は34件。令和元年度が月54件、令和２年度は月134件が平均となっており、令和３年度に入って、４月で202件、５月で123件の利用があっているので、４月と５月平均して、令和３年度は月163件の利用があっている。マイナンバーカードの交付率も上がってきており、令和３年５月末で33.9％になっ

ている。交付率が上がるにつれて、コンビニ交付の利用件数も徐々に上がってきているとの答弁がありました。

３款民生費、２項児童福祉費、２目児童支援費、３節職員手当等から11節役務費までは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援のための子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る事務費に係るものであります。18節負担金、補助及び交付金5,750万円の増額は、1,150人分の特別給付金に係るものであります。

審査の過程で委員から質疑があり、子育て世帯生活支援特別給付金は、どういった方が対象かに対し、給付金の対象となる方は、18歳未満の非課税世帯の方が750人、20歳未満で障害者の世帯が20人、また、家計急変が対象となる世帯が380人と見込んでおり、いずれも一人当たり５万円という計算になると答弁。さらに、この方々の申請は必要となるのかに対し、申請の方法は、ひとり親対象の給付金と同様の進め方になってくるので、把握できるものについては申請不要だが、家計急変の世帯で把握が難しいところについては、周知をした上で、申請をしていただくということになる。自分が対象となるのかということについては、こちらから見抜くというのが難しいので、繰り返しの広報に努めていく必要があると思っているとの答弁。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、12節委託料4,689万9,000円の増額補正は、64歳以下の方への新型コロナウイルスワクチン個別接種に係る費用であります。今般の新型コロナウイルス接種名簿の入力漏れに起因する一連の経緯に関する質疑応答は、さきの議第49号で報告いたしたとおりであります。３目保健センター費、17節備品購入費の増額補正は、新型コロナウイルス対策として、アクリルパーティションやオゾン発生器を購入するものであります。２項清掃費、１目清掃総務費、11節役務費の増額は、令和２年７月豪雨災害によって設置している大柿地区農村公園仮設トイレの設置期間延長に伴ったし尿汲取手数料です。13節使用料及び賃借料20万6,000円の増額は、同じく大柿地区農村公園仮設トイレ借上料です。委員から、大柿地区の簡易トイレについて、複数あったと思うが、１か所に集約したのか。また、何月まで配置するのかに対し、３月までは、大柿の３か所に分けて設置していたが、３月末をもって撤去した。その後、大柿地区農村公園の１か所にまとめたもので、町内会長に相談の上、３基置いている。ボランティアや地元の方の活動状況にもよるが、本年度中は予算措置を行っていると答弁がありました。

２目塵芥処理費、12節委託料から11節役務費への組替えの内容は、鹿児島市へ支払う災害廃棄物処理手数料2,181万9,000円の増額、及び、豪雨災害で被災し、排出された家電製品に対する家電リサイクル手数料210万円の増額です。

なお、本件についても、議第49号同様、今般の新型コロナウイルス接種名簿の入力漏れに起因する一連の経緯、市長のお考えなどを聞いた上で審査をするため、16日の委員会は散

会し、翌日17日に委員会を再開し、市長のお考え等をお聞きした上で質疑・意見、採決を行いました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第８、議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第２号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費を761万2,000円増額しております。12節、委託料139万1,000円の増額は、田野町の田野農村公園テニスコート周辺の樹木剪定等委託料で、周辺に植栽されている樹木（カイヅカイブキ）の樹高が高くなっていることにより周辺農地へ日照阻害をしているため、フェンス高に合わせて剪定、改善をするものです。なお、本件につきましては、現地視察を行っております。18節負担金、補助及び交付金622万1,000円の増額は、球磨酪農農業協同組合が、乳業工場のさらなる近代化のため、新たに生乳に高付加価値を付けた「ドリンクヨーグルト」製造施設の新設、及び工場内環境改善のための整備を行うもので、球磨酪農組合商品製造施設整備事業補助金として622万1,000円を事業費の一部として補助するものでございます。執行部から、資料に基づき、本市の負担割合について説明を受けております。施設整備費の総額は２億5,557万9,000円で、県の補助が、申請額どおり採択された場合は１億円。残りの１億5,557万9,000円の20％が、市町村負担となっております。この市町村負担分を、戸数割、乳用牛頭数割、出荷乳量割、それぞれ30％ずつに区分し、残りの10％を均等割とし、本市の負担額は622万1,000円となるとのことでございました。なお、本件につきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、県の補助が不採択の場合、球磨酪農組合が負担するとのことであるが、組合の返済計画は提示されているのか、県が補助するから市が補助するのかとの質疑に、球磨酪農組合の返済計画については伺っていない。県が補助するから市が補助するのではなく、球磨酪農組合が発展することによって本市の酪農家の経営向上につながるので、支援をするものであるとの答弁があっております。

７款、１項商工費、２目商工業振興費を4,375万2,000円増額しております。18節負担金、補助及び交付金3,567万4,000円の増額のうち、負担金2,567万4,000円は、熊本県内全域における飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う、熊本県営業時間短縮要請協力金市町村負担金でございます。補助金1,000万円は中心市街地活性化推進事業補助金で、豪雨災害からの復興やウィズコロナ時代を見据え、公有地や遊休不動産の有効活用の検討や社会実験などを

通じて、中心市街地エリアの価値向上を図るものです。

審査の過程において委員から、この補助金は、団体に対するものなのか、個人に対するものなのか。また、モゾカタウンや、くまりばの仮設商店街でも使えるのかとの質疑に、人吉ＴＭＯへの補助事業であり、商工会議所へ補助するものであるとの答弁があっております。

３目観光費を919万円増額しております。10節需用費16万円の増額は、12節委託料と合わせ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業で、県が進めているアニメツーリズムと連携し、ＮＰＯ法人熊本マンガミュージアムプロジェクトから寄贈される約3,000冊の漫画本をまち・ひと・しごと総合交流館内に設置するため、展示用パネルなどを購入するものでございます。

審査の過程において委員から、図書の選定は誰がするのかとの質疑に、寄贈をしていただくＮＰＯ法人熊本マンガミュージアムプロジェクトに選定してもらう。3,000冊は、一度には本棚には入らないので、入替方式で行うとの答弁があっております。

12節委託料204万円の増額のうち、花火大会動画作製・配信委託料100万円は、昨年度中止となりました花火大会を、今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるため各々の場所で観覧していただくお願いや、花火打ち上げ数の縮小・時間短縮で開催することから、花火大会のインターネット配信及び動画作製に関するものでございます。委託先は、人吉商工会議所を予定しているとの説明があっております。

審査の過程において委員から、花火大会は実施できるのかとの質疑に、商工会議所でアンケートを事業所から取っている。「参加する」という事業所が多数であった。ただ、コロナ禍でもあるので、規模の縮小は避けられない。また、観客を集めない方法をとるため、ユーチューブで配信する。打ち上げる場所も確保できているとの答弁があっております。また、「来ないでください」とのお願いだけで防げるのか。何か対策はあるのかとの質疑に、警備は例年どおりとしている。屋外での飲食も禁止とし、出店は控えてもらうとの答弁があっております。

さらに、委員から、スポンサー名をアナウンスはしないとのことであるが、スポンサーの理解は得られるのかとの質疑に、スポンサーの方には伝えてある。また、ユーチューブではスポンサー名を流すとの答弁があっております。

また、委員から、郊外の大型店にもスポンサーになっていただけるようお願いしていただきたいとの意見があっております。

18節負担金、補助及び交付金699万円の増額のうち、日本遺産人吉球磨構成文化財活用事業補助金130万円は、日本遺産人吉球磨構成文化財であるおくんち祭りに対する、人吉おくんち祭実行委員会への補助金でございます。球磨川くだり支援事業補助金250万円は、企業版ふるさと納税を活用し球磨川くだり株式会社の支援を行うもので、ＦＲＰ船ラッピング、「ＨＡＳＳＥＮＢＡ」カフェ事業に使用する家具整備に対する補助金でございます。なお、

本件につきましては、現地視察を行っております。

審査の過程において委員から、ラッピングは、企業版ふるさと納税をいただいたところを掲載するのかとの質疑に、企業名ではなく、企業が希望されるロゴを入れる予定であるとの答弁があっております。

人吉温泉観光協会補助金（ビジターセンター運営事業）319万円は、新型コロナウイルスの影響や豪雨被災により経営危機に瀕している宿泊施設や観光施設への誘客のため、店舗・宿泊施設の営業情報や観光人吉のＰＲ等を行う、仮称「人吉ビジターセンター」の設立に伴う備品や人件費等に対する補助金でございます。

審査の過程において委員から、人吉温泉観光協会は、現体制のままでの運営はできなかったのか。観光案内所から人を回すことはできなかったのかとの質疑に、ビジターセンターは案内業務で、観光協会は観光振興のための事業等を実施される。雇用の時期等の関係もあり、今回、観光案内所のほうで１人減らし、ビジターセンターでは１人雇用する。１人減る分は、その分委託費を減らしているとの答弁があっております。

５目まち・ひと・しごと総合交流館管理費を272万7,000円増額しております。17節備品購入費257万2,000円の増額は、施設用備品で、７月豪雨災害により損傷した複合機や総合交流館の新型コロナウイルス感染症感染防止対策用備品を購入するものでございます。

８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費を100万円増額しております。18節負担金、補助及び交付金の増額は、人吉市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金により実施するブロック塀等の撤去、及び新設を行う予定戸数５戸分の増額でございます。２項道路橋梁費の主なものは、３目道路新設改良費、14節工事請負費2,734万8,000円の増額で、社会資本整備総合交付金事業で行う戸越永葉線外１線の改築工事で、国の内示額に合わせて増額するものでございます。なお、戸越永葉線につきましては、現地視察を行っております。

５目橋梁新設改良費に875万1,000円追加しております。12節委託料の増額は、道路メンテナンス事業で行う髙橋外４橋の橋梁補修設計委託につきまして、国の内示額に合わせて増額するものでございます。

審査の過程において委員から、橋梁の補修は、昨年の水害によるものなのかとの質疑に対し、橋梁長寿命化計画を策定しており、優先順位をつけながら対応しているところであるとの答弁があっております。

３項住宅費、１目住宅管理費を1,057万8,000円増額いたしております。これは、いずれも災害公営住宅整備に係る経費で、10節需用費、11節役務費及び13節使用料及び賃借料の増額は、災害公営住宅住民意向調査及び災害公営住宅建設に伴う住民説明会の経費の増でございます。12節委託料1,000万円の増額は、社会資本整備総合交付金事業で行う災害公営住宅建設に伴う災害公営住宅の仕様・性能、配置計画、及び意向調査等の集計・分析等の基本計画検討等の業務委託に係る事業費の増でございます。

審査の過程において委員から、災害公営住宅の戸数について質疑があり、意向調査を行い、予定より少なければ減らし、不足するようであれば別の場所を考えている。現在の戸数が決定ではないとの答弁があっております。また、調査は、あと何回予定しているのかとの質疑があり、あと２回予定している。２回目は来月を予定しており、１回目で返事がない方は把握しているので、その方を対象に実施するとの答弁があっております。

４項都市計画費、１目都市計画総務費を6,130万6,000円増額いたしております。これは、被災市街地復興推進事業に伴う経費で、10節需用費、11節役務費及び13節使用料及び賃借料の増額は、住民説明会開催等に係る経費の増でございます。12節委託料6,000万円の増額は、社会資本整備総合交付金事業で行う被災市街地復興推進地域における土地区画整理等調査、地形測量等に係る業務委託に係る事業費の増でございます。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　議第50号令和３年度人吉市一般会計補正予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算案の都市計画費には、被災市街地復興推進事業調査検討業務委託料が含まれており、これに反対するものです。

担当課で経済建設委員会に出された資料をもらいましたが、この委託料には事業認可申請業務が含まれていることが分かります。都市計画の研究者である県立広島大学元教授の資料によると、今後、都市計画決定（区域）、事業計画、換地設計、仮換地指定、工事、移転、建築、換地処分と進んでいくことが示されています。そこで、こちらの資料を添付して、どこまでの範囲の委託料であるか、メールで聞いたところ、「都市計画決定（区域）の次に、事業計画とあったと思いますが、これが事業認可申請業務で、一気に２段階の委託をするということです。減歩、換地が想定されたものになると覚悟せねばなりません」と返信が来ました。この委託料は、減歩、換地を行う土地区画整理事業に向けて計上されていることに間違いないと思います。

私がこの委託料に反対するのは、２つの理由があります。１つ目には、日本国憲法にも背く手法で事業を進めるべきではないと思うからです。憲法第29条は第１項で「財産権は、これを侵してはならない。」としており、第３項で「私有財産は、正当な補償の下に、これを

公共のために用ひることができる。」としています。行政が民間の土地を取得するためには、取得する土地の土地代に見合う補償が行われるべきだと思います。ところが、土地区画整理事業では、住民は減歩によって強制的に土地を奪われるだけではなく、換地によって位置さえも変えられてしまいます。

２つ目には、個人の財産に関わることなのに、市民に対して減歩や換地などについて全く説明がなされていないと思うからです。被災市街地復興推進地域の決定の中心は、土地区画整理事業です。しかし、住民説明会で出された資料を見てみると、減歩や換地について全く触れておらず、口頭での内容説明もなかったと思います。個人の財産に関わることなのに、全く説明がなされていないのは大問題だと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（西　信八郎君）　以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第50号について、各委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第50号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時29分　休憩

午前11時44分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第９　議第53号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第９、議第53号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

はじめに、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　日程第９、議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の結果の主なものについて御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に2,007万1,000円を追加し、歳入予算の総額を291億1,626万9,000円とするものです。

主なものは、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費補助金の

増額補正で、生活保護に準じる困窮世帯に対する支援策の支給に係る事業費等に対するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第９、議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

14款、１項、１目予備費の減額補正は、民生費において、新型コロナウイルス感染症対策及び豪雨災害関連予算を増額補正するもので、歳入歳出予算の調整により予備費を減額したものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第９、議第53号令和３年度人吉市一般会計補正予算（第３号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、歳出予算の補正について、３款民生費、３項生活保護費、１目生活保護総務費、３節職員手当等から11節役務費までは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給に係る事務費であります。19節扶助費1,500万円の増額補正は、50世帯への新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係るものです。４項、１目災害救助費、19節扶助費250万円の増額補正は、令和２年７月豪雨災害で亡くなられた方の御遺族へ支給する災害弔慰金に係るものです。

審査の過程で委員から質疑があり、災害関連死については何年まで認められるのかに対し、何年という規定はないが、その災害を起因とするものかどうかということを考えれば、なかなか長期化したら厳しい判断が多いようである。そこを判断する機関として、弁護士、医師で構成される合同審査会の意見を受けるということにしているとの答弁。

また、委員から、市民の方から相談等があった場合は、その方々に寄り添った対応をしていただきたいとの意見があっております。

２目応急住宅管理費、14節工事請負費300万円の増額補正は、仮設団地外構改修工事に係るものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第53号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第53号は、原案可決確定いたしました。

日程第10　議第52号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第10、議第52号を議題といたします。

お諮りをいたします。議第52号について、任命同意することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第52号は、任命同意することに決しました。

日程第11　陳第９号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第11、陳第９号を議題とし、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第11、陳第９号新型コロナウイルス感染症対策による熊本県時短営業要請によって売り上げに影響を受けた事業者に対する救済を求める陳情についての審査の結果を御報告いたします。

この陳情は、令和３年２月22日、人吉地区運転代行協議会、代表者、上原裕二氏から提出されたもので、陳情の趣旨は、新型コロナウイルス感染症対策による時短営業要請があった飲食店の営業いかんによって売り上げが左右される関連事業所への救済措置が何らないため、支援策を検討、実施してほしいというものでございます。

委員会としては、令和３年３月議会において審査を行い、継続審査となっていたものでございます。

そのような中、令和３年４月16日付で、上原氏から陳情の取り下げが提出されましたもの

で、委員会としては、全員異議なく陳情の取り下げについて認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。陳第９号について、経済建設委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、陳第９号は、撤回することに決しました。

日程第12　新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第12、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　日程第12、新市庁舎建設に関する特別委員会の最終報告を行います。

新市庁舎建設に関する特別委員会は、新市庁舎建設の諸問題について調査するため、令和元年６月17日に、全議員で構成し設置されました。付託された調査を終了するに当たり、これまでに20回開催されました本特別委員会の審議の概要について御報告いたします。

平成30年度に実施された新市庁舎建築本体工事の入札が、二度不調・不落となった経緯を踏まえ、新市庁舎建設工事の設計見直しについて審議を行いました。新市庁舎の建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事を一括発注に変更し、公共工事単価の更新、見積書の再検討、工期見直しによる経費、消費税改定等の項目の増額見直しについて説明を受けました。

委員からは、電気・機械設備工事を一括発注することにより、市内企業の受注機会が減ることを懸念する意見が多くあり、建築本体工事の入札公告等に使用資材や下請企業については、できる限り地元産資材及び市内企業の採用に努めるとともに、人吉市内に本店を有する者に、本工事における電気設備工事、機械設備工事のそれぞれ10％以上の金額の下請契約または資材発注をすること、また、共同企業体の中に人吉市内に本店を有する者を、少なくとも１社は必ず構成員とすることなどの条件を付すこととなりました。

これらの設計見直しを経て、令和元年９月４日に人吉市庁舎建設工事の条件付一般競争入札が行われ、令和元年12月議会で、契約金額40億6,890万円で三井住友・丸昭特定建設工事共同企業体と人吉市庁舎建設工事に関する契約締結議案を可決しております。新市庁舎等什器整備計画については、新市庁舎におけるオフィス設計のポイントとして、１階を新規什器、

２階以上は既存什器を転用することを基本とし、転用する既存什器の範囲も検討しております。また、働き方改革や行政改革の拠点となるモデルオフィスの検討を踏まえ、より費用対効果の高い業務サポートエリアの分散配置案を採用し、事業規模を基本計画時の１億2,500万円から１億円以下に抑えるよう実施計画を取りまとめました。

委員からは、議会関係の什器について、既存什器の再利用について、業務継続計画に配慮した什器整備についてなどの質疑が出されました。

新市庁舎へのアクセス道路、市道青井西間線については、交通量等を考慮し拡幅し、東間方面から新市庁舎へ右折レーンが増設され、横断歩道設置が検討されるとのことでした。

委員からは、来庁者等の安全確保のため、横断歩道の位置や信号機の設置、新市庁舎から市道青井西間線に出るときに減速するよう、盛土の設置等について要望がありました。

免震システムについての審議では、市の防災拠点となる新庁舎において、災害時に速やかに防災拠点として機能できるように、基礎免震構造が採用されています。また、新市庁舎の基礎免震構造は、基礎と上部構造体の間に免震層を設け、天然ゴム系積層ゴム支承や減衰こま等の免震装置を配置し、熊本地震クラスの大規模地震にも耐えられるよう設計されています。また、令和３年１月６日には現地視察を行い、免震装置の設置状況についても確認を行いました。建設発生土の運搬ルートについては、近隣に小学校や中学校、高等学校があることから、生徒・児童の登下校時の安全について審議され、運搬ルートが決定されております。新市庁舎及び西間別館の部署配置の見直しについては、第４次定員適正化計画において新市庁舎供用開始時の職員配置人数が減となり、執務室のユニバーサルレイアウト採用等によりスペースの確保ができ、西間別館に配置予定であった教育部を、新市庁舎４階に配置することが可能となったためとの説明を受け、これに伴う設計変更を承認しております。

新市庁舎等ネットワーク構築計画についての審議では、スーパーシティ構想を掲げる本市において、将来においても対応可能なものとなるよう、費用対効果を考慮しつつも、段階的な発展性を考慮したものとするようにとの要望を行っております。

新市庁舎供用開始後の概算年間維持管理経費については、令和５年度で、清掃業務委託、建築・衛生維持管理、施設保守点検、設備保守点検の合計が5,821万5,000円となり、今後、契約方式等も含め精査し、予算削減を図るとのことです。

令和２年７月豪雨による工事への影響については、砕石供給プラントが被災したことにより、コンクリートの打設ができなくなり、７月６日から９月16日の約２か月半にわたり、工事が一時中止されました。工程の調整により、令和４年６月供用開始の予定を変更することなく、現在、工事が進められております。

特別委員会では、これらのほかに、新市庁舎建設事業継続費の補正、駐車場整備計画案、市庁舎建設工事監理業務委託の契約締結、工事一時中止に伴う請負代金額及び工期の変更、工事の進め方、防災行政無線の移設工事について審議を行っております。

最後になりますが、執行部におかれましては、今後につきましても事故や新型コロナウイルス感染等がないよう、安全に工事を進めていただき、令和４年６月供用開始に遅れ等が生じないようにお願いをしたいと思います。また、市民に親しまれ、愛される市庁舎となるよう、運営面におきましても熟慮されますようお願いをしておきます。

この委員会報告をもちまして、本委員会に付託されました調査を終了し、新市庁舎建設に関する特別委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

ただいま、委員長報告にありましたように、新市庁舎建設に関する特別委員会に付託されておりました調査事項につきましては調査が終了いたしましたので、新市庁舎建設に関する特別委員会を廃止します。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時03分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第13　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第13、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和３年６月２日水曜日に、第５回となります本特別委員会を開催いたしました。審議事項は、１、令和２年７月豪雨災害の状況等について、２、その他を審議事項といたしました。

１、令和２年７月豪雨災害の状況等についてでは、まず、人吉下球磨消防組合本部より、早田和彦警防課長、岩本靖則警防課長補佐に出席いただき、「早期避難の重要性」というテーマで、令和２年７月豪雨災害時記録映像による説明を受けました。その後、深江政友地域防災官による「７月豪雨を踏まえて」、「地域防災官として目指すところ　「犠牲者ゼロを目指す」防災意識の高い人吉市に」というテーマで講話がありました。講話では、１、基本に返る、２、自主防災組織の活性化、３、災害弱者を第一に、４、自助・共助・公助の関係

についての講話がありました。

次に、それぞれの説明及び講話に対する質疑応答を行いました。まず、災害時の脱出のための道具の備蓄あるいはライフジャケットの有効性について質疑があり、深江地域防災官より、ライフジャケットは水害時に非常に役立つという答弁がありました。また、消防組合の出動態勢については、早田和彦警防課長より、７月３日の出動態勢について説明があり、当時は、状況に応じて第１次水防体制から、順次、警戒体制を上げ、４日の２時に警戒本部を設置し、３時台に全職員の招集をかけたが、道路状況の悪化で参集できなかった職員もいたとの説明があっております。また、消防本部の資機材の分散の質問では、早田和彦警防課長より、消防本部機能を、村山公園の管理棟、川上哲治記念球場、相良村の中分署に分散させることになっている。昨年の豪雨災害を受けて、要領の不備な点は、今計画を立てているとの答弁でありました。

次に、深江地域防災官に対し、自主防災組織の活性化について、あるいは浸水被害を受けた消防本部の立地の在り方について質疑があり、深江地域防災官から、自主防災組織については、早いうちに計画を立てて、しっかりやっていきたいとの答弁があっております。

次に、災害弱者の定義ということで質疑があり、深江地域防災官より、要支援者、要するに１人で避難ができない人と捉えているとの答弁があっております。

次に、県、自治体、球磨川流域の自治体での災害発生時の協定づくり、また、消防・警察・自治体について質疑があり、深江地域防災官より、熊本県全市町村、熊本県市町村消防相互応援協定という枠組みの中で協定を結んでいるところがある。常備消防は、熊本県市町村消防相互応援協定の中で活動している。消防・警察・自治体とは、関係機関と話し合いながら協調体制づくりを構築していきたいと思っているとの答弁があっております。また、小中学生、高校生に対する啓発活動に対する質疑では、そういう世代への教育は大変重要であるので、関係機関と協議しながら進めていきたいとの答弁があっております。また、災害時に避難を呼びかけても、なかなか避難されない方がおられる。無線や放送での呼びかけよりも、人の誘導による避難が一番効果があるように報告もあっている。避難の周知の在り方について質疑があり、鳥越防災安全課長より、人が人に避難を誘導するのが一番かと思うので、それを周知していく前の段階での警報を早めに出していきたいとの答弁があっております。

その他の部分では、災害条例の制定について質疑があり、小澤総務部長より、防災意識の向上等で効果があると思うので、本市でも研究・検討させていただきたいとの答弁があっております。また、鳥越防災安全課長より、５月30日の自主避難訓練の結果報告がありました。なお、次回の協議事項については、正副委員長、事務局、執行部とで検討することといたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者

あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第14　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第14、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第14、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和３年第２回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が、５月31日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会しました。

まず、日程第１、議席の指定では、相良村議会議員の任期満了に伴う改選により新たに選出された議員の議席が、相良村選出の西本己喜男議員を18番、中村重道議員を19番に指定され、併せて、欠員が生じていた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に２名が指名されました。日程第２、会議録署名議員の指名は、20番、中村龍喜議員、21番、赤坂修議員が指名されました。日程第３、会期の決定については、本日１日限りとすることに決定しました。

次に、日程第４では、議会運営委員会委員の選任が行われ、同じく相良村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、９番、右田宣之議員（錦町）が選任、指名されました。その後、議会運営委員会が開かれ、委員長に、あさぎり町選出の皆越てる子議員が選出されました。

次に、日程第５、承認第１号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第７号））及び、日程第６、同意第１号監査委員の選任につき同意を求めることについての２件を一括し、執行部の提案理由の説明を行い、その後、日程第５、承認第１号について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、承認第１号については原案のとおり承認、同意第１号については、代表監査委員に山崎信治氏（人吉市）を選任することに同意し、決定しました。

最後に、日程第７、議員の派遣については、令和３年度の議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定がなされ、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

日程第15　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第15、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　日程第15、人吉下球磨消防組合議会の報告として、この間、行われた令和３年５月第２回人吉下球磨消防組合議会臨時会について、会議結果を報告します。

日時は、令和３年５月17日、月曜日、午前11時に開会されました。場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

会議結果ですが、改選を踏まえて、日程第１、議席の指定が行われ、１番、相良村選出の永田博人議員、２番、人吉市選出の牛塚孝浩議員、３番、人吉市選出の、私、本村令斗、４番、山江村選出の立道徹議員、５番、錦町選出の竹田農利人議員、６番、球磨村選出の犬童勝則議員、７番、人吉市選出の池田芳隆議員、８番、五木村選出の岡本精二議員となりました。

次に、日程第２、会期の決定が行われ、令和３年５月17日の１日間と決定しました。日程第３、会議録署名議員の氏名では、５番、竹田農利人議員、６番、犬童勝則議員が指名されました。日程第４、議案第１号人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、森本完一管理者から、犬童勝則議員を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意しました。なお、会議録署名議員である犬童勝則議員が、地方自治法第117条の規定に基づき退席したため、新たに、７番、池田芳隆議員を会議録署名議員に追加指名しました。

日程第５、議案第２号人吉下球磨消防組合行政不服審査に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年５月に公布された不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が産業標準化法に改められ、令和元年７月１日から日本工業規格が日本産業規格に改称されたことから、条例別表中に規定される日本工業規格の表記を日本産業規格に改めるもので、公布の日から施行となっています。採決の結果、全会一致で原案可決しました。

日程第６、報告第１号令和２年人吉下球磨消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和２年度緊急防災・減災事業で高規格救急自動車整備に係る経費について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、議会に報告するものです。３款消防費、１項消防費、２目消防施設費、高規格救急自動車整備事業は、金額3,356万1,000円、翌年度繰越額は同額。財源内訳は、地方債3,350万円、一般財源36万1,000円となっています。

日程第７、報告第２号専決処分の報告については、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会において指定される事項について専決処分を行ったことから、同条第２項の規定により報告を行うものです。専決処分の内容は、令和３年３月11日に、球磨郡相良村大字深水の国道445号上において発生した、中分署水槽付消防ポンプ自動車による事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものです。損害賠償額は14万1,000円。相手方は、熊本県県南広域

本部球磨地域振興局。事故の内容は、同日午後３時３分頃、中央消防署中分署の前の国道445号上において、国道上のガードレールと接触し、損害を与えたものです。

以上、人吉下球磨消防組合議会の報告を終わります。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第55号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議第56号人吉市教育長の任命につき同意を求めることについての２件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、２件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第55号及び議第56号

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　大変お疲れのところ、恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました条例案、人事案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第55号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、マニフェスト及び行財政健全化計画に基づき、令和３年７月１日から市長の任期満了の日までの間、教育長の給料月額等について20分の３を減額して支給するため、条例の一部を改正するものです。

議第56号人吉市教育長の任命につき同意を求めることについての案件は、末次美代氏の任期が本年６月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として志波典明氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ただいま説明がありました議第55号及び議第56号に対して、質疑を行います。

まず、議第55号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

次に、議第56号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

お諮りをいたします。議第55号及び議第56号の２件については、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決します。

採決は、分割して行います。

なお、議第55号については、議第56号の人事案件に関する条例でありますので、採決は議第56号から先に行い、その後、議第55号を行います。

まず、議第56号について採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをいたします。議第56号について、任命同意することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第56号は、任命同意することに決しました。

次に、議第55号について採決します。

お諮りをします。議第55号について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第55号は、原案可決確定いたしました。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、さらに日程の追加についてお諮りします。

復興のまちづくりに関する特別委員会の設置についてを日程に追加することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　復興のまちづくりに関する特別委員会の設置について

○議長（西　信八郎君）　お諮りをします。

復興のまちづくりに関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を復興のまちづくりに関する特別委員会とし、委員18名をもって構成することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、委員18名による復興のまちづくりに関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任につきましては、人吉市議会委員会条例第６条第１項の規定により、松村太議員、徳川禎郁議員、池田芳隆議員、牛塚孝浩議員、西洋子議員、宮原将志議員、塩見寿子議員、高瀬堅一議員、宮﨑保議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、福屋法晴議員、本村令斗議員、田中哲議員、大塚則男議員、そして、私、西信八郎の18名を指名することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました18名の議員を、復興のまちづくりに関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告していただきますようお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後１時21分　休憩

午後１時40分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

報告いたします。

復興のまちづくりに関する特別委員会委員長に、６番、宮原将志議員、副委員長に、５番、西洋子議員が選任されました。

お諮りをいたします。復興のまちづくりにする特別委員会は、調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査をされることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、調査終了するまで設置し、閉会中も継続して審査及び調査をされるように決します。

日程第16　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があっております。各委員長の申出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申出のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（令和３年６月第３回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第10号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情	慎重審査を必要とするため
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで６月30日付で退任されます末次教育長から発言の申出があっておりますので、これを許可します。

○教育長（末次美代君）（登壇）　皆さん、こんにちは。

大変お疲れのところと存じますが、議長のお許しをいただきましたので発言の機会を与えていただいたことになると思います。心から御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

何かしら、ここに立つと、今までしばらくの間は横からだけの答弁だったので、正面から議員の皆様を拝見いたしますと、何となくほっとするような感じがいたします。

さて、御承知のとおり、私にとりましては最後の議会となりました。６月30日をもって、人吉市教育長の職を辞することになりました。人が好きで教員となり、学校現場で40年間、教育に携わりました。定年退職後は、すぐに教育委員会のほうに仕事をさせていただく機会をいただきまして、平成25年７月１日から、教育長としてこの仕事を続けさせていただいたところです。

人生100年といいますが、その中の約半分、50年３か月、教育という場で仕事をさせていただいたことになります。本当に、私にとっては幸せなことでございました。また、私ごとで大変恐縮でございますけれども、義理とは言え、父が同じ人吉市の教育長としてこの職務を遂行していたことは、ひとえに私にとっても宝物だったなと思っているところです。

思い返しますと、平成25年９月議会、本議会におきまして、犬童議員からも質問いただきましたが、その中でのトップバッターとしての答弁をさせていただいたところでございます。緊張して足はがたがたというような感じでしたが、顔は堂々とした振りをしながら答弁したのを思い出しております。もちろん、そのときのトップバッターで答弁をしたんですが、質問をしていただいたのは、当時、７番議員の松岡市議、そして、現市長の松岡市長でございます。質問内容は、教育長としての教育観はというようなことで、非常に幅広く、範疇も広いんですけれども、40年間、学校現場にいましたので、学校現場のことを中心に、とうとうと、今でなら長ったらしくだったかもしれませんが、述べさせていただいたことを懐かしく思い出しております。

丸８年という、３期にわたって教育長を続けさせていただきましたが、その間には教育委員会の大きな改革がございました。そういうことで、教育長の任期も変わりましたし、教育長と教育委員会と、いわゆる市当局、市長部局との関係、そういうことにつきましても大きく変化した時期でございました。

元気だけが取り柄で、浅学非才の私でございますが、８年という長きにわたって、３期にわたって、この職が続けられたのも、ひとえに、市長をはじめ、職員の皆さんの支えであったり、また、市議会の皆さんの大きな、温かい心での支え、そして御指導があったからこそでございます。責任の重さを感じながらも、誠実に人吉市の教育の振興発展、そして充実に全力で取り組んできたところでございますが、気持ちばかり先走って、なかなか思うようにできなかったこともありますし、十分なお答えが出せなかったことも多々あったと思います。御期待に添えなかったことは、この場をお借りして、改めておわび申し上げたいと思います。

しかし、１つでも、人吉市の教育行政にお役に立てたとするならば、それは皆様の、先ほども申し上げましたけれども、御指導、御鞭撻のおかげです。いつも温かく見守ってくださっていました。教育委員会という職場も、本当に温かくて大好きな職場でございました。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症対応や未曾有の７月豪雨災害と、ともにこれまで経験したことがなく、対応対策に追われましたが、市職員の１人として、災害復旧や課題解決等に携わることができましたことは、私にとりましても貴重な経験となり、多くのことを学ばさせていただきました。人と出会い、そして一緒に仕事をする、本当にすばらしいことだと思います。一瞬の出会いであっても、ずっと、ずっと長く仕事をしたり、いろんなことを経験する仲間であったり、関わりであったり、全てが私にとっては財産となっております。今、私は安堵感であり、と同時に一抹の寂しさも感じており、複雑な心境でございます。

ショックで言葉さえ失うほどのあの日から、やがて１年がたとうとしております。希望ある復興を目指して、皆が心を１つにして、前へ動いていることは確かでございます。これから、私も地域社会の一員として、私にできることで地域貢献したいと思います。そして、大好きな、自然がいっぱい、環境が美しい、誰もが好きな人吉市を一日も早い復興を見守っていきたいと思っております。

最後になりましたが、皆様の御健勝と御多幸、そしてますますの御活躍、さらには市政の発展をお祈り申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当に、長い間お世話になりました。そして、ありがとうございました。（拍手）

○議長（西　信八郎君）　以上をもちまして、令和３年６月第３回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後１時50分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　松　村　　太

人吉市議会議員　　徳　川　禎　郁